

中山町地域防災計画

令和4年3月
中山町防災会議

目 次

第1編 総 則.....	1
第1節 計画の目的及び構成.....	1
第2節 防災の基本方針.....	2
第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務.....	4
又は業務の大綱.....	4
第4節 中山町の地勢と災害要因、災害記録.....	17
第5節 既往の災害と想定.....	22
第6節 震災の想定.....	30
第7節 防災ビジョン.....	43
第2編 風水害対策編.....	50
第1章 災害予防計画.....	50
＜災害に強い施設等の整備＞.....	50
第1節 風水害等に強いまちづくり.....	50
第2節 建築物等の予防対策.....	56
第3節 都市防災計画.....	58
第4節 地盤災害予防計画.....	59
第5節 ライフライン施設等の予防対策.....	62
第6節 文教施設における災害予防計画.....	68
＜迅速かつ円滑な災害応急対策への備え＞.....	71
第7節 職員の配備体制.....	71
第8節 情報通信連絡網の整備.....	73
第9節 相互応援体制・受入体制の整備.....	75
第10節 消防体制の整備.....	78
第11節 救助・救急体制整備計画.....	81
第12節 医療救護体制の整備.....	83
第13節 緊急輸送活動対策.....	86
第14節 避難収容対策.....	89
第15節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備.....	97
＜防災行動力強化の促進＞.....	100
第16節 防災訓練の実施.....	100
第17節 防災知識の普及.....	103
第18節 自主防災組織等の育成.....	109
第19節 要配慮者の安全確保.....	115
第20節 ボランティア受入体制の整備.....	120
＜風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進＞.....	123

第21節 気象等観測体制整備計画	123
第2章 災害応急対策計画	124
＜活動体制の確立＞	124
第1節 応急活動体制の確立	124
第2節 情報伝達体制の確立	137
第3節 災害救助法の適用及び運用	140
第4節 広域応援及び避難受入計画	144
第5節 自衛隊災害派遣要請依頼計画	149
第6節 県消防防災航空隊・ 県ドクターヘリコプターの活用	155
第7節 労働力の確保	156
第8節 ボランティアとの連携	159
＜警戒避難期の応急対策＞	162
第9節 気象予警報等の収集・伝達	162
第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達	175
第11節 広 報	182
第12節 水防活動	186
第13節 土砂災害等の防止対策	189
第14節 河川施設災害応急計画	192
第15節 消防活動	194
第16節 避難指示、誘導	197
第17節 救助・救急	219
第18節 交通の確保及び規制	221
第19節 災害警備計画	224
第20節 緊急輸送	225
第21節 医療救護	229
第22節 要配慮者への緊急支援	232
第23節 竜巻・突風対策	235
＜事態安定期の応急対策＞	237
第24節 避難所の運営	237
第25節 食料の供給	244
第26節 給 水	246
第27節 生活必需品の給与	249
第28節 防疫・保健衛生対策	251
第29節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策	255
第30節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等	258
第31節 住宅の供給確保	260
第32節 文教対策	266
第33節 ライフライン施設等の応急対策	270
第34節 義援金品の受入・配分	277
第35節 農林漁業災害の応急対策	280

第3章 災害復旧・復興計画	282
第1節 災害復旧・復興	282
第2節 被災者の生活再建等への支援	286
第3節 産業復興の支援	290
第4節 激甚災害の指定	293
第3編 震災対策編	295
第1章 災害予防計画	295
＜震災に強い施設等の整備＞	295
第1節 地震に強いまちづくり	295
第2節 建築物等の予防対策	302
第3節 都市防災計画	307
第4節 地盤災害予防計画	308
第5節 ライフライン施設等の予防対策	310
第6節 文教施設における災害予防計画	315
第7節 積雪期の地震災害予防計画	316
＜迅速かつ円滑な震災応急対策への備え＞	318
第8節 職員の配備体制	318
第9節 情報通信連絡網の整備	319
第10節 相互応援体制・受入体制の整備	320
第11節 消防体制の整備	321
第12節 救助・救急体制整備計画	322
第13節 医療救護体制の整備	323
第14節 緊急輸送活動対策	324
第15節 避難収容対策	325
第16節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	327
＜防災行動力強化の促進＞	328
第17節 防災訓練の実施	328
第18節 防災知識の普及	330
第19節 自主防災組織等の育成	334
第20節 要配慮者の安全確保	335
第21節 ボランティア受入体制の整備	336
＜地震に関する調査研究及び観測等の推進＞	337
第22節 地震に関する調査研究計画	337
第23節 地震観測体制の整備計画	338
第2章 災害応急対策計画	339
＜活動体制の確立＞	339
第1節 応急活動体制の確立	339
第2節 情報伝達体制の確立	342
第3節 災害救助法の適用及び運用	343
第4節 広域応援及び避難受入計画	344
第5節 自衛隊災害派遣要請依頼計画	345

第6節 県消防防災航空隊・	346
県ドクターヘリコプターの活用	346
第7節 労働力の確保	347
第8節 ボランティアとの連携	348
＜初動期の応急対策＞	349
第9節 地震情報等の収集・伝達	349
第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達	354
第11節 広 報	355
第12節 水防活動	357
第13節 土砂災害等の防止対策	358
第14節 河川施設災害応急計画	359
第15節 消防活動	360
第16節 避難指示、誘導	361
第17節 救助・救急	365
第18節 交通の確保及び規制	366
第19節 災害警備計画	367
第20節 緊急輸送	368
第21節 医療救護	369
第22節 要配慮者への緊急支援	370
＜事態安定期の応急対策＞	371
第23節 避難所の運営	371
第24節 食料の供給	372
第25節 給 水	373
第26節 生活必需品の給与	374
第27節 防疫・保健衛生対策	375
第28節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策	376
第29節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等	377
第30節 住宅の供給確保	378
第31節 文教対策	379
第32節 ライフライン施設等の応急対策	380
第33節 義援金品の受入・配分	381
第34節 農林漁業災害の応急対策	382
第3章 災害復旧・復興計画	383
第1節 災害復旧・復興	383
第2節 被災者の生活再建等への支援	384
第3節 産業復興の支援	385
第4節 激甚災害の指定	386
第4編 個別災害対策編	387
第1章 雪害対策	387
第1節 災害予防計画	387
第2節 災害応急対策計画	391

第2章 道路災害対策	394
第1節 災害応急対策計画	394
第3章 鉄道災害対策	396
第1節 災害予防計画	396
第2節 災害応急対策計画	398
第4章 航空災害対策	400
第1節 災害予防計画	400
第2節 災害応急対策計画	401
第5章 危険物等災害対策	403
第1節 災害予防計画	403
第2節 災害応急対策計画	404
第6章 大規模な火事災害対策	405
第1節 災害予防計画	405
第2節 災害応急対策計画	409
第7章 林野火災対策	412
第1節 災害予防計画	412
第2節 災害応急対策計画	415
第8章 大規模土砂災害対策	417
第1節 災害応急対策計画	417
第9章 原子力事故災害対策	419
第1節 総則	419
第2節 原子力災害予防計画	422
第3節 原子力災害応急計画	425
第4節 災害復旧計画	429

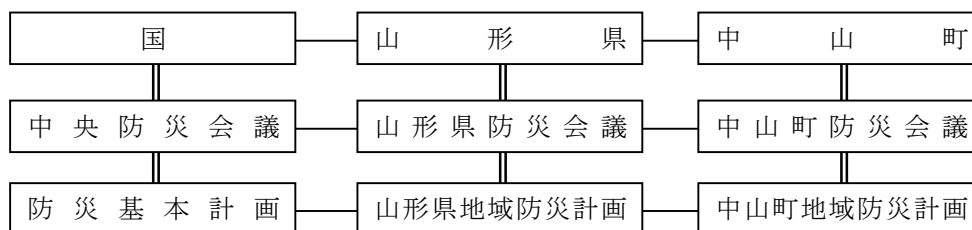
第1編 総 則

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

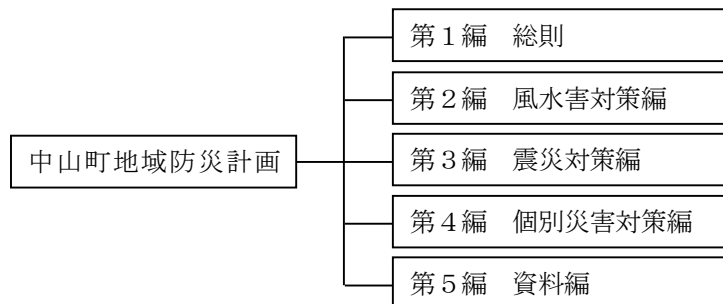
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、中山町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

国、山形県及び中山町の防災会議並びに防災計画の体系



2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即応した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を震災対策編、第4編を個別災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



3 計画の修正

本計画は、法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させる。

5 計画の運用・習熟

町及び防災関係機関は、日頃から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本方針

緑豊かな山々や清らかな河川に囲まれ、水田や果樹園が広がる美しい中山町は、【郷土の誇りを未来につなぐ ひとが輝く健幸のまち なかやま（～思いやりの絆で築く みんなの想いが響くまち～）】を町の将来像に掲げ、「みんなが安心・安全・快適に住み続けられるまち」「みんなが自然や文化に触れ愛着と誇りをもてるまち」「みんなが健康で心豊かに生涯活躍できるまち」「みんながつながり支え合い成長するまち」の実現に向け、住民の参加と協働のまちづくり推進をしています。

本節では、災害から住民の生活と地域を守り、安心して快適な住みよいくらしを実現するための基本的な指針を示すものである。

1 風水害対策

(1) 土砂崩壊地対策

本町は、総面積の約3分の1が山地である。面積は大きくはないが、地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害危険地域が点在しており、近年、豪雨や台風による大雨災害が頻繁に発生している。

これらの点を踏まえ、砂防ダム建設や急傾斜地崩壊防止対策、土砂災害特別警戒区域住宅の移転事業等ハード面を主体とした対策に加え、被害を未然に防止するために住民と行政の連携を深め、予防・警報・避難体制の確立を図るものとする。

(2) 治水対策

本町には、北部を最上川が東流、東部を須川が北流しているほか、西部山間地を源とする石子沢川と不動沢川は平地を経て最上川に流れ、ウグイス沢川は寒河江市を経て最上川に流れている。また、大江町内の最上川より取水している最上堰は山ろく部を経て山形市内の須川に流れる。幾度の内水による水害に見舞われている本町にとって、治水対策は生活基盤整備の重要な課題であり、今後とも町内河川の護岸改修、排水能力の維持向上を積極的に推進していくものとしている。

また、河川改修等の進捗により、災害は減ってはきているものの、近年の豪雨や台風による大雨被害により住民の災害に対する危機意識は高まっており、治水対策を国・県とともに一層進めていかななくてはならない。

2 火災対策

住宅が密集する地域が多く、建築物についても耐火構造物が多くなっているものの、大部分が木造家屋のため大火によって大きな損害を受けることも予想される。

火災を未然に防止するため、住民の火災予防意識の向上に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。町の消防に関しては、平成23年12月から消防事務が山形市に委託され常備消防となったことにより体制強化が図られ、消防力が充実した。引き続き、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化についても積極的に推進する。

3 雪害対策

除雪は、冬期間の雪から住民の生活を守る重要な事業であり、特に自家用車の増加等から、その役割はますます重要になってきている。

町は、国、県との十分な連携のもとに、毎年除雪計画を策定し、日常生活に密着した国、県、町道の除排雪を徹底し、スムーズな車両交通と歩行者の安全の確保を図るものとする。

4 地震災害対策

本町に影響を及ぼした地震は、平成15年5月26日に発生した宮城県沖地震や平成15年7月26日に発生した宮城県北部地震があり、また、平成16年新潟県中越地震や平成17年宮城県沖地震及び平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震も記憶に新しいところである。

さらに、平成23年3月11日には、「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード9.0）」が発生し、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

幸いなことにこれらの地震では本町には大きな被害はなかったが、震源地周辺では多くの死傷者を出す甚大な被害をもたらした。

地震に関する観測、通報等の研究開発は進んでいるものの、このように不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必至である。このため平時から災害に備えるべく役場、学校を含む公共施設の耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど、地震防災緊急事業五箇年計画とあわせて今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

5 住民による防災活動の促進

住民の生活を災害から守り地域を保全していくためには、町と防災関係機関・団体、住民が一体となった取組が重要である。

そのために、住民の連帯感に支えられた自主防災組織を育成し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を高め、有事の際の体制を確立するとともに、消防団の活性化を推進し、防災体制を強化していくものとする。

6 要配慮者対策

本町においては、高齢人口の増加、核家族化とともに、単身の高齢者、さらには寝たきりや認知症の高齢者等の要介護者の増加、また、避難補助を必要とする妊婦や高齢者など要配慮者の割合が増加しており、防災上重要な課題となっている。このため、戸別受信機等の緊急通報システムの設置、ホームヘルパー制度や健康診断等の充実を図る。

また、行政と地域住民等が協働して取組むことになる要配慮者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を活用し、要配慮者関連施設の管理者や自主防災組織等と連携・協議し、災害時の避難誘導体制や医療救護体制を確立していくものとする。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務 又は業務の大綱

本節は、町並びに山形県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に監視処理すべき事務又は業務を示す。

1 町

町は、第1段階の防災関係機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
町	(1) 町防災会議に関する事 と。 (2) 管内における公共的団 体及び住民の自主防災組 織の育成指導に関する事 と。 (3) 災害及び防災に関する 科学的研究とその成果の 実現に関する事と。 (4) 防災に係る気象、地象 及び水象の観測、予報その 他の業務に関する施設、設 備及び組織の整備、並びに 災害の予報及び警報伝達 の改善に関する事と。 (5) 防災意識の高揚及び災 害安全運動に関する事と。 (6) 防災に係る教育及び訓 練に関する事と。 (7) 通信施設及び組織の整 備に関する事と。 (8) 水防、消防、救助その 他の災害応急に関する施 設及び組織の整備並びに 物資及び資機材の備蓄に 関する事と。	(1) 町災害対策本部の設 置及び運営に関する事 と。 (2) 指定地方行政機関の 長等及び県知事に対する 職員の派遣要請、並びに 他の市町村長に対する応 援の要求に関する事と。 (3) 県知事の委任を受け て行う、災害救助法に基 づく被災者の救助に関す ること。 (4) 損失及び損害補償並 びに公的徴収金の減免等 に関する事と。 (5) 災害情報の収集に関 すること。 (6) 災害広報に関する事 と。 (7) 災害予警報等の情報 伝達、並びに避難指示等 及び警戒区域設定に関す ること。 (8) 被災者の救助に関す ること。 (9) 消防活動及び浸水対	(1) 被災者のための 相談に関する事と。 (2) 見舞金等の支給 等に関する事と。 (3) 雇用の安定に関 すること。 (4) 住宅対策に関す ること。 (5) 租税の特例措置 に関する事と。 (6) 農林漁業者及び 中小企業等に対する 金融対策に関する事 と。 (7) 公共施設等の災 害復旧に関する事 と。

第1編 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	(9) 治山治水その他町の地域の保全に関する事。 (10) 建物の不燃堅ろう化その他防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関する事。 (11) 災害発生を防ぎ又は拡大防止のための措置に関する事。	策活動に関する事。 (10) 緊急輸送の確保に関する事。 (11) ライフラインの確保に関する事。 (12) 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関する事。 (13) 農産物、家畜、林産物に対する応急措置に関する事。 (14) 食料その他の生活必需品の需給計画に関する事。 (15) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関する事。 (16) 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事。 (17) 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事。	

2 消 防

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
中山町消防団	(1) 防災に係る教育及び訓練に関する事。 (2) 防災思想の普及及び災害安全運動に関する事。 (3) 消防資機材の維持管理に関する事。	(1) 災害の予報及び警戒に関する事。 (2) 水防、消防、救助、負傷者搬送その他の応急措置に関する事。 (3) その他の災害時における所定業務及び活動に関する事。	
山形市消防本部	(1) 災害に対する広報、警戒	(1) 災害時における救	

第1編 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	及び拡大防止対策に関する こと。	急・救助活動及び負傷者 の搬送に関すること。 (2) 災害の防ぎょ及び拡 大防止活動に関するこ と。	

3 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	(1) 山形県防災会議に關する こと。 (2) 防災関係機関相互の総 合調整に關すること。 (3) 災害及び防災に關する 科学的研究とその成果の 実現に關すること。 (4) 防災に係る気象、地象 及び水象の観測、予報、情 報その他の業務に關する 施設、設備及び組織の整 備、並びに災害の予報及び 警報伝達の改善に關する こと。 (5) 防災思想の普及及び災 害安全運動に關すること。 (6) 防災に係る教育及び訓 練に關すること。 (7) 通信施設及び組織の整 備に關すること。 (8) 水防、消防、救助その 他の災害応急に關する施 設及び組織の整備並びに 物資及び資機材の備蓄に 關すること。 (9) 治山治水、その他県土 の保全に關すること。 (10) 建物の不燃堅ろう化 その他都市の防災構造上	(1) 県災害対策本部の設 置及び運営に關するこ と。 (2) 防災関係機関相互の 総合調整に關すること。 (3) 市町村の実施する被 災者の救助の応援及び調 整に關すること。 (4) 自衛隊の災害派遣要 請に關すること。 (5) 指定行政機関に対す る職員の派遣要請に關す ること。 (6) 建設機械及び技術者 の現況把握、並びにその 緊急使用又は従事命令に 關すること。 (7) 損失及び損害補償並 びに公的徴収金の減免等 に關すること。 (8) 応急措置のための財 産又は物品貸付けに關す ること。 (9) 市町村の実施する消 防活動及び浸水対策活動 に対する指示、援助に關 すること。 (10) 災害救助法に基づく 被災者の救助に關するこ	(1) 被災者のための 相談に關すること。 (2) 見舞金等の支給 等に關すること。 (3) 雇用の安定に關 すること。 (4) 生活関連物資の 需給・価格状況の調 査等に關すること。 (5) 住宅対策に關す ること。 (6) 租税の特例措置 に關すること。 (7) 農林漁業者及び 中小企業等に対する 金融対策に關するこ と。 (8) 公共施設等の災 害復旧に關するこ と。

第1編 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。 (11) 災害発生を防ぎ、又は拡大防止のための措置に関すること。 (12) 在宅の要配慮者対策に関すること。	と。 (11) 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。 (12) 災害広報に関すること。 (13) 緊急輸送の確保に関すること。 (14) ライフラインの確保に関すること。 (15) 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。 (16) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 (17) 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。 (18) 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 (19) 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。 (20) 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 (21) その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。	
山形県警察本部 (山形警察署)	(1) 災害警備用の装備資機材及び災害対策用の交通安全施設の整備充実に関	(1) 災害情報及び交通情報の収集に関すること。 (2) 被災者の救助及び避	

第1編 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	すること。 (2) 災害警備の教養訓練に関すること。 (3) 防災広報に関すること。	難誘導に関すること。 (3) 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。 (4) 行方不明者の調査及び遺体の検視に関すること。 (5) 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること。	

4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北財務局 (山形財務事務所)			(1) 金融機関の業務運営の確保に関すること。 (2) 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること。 (3) 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること。 (4) 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること。
東北農政局 (山形県拠点)	(1) 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 (2) 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること。	(1) 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病虫害の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること。 (2) 災害時における応急食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関するこ	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉾害復旧事業、災害金融に関すること。

第1編 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		と。	
東北森林管理局 (山形森林管理署)	(1) 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 (2) 防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること。	災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること。	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。
仙台管区气象台 (山形地方气象台)	(1) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 (2) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。	気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。
山形労働局 (山形労働基準監督署・山形公共職業安定所)	(1) 大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること。 (2) 企業における防災の促進に関すること。	(1) 二次災害発生の防止に関すること。 (2) 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること。	(1) 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること。 (2) 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること。 (3) 雇用安定等の支援に関すること。
東北地方整備局 (山形河川国道事務所・緊急災害対策派遣隊〔TEC-FORCE〕、リエゾン)	(1) 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関すること。 (2) 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。 (3) 災害危険箇所における河川、道路施設等の防災事業推進に関すること。	(1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 (3) 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。 (4) 緊急災害派遣隊〔TEC-FORCE〕などによる災害時における復旧資材の確保	二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。

第1編 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	と。 (4) 重要水防区域及び道路通行規制区間における必要な措置の指導に関すること。 (5) 官庁施設の災害予防措置に関すること。 (6) 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。	保に関すること。 (5) 災害発生が予想される時又は災害時における応急工事等の実施に関すること。 (6) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。	

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊第6師団	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること。	(1) 災害派遣初動の準備体制強化及び防災関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。 (2) 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること。 (3) 診察、防疫の支援に関すること。 (4) 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること。 (5) 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処	自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		可能な措置に関する こと。	

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本旅客鉄道(株) (左沢線営業所) 日本貨物鉄道(株) (山形オフレールステーション)	(1) 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関する こと。 (2) 鉄道林の新設、改良、 保存及び管理に関するこ と。	(1) 送電設備、電車線及び 変電設備の防護等、列車 運転用電力の確保に関す ること。 (2) 列車運転用信号通信 施設及び信号保安機器の 防護に関すること。 (3) 気象情報の伝達及び 災害対策本部の設置等応 急体制の確立に関するこ と。 (4) 災害時における救助 物資及び人員の輸送確保 に関すること。	線路等鉄道施設の 災害復旧に関するこ と。
東日本電信電話(株) (山形支店)	高度情報網の確立と既 設設備の整備による通信 設備の安定化並びに防災 に関すること。	災害時における通信の 確保、利用調整及び料金 の減免に関すること。	(1) 避難指示等によ り実際に電話サービ スを受けられない契 約者の基本料金の減 免等料金の特例に関 すること。 (2) 電気通信施設の 災害復旧に関するこ と。
(株)NTTドコモ 東北支社 (山形支店)	移動通信網の確立と既 設設備の整備による通信 設備の安定化並びに防災 に関すること。	災害時における移動通 信の確保に関すること。	移動通信設備の災 害復旧に関するこ と。
KDDI(株)	移動通信網の確立と既 設設備の整備による通信 設備の安定化並びに防災 に関すること。	災害時における移動通 信の確保に関すること。	移動通信設備の災 害復旧に関するこ と。
ソフトバンク(株)	移動通信網の確立と既 設設備の整備による通信	災害時における移動通 信の確保に関すること。	移動通信設備の災 害復旧に関するこ

第1編 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	設備の安定化並びに防災に関すること。		と。
日本銀行 (山形事務所)		(1) 通貨の供給の確保に関すること。 (2) 金融上の措置の実施に関すること。 (3) 金融上の措置の広報に関すること。	
日本赤十字社 (山形県支部)		(1) 災害時における傷病者の医療救護に関すること。 (2) 被災者に対する救援物資の配分に関すること。 (3) こころのケアに関すること。 (4) 赤十字ボランティアの活動の指導に関すること。 (5) 義援金の募集受付に関すること。	
日本放送協会 (山形放送局)	災害予防の放送に関すること。	(1) 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。 (2) 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	放送施設の災害復旧に関すること。
東日本高速道路 (株) (東北支社山形 管理事務所、山 形工事事務所)	所轄する有料道路の災害防止に関すること。 避難施設（垂直避難等）に関すること。	(1) 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関すること。 (2) 災害時における緊急車両の通行料金免除に関すること。	所轄する有料道路の災害復旧に関すること。
日本通運(株) (山形支店)		(1) 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。 (2) 緊急及び代行輸送体	

第1編 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		制の確立及び貨物の損害防止に関すること。	
東北電力ネットワーク(株) 山形電力センター	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること。	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること。	(1) 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること。 (2) 電力供給施設の災害復旧に関すること。
日本郵便(株)	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること		(1) 災害時における日本郵便(株)の業務運営の確保に関すること。 (2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 (3) (株)ゆうちょ銀行の非常扱い及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送(株) (株)山形テレビ (株)テレビユー山形 (株)さくらんぼテレビジョン (株)エフエム山形	災害予防の放送に関すること。	(1) 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。 (2) 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	
山交バス(株) 第一貨物(株) (公社)山形県ト		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
ラック協会			
最上堰土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他の農業用施設の整備及び維持管理に關すること。	農地及び農業用施設の被災状況調査に關すること。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に關すること。
天童市東村山郡医師会		災害時における医療救護に關すること。	

8 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
中山町商工会		(1) 災害時における物価安定についての協力及び徹底に關すること。 (2) 救助用物資の確保についての協力に關すること。	復旧資機材の確保についての協力及び斡旋に關すること。
農業協同組合 農業共済組合 農業関係団体 山形地方森林組合		共同利用施設の応急対策に關すること。	(1) 共同利用施設の復旧に關すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に關すること。
医療機関		(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に關すること。 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に關すること。	
一般運輸事業者		災害時における緊急輸送の確保に關すること。	
危険物関係施設の管理者		災害時における危険物の保安措置に關すること。	
山形県L Pガス協会東南村山支部		(1) 簡易ガスの供給及び保安措置に關すること。 (2) 被害施設の調査に關すること。	被害施設の災害復旧に關すること。
最上川中部水道		(1) 災害時における応急	被害施設の災害復

第1編 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
企業団		給水及び給水機械の確保に関すること。 (2) 災害時における応急復旧体制の確立に関すること。	旧に関すること。
中山町社会福祉協議会			(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
社会福祉施設経営者	防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。	災害時における収容者の避難誘導に関すること。	
建設業協会等建設業者		(1) 防災対策資機材、人員の確保に関すること。 (2) 障害物の除去等の応急復旧対策に関すること。	
自治組織		(1) 地域における住民の避難誘導、被災者の援助、感染症予防物資の供給、防犯等に対する協力に関すること。 (2) 町が実施する応急対策についての協力に関すること。	
自主防災組織	(1) 危険箇所の調査に関すること。 (2) 防災知識の普及啓発に関すること。 (3) 防災訓練の実施に関すること。 (4) 防災資機材の備蓄及び管理に関すること。 (5) 要配慮者への対応に関すること。	(1) 情報の収集・伝達に関すること。 (2) 初期消火に関すること。 (3) 救出救護に関すること。 (4) 避難誘導に関すること。 (5) 給食、給水に関すること。	

第1編 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
女性団体等民間団体		町が実施する応急対策についての協力に関する こと。	
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）		災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力	
住民	食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関する こと		

第4節 中山町の地勢と災害要因、災害記録

本節では、町の位置、地形、地質特性及び社会的条件、豪雨、台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

1 本町の概況

(1) 町の位置及び面積

本町は山形県の中央部、山形市から北西約8kmで、奥羽山脈と出羽丘陵に囲まれた山形盆地の中央西端に位置し、国道112号やJR左沢線で結ばれ、総面積は31.15km²である。東は天童市、西は西村山郡大江町・西村山郡朝日町、南は須川を経て山形市、東村山郡山辺町、北は最上川を堺に寒河江市と接する。

また、本町の河川には、最上川と最上川水系である須川の2つの一級河川があり、最上川は町北部を、須川は町東部を流れている。また、出羽丘陵を源とする新堀川、石子沢川、不動沢川等の小河川が最上川や須川に流入している。

土地利用の状況

令和3年4月1日現在

地 目	総面積	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	原 野	雑種地	その他
面積 (km ²)	31.15	7.32	5.55	2.62	0.02	9.98	0.27	0.40	4.99

(資料：住民税務課課税台帳)

(2) 中山町の地形、地質

本町の地形は、町の西部の出羽丘陵から西東に流れる最上川と南北に流れるその支流の須川に向かって傾斜をなしている。

西部地区は、標高395mを最高峰とする出羽丘陵の山ろく山間地帯で、標高は低い山ひだが多く急峻である。降雨などによる流水のうち、半分程度は石子沢川や不動沢川などを経て平坦部をとおり最上川に注ぎ、残り半分は、大江町、寒河江市を経て最上川に注いでいる。

東部地区は、平坦地で、寒河江市との境界を東西に流れる最上川と山形市の境界沿いを南北に流れる須川とが合流する標高90mから100mの複合三角地帯で、肥沃な農地を形成している。

地質は、基盤を新第三紀層としながら、出羽丘陵沿いと平坦部に沖積層と洪積層からなる第四紀層が発達し、出羽丘陵の山ろく山間地帯は新第三紀層の大暮山層・橋上砂岩部層が大部分を占める。本町の洪積層は、出羽丘陵沿いにあり、湖底堆積層のように認められ、主として酸性の強い地帯で含油地帯特有の含塩水鉱泉が湧水するのが見られる。

洪積層は、最上川、須川の複合三角州で現代川床の水準に近い最低河段を成す地層であって、砂れきを主要堆積物としているが、沖積層の中心部の地質は湖水が乾き固まった部分と砂れきとによって多彩な堆積を起こした泥炭地帯が発達している。また、沖積層と洪積層は、共に含水比が高く地盤の軟弱なところがある。

(3) 中山町の気象の特性

気象は内陸型気候をあらわし、年間の平均気温は、12℃前後である。平均降水量は約1,200mmである。春先の南風による空気の乾燥や、梅雨時・盛夏時及び台風時の大雨、冬期間の季節風と大雪がときおり観測される。

(4) 人口

本町の人口は、昭和22年以来減少が続き、令和2年10月1日現在の人口は10,751人、世帯数3,514世帯で一世帯当たり人員は3.06人となっている。

年齢構成（平成27年）は、平均寿命の伸びから老年人口比率（31.4%）が上昇しており、これに対し生産年齢人口（15～64歳・57.2%）及び年少人口（0～14歳・11.4%）は、減少傾向にある。

また、山形市などの近隣市町に通勤・通学している者が多く、その数は平成27年で、4,360人である。昼間の人口の流出は、町域の防災力の低下につながるため、防災対策を講ずる上で考慮する必要がある。

(5) 産業

本町の産業別就業人口の割合は、平成27年国勢調査によると、第一次産業11.2%、第二次産業30.6%、第三次産業58.2%となっており、第一次産業、第二次産業の割合が減少し、第三次産業の割合が増加している。ただし、総就業人口が減少しているとともに、第三次産業割合は増加したものの、人口は減少している。

農業については、果樹、水稻、畜産、野菜、花き等が生産されているが、減反や都市化の進行により経営耕地は年々減少している。

工業は、食品・飲料、一般機械器具及び輸送が中心で、本町の製造品出荷額等の約80%を占めている。

製造事業所数の減少に伴い、従業者数も減少傾向にある。

商業は一般卸売業及び飲食料品小売業の占める割合が高い。

2 本町の気象概況

(1) 春

ア 急速な季節の進み

風雪や厳寒をもたらした冬の季節風も、3月に入ると急に衰える。また、ときおり寒波の戻りがあるが、3月から4月にかけての季節の進み方は急である。

イ 消雪の状況

近年は雪が少なく雪どけは早いですが、平年山間部では4月中旬、平坦部では3月中旬には消える。

ウ 天気の周期的な変化

4月から5月にかけては、大陸の高気圧が発達し、その一部が移動してできた移動性高気圧と日本の西側にできた低気圧とが交互に日本付近を通過する。このため、天気は3～4日ぐらいの周期で変化する。また、低気圧が通過するときには突風や春雷が発生し、急に気温も上がる。

エ 融雪洪水

本町を流れる須川水系の融雪期は3月中旬頃である。この時期、日本海を発達しながら進む低気圧の影響で、暖気をともなう強い南風や強い雨のため融雪が進み、洪水が起こることもある。

オ 空気の乾燥

4月～5月は、空気が非常に乾燥し、また風も強いので、火災が発生しやすい。

(2) 夏

ア 気温の上昇

平均気温が19℃を超える時期は6月下旬から7月にかけてである。

イ 梅雨入り

梅雨に入るのは6月中旬頃であるが、梅雨に入っても雨らしい雨がなく、晴天の続く空梅雨に終

わる年もある。

ウ 梅雨末期の大雨と梅雨明け

梅雨末期には前線の活動による大雨が降り、その後梅雨が明ける。梅雨が明けるのは例年7月中旬頃である。近年、盛夏期に低気圧や台風の影響で集中豪雨が発生している。

エ 最高気温の時期

梅雨が明け、天候の回復する7月下旬から8月中旬にかけての間は、太平洋高気圧におおわれ連日晴天が続き、1年中で最も気温の高い時期である。

(3) 秋

ア 台風シーズン

8月の終わりから10月にかけては台風のシーズンであり、台風の通過する進路により本町の気象状況も大きく変わる。すなわち、台風が太平洋側を通るときは奥羽山脈や出羽丘陵など大雨を降らせることが多く、日本海を通るときは雨は比較的少ないが暴風に見舞われる。

イ 秋の長雨

秋の初めには、日本海の南岸沿いに前線（秋雨前線）が停滞して梅雨時のように毎日雨が降り続くことがあるが、本町では梅雨時ほどはっきりしない（霖雨性の雨）。

ウ 移動性高気圧の通過と周期的な天気の変化

春と同じように大陸からの移動性高気圧と低気圧が交互に通過するようになり、周期的な天気の変化になる。

エ 初霜

本町で初霜を見るのは山間部で10月下旬頃、中山間部及び平坦部では11月上・中旬頃である。

オ 強風の日の増加

10月に入ると強風の日数が増加し、北西の季節風が吹き始める。

カ 初雪

本町で日最低気温の平均値が0℃以下になるのは、12月からである。初雪を見るのは山間部と中山間部及び平坦部とで大きな差はなく、11月下旬～12月上旬頃である。

(4) 冬

ア 北西の季節風

12月になると暴風に日数が著しく多くなり、北西の強い季節風は大体3～4日くらいで終わるが、ときには1週間も吹き続け、強い寒波の場合は連日雪になる。

イ 根雪になる時期

根雪になる時期は、山間部では12月中旬で、中山間部及び平坦部では1月上旬である。根雪日数は前者が平均して120日を超え、後者は70日以下である。

3 本町の災害にかかわる事象別誘因

(1) 風水害

ア 風水害発生状況

本町の風水害は4月～10月に多く発生しており、中でも梅雨前線の活動が活発になる6月下旬～8月上旬にかけてが最も多い。

イ 台風

山形県に災害をもたらした台風の発生するコースは、次の2つに分けられる。

(ア) 暴風による強風害の発生するコース

第1編 第4節 中山町の地勢と災害要因、災害記録

県の日本海沿岸または日本海上を北上する場合、暴風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。速度を速めながら接近・通過する場合は、急速に風が強まることがある。8月下旬から9月下旬にかけて発生する例が多い。

(イ) 豪雨にともなう災害が発生するコース

本県付近を通過する場合や東北地方の太平洋岸を北上する場合、大雨にともなう浸水、土砂崩壊等の被害が発生することが多い。

特徴としては、東海地方付近から房総半島にかけて上陸し、スピードを速めながら列島を縦断又は太平洋沿岸を北上する例が多い。

ウ 風（台風を除く）

風による災害が発生する誘因は、冬の季節風、温帯低気圧、雷雨性突風、寒冷前線通過の際の突風等があり、強風を発生させる。竜巻が発生するのは、寒冷前線の通過及び寒気の移流により、大気の状態が不安定になる時がほとんどであり、初秋から初冬にかけて発生することが多い。

エ 豪雨

雨による被害が発生する誘因には、台風・温帯低気圧・梅雨前線・寒冷前線及び局地的な雷雨現象と融雪期の降雨があるが、本町で特に注意しなければならないのは、梅雨末期に降る集中豪雨である。

山地及び傾斜地の多い山間部では、融雪及び豪雨にともなう土砂災害に注意しなければならない。

(2) 雪害等

雪による被害が発生する気象現象は、シベリア寒気団の影響を受ける西高東低（冬型）の気圧配置にともなう季節風による場合及び本州南海上を低気圧が通過する際に発生する場合がある。降雪期間は11月から4月上旬までで、1月～2月に豪雪となりやすい。

ア 積雪害

山形県内に降る雪は11月～12月が湿潤で粘着性が強いいため、林業、農業、通信、交通機関に被害を与えることが多い。

イ 融雪害

本町の融雪期は、例年3月中旬頃である。この時期に日本海を低気圧が通過し降雨が重なると、融雪洪水、がけ崩れ、地すべり等の災害を起こすことが多い。

ウ 雪崩

山間部が多い本町は、雪崩による災害にも注意しなければならない。雪崩による災害を大別すると次の2つに分けられる。

(ア) 積雪の表層が滑り落ちる新雪（表層）雪崩で、気温が低く既に積もった雪の上に20cm以上の新雪が積もった場合に発生しやすく、1月～3月初旬にかけて多い。

(イ) 積雪の全層が滑る全層雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇したとき、又は雨が降って雪どけが促進される場合に発生しやすく、3月中旬～4月にかけて多い。

(3) その他の気象災害

ア 霜

霜の時期は4月下旬～5月と10月頃であるが、本町では農作物に対する被害があり、特に果樹の被害が発生する。

イ ひょう

第1編 第4節 中山町の地勢と災害要因、災害記録

ひょう害は、寒冷前線及び上空の寒気により大気が不安定となり強い雷雨にともなって発生するもので、5月下旬～7月頃に農作物への被害が多く見られる。

ウ 落雷

落雷時の気象は寒冷前線及び上空の寒気により大気が不安定となったときに多く発生する。

時期的には4月～10月にかけて発生し、8月が最も多いが、本町では落雷による被害は比較的小さい。

エ 冷害・干害

冷害・干害は、それぞれ次の気象条件により発生するが、本町においても農林産物に被害を及ぼす場合がある。

(ア) 冷害

日本の上空に偏西風が強まり、大陸の寒冷な空気が東北地方に流入して、冬の季節風のような影響を与える場合

(イ) 干害

a 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合

b 日本付近の上空で偏西風が強く、地上で高気圧が帯状に連なって持続する場合

(4) 社会的災害（大火災等）

大火の原因となる空気の乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のようなものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。

ア 冬から春にかけての西高東低の気圧配置…北西の突風、太平洋側でフェーン現象による突風

イ 日本海に発生した低気圧や台風がある南高北低の気圧配置…南よりの風、日本海側でフェーン現象による乾燥した熱風

ウ 春から初夏にかけて帯状の高気圧が日本付近をおおう気象配置…連日晴天、空気が乾燥し、実効湿度が低下

風速、湿度等の気象条件は、火災の発生、拡大を助長する。特に風は延焼と密接な関係があり、風速が強くなるにつれその比率も上昇する傾向にある。暴風雨に近い降雨中の強風時でも大火になることがあるが、例としては酒田大火がある。

本町においても、例外ではない。最近においては消防力の強化、防火意識の向上などにより大火に至る火災は少ないが、木造家屋の密集と石油・ガス等の使用が多くなっていることや、家族構成の老齢化に加え老人夫婦世帯の増大などから、大火に至る危険性を多分に含んでいる。

第5節 既往の災害と想定

中山町管内における災害の履歴と、西部地区（山ろく山間部）及び東部地区（平坦部）の両地区で起こりやすい災害を想定するものとする。

1 災害記録

(1) 自然災害

昭和40年以降の中山町管内における主な風水害等の災害発生状況は、次のとおりである。

発生年月日 及び概要	災害の種別	被害内容	被害額 (千円)	被害地区
昭和40年7月1日 1日午前10時40分頃暗雲が町内に垂れ込め、雷をともなった豪雨があり、突風と降ひょう、強風をともなって襲来（山形気象台11時17.8m/sを記録）わずか20分ぐらいであったがサクランボを中心に樹木2,000本が根こそぎ倒れるなどの大被害を与えた。	突風・豪雨	人的被害 負傷者 2人 家屋被害 (住宅被害) 半壊 13戸 一部破損 109戸 (非住宅被害) 全壊 5棟 半壊 10棟 一部破損 44棟 他家財、板塀、立木等 農林産被害 (倒木・倒伏) サクランボ 1,500本 洋梨 300本 その他果樹 200本 ホップ 8ha (果樹落下) サクランボ 21,000千円	161,630	町全域
昭和40年7月17日～18日 7月15日午後から本格的に降りだした雨は、17日夜半まで続いた。県南部80～100mmを記録。 町内では最上川をはじめ町内中小河川が増水し、石子沢川が氾濫、横大道が決壊した。 一方長雨で軟弱になっていた地盤がゆるみ、特に金沢で土砂崩れが起こり、急きょ近所や公民館に避難した。また、最上川が増水で桜町・北小路地区の住宅に浸水した。	大雨	家屋被害 (住宅被害) 半壊 3戸 床上浸水 3戸 床下浸水 40戸 (非住宅被害) 床下浸水 19棟 住宅崩壊 15カ所 がけ崩れ 8カ所 農地被害 田畑埋没 1.2ha 田冠浸水 85ha 畑冠浸水 60ha 道路決壊 1カ所 道路不通 4カ所 農道決壊 30カ所	14,350	町全域
昭和41年7月17日～18日 7月17日～18日にかけ、県下全域に波状的な豪雨があり連続降雨時間が長時間に及んだ（山形市で70時間） 須川の車淵と木場淵から越水、中小河川が増水で国鉄左沢線、県道立道が不通。岡	大雨	家屋被害 (住宅被害) 床上浸水 1戸 床下浸水 7戸 農地被害 田畑埋没 0.2ha 田冠浸水 190ha	11,100	

第1編 第5節 既往の災害と想定

発生年月日 及び概要	災害の種別	被害内容	被害額 (千円)	被害地区
山陰地区と岩谷で土砂崩れや地すべりが発生した。		畑冠浸水 89ha		
昭和42年8月29日 8月29日午前6時頃より降りだした雨は県中南部に局地的な集中豪雨をもたらし、小国 600mm(時間降雨量 70mm)朝日山系 532mm 米沢 286mm 長井 292mm を記録。このため県南一帯の各河川は一挙に氾濫。最上川長崎観測所で29日午後1時に警戒水位を2.3m上回る5.8mを記録。 国道112号桜町地内から濁流が堤防を越え、下流の無堤防地区、石子沢落口からも急激に逆流し、桜町、北小路、西小路、梅ヶ枝町地区の住宅に浸水。 石子沢川下流部沿い、小塩、三軒屋地区の農地に濁流が流れ込んだ。	大雨	家屋被害 (住宅被害) 半壊 8戸 床上浸水 224戸 床下浸水 91戸 (非住宅被害) 床上浸水 128棟 床下浸水 74棟 農地被害 田冠浸水 450ha 畑流失埋没 34ha 畑冠浸水 204ha 農林産被害 果樹倒木 22,400千円 鉄道不通 1カ所 通信被害 3カ所 工事用機械被害 15,000千円 商工被害 13,745千円 給水施設被害 1,500千円 最上川頭首工被害 6,000千円	257,104	町全域
昭和44年7月31日 東北地方を東西に走る停滞前線が活発になり、7月28日から31日昼までに断続的に大雨が降り続き、町内の中小河川が氾濫、特に石子沢川の護岸の一部が崩れ濁流が水田に流れた。不動沢川でも水路が決壊し、床下浸水や水田埋没の被害のほか、山楯地区や三郷開拓道路などで土砂崩れ。	大雨	家屋被害 (住宅被害) 床下浸水 2戸 (非住宅被害) 床下浸水 3棟 農地被害 田畑埋没 0.1ha 田冠浸水 12ha 畑冠浸水 4ha 道路決壊 2カ所 橋梁流失 1カ所 堤防決壊 1カ所 水路決壊 1カ所	4,330	町全域
昭和44年8月8日 8月7日から8日にかけて北と南の高気圧に挟まれた気圧の谷に日本海低気圧が接近したため、継続的な豪雨があり、7月31日時の大雨と重なり、豊田山ろく一帯で土砂崩れが続発し、金沢地区では山腹に建つ住宅1個が全壊した。 このほか危険な状態に置かれた7世帯に避難命令を出し警察機動隊の応援を得て警戒に当たった。 石子沢川が増水横大道に流木が積み重なり、溢水、水田に流れた。	豪雨	家屋被害 (住宅被害) 住宅全壊 1戸 住宅半壊 1戸 床下浸水 1戸 (非住宅被害) 床下浸水 1棟 農地被害 田冠浸水 15ha 畑冠浸水 16ha 道路決壊 2カ所 橋梁流失 10カ所 土砂崩れ 1カ所 鉄道不通 1カ所	3,429	町全域
昭和47年9月16日～17日 16日夕刻紀伊半島に上陸した台風は、17日午前8時頃本県に最接近(酒田沖100km)、風速20m前後の暴風となる。	台風20号	農林産被害 リンゴ落下 127ha 22,000千円 サクランボ倒木 500本 3,000千円 柿、ラフランス落下 水田倒伏 50ha	34,500	町全体

第1編 第5節 既往の災害と想定

発生年月日 及び概要	災害の種別	被害内容	被害額 (千円)	被害地区
昭和49年7月28日～29日 28日夕刻から29日未明にかけて、本町は108mmの集中豪雨、石子沢川は急激な増水で氾濫、左岸堤防が決壊し、濁流と土砂が水田に流れ込んだ。 主要地方道上山中山線が100mにわたって冠水、山地内町道でも被害。	大雨	家屋被害 (住宅被害) 床下浸水 1戸 農地・林産被害 田畑埋没 0.25ha 田冠浸水 136.7ha ホップ倒伏 0.12ha 道路決壊 1カ所 水路決壊 1カ所	9,032	町全体
昭和50年6月9日 9日午後4時頃から1時間にわたり強い雷雨があり、その際、降ひょう、突風によって豊田地区を中心に結実初期のリンゴやモモ、収穫中のサクランボの果実傷、樹木の倒壊の被害があった。	ひょう 突風	農林産被害 リンゴ 148ha サクランボ 33ha ブドウ 32ha モモ 36ha スモモ 13ha 和洋梨 25ha 柿 17ha ホップ 7.5ha サクランボ倒伏 450本	316,500	豊田地区
昭和51年8月6日 8月5日から県内に降りだした雨は、庄内、最上、村山、置賜地方と南下し、県内一円に及んだ。 中山町の降雨量は200mmを記録した。このため石子沢川、不動沢川、最上堰等が増水氾濫し堤防や護岸の決壊等が相次ぎ、町内いたるところで家屋の浸水、農作物の冠浸水、道路の損壊等が続出した。 山ろくの豊田地区の被害が大きく、短時間での異常な降雨のため道路はみな雨水の川と化し、土砂とともに激しい勢いで流れたため路面の損壊は甚大である。	大雨	家屋被害 (住宅被害) 床上浸水 16戸 床下浸水 113戸 (非住宅被害) 床上浸水 14戸 床下浸水 74棟 農林産被害 果樹倒木 8,181千円 農地被害 田埋没流失 2.7ha 田冠浸水 380ha 畑埋没流失 5ha 畑冠浸水 15ha 道路決壊 14カ所 堤防決壊 16カ所 水路決壊 9カ所 土砂崩れ 18カ所	332,025	全町域
昭和52年9月19日 秋雨前線の通過と台風11号の接近で、19日午後から20日にかけて80mmにより、水田への冠水、町道、農道が損壊した。	台風11号	農地被害 田冠浸水 100ha 農林産被害 水田倒伏 320ha 町道損壊 3路線 農道損壊 10路線 河川損壊 1カ所	7,577	町全域
昭和54年3月31日 3月30日から31日にかけて、県全域に強風が吹き、最大瞬間風速は山形市25.3m、酒田市35.3m、新庄市29.4mを記録、中山町では31日午後1時30分頃より吹き荒れた強風により、トタン屋根が飛ばされたり、農業ハウスが倒壊するなどの被害がでた。	強風	人的被害 負傷者 3名 家屋被害 (住宅被害) 一部損壊 6戸 農業被害 3,000千円 商工被害 1,800千円	6,206	町全域
昭和54年7月29日 梅雨前線の活発化により、28日～29日	大雨	家屋被害 (住宅被害) 家屋土台欠所 2戸	25,676	町全域

第1編 第5節 既往の災害と想定

発生年月日 及び概要	災害の種別	被害内容	被害額 (千円)	被害地区
にかけて県内全域が局地的大雨になり、本町も 100mm の降雨により中小河川が増水し、石子沢川、不動沢川の護岸決壊、道路の路肩欠所、路面洗掘棟の被害がでた。		農地被害 田冠浸水 53ha 畑埋没流失 1ha 道路損壊 4カ所 河川損壊 3カ所 農道損壊 7カ所 ため池損壊 1カ所		
昭和 55 年 2 月 5 日 (本部設置日) 昭和 55 年 1 月末から県下全域が豪雪に見舞われ、特に 1 月 31 日～2 月 3 日にかけては日降雪量 30cm 以上を記録 本町においても向新田で 73cm の積雪、豊田地区では 100cm 以上達したので、町は豪雪対策本部を設置し、次の措置を講じた。 ・生活道路の確保 ・早めの雪下ろしの啓蒙 ・消防水利の確保 ・雪下ろしの斡旋 ・排雪場所の確保 *積雪 向新田 73cm 豊田地区 100cm	豪 雪	被害なし		町全域
昭和 56 年 1 月 5 日 (本部設置日) 昭和 55 年 12 月中旬から昭和 56 年 1 月上旬にかけ 5 回にわたる「どか雪」をもたらした。 本町でも 1 月 8 日には向新田の観測所で 1.26m の積雪になり、昭和 38 年をしのぐ記録的な豪雪になったことから、町は豪雪対策本部を設置し、次の措置を講じた。 ・生活道路の確保 ・早めの雪下ろしの啓蒙 ・消防水利の確保 ・雪下ろしの斡旋 ・排雪場所の確保 *積雪 向新田 126cm	豪 雪	被害なし		町全域
昭和 56 年 6 月 22 日～23 日 オホーツク海高気圧と太平洋の暖かい高気圧の間に低気圧がはまり、さらに、台風 5 号が湿った空気を押し上げてきたので、県南部に停滞していた梅雨前線帯を刺激し大雨となった。 本町では、午前 3 時頃から降り始めた大雨は、降雨量が 100mm にも達し、中小河川や排水路が増水して低地の田や畑に流れ込み、野菜などの農作物に、また、道路の決壊など被害が出た。	大 雨	家屋被害 (住宅被害) 床下浸水 1 戸 農地被害 田冠浸水 123ha 畑冠浸水 15ha 町道損壊 7カ所 農道損壊 4カ所	46,108	町全域
昭和 57 年 8 月 2 日 8 月 1 日午後 6 時、台風 10 号の本県接近にともない、雨、風がしだいに強まり、2	台 風	家屋被害 (住宅被害) 一部損壊 2 戸 (非住宅被害)	151,196	町全域

第 1 編 第 5 節 既往の災害と想定

発生年月日 及び概要	災害の種別	被 害 内 容	被害額 (千円)	被害地区
日の午前 3 時には暴風雨に見舞われた。降り始めからの雨量は、西吾妻 132mm、銀山 127mm、最大風速で山形 10.7m、最大瞬間風速で山形 23m を記録した。 本町では 2 日未明から暴風雨に見舞われ、ホップの倒伏、リンゴ、モモ、ブドウなどの果実が落下した。		一部損壊 2 棟 農林産被害 リンゴ 170ha モモ 20ha ブドウ 25ha スモモ 3ha ホップ 9ha デントコーン 15ha その他 1ha		
昭和 61 年 11 月 18 日 石子沢川排水機場完成 主要設備 ・立軸斜流ポンプ光景 1,000mm ・ディーゼルエンジン 250ps×2 台 ・ポンプ毎秒 2.5 m ³ ×2 台 (毎秒 5 t の排水能力)				
平成元年 8 月 6 日 大型で並みの強さの台風 13 号は、8 月 6 日午後 3 時頃千葉県銚子市付近に上陸、6 日午後 10 時頃米沢付近を通過し、新潟県村上市付近をとおり、日本海に抜けた。 この台風 13 号の影響で 5 日夕方頃から奥羽山系で雨が降り始め、台風の接近にともない県南部で強まり西吾妻では午後 4 時から 8 時にかけて 30～40mm/h の降水量となった。 降り始めからの総降水量は蔵王山で、414mm、西吾妻 324mm、銀山 172mm と奥羽山系で多く、平地では山形 93mm、高畠 63mm、米沢 59mm と県南部に多かった。6 日の日降水量は蔵王山で 370mm、西吾妻 285mm を記録。これは日降水量として観測開始以来最多記録である。	台風 13 号	農地被害 田冠水 3.5ha 畑冠水 2.9ha 農林産被害 リンゴ 2.5ha モモ 3.6ha サクランボ 1.1ha 洋ナシ 0.4ha ホップ 0.2ha	農産被害 8,593	町全域
平成 8 年 2 月 1 日 (豪雪対策本部設置) 平成 8 月 3 月 29 日まで 1 月 30 日から降り続いた雪は 2 月 2 日現在で豊田小学校で 67cm、長崎小学校で 55cm、向新田観測所で 65cm の積雪量を記録した。 町は豪雪対策本部を設置し、次の措置を講じた。 ・道路交通の確保 ・被害調査及び防止対策の徹底 ・除雪作業の周知 ・消防施設等の除雪及び水利の確保 ・公共施設等の被害防止	豪 雪	被害なし		町全域
平成 9 年 6 月 28 日～29 日 防災計画に基づき消防団を召集し警戒に当たらせるとともに、石子沢川排水機場の排水ポンプを作動させるとともに石子沢川、不動沢川で土のう積工法を行った。	台風 8 号	土砂崩れ 3 カ所	5,000	

第1編 第5節 既往の災害と想定

発生年月日 及び概要	災害の種別	被害内容	被害額 (千円)	被害地区
平成11年2月26日 防災センター完成			233,000	
平成11年9月15日 午後3時40分、台風16号の北上にとも ない、大雨洪水警報、雷雨注意報が山形地 方気象台から発表され、集中豪雨に見舞わ れ、本町内においても、①国道458号1カ 所、②町道柳沢岩谷3号支線、③町道柳沢 沼の倉線等3カ所に土砂崩れがあり、その 他県道3カ所（県野球場前、立道、2-2 分団車庫前）、④町道新町中央線、⑤町道 新町4号線の計10カ所が道路冠水した。 午後2時中山町消防団員の非常召集によ り110名の団員が召集され警戒に当たっ た。	台風16号	人的被害 なし 家屋被害 なし 土砂崩れ 3カ所 道路冠水 7カ所		全町内
平成14年7月11日 台風6号の北上と数日前からの梅雨前線 の影響により、午前2時30分山形地方気 象台より、大雨洪水警報が発表され、集中 豪雨に見舞われ、午前4時30分、中山町 消防団5個分団、40名に本町内の各河川等 の巡回警戒に当たさせた。午前5時40分 石子沢川排水機場を運転開始した。午前6 時30分災害対策本部を設置し対応した。 あおば地区においては、3台の小型ポン プと消防団員13名が排水作業を行った。 また、桜町では土のう積み作業を消防団員 15名が行った。その他町内数箇所です浸水 のおそれがあり、消防団員延べ48名が出動 した。	台風6号	人的被害 なし 家屋被害 2カ所 (①柳沢70、小屋) (②金沢字岩谷1105 寺院) それぞれ一部損壊 土砂崩れ ① 柳沢1544付近 ② 金沢字岩谷1105 裏山 20t 崩落 道路冠水 ① あおば地区1617番街区前道 路 ② 桜町土谷鉄工所東道路 ③ 2-2分団車庫前道路 ④ 県野球場前道路		
平成23年1月21日 (豪雪災害対策本部設置) 平成23年1月中頃から県下全域が豪雪 に見舞われ、県内でも22市町村で豪雪対 策本部を設置。 町でもひまわり温泉ゆ・ら・らで積雪 55cmを計測し、次の措置を講じた。 ・生活道路の確保 ・早めの雪下ろしの啓蒙 ・消防水利の確保 ・雪下ろしの斡旋 ・排雪場所の確保 ・公共施設の被害防止	豪雪	人的被害 重症 1名 軽症 1名 建物被害 非住家全壊 2軒 住家附属施設倒壊 1件		町全域
平成24年1月30日 (豪雪災害対策本部設置) 数日前から豪雪に見舞われ、豊田小、中 山中で70cmを超える積雪を記録。 町では次の措置を講じた。 ・生活道路の確保 ・早めの雪下ろしの啓蒙 ・消防水利の確保 ・雪下ろしの斡旋 ・排雪場所の確保 ・公共施設の被害防止 *積雪 豊田小 76cm、中山中 73cm、広瀬 団地 65cm、ゆ・ら・ら 46cm	豪雪	人的被害 中等症 3名 軽症 2名 建物被害 住家一部損壊 12軒 非住家全壊 9軒 一部損壊 6軒 農業施設被害 ハウス全壊 6棟 一部損壊 3棟 土砂災害 がけ崩れ 1カ所		町全域

第1編 第5節 既往の災害と想定

発生年月日 及び概要	災害の種別	被害内容	被害額 (千円)	被害地区
平成25年7月18日 (大雨対策連絡本部設置) 7月18日未明から夕方にかけて県内全域で雷を伴った非常に激しい雨が降り断続的な大雨となった。 この影響で、長崎観測所における累加雨量は105mmとなり、石子沢川などの河川が増水・氾濫するなど内水面上昇による農地・農作物の冠・浸水、道路の冠水などが続出した。 その後、次第に水位は下がったが、また、22日の夕方から夜にかけ大雨となり4時間で80mmを記録した。 県内でも、置賜地方、西村山地方を中心に大きな被害が発生し、特に寒河江川の濁流により村山広域水道が取水できなくなり、山形市、山辺町、中山町を除く配水区域一帯で断水・配水制限が必要となった。	大雨	公共施設被害 公園等冠水 2件 停電 1件 道路被害 法面崩落 1件 路肩欠損 3件 冠水 3件 農業施設被害 長崎堰 取水口損壊 荷柄橋沼 一部堤体崩壊 笠取線 路肩損壊 農作物被害 田 5ha 畑 12ha		町全域
平成26年7月9日 (大雨対策連絡本部設置) 台風8号と梅雨前線の影響により、県内は9日から10日にかけて大雨となった。 この影響で、長崎観測所における累加雨量は93mmに達し、最上川は氾濫注意水位を超える14.4mまで上昇した。	大雨	公共施設被害 公園等冠水 3件 農作物被害 冠水 11ha 浸水 6ha		
令和2年7月28日 (大雨災害対策本部設置) 梅雨前線の影響で、山形県内において非常に激しい雨が降り、累加雨量は多いところで300mmを超える大雨となった。 最上川の長崎水位観測所では、28日18時30分に計画高水位を超える16.22mの水位を記録し、観測史上第1位の水位となった。町では、町内全域を対象とした避難指示を発令し、住民800名余りが指定避難所等へ避難した。 石子沢川などの河川及び排水路が増水氾濫し、内水による建物の浸水被害、道路冠水及び農地・農作物の冠浸水が発生した。 豊田地区では、道路が山から流れ出る雨水の川と化し、土砂崩れが複数発生し、山間にある作業小屋の倒壊が発生した。	大雨	人的被害 なし 建物被害 住家 床上浸水 17戸 床下浸水 122戸 非住家 全壊 2戸 床上浸水 1戸 床下浸水 9戸 農作物・農地等被害 冠水、ハウス倒壊等 54.7ha 道路被害 冠水 国道 1路線 県道 3路線 町道 51路線 町道法面崩壊等 14か所 町道土砂流入 3か所 町道倒木 2か所 河川被害 石子沢川破損 8か所 公共施設被害 公園等冠水 3か所 土砂災害 山間地域土砂崩落 10か所	103,817 23,100 34,210	町全域

2 風水害等の想定

(1) 想定災害の種類

風水害等には、台風及び大雨を要因とする風水害のように予知しうる進行災害と大火災、爆発のようなほとんど予知しえない突発的災害に大別することができる。本町の地勢、気候及び地理的条件等において、今後予想される一般災害の種類は、概ね次のとおりとする。

ア 自然現象、 その他異常な自然現象 によるもの	a 台風による河川の氾濫・内水氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流等の土砂災害による浸水及び家屋の倒壊、流出等
	b 前線活動等にもなう大雨による河川の氾濫・内水氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流等の土砂災害による浸水及び家屋の倒壊、流出等
	c 大規模な竜巻、突風による家屋の倒壊等
	d 大規模地震等に起因する原子力事故災害
イ 人為的事 故によるもの	a 大規模なガス爆発、危険物爆発及び大規模火災による建物の全壊、焼失等
	b 危険物等の大量放出による災害
	c 航空機の墜落による災害
	d 列車の衝突、転覆等による鉄道災害
	e 原子力事故災害

(2) 地区別の災害想定

ア 西部地区（山ろく山間部）

（ア）春の災害

- a 霜にともなう農産被害が発生しやすい。
- b 乾燥及び強風にともなう火災が発生しやすい。（火災履歴の半数が4～5月に発生）

（イ）夏の災害

- a 停滞前線及び雷雨にともなう土砂崩れが発生しやすい。（梅雨末期が多く発生）

（ウ）秋の災害

- a 台風による強風害、土砂崩れが発生しやすい。

（エ）冬の災害

- a 豪雪にともなう積雪害が発生しやすい。

イ 東部地区（平坦部）

（ア）春の災害

- a 霜にともなう農産被害が発生しやすい。
- b 乾燥及び強風にともなう火災が発生しやすい。（火災履歴の半数が4～5月に発生）

（イ）夏の災害

- a 停滞前線及び雷雨にともなう浸水害が発生しやすい。（梅雨末期が多く発生）

（ウ）秋の災害

- a 台風による強風害、浸水害が発生しやすい。

（エ）冬の災害

- a 豪雪にともなう積雪害が発生しやすい。

（オ）特殊性

- a 最上川の水位の上昇にともない、町内河川から最上川への流入が止まることを起因とする内水氾濫等の浸水害が発生しやすい。
- b 集中豪雨にともなう都市型災害（集水速度が速く、排水不良となる。）が発生しやすい。
- c 地盤が軟弱なため、地震による災害が発生しやすい。

第6節 震災の想定

山形盆地断層帯が存在することにより、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震、平成17年8月16日に発生した宮城県沖地震、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震、平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震、平成20年7月24日に発生した岩手県沿岸北部地震、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震のような大きな被害をもたらす地震が発生する可能性があることを認識しなければならない。

地域防災計画が阪神・淡路大震災クラスの内陸型地震にも有効に機能することは、重要な課題である。また、そのためには、このような大規模地震が発生した場合の被害を「山形盆地断層帯の長期評価」に基づき想定することが重要である。

山形県内及び周辺地域で発生した主な地震の位置図は資料編P189による。

1 過去の地震記録と被害概況

山形県及びその付近に起こった地震は、次表のとおりである。

主な地震記録と被害概況

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
1	850年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出羽地震	39.0	139.7	7.0	出羽国地大いに震い、国府井口（山形県飽海郡本楯村樋口）の地山谷所を易ふ。また、海波を颪げ圧死するもの多し。
2	1804年7月10日 22時 (文化元.6.4)	象潟地震 (羽前・羽後)	39.1	140.0	7.0	由利郡、飽海郡、田川郡の被害大。特に、象潟では潰れた家532戸、死者63人。この地震全体では、潰家5,500、死者333人。津波をともない、余震多し。また、陸地隆起（最大2mくらい）して、象潟湖干潟となる。
3	1833年12月7日 15時 (天保4.10.26)	羽前佐渡地震 (庄内沖)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。山形県南部では水死38人、家屋流失158、船流失305、山形・新潟県境では潰家270戸、佐渡では家屋流失79、家屋全半壊460、津波は北海道から能登半島までに及んだ。
4	1894年10月22日 17時35分 (明治27)	庄内地震	38.9	139.9	7.0	被害は酒田付近が最も大きく、山形、本荘にまで及んだ。被害は、死者726人、負傷者1,060人、家屋全

第1編 第6節 震災の想定

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
						壊 3,858 戸、半壊 2,397 戸、破損 7,863 戸、焼失 2,148 戸、余震多し。
5	1896 年 8 月 31 日 17 時 6 分 (明治 29)	陸羽地震 (羽後陸中 境付近)	39.5	140.7	7.2	被害は、屋根瓦墜落や石灯籠の転落、土蔵の壁亀裂等で軽微だったが、山形では庄内地震より強く感じた。
6	1897 年 2 月 20 日 5 時 50 分 (明治 30)	宮城県沖 地震	38.1	141.9	7.4	天童で住宅小被害。
7	1933 年 3 月 3 日 2 時 31 分 (昭和 8 年)	三陸沖地 震	39.2	144.5	8.1	震度：山形県下一円 3。軽微な被害、家屋損壊 7(庄内 4、村山 3)、その他軽被害。
8	1939 年 5 月 1 日 14 時 58 分 (昭和 14)	男鹿地震	40.1	139.5	6.8	震度：酒田 4、山形 2。弱い津波あるも被害なし。
9	1944 年 12 月 7 日 1 時 27 分 (昭和 19)	左沢地震	38.3	140.1	5.5	震度：山形 3(震源地付近震度：6)。大江町本郷荻野付近納屋倒壊 1、このほか、土蔵の破損多数、家屋の傾斜や異常数戸あり。左沢で煙突折損、山崩れ、地割れあり。地鳴りをともない余震多数。
10	1964 年 5 月 7 日 16 時 58 分 (昭和 39)	男鹿半島 沖地震	40.3	139.0	6.9	震度：酒田 4、新庄 2、山形 1。秋田山形県境の小砂川～女鹿間の線路に地割れ、列車一時不通、弱い津波発生。
11	1964 年 6 月 16 日 13 時 1 分 (昭和 39)	新潟地震	38.4	139.2	7.5	震度：酒田 5、新庄 5、山形 4。被害は県全域に及んだが、庄内地方ほど大。津波も発生したが、被害はほとんどなし。県内の被害は、死者 9 人、負傷者 91 人、住宅全壊 486 戸、半壊 1,189 戸、床上浸水 16 戸、床下浸水 23 戸、一部損壊 42,077 戸、非住家被害 1,772 戸、水田流失埋没 787 カ所、道路損壊 185 カ所、橋梁流失 4 カ所、堤防決壊 6 カ所、山崩れ 35 カ所、鉄道被害 22 カ所、通信被害 458 回線、船舶破損 4 艘、被災

第1編 第6節 震災の想定

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
						世帯 1,505 件、被災者概数 7,331 人。
12	1968 年 5 月 16 日 9 時 48 分 (昭和 43)	十勝沖地震	40.7	143.6	7.9	震度：酒田 4、山形 3、新庄 3。被害は、非住宅被害（中山町）1、停電（上山市・中山町）約 1,800 戸
13	1972 年 8 月 20 日 19 時 9 分 (昭和 47)	山形県中部地震	38.6	140.0	5.3	震度：酒田 3、新庄 3、山形 1。鶴岡市でコンクリートアパートの壁剥落や停電 6,000 戸等の軽被害。
14	1978 年 6 月 12 日 17 時 14 分 (昭和 53)	宮城県沖地震	38.2	142.2	7.4	震度：新庄 5、山形 4、酒田 4。被害は、交通障害、電話回線の不通等の広範囲にわたる。このほか、負傷者 1 人、住宅全壊 1 戸、一部破損非住家被害 2 戸、道路損壊 4 ヲ所、停電 19 万戸に達し、被害総額は 5 億円を超えた。
15	1983 年 5 月 26 日 11 時 59 分 (昭和 58)	日本海中部地震	40.4	139.1	7.7	震度：酒田 4、山形 3、新庄 3。被害は、建物一部破損 1 戸、道路損壊 1 ヲ所、船舶沈没 9 艘のほか、文教施設 23 戸、停電（酒田市）560 戸、水道管破裂や電話不通等の被害があった。
16	1996 年 8 月 11 日 3 時 12 分 (平成 8)	秋田・宮城県境地震	38.9	140.6	6.0	震度：新庄 4、酒田・金山 3。負傷者（最上町）12 人、住家一部破損（最上町・尾花沢市）8 戸、道路損壊 6 ヲ所、河川 1 ヲ所の被害があった。
17	1999 年 2 月 26 日 14 時 18 分 (平成 11)	秋田県沿岸南部地震	39.2	139.9	5.3	震度：遊佐町 5 弱、酒田市・八幡町・平田町 4。住家一部破損 217 戸、公共施設一部損壊 13 施設（遊佐町 12、酒田市 1）、道路損壊 7 ヲ所、河川被害 1 ヲ所、停電 1,038 戸（酒田市）、断水 113 戸の被害があった（公共施設 1 施設と停電以外はすべて遊佐町に被害が集中）。
18	2003 年 5 月 26 日 18 時 24 分 (平成 15)	宮城県沖地震	38.8	141.7	7.1	震度：中山町 5 強。村山市・最上町 5 弱。負傷者（山形市 3、中山町 1、山辺町 1、村山市 2、尾花沢市 1、大石田町 1、新庄市 1）10 人、住家

第1編 第6節 震災の想定

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
						一部破損 2 棟、非住家一部破損 19 棟、文教施設 60 ヲ所、道路損壊 14 ヲ所、河川 1 ヲ所などの被害があった。
19	2003 年 7 月 26 日 7 時 13 分 (平成 15)	宮 城 県 北 部地震	38.4	141.2	6.4	震度：中山町・村山市・新庄市・最上町 4。負傷者（山形市、山辺町）2 人の被害があった。
20	2004 年 10 月 23 日 17 時 56 分 (平成 16)	新 潟 県 中 越地震	37.3	138.9	6.8	震度：村山市・山辺町・中山町・河北町・川西町・小国町・酒田市 4。人的・物的被害なし。
21	2005 年 8 月 16 日 11 時 46 分 (平成 17)	宮 城 県 沖 地震	38.2	142.3	7.2	震度：上山市・村山市・天童市・東根市・山辺町・中山町・河北町・新庄市・最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村・米沢市・南陽市・高畠町・川西町・小国町・白鷹町・酒田市・庄内町・藤島町・三川町・遊佐町・松山町・平田町 4。 負傷者（天童市）1 人 住家一部破損 1 棟、非住家一部破損 3 棟、文教施設一部破損 3 ヲ所などの被害があった。
22	2007 年 7 月 16 日 10 時 13 分 (平成 19)	新 潟 県 中 越 沖 地 震 ※	37.6	138.6	6.8	震度：上山市・山辺町・中山町・西川町・川西町・小国町・白鷹町・飯豊町 4。 人的・物的被害なし。
23	2008 年 6 月 14 日 (平成 20)	岩手・宮城 内陸地震	39.0	140.9	7.2	震度：最上町 5 弱。鶴岡市・酒田市・三川町・遊佐町・庄内町・新庄市・山形金山町・舟形町・真室川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村・上山市・村山市・天童市・山辺町・中山町・河北町・尾花沢市・大石田町・高畠町・白鷹町 4。 中山町では、国道 112 号に一部亀裂発生被害があった。
24	2008 年 7 月 24 日 00 時 26 分 (平成 20)	岩 手 県 沿 岸 北 部 地 震※	39.7	141.6	6.8	震度：鶴岡市・酒田市・最上町・村山市・中山町 4。 人的・物的被害なし。

第1編 第6節 震災の想定

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
25	2011年3月11日 14時46分 (平成23)	東北地方 太平洋沖 地震 『東日本 大震災』	38.1	142.9	9.0	震度：上山市、中山町、尾花沢市、米沢市5強、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、天童市、東根市、南陽市ほか13市町村5弱、山形市、寒河江市、長井市ほか8町村4。県人2名が山形市内、南相馬市内で死亡。 その他重傷者10、軽傷者35、住家被害（半壊14、一部損壊1,279）、非住家124などの被害があった。 中山町内での被害状況は次のとおり 人的被害 軽 症 1人 建物被害 住 家 半壊 4棟 一部損壊 19棟 非住家 全壊 20棟 大規模半壊 2棟 半壊 6棟 一部損壊 23棟 公共施設 一部損壊 3棟 その他構築物 多数 道路被害 国道112号に一部亀裂 町道路面陥没、ひび割れ 26カ所 河川施設 護岸ブロック亀裂 1箇所 停電 19時間 店舗から食料品、日用品、ガソリンなど燃料不足

第1編 第6節 震災の想定

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
26	2011年4月7日 23時32分 (平成23)	宮城県沖 の地震 (東北地方太平洋 沖地震の 余震)	38.2	142.0	7.4	震度：上山市、山辺町、中山町、 白鷹町5弱、鶴岡市、酒田市、遊佐 町、庄内町、大蔵村、寒河江市、村 山市、天童市、河北町、西川町、朝 日町、大江町、大石田町、米沢市、 南陽市、高島町、川西町4 中山町内での被害状況は次のと おり 人的・物的被害なし。 停電 10時間
27	2011年4月11日 17時16分 (平成23)	福島県浜 通り地震 (東北地方太平洋 沖地震の 余震)	36.9	140.7	7.1	震度：新庄市、最上町、舟形町、 大蔵村、村山市、東根市、中山町、 河北町、尾花沢市5弱、鶴岡市、酒 田市、三川町、遊佐町、庄内町、金 山町、真室川町、鮭川村、戸沢村、 山形市、寒河江市、上山市、天童市、 山辺町、西川町、朝日町、大江町、 米沢市、南陽市、高島町、川西町、 小国町、白鷹町、飯豊町4 中山町内での被害状況は次のと おり 人的・物的被害なし。
28	2011年4月12日 14時7分 (平成23)	福島県浜 通り地震 (東北地方太平洋 沖地震の 余震)	37.0	140.7	6.3	震度：上山市、山辺町、中山町、 白鷹町4 中山町内での被害状況は次のと おり 人的・物的被害なし。
29	2012年3月27日 20時0分 (平成24)	岩手県沖 地震	37.0	140.7	6.4	震度：酒田市、天童市、中山町4 中山町内での被害状況は次のと おり 人的・物的被害なし。

第1編 第6節 震災の想定

番号	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
30	2012年12月7日 17時18分 (平成24)	三陸沖地震	37.8	144.2	7.3	震度：遊佐町、大蔵村、村山市、尾花沢市、中山町、米沢市、川西町4 中山町内での被害状況は次のとおり 人的・物的被害なし。
	2019年6月18日 22時22分 (令和元)	山形県沖	38.6	139.5	6.7	震度：鶴岡市6弱、酒田市、三川町、大蔵村5弱、米沢市、新庄市、上山市、中山町ほか18市町村4、山形市、寒河江市、天童市ほか6市町3 重傷者3名、軽傷者25名、住家半壊4棟、一部破損940棟の被害があった。

(山形県地域防災計画より) (※印の地震は気象庁より)

2 被害想定調査の実施

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超える大きな被害をもたらした。このような地震が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画を大規模災害に有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためには、このような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

これまで県では、平成8年度及び平成9年度の2年度にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施した。平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生の可能性があることの指摘がされたことから、両断層帯の被害想定調査を実施した。

3 被害想定のかえ方

(1) 地震規模の設定

ア 山形県地震対策基礎調査（平成8～9年度実施）

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能するための基礎資料を得るという趣旨から、マグニチュード7クラスの内陸型地震を想定した。また、日本海中部地震クラスの海洋型地震にも対応できるよう、これに相当する地震も想定した。

イ 山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施）

地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.8の地震を想定した。

ウ 長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「長井盆地西縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.7の地震を想定した。

エ 庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「庄内平野東縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.5の地震を想定した。

(2) 震源域の設定

内陸型地震のうち村山、置賜、庄内の3地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

また、海洋型地震については、既往の研究により地震空白域との指摘がなされている山形県西方沖（地震調査委員会公表の海溝型地震の長期評価における「日本海東縁部佐渡島北方沖並びに秋田県沖」に相当。以下同じ。）に震源域を設定した。

区 分	震源域	地震規模(マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	庄内平野東縁断層帯	7.5	38 km
	新庄盆地断層帯	7.0	25 km
	山形盆地断層帯	7.8	60 km
	長井盆地西縁断層帯	7.7	51 km
海洋型地震	山形県西方沖	7.7	100 km

※ 新庄盆地断層帯及び山形県西方沖については、平成9年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成14年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成17年度実施の被害想定調査による。

(3) 発生ケースの設定

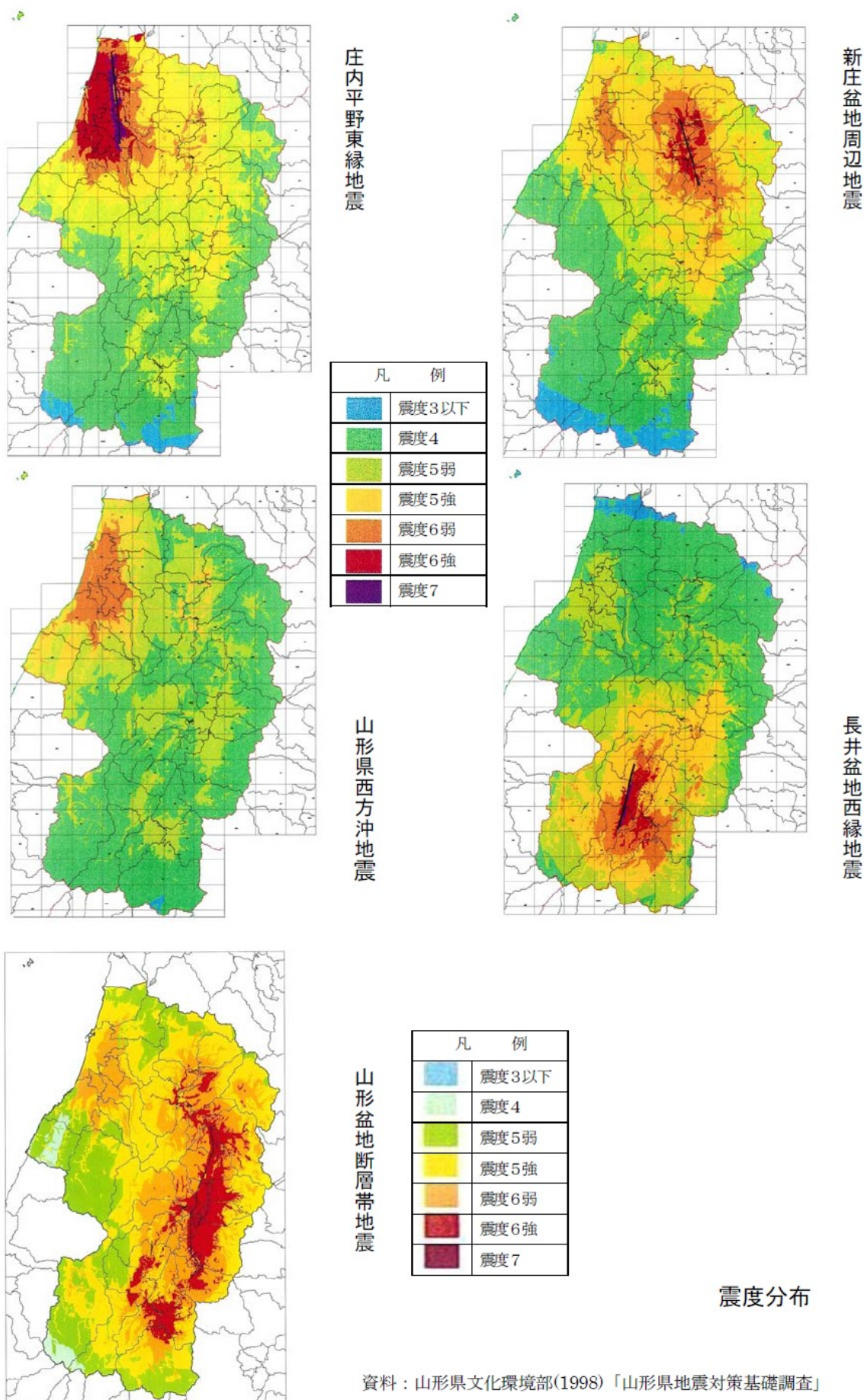
過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくることが考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つのケース（夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方）を設定している。

(4) 被害想定項目と想定手法

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度、最大地表速度	起震断層からの距離、地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり、土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震動
建物被害	家屋、事務所、店舗、公共施設など (物置・土蔵等は除く)	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険度、構造（木造、RC造等）、建築年次、屋根の種類・柱の太さ・積雪の有無（地

第1編 第6節 震災の想定

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
			域ブロックごと)
死者、負傷者	建物被害による死傷、 地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数（病院で手当を受ける程度の負傷）	建物被害、地震火災、発生季節と時刻
避難所生活者	自宅居住困難による 避難	避難所に滞在する人数	り災者数 県民防災意識アンケート調査結果
交通機関 (道路・鉄道)	緊急輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性 (長期間(1ヵ月)と短期間(数日))	地震動、液状化危険度、橋梁、 土砂災害危険箇所
河川構造物	河川堤防、ため池	地震水害発生の危険性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、LP ガス、電気、電話	供給停止世帯数	地震動、液状化危険度、架線・ 埋設管の種類と延長
危険物施設等	石油タンク、高圧ガス タンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険度、種類ごと施設数



4 想定被害の概要

(1) 被害の規模

5つの想定地震の中では、設定した地震規模が最も大きく、人口が集積している村山地域で地震が発生することになる山形盆地断層帯地震の場合が、もっとも被害が大きくなる。

3つの発生ケースの中では、冬季夕方の場合、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合は、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合は、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

< 冬季早朝における想定被害の状況（県全体） >

想定地震 想定項目	庄内平野東縁 断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震	山形盆地 断層帯地震	長井盆地西縁 断層帯地震	山形県 西方沖地震
震度	3～7	3～6強	4～7	3～7	4～6弱
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟	487棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟	2,583棟
建物焼失	63棟	16棟	297棟	82棟	9棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人	44人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人	1,098人
避難所生活者(ピーク時)	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人	3,420人
上水道断水世帯	169,434	23,574	202,444	327,131	4,718
都市ガス停止世帯	46,378	3,510	50,082	29,005	4,464
停電世帯	20,816	30,127	114,823	43,750	19,191
電話不通世帯	13,156	17,391	98,042	25,709	11,758

※ 山形県西方沖地震の被害には、津波による被害は含まない。

(2) 被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
新庄盆地断層帯地震	最上地域とともに、庄内地域の広い範囲及び村山地域の北部にも被害が発生する。
山形盆地断層帯地震	村山地域の広い範囲と置賜地域の都市部に被害が多く発生し、最上地域、庄内地域を含め、全県的に被害が発生する。
長井盆地西縁断層帯地震	置賜地域及び村山地域の全域と庄内地域の一部において被害が発生する。
山形県西方沖地震	被害は庄内地域にとどまる。

第1編 第6節 震災の想定

(3) 本町における被害の規模

<想定被害の状況（中山町）>

庄内平野東縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		震度5強		
建物被害	全壊計（棟、%）	0（0.0）		0（0.0）
	半壊計（棟、%）	25		24
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯、%）	2,731（80.9）		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯、%）	1,698（50.3）		
	L P ガス全半壊率：冬期（%）	0.6		
	L P ガス要点検供給世帯（世帯）	15		
	下水道被害率（%）	3.09		
	下水道排水困難人口（人）	297		
	停電世帯（世帯、%）	0（0.0）		
	電話不通世帯（世帯、%）	0（0.0）		
人的被害	死者（人）	0	0	0
	負傷者（人）	0	0	0
	避難者：昼間（人、%）	122（1.0）		
	避難者：夜間（人、%）	169（1.4）		

長井盆地西縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		震度6強		
建物被害	全壊計（棟、%）	396（9.3）		365（8.6）
	半壊計（棟）	793		731
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯、%）	3,322（98.4）		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯、%）	2,964（87.8）		
	L P ガス全半壊率：冬期（%）	27.9		
	L P ガス要点検供給世帯（世帯）	732		
	下水道被害率（%）	4.53		
	下水道排水困難人口（人）	436		
	停電世帯（世帯、%）	585（17.3）		
	電話不通世帯（世帯、%）	348（8.6）		
人的被害	死者（人）	17	37	13
	負傷者（人）	307	516	257
	避難者：昼間（人、%）	898（7.2）		
	避難者：夜間（人、%）	1,294（10.4）		

第1編 第6節 震災の想定

新庄盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		震度3～6強		
建物被害	全壊計（棟、％）	1（0.0）	1（0.0）	0（0.0）
	半壊計（棟、％）	21（0.4）	21（0.4）	19（0.3）
地震火災	出火件数（件）	0	0	0
	焼失棟数（棟）	0	0	0
	焼失率（％）	0.00	0.00	0.00
ライフライン被害	上水道の断水世帯（世帯、％）	3（0.1）		3（0.1）
	下水道排水困難世帯（世帯、％）	0（0.00）		
	停電世帯（世帯、％）	246（8.1）		242（8.0）
	電話被害加入者（件、％）	108（2.9）		104（2.8）
建物倒壊及び火災等による人的被害	死亡者数（人、％）	0（0.00）	0（0.00）	0（0.00）
	重傷者数（人、％）	0（0.00）	0（0.00）	0（0.00）
	負傷者計（人、％）	0（0.00）	0（0.00）	0（0.00）
	り災者（人、％）	32（0.3）	32（0.3）	28（0.2）
	避難所生活者（人、％）	10（0.1）	10（0.1）	9（0.1）

山形盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度6強、最大で震度7		
建物被害	全壊計（棟、％）	843（14.9）		683（12.1）
	半壊計（棟、％）	887（15.7）		865（15.3）
地震火災	出火件数（件）	6	2	1
	焼失棟数（棟）	7	3	1
	焼失率（％）	0.12	0.05	0.02
ライフライン被害	上水道の断水世帯率（％）	100.0		100.0
	下水道排水困難世帯（世帯、％）	10（1.25）		
	停電世帯（世帯、％）	1,369（45.3）		1,302（43.1）
	電話施設被害加入者（人、％）	1,192（32.2）		1,091（29.5）
人的被害	死者（人、％）	45（0.53）	56（0.47）	35（0.42）
	負傷者（人、％）	586（6.92）	677（5.75）	499（5.90）
	り災者（人、％）	2,597 （30.70）	2,591 （22.01）	2,317 （27.39）
	避難所生活者（人、％）	1,276 （15.09）	1,273 （10.81）	1,102 （13.03）

※ 山形県西方沖地震の被害は庄内地域にとどまるため除外。

第7節 防災ビジョン

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から10年が経過し今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力が続けられている。

風水害においては、令和2年7月豪雨により本県を貫流する最上川の主要な水位観測所で計画高水位を超過する観測史上1位の水位を記録し、本町においても甚大な被害が発生した。

国においては、災害対策基本法が平成24年6月に改正されるとともに、防災基本計画が平成24年9月に修正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。

さらに、平成25年6月にも災害対策基本法が改正され、防災基本計画の再修正とともに、自力避難が難しい障がい者や高齢者ら（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿作成が市町村に義務付けられたほか、市町村の機能が低下した場合に、国ががれき撤去などを代行できる規定などが新設された。

令和3年5月の防災基本計画の修正では、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等の大規模風水害を踏まえた災害対策基本法の改正（令和3年5月）や、避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）等により、避難勧告・指示の一本化による避難情報の見直し、個別避難計画の市町村の作成努力義務化、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災対応、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進等が盛り込まれた。

県においては、東日本大震災の課題や、平成24年6月及び平成25年6月、令和3年5月の災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正等を踏まえ、山形県地域防災計画が、見直されており、本町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組を進めていくため、中山町地域防災計画を改訂するものとする。

また、災害から住民の生活と地域を守り、安全で安心した住民生活の確保を図るべく防災ビジョンを提示するものとする。

1 防災対策の推進

(1) 地域防災計画の充実

都市化、情報化、高齢化等の進展にともない、地域社会の住環境や社会環境も急変しており、また、災害も多様化してきている。

これらに的確に対応でき、そして災害環境に応じた実践性のある地域防災計画とするため、本計画に随時検討を加え、時代に即応したものとする。

(2) 防災カルテの整備

風水害、土砂災害などにかかわる危険区域の点検と地域住民に対しての周知とともに、火災など社会的災害の対応も含めての集落ごとの防災カルテの整備を促進し、有事の際の警戒避難活動の手順化の指針とするものとする。

(3) 消防事務委託に基づいた消防活動

町の消防に関しては、平成23年12月から消防事務が山形市に委託され常備消防となったことにより体制強化が図られ、消防力が充実した。

消防活動に当たっては、事務委託時に結ばれた「山形市と中山町との間の消防事務に関する規約」に基づき活動を行うものとする。

(4) 地域防災体制の整備

ア 本町の防災体制の課題の一つとして、町職員数が少ないことがあげられる。また、職員数の約4割は町外在住者といった現状もあり、想定をはるかに上回る規模の災害の発生に対応するためには、実践的・機動的な「職員初動マニュアル」を随時更新し活用を図るものとする。また、ハザードマップ等の活用による危険区域の認知の手法を採り入れながら、行政と地域住民が補完し合う防災体制を構築していくものとする。

イ 町と防災関係機関、そして、地域住民が一体となった実践的な取組の場を設けるなどして、災害時における応急、救助活動などを円滑に実行できる体制を強化する。

ウ 地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等が、お互いに連携し災害に強いコミュニティづくりが求められており、「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、住民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく。地域連体意識に基づいた自主防災組織の育成助長を図り、防災訓練等を通じて防災意識の向上と初期対応能力のかん養を図るとともに、地区防災計画の整備や自主防災活動拠点の整備を促進する。

また、住民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組）に立った防災対策を推進する。

さらに、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要であることから、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

エ 災害時の備蓄拠点については、災害別の危険度や地区別特性を考慮し、西部地区（山ろく山間部）での備蓄拠点として豊田小学校を、東部地区（平坦部）の備蓄拠点として中山中学校、防災センターをそれぞれ設定しているが、指定避難所を備蓄拠点とすることで、さらに地区別、災害種別のリスク分散を図るものとする。

オ 避難所等における配慮

避難所等においては、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（気持ちを落ち着けられる場所）等を避難所開設当初から設置するように努める必要がある。また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努めていくとともに、女性の相談員、福祉相談員の配置についても検討し、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるようにする。

カ 災害情報の迅速な収集・伝達

災害時において、地域への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、令和2年4月1日から運用を開始した町デジタル防災行政無線を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）も含めた広報に努め効果的な情報体制を確立するものとする。また、通信各社による緊急速報メールや町の「登録制メール」等により「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。さらに、町内の一人暮らし高齢者等への情報連絡体制を充実していくものとする。

キ 消防団等の水防活動に協力する体制の強化

全国各地で豪雨災害が多発する一方、消防団（水防団）員の高齢化やサラリーマン化等の変化に対応し、消防団等の水防活動に協力する体制を強化する必要がある。消防団等の水防活動に協力す

る「水防協力団体」の指定対象については、平成25年6月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となることから、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、地区組織、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進するものとする。

(5) 災害情報網の整備・運用

本町では、災害時の通信機能を確保するため、役場本庁舎、保健福祉センター、防災センター（東村山地区河川防災ステーション内）の3施設における通信機能を確保しており、リスクの分散を図っている。

地震、風水害等の災害時において、情報の収集、伝達、避難の誘導、救急救助などの現場活動と災害の状況に応じた防災諸活動を的確に実施できるよう、デジタル防災行政無線（屋外拡声器20カ所、戸別受信機の設置等）を導入し、令和2年4月1日から運用を開始した。引き続き有事における町防災行政無線の適切な運用を図るものとする。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI技術やSNSの活用など、国・県等と連携の上、災害対応業務のデジタル化の検討を進め、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

(6) 防災施設の整備

本町には、最上川東村山地区河川防災ステーション内に、防災センターが整備されている。災害時には、現地対策本部や水防団の待機所、住民の避難所等として、平時には、地域の方々のコミュニティ施設として利用されており、また、水防団員や避難者のため非常用厨房施設や、河川水位、降雨状況等の河川情報がリアルタイムで入手できる装置等を整備している。

さらに、河川防災ステーションでは、土砂や大型ブロック等の水防活動に必要な資材を大量に備蓄しており、今後も、地域における防災活動基地として積極的な活用を図っていくものとする。

長崎地内に災害時の避難困難者や近隣住民のために、高速道路と最上川堤防による垂直避難施設として避難拠点を整備していく。同様の垂直避難施設として、高速道路の法面に階段等を設け、緊急避難場所の確保に向けて事業を推進する。

河川防災ステーション・防災センターの役割

平時の役割	洪水等の緊急時の役割
・スポーツ、レクリエーションの場 ・河川等に関する情報発信の場 ・地域の方々のコミュニティ施設 ・地域の野外学習の場 ・各種イベントの開催 ・河川巡視の中継所	・水防情報の受発信基地 ・土砂、ブロック等備蓄した資材による緊急復旧の拠点 ・地域住民の緊急避難所 ・水防指令室 ・水防団待機所 ・ヘリポートによる緊急輸送

(7) 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

2 町土の保全

(1) 土砂崩壊地対策

本町の西部地区の山ろく山間部には、急峻な地形と砂質土壌であるため、集中豪雨による地すべりやがけ崩れなどの危険区域が点在している。近年大きな災害はないが、豪雨などにより小規模な災害が繰り返されている。

河川の砂防事業や地すべりなどの危険区域の崩壊防止事業の計画的な実施とともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅については、中山町土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規則や住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）等の制度活用による安全な地域への移転を促進していく。

また、災害を未然に防止するため、気象情報の伝達体制、異常現象発見時の通報体制や避難体制について、住民と行政が連携を図りながら確立するものとする。

(2) 治水対策

本町は最上川と須川の大きな河川に囲まれており、西部山間部に源を発している石子沢川、不動沢川、新堀川は町の平坦部を経て最上川に流れている。また、大江町管内の最上川より取水している最上堰が西部山ろくを経て最上川に流れている。

このように多くの河川を有している本町は、有史以来これまで幾度となく水害に悩まされてきたが、近年の各河川の改修や築堤、石子沢川排水機場の建設などにより大きな水害に見舞われることがなくなったが、一部、最上川の築堤、須川の改修をはじめ西部山間部より流れる河川については、計画的な改修を実施していくものとする。

また、災害の減少により住民の災害に対する意識も年々低くなる傾向にあり、町をあげての治水対策を進めるうえで、中山町洪水ハザードマップの活用などによる研修会の実施など、住民意識の向上を図るほか、河川情報機器等の活用による予防対策の確立を図るとともに、災害情報網による情報の早急な伝達を図り被害の防止に努める。

さらに、令和2年7月豪雨により最上川水系流域で甚大な被害が発生したことを踏まえ、本町を含む最上川水系流域においては、国、県、市町村等が連携し、被災した箇所、河道掘削、堤防整備、分水路整備、遊水地改良等の取組を集中的に実施することにより、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して氾濫を防止し、流域における浸水被害の軽減を図ることを目的とした「最上川水系流域治水プロジェクト」を推進する。

町においても、令和2年7月豪雨等洪水及び水害リスクを踏まえ、石子沢川流域における治水対策の取組みについて、町・県・国が連携し治水安全度向上の検討を行う「石子沢川流域治水勉強会」に取り組んでいる。また、内水氾濫防止策として有効となる田んぼダムや雨水処理対策等を実施し雨水の流出抑制を図る。

石子沢川及び石子沢川排水機場の概要

ア 石子沢川は山辺町の鳥海山付近にその源を発し、本町の西部山地から柳沢地内を経て長崎地区の市街地を流れ、古川と一級河川新堀川を合流して、古川水門から、最上川に注ぐ全長8kmの河川で、流域面積（集水面積）は16.64k㎡で中山町全体の約半分を占めている。

イ 古川水門は、最上川による逆流を防ぐ目的で、昭和45年に完成したが、水門を閉じれば最上川からの逆流は防げるが、内水である石子沢川の水がせき止められ、町の中心部に水があふれる危険性を抱えていたことから、昭和57年に石子沢川排水機場の設置に着手し、総事業費9億4,500万円を費やして昭和61年に完成した。

ウ 平成21年度にはポンプ能力の増強が図られ（プラス3t/秒）、設備概要は、ディーゼルエンジンとポンプ（計8t/秒）を中心に付帯設備が設けられている。

3 定住圏の整備

本町の定住圏は山ろく部と平坦部に区分されるが、両地区では地形環境などにより災害の発生内容も異なることから、これらを踏まえた対策を講ずる必要がある。

(1) 平坦部の防災体制

良好な居住環境と防災機能の高いまちづくりを行うには、避難又は防災空間のための街路、公園の整備や雨水排水被害の防止などの基盤施設の整備ほか、消防水利や防災施設の計画的な整備を図る必要がある。

また、自主防災組織の育成など地域における防災能力の向上に努める。

(2) 山ろく部の防災体制

山ろく部に点在する土砂災害特別警戒区域の住宅地については、その解消に努めるとともに、災害全般に対応した防災施設の計画的な整備とともに、地区ごとの危険区域の把握や避難訓練の実施など災害に対する意識の向上に努める。

また、自主防災組織の育成など地域における防災能力の向上に努める。

4 保健、医療、福祉体制、要配慮者避難支援の整備

高齢化、核家族化、都市化等の進展など社会経済環境の変化により、防災行政に対する需要も多様化している反面、地域における連帯感や相互扶助機能などが弱まっていく傾向にある。

このような中、乳幼児や高齢者、心身障がい者等の要配慮者に対する医療、福祉体制の整備は、重要な課題となっている。

平成25年6月の災害対策基本法の改正で、避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務付けられており、さらに令和3年5月の災害対策基本法の改正では、個別避難計画について市町村に作成が努力義務化された。避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、中山町要配慮者避難支援プラン及び、避難行動要支援者の状況等を登載した避難行動要支援者名簿を活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進するものとする。町と医療機関との連携を図りながらの総合的な医療体制の整備を図る一方、体の弱いひとり暮らし老人に対する戸別受信機（令和2年4月から運用開始）等の緊急通報システム、高齢者宅への友愛訪問事業などの福祉施策の充実に努めながら、安全で安心して住める体制の確立を目指すものとする。また、要配慮者を取巻く地域関係者による福祉ネットワークづくり、自主防災組織の育成などの取組を果たしながら、地域の保健、医療、福祉体制の整備を推進するものとする。

さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取入れた防災対策を推進するものとする。

5 克雪体制の整備

近年、冬期生活の快適性は向上しているが、自動車の増加や歩道の広幅員化、密集市街地の除雪排雪問題など、生活環境や地域環境の変化などにより雪害も多様化している。

住民への気象情報や被害防止対策の周知などにより雪害の未然防止に努めるとともに、日常生活に密着した国、県、町道の除排雪を徹底し、スムーズな交通の確保を図るものとする。

6 自主防災組織の結成・育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、様々な災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけで

は限界があり、危険や困難をともなう場合もある。特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取組むことが重要となる。

町は、災害発生時はもちろん、日常においても、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むための体制づくりとして「自主防災組織」の結成・育成支援を図るとともに、これらの活動が円滑に行われるよう情報提供や防災知識の普及啓発・ボランティア活動の環境整備、地域住民による避難所開設・運営への支援などを推進していくものとする。

7 積極的な町外広域自主避難の実施

本町においては、大規模洪水災害になった場合には町内のほとんどが浸水するおそれがあり、「高齢者等避難」が発令された場合は、住民自らの判断で、町外の知人、親戚、宿泊施設等へ避難する「町外広域自主避難」を積極的に実施できるよう、住民と共通認識を形成していく必要がある。

平常時において、町洪水ハザードマップに基づく居住地の浸水想定の確認のほか、「町外広域自主避難」のための町外避難先（知人、親戚、宿泊施設、高台・高速道路・盛土等による緊急避難場所等）を想定しておく等の、住民への避難行動への意識形成を呼びかけるとともに、「町外広域自主避難」を想定した地区による避難訓練等の取組を進めるものとする。

8 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

9 複合災害への対応

- (1) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。
- (2) 複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。

- (4) 複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

10 国土強靱化の基本目標を踏まえた事前防災への取組等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」及びその基となる「国土強靱化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るとともに、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組むものとする。

第2編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

<災害に強い施設等の整備>

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 風水害等に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、防災施設の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害等から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ）、産業振興課（産業振興グループ）、建設課（建設整備グループ、下水道グループ）

1 土砂災害予防対策

(1) 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

ア 防災体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、操作・点検マニュアル及び情報連絡体制を整備するとともに、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

イ 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

ウ 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

エ 施設の修繕、補強

施設の破損、機能低下又は老朽等により障害が生じた場合は、補修、修繕又は補強工事を実施し施設の維持及び機能の回復を図る。

オ 応急復旧用資機材の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び団体から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなどにより、応急復旧用資機材の確保

に努める。

カ 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等による危険地区（資料編 P195 参照）を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

(2) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

斜面崩壊にともなう災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については、防災関係機関と協力し重点的に観察を行う。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導

被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。

また、当該地域の居住者に対しても平時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

崩壊危険区域の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次、急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の指定区域とあわせて、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

(5) 地すべり防止事業

地すべりによって流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山、治水事業の促進を図る。

(6) 土砂災害特別警戒区域住宅移転等について

土砂災害特別警戒区域住宅移転補助事業並びにがけ地近接住宅移転事業を積極的に適用し、安全な地帯へ移転を促進する。

(7) 治山施設等災害予防

町は、国及び県の協力を得て、次により山地、治山の災害予防対策を講ずる。

ア 保安林の指定及び整備

(ア) 森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

(イ) 指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山施設の整備

(ア) 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

(イ) 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(8) 砂防施設の災害予防

現在荒廃している溪流又は将来荒廃のおそれのある溪流について、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤、床固工、流路工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流の整備を進める。

(9) 被災宅地危険度判定体制の確立

町は、被災した宅地による二次災害の発生のおそれや、安全性の調査等を図るために、県と連携して宅地危険度判定士の養成を図るものとする。

2 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の整備

本町では、令和3年6月22日現在で、土砂災害警戒区域7箇所、土砂災害特別警戒区域4箇所が指定されている。指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒体制に関する事項について定めるものとする。

(1) 住民への周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布や地域の危険箇所・避難所等を示した防災マップを作成し、住民へ周知を図っている。

(2) 要配慮者対策

土砂災害警戒区域内に高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合は、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の伝達を以下のとおり行う。

ア 伝達情報

伝達情報は、県・山形地方気象台から発表される土砂災害警戒情報があるが、要配慮者は、避難に時間を要するため、高齢者等避難での避難や、気象状況によって土砂災害の危険性があると判断した場合など、町からの避難指示等がなくとも自主避難に努めるものとする。

イ 伝達方法

伝達方法は、電話、ファクシミリ、町防災行政無線等で速やかに伝達する。

(3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転

町は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域又は建築基準法第40条（地方公共団体の条例による制限の附加）の適用区域に存する危険な不適格住宅の移転にかかる補助事業の推進を図る。

3 水害予防対策

(1) 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

ア 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

イ 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

ウ 災害危険地区の調査及び住民への周知

浸水等による危険地域を定期的に調査し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、災害危険箇所について住民へ周知する。

エ 施設の構造強化

構造に関する各種基準を満たさない管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の構造を強化する。

オ 復旧資機材の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び民間団

体から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなどにより、応急復旧用資機材の備蓄体制の整備に努める。

(2) 河川管理施設等の災害予防

ア 堤防等河川構造物の点検、安全性の確保

点検要領に基づき河川管理施設の安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施するなど、安全性の確保を図るとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

イ 降雨量等気象状況の把握

県及び山形地方気象台等と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努める。

ウ 巡視及び警戒

水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を消防団その他の関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。

(3) 水防計画の周知

町は、水防計画を修正し関係機関に周知する。また、平成25年6月の水防法の改正に伴い、以下の項目を記載する。

ア 河川管理者が行う河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所の合同点検、水防資機材の貸与、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等、河川管理者による町の水防活動への協力

イ 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における自主避難確保・浸水防止の取組の推進

ウ 水防協力団体の指定対象拡大による、建設会社等の民間企業や自治会、ボランティア団体等との連携

(4) 水防協力団体の指定促進

水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成25年6月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。

(5) 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組み

複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び県知事が組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

洪水氾濫や内水氾濫を軽減させるため、道路管理者や土地改良区の協力を得て、側溝、排水路、用水路及び堰等の管理を推進する。

(6) 最上川水系流域治水プロジェクトによる減災の取組み

被害対象を減少させるための対策として、水害ハザードマップにおける土地利用・住まい方の工夫の啓発をはじめ、災害リスクを考慮した立地適正化計画の作成及び居住誘導に努める。

また、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策として、以下の避難体制等の強化を推進する。

ア 土のうの備蓄及び土のう作製の機材整備

イ 防災行政無線（同報系）の戸別受信機配備拡大

ウ 内水ハザードマップの作成

エ 他市町への広域避難を可能とする体制確立

オ 自主防災組織の活動支援

カ 大雨を想定した防災訓練実施

4 風害予防対策

風による災害が発生する誘因は、冬の季節風、温帯低気圧、雷雨性突風、寒冷前線通過の際の突風等があり、強風害を発生させる。このため、建造物や農作物に大きな被害を及ぼすことが予想される風害について、気象情報の収集伝達等予防措置並びに指導を行う。

5 農林漁業災害予防対策

(1) 農地、農業施設の災害防止

ア 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(ア) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(イ) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(ウ) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(エ) 風水害対策の強化

各施設については、所定の洪水量等に対応した整備を図る。

(オ) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材の確保に努める。

イ 洪水、土砂災害、浸水等に対して、農地、農業施設を防衛するため、農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

ウ ため池施設の災害予防対策

県及び町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点農業用ため池という）について、ハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模等を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な同報系防災行政無線について、整備を推進する。

(3) 農業気象対策の推進

農業気象業務（農業生産と気象の関係、農耕地における気象等の成り立ちや耕地・施設の環境改善・調節等に関する業務）については、県、農業団体等と密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に

努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

(4) 病虫害防除対策

ア 農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ 防除器具の整備、充実に努め、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

(5) 経営技術の確立

稲作、園芸、畜産等について講習会、研修会等を開催し、経営技術の確立を図る。

(6) 林業対策

ア 森林病虫害防除対策

(ア) 防除器具の整備に努めるとともに、常時防除器具の点検整備を図り適切な防除を実施する。

(イ) 防除体制の整備

防除体制については、森林組合等と提携して森林病虫害防除対策の組織化を推進するとともに、防除技術の研究、指導など防除体制の強化に努める。

イ 林野火災

植栽期間、乾燥期の入山時期において、たき火、たばこの火、その他火災防止を図るべく防災関係機関が一体となって林野火災の防止運動月間を設定するとともに、職員や消防団員が巡回して、火災の防止に努める。

(7) 水産業対策

水産業は自然災害に対し特に被害を受けやすいので、漁業組合及び防災関係機関の協力を得て、次の事項に重点をおき、防災体制の整備を図るとともに、必要な対策の樹立・実施を努める。

ア 合理的な施設の設置及びその利用方法を技術的に指導し、気象状況に対応した施設の維持を図る。

イ 漁業協同組合等と連携し、警報発令時においてはその周知に努め、予防措置を速やかに実施できるよう努める。

第2節 建築物等の予防対策

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建築物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅ろう性、安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、建設課（建設整備グループ）、教育課（学校教育グループ、生涯学習グループ）

1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

県は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用して、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導し、町はこれに協力する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

山形市消防本部は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、または特定の防火対象物（飲食店、医療機関等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火基準適合表示制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

2 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

- (ア) 災害対策本部等が設置される施設（役場本庁舎等）
- (イ) 医療救護活動に従事する機関の施設（医療機関等）
- (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設（町の出先機関等）
- (エ) 避難収容施設（学校、体育館、公民館等）
- (オ) 社会福祉施設等

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(ア) 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- a 配管設備類の固定強化
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システムの安全性能の向上等

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面を整理保管するとともに、法令点検の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第12条第2項、第4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

商業施設等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策を指導する。

ア 災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導にあたる施設従業員の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底

エ 災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

カ 商業施設等の個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底

(3) 一般建築物の災害予防対策

町は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

第3節 都市防災計画

災害に強い都市整備を計画的に推進するため、防災に配慮した都市づくり計画の策定及びそれらの都市計画マスタープランへの位置づけを進めることにより、災害に強いまちづくりを実現することを目的として、町等が実施する各種施策について定める。

担当課（担当グループ）	建設課（建設整備グループ）

1 都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり

町は、道路用地・公共用地の確保と都市計画法に基づく次の地域地区指定等との組み合わせによる合理的な土地利用の誘導及び根幹的な都市施設の整備の実施等、望ましいまちづくりを推進することにより、都市地域の防災効果を高める。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

既存の密集住宅地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図る。

(2) 用途地域の指定

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、火災の発生及び拡大要因を除去する。

(3) 地区計画の決定

地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により、災害に強い市街地整備を誘導する。

2 防災空間の整備による安全性の確保

町は、都市における火災に対する安全を確保するため、建築物の耐震不燃化並びに公園、緑地、広場及び街路等の防災空間の整備に努める。

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急輸送及び避難路としての機能もあわせて確保する。

第4節 地盤災害予防計画

本町において災害危険度の高い土砂災害について、災害を未然に防止し又は被害の軽減を図るために、各種事業等を利用して災害予防対策を進める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、産業振興課（産業振興グループ）、建設課（建設整備グループ）

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施・点検

町は、県が実施する、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査について、資料及び情報の提供を受ける。

町は県と協力し、地すべり、がけ崩れ及び土石流等の土砂災害が発生するおそれのある箇所又は区域（以下「危険箇所」という。）について、土砂崩壊発生の素因となる山腹、溪流及び斜面の状況を、地形・地質等を含め総合的に調査・点検し、その危険度を把握する。

特に、学校、公共施設など要配慮者が利用する施設や学校が含まれる危険箇所の調査・点検を重視する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ住民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

町は、関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。また、町は、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

2 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

町は、県が山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区の調査について、資料及び情報の提供を受ける。

(2) 危険地区の周知

町は、県より「山地災害危険地区」の資料及び情報の提供を受け、ホームページでの公開等の多様な手段により地域住民に周知徹底を図る。

3 防災体制の整備

(1) 推進体制の強化

町は、国、県及び防災関係機関と連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 観測、情報収集・伝達体制の整備

町、国、県及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等の

観測、情報の提供、収集及び伝達に係る体制の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に通報・周知できる伝達体制についても併せて整備を推進する。

また、町、国及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

町は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等）。

(3) 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、これらの周知を図るため土砂災害ハザードマップ等の作成や配布その他の必要な措置を講じる。

なお、避難所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

4 国土保全事業等の推進

(1) 法指定の促進等

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、次表により危険箇所の法指定を促進し、町はこれに協力する。

また県は、監視指導体制を強化し、法指定地等の適切な管理に努める。

法 令 名	指定地等名称
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 宅地造成規制区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域

※災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、想定水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

(2) 治山事業等の促進

国及び県は、相互に調整を図り、地域の防災対策の推進に配慮しながら、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり防止対策事業等の国土保全事業を計画的に推進し、町はこれに協力する。

(3) 緊急用資機材の確保

町及び県は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

(4) 地盤沈下の防止

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

5 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅等の移転推進

町及び県は、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行い、町はこれに協力する。

6 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

国及び県は、風水害に伴い発生する大規模な土砂災害発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、実施手順を定めるとともに関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図るものとし、町はこれに協力する。

第5節 ライフライン施設等の予防対策

上下水道等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、建設課（建設整備グループ、下水道グループ）

1 水道施設の予防対策

水道事業者（最上川中部水道企業団）は、災害が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるため、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

(1) 防災体制の整備

水道事業者は、次により緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

ア 応急対策マニュアルの策定、職員に対する教育及び訓練

(ア) 応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定し、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう体制を整備する。

(イ) 研修会、講習会等を計画的に開催し、災害による被害の調査、復旧計画の立案、災害現場における復旧施工等の現場技術を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

(ウ) 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

イ 管理図面及び災害予防情報の整備

他水道事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

ウ 防災関係機関との連携及び連絡調整

災害発生時において、応急対策用車両が緊急車両として通行できるよう、警察との連絡調整を図る。また、日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」（資料編 P98）に基づき、他市町村との災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。

エ 予備資材の確保

応急復旧時に支障が生じないよう予備資材の確保を図る。

オ 緊急時連絡体制の確立

町及び水道事業者は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

カ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

町は、自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

(2) 防災広報活動の推進

町及び水道事業者は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、自治会、自主防災組織等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保について広報し、防災意識の啓発に努める。

ア 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

イ 自治会、自主防災組織等への防災活動の研修

自治会、自主防災組織等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における自治会、自主防災組織等の支援体制の確立に努める。

ウ 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）について広報、指導に努める。

(3) 上水道施設の災害予防措置

水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、特に過去の風水害等により被災した経験がある場合には、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

ア 重要施設の安全性の強化

災害による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、安全性の強化を図る。

(ア) 軟弱地盤における地盤改良

(イ) 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

(ウ) 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

(エ) 老朽管路の計画的な更新

(オ) 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

イ 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ウ バックアップシステムの構築

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

(ア) 重要施設の複数配置による危険分散の強化

(イ) 非常用電源の整備（2回線受電、自家発電設備）

(ウ) 隣接水道事業者施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築

(エ) 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

エ 機械設備や薬品管理における予防対策

(ア) 塩素ガス漏出時の中和施設の整備、中和剤の常備

(イ) 水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

オ 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(4) 災害対策用資機材等の整備

ア 応急給水用資機材の整備

水道事業者は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

イ 応急復旧用資機材の整備

水道事業者は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

(ア) 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備

(イ) 配水管、ジョイント等の応急復旧用資機材の備蓄

(ウ) 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

(エ) 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

(オ) 作業員の安全装備等の常備

(5) 生活用水水源の確保

町及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

2 下水道施設の予防対策

町は、災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするために、次の災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

町は、下水道施設が被災した場合、その地下埋設深度が深いことから復旧作業が長期化する可能性があることを考慮し、次により防災体制を整備する。

ア 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。

イ 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検、応急マニュアルもあわせて整備する。

ウ 教育及び訓練による人材育成

研修会及び講習会により、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、職員をはじめとする人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

エ 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

オ ライフライン防災関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら防災関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握する上で、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

カ 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

キ 管理協定の締結

公共下水道管理者は、浸水被害対策区域における浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内にある雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うなどして浸水被害の軽減を図る。

ク 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外のものでも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

ケ 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

(2) 広報活動

町は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

(3) 下水道施設の災害予防対策

町は、次により下水道施設の浸水対策及び安全確保対策を実施する。

ア 浸水対策

(ア) 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

(イ) 耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

イ 安全確保対策

(ア) 管理図書の整備

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、これらの基本的図書の整備と保管に努めるとともに、そのバックアップを設けて安全性の向上を図る。

(イ) 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水等何らかの変化が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

(ウ) 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

ウ 長時間停電対策

(ア) 非常用電源の確保

下水道施設の停電対策として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社

等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定を提携することを検討する。

(イ) 燃料の確保

非常用電源及び緊急車両用の燃料を確保する。また、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。

(4) 災害復旧用資機材等の確保

下水道管理者は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材等を確保しておく。また、独自に確保できない資機材等については、一般社団法人山形県建設業協会と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び地方共同法人日本下水道事業団等の協力を得るなど、広域的な支援体制も確保しておく。

3 電力供給施設の予防対策

電気事業者（東北電力株式会社）及び東北電力ネットワーク株式会社は、災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、次の災害予防対策を講じる。

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、各種対策に十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講ずる。

(2) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(4) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準の適合を常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(6) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(7) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(8) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速にするため、他電力会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(9) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公用地等の候補地の選定に努める。

4 電気通信施設の予防対策

電気通信事業者（東日本電信電話㈱）は、災害発生時においても、重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の設計・設置を行うとともに、設備自体を物理的に強固にする。また、被災地とそれ以外の地域間の通信が途絶し又は麻痺しないよう、次によりシステムとしての信頼性の向上を図る。

(1) 電気通信設備等の高信頼化

- ア 豪雨又は洪水等に備えて、電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。
- イ 暴風又は豪雪等に備えて、公衆通信設備等について、耐水又は耐雪構造化を行うこと。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構造とすること。
- イ 主要な中継交換機を分散設置すること。
- ウ 通信ケーブルの地中化を推進すること。
- エ 主要な公衆通信設備について必要な予備電源を設置すること。

(3) 災害対策用機器及び車両を配備

災害発生時において通信を確保し災害を迅速に復旧するために必要に応じて機器及び車両等を配置する。

- ア 非常用衛星通信装置
- イ 非常用無線装置
- ウ 非常用交換機
- エ 非常用電源装置
- オ 応急ケーブル
- カ その他の応急復旧用諸装置

(4) 電気通信施設の巡視点検

電気通信工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

(5) 災害対策用資機材等の確保と整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平時から復旧用資材の確保に努める。

ア 災害対策用資機材等の輸送

災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

イ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、資機材等の整備点検を定期的実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第6節 文教施設における災害予防計画

災害発生時において、学校の児童生徒及び教職員並びに入館者施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物を適切に保全するために、町教育委員会及び学校の施設管理者等が実施する災害予防対策について定める。

担当課（担当グループ）	教育課（学校教育グループ、生涯学習グループ）

1 学校の災害予防対策

(1) 学校防災計画の策定

公立学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月作成）」を参考とし、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校防災計画を策定する。

ア 安全教育に関する事項

(ア) 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

(イ) 学年別・月別の指導事項

特別活動における指導事項

a 学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

b 学校行事（避難訓練、交通安全教室など安全に関する行事）における指導事項

c 児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する事項

d 課外における指導事項

e 個別指導に関する事項

(ウ) その他必要な事項

イ 安全管理に関する事項

(ア) 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

(イ) 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

ウ 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

校長等は、学校防災計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成等に当たって、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

災害発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

イ 教職員の緊急出動体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出動体制を決め、教職員に周知しておく。

ウ 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、災害発生時の連絡先及び児童生徒等の引渡方法等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

エ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置をとる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

(イ) 積雪時における避難路を確保するために、除雪を十分に行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

オ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握ができるようにしておく。

(5) 防災教育

校長等は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行うとともに、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う（学校教育における具体的な防災教育は、本編本章第17節「防災知識の普及」による。）。町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

校長等は、児童、生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する（学校教育における具体的な防災訓練は、本編本章第16節「防災訓練の実施」による。）。

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

体育施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建造物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これらの施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置をとる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、敷地全般にわたる排水施設やがけ崩れ、土砂流出防止施設等の整備及び危険木対策を促進する。また、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

＜迅速かつ円滑な災害応急対策への備え＞

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制や、個々の対策に必要な物資・資機材を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて対策を講ずる。

第7節 職員の配備体制

担当課（担当グループ）	各課（各グループ）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期する。このため、町は防災関係機関と連携し、平時から配備・動員計画等の体制を整備しておく。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間外における災害の発生についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、緊急連絡網の整備を図り、対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 警報等の発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 職員が災害発生時に的確な活動を行えるよう、平時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

3 情報連絡体制の充実

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平時から次のように、町と防災関係機関の連絡調整体制の整備に努める。

- (1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報伝達・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外への対応

町及び防災関係機関は、相互間の情報伝達・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

4 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報伝達・連絡ができるように、次の対策を進める。

(1) 日頃からの積極的な情報交換

町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、災害時の通信体制を確保するため、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

5 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

(1) 連絡手続き等の明確化

町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、自衛隊への通知等連絡手続を迅速に実施できるように整備しておく。（本編第2章第5節「自衛隊災害派遣要請依頼計画」参照）

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

6 広域応援体制の整備

町は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な防災広域相互応援協定を締結しているが、さらに体制の整備充実を図る。

第8節 情報通信連絡網の整備

大規模な災害に備え、町は、情報収集・伝達手段としての無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備拡充を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものとする。

このため、町は、県及び防災関係機関と連携し、平時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 町防災行政無線等の整備拡充

大規模災害時における住民、防災関係機関及び生活関連公的機関等との間で、迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うため、防災行政無線等次の通信施設の整備を推進する。なお、本町の保有する無線通信設備は資料編P202のとおりである。

町は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

(1) 同報系無線

地域住民に対する災害情報（特別警報、土砂災害警戒情報、気象情報、緊急地震速報、避難情報、火災情報等）の周知徹底を図ることを目的とした、屋外拡声器及び戸別受信機による設備。デジタル防災行政無線（屋外拡声器20カ所、戸別受信機の設置等）を導入し、令和2年4月1日から運用を開始した。なお、スマートフォンアプリでも同様の災害情報を発信する。

(2) 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とした、役場本庁舎と災害現場の間又は災害現場等相互の間の通信を行う車載型又は携帯型の無線設備。

2 通信施設の予防措置

(1) 町は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(2) 町の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、町、国及び県等を通じた一体的な整備を図る。

エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常

用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

町、国及び県は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信機器の配備

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

4 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

町は、災害時に有効な携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備しておく。また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話の効果的な活用に努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

(3) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

5 要配慮者対策

本町では、ひとり暮らし高齢者が増加しており、災害時の安否確認や災害情報の伝達機能を確保するため、戸別受信機等の緊急通報システムの整備を推進する。

第9節 相互応援体制・受入体制の整備

大規模な災害時には、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ適確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、他の地方公共団体との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、総合政策課（まちづくり推進グループ）

1 相互応援・受入体制

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

2 市町村間の相互応援協定の締結等

市町村間の応援・協力活動等が円滑に行われるように、町は既に締結している応援協定以外に必要な応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。相互応援協定を締結する場合には、特に次の事項に留意し、実践的な内容とする。

- (1) 連絡体制の確保
 - ア 災害時における連絡担当部局の選定
 - イ 夜間における連絡体制の確保
- (2) 円滑な応援要請
 - ア 主な応援要請事項の選定
 - イ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達
- (3) 町では現在、次のとおり協定を締結している。

協定名	協定先	応援内容
大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	県内市町村	ア 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供 イ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等 ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等 エ 救援及び救助活動に必要な車両の提供等 オ 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職の職員の応援等

協定名	協定先	応援内容
		カ 被災者の一時的収容のための施設の提供等 キ 上記に定めるもののほか、特に要請のあった事項
山形県市町村 広域消防相互 応援協定書	県内市町村及び消防の一 部事務組合	消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材を出動させての応援活動 ア 普通応援 隣接市町の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請を待たずに出動する応援 イ 特別応援 市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援
東南村山管内 消防相互応援 に関する申し 合わせ事項	東南村山管内市町（山形 市、上山市、天童市、山辺 町）	火災又はその他の災害発生時における消防機関からの応援隊の派遣
山形広域市町 災害時相互応 援に関する協 定	山形市、上山市、天童市、 山辺町	ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 エ 救援、医療、防疫、応急措置等に必要な職員の派遣 オ 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及び斡旋 カ 被災児童・生徒の教育機関への受入及び斡旋 キ ボランティアの斡旋 ク 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
山形県消防ヘ リコプター応 援協定	山形県、県内市町村、消防 の事務組合5代表	災害による被害を最小限に防止するための消防防災ヘリコプターの応援
緊急時におけ る廃棄物処分 相互援助協定 書	山形市、上山市、村山市、 天童市、東根市、山辺町、 河北町、山形広域環境事務 組合、東根市外二市一町共 立衛生処理組合、西村山広 域行政事務組合	災害又は廃棄物処理施設の重大な故障時等における一般廃棄物処理の相互援助
鉄道災害にお ける消防機関 と鉄道事業者 の連携に関す る覚書	山形県内各消防本部、山辺 町、J R 東日本新潟支社、 仙台支社、秋田支社、山形 鉄道、日本貨物鉄道（株） 東北支社・関東支社	鉄道災害発生時の防災関係機関の連携、消防隊災害現場到着時の連絡調整、消防活動の連携、事前対策、消防訓練の実施、情報提供等

協定名	協定先	応援内容
災害時における相互応援に関する協定書	宮城県松島町	ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 イ 応急対策用資機材（医薬品を含む。）の提供又は貸与 ウ 応急活動に必要な職員の派遣 エ 被災者及び避難者の一時受入 オ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	ア 情報交換 ・一般災害に関すること ・公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること ・その他必要な事項 イ 国土交通省東北地方整備局から町災害対策本部等へ災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 ウ 災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入 エ 平素の協力 ・情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備

3 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ近隣市町間での平時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。

第10節 消防体制の整備

火災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の方法及び防災関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、町、山形市消防本部及び消防団による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備についても指導促進を図る。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防団の育成強化の必要性

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、生活圏域の広域化による活動の衰退、高齢化等の問題を抱えているため、その育成強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成強化の推進

町は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への加入促進

消防団への加入者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への加入を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(3) 消防団の業務

ア 通常の業務

- (ア) 火災予防活動
- (イ) 火災警防活動
- (ウ) 消防機械器具の整備点検
- (エ) 消防水利の整備点検
- (オ) その他必要な消防活動

イ 非常災害時の業務

- (ア) 災害防ぎょ活動
- (イ) 消火、警戒、伝達、避難誘導、救助、救出、搜索活動
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) その他災害防ぎょに必要な活動

2 住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 家庭に対する指導

山形市消防本部及び消防団は、春と秋の火災予防運動期間に合わせ、一般家庭に対し次により火災

発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

ア 災害発生時の対策

- (ア) 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る、ガスの元栓を締る。
- (イ) 可燃物の整理又は除去及び火災発生時の初動措置を確認する。
- (ウ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ 平時の対策

- (ア) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の普及
- (イ) 火災報知器、ガス漏れ警報器等の普及
- (ウ) 可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(2) 広報活動

町、山形市消防本部及び消防団は、広報活動により火災予防意識・知識の普及啓発に努める。

ア 広報車による広報

- (ア) 毎月2回、各分団ごと広報車、消防ポンプ自動車等による火災予防広報を行う。
- (イ) 春秋の火災予防運動期間に合わせ、広報車、消防ポンプ自動車等による火災予防広報を行う。

イ 町報等による広報

町報等により春秋の火災予防運動期間の周知を図る。

(3) 一般対策

町は、火災の発生を防止するため、建築物の内装材料等の不燃・難燃化の普及啓発に努める。

山形市消防本部は、防火対象物の防火管理並びに消防用設備の維持管理の状況について、適時査察指導を行う。

(4) 民間防火組織の育成

自主防災体制を確立し火災予防を徹底するため、幼年消防クラブ、女性防火クラブ等の民間防火組織の育成を促進し、防火意識の向上と安全な火気取扱の徹底を図る。

ア 民間防火組織は、火災の発生状況を、速やかに消防団、町等に通報する体制を確立する。

イ 民間防火組織は、防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設の使用方法を習得しておく。

3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 事業所に対する出火防止の指導

山形市消防本部は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の周知徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自主消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

4 初期消火体制の強化対策

(1) 地域住民や自主防災組織は、火災を発見したときに発生状況を速やかに119番通報する体制を整える。また消火訓練等を通じて消火器や消火栓を使用した初期消火活動を行うための消火機材等の使用方法を習得しておく。

(2) 山形市消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消

火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

5 消防施設等の整備

(1) 町及び消防団による消防施設等の整備

町は、町地域防災計画に定めるところに従い、「消防力の整備指針」を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保持する。

また、大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

なお、消防力の現況については、資料編P22参照のこと。

(2) 防火管理者による消防施設等の整備

防火管理者は、その消防計画の定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行うものとする。

(3) 自主防災組織における消防施設等の整備

町は、「中山町まちづくり推進事業」や「コミュニティ防災資機材整備事業」、「自主防災組織育成助成事業」等を活用し、自主防災組織における防災関連資機材及び施設等の整備に努める。

第11節 救助・救急体制整備計画

災害による被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ）

1 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は山形市消防本部、消防団、警察署に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋め者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要なチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、町の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等の整備に努める。

2 町、山形市消防本部及び消防団の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の向上を図る。また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

(2) 民間等による救助・救急体制の整備

多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

(3) 消防機関の救助・救急体制の整備

ア 常備消防機関

山形市消防本部は、救助隊員、救急隊員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

イ 消防団

町は、消防団員の加入促進等の消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進し、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力してひとりでも多くの人員で救急・救助活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。なお、日中地域外で就業している消防団員の参集・活動体制について検討を進める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマ

一、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

(4) 消防機関が到着するまでの初動体制の整備

町及び消防団は、要救助者を発見したときは、地域住民や自主防災組織を指導し、その場にいあわせた者等の協力を得て救助活動を実施することができるよう、常備消防機関が到着するまでの初動期の体制について検討を進める。

(5) 情報収集体制の整備連携体制の構築

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町、山形市消防本部及び消防団は自らの活動により迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、県警察及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、CATV、コミュニティ FM 等のメディア活用を検討するとともに、（社）日本アマチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づいて、アマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集体制の充実を図る。

また、各地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

(6) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防団等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、県警察や道路管理者と協議し定めておく。

(7) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(8) 応援受入体制の確立

同時多発災害に山形市消防本部及び消防団等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、県警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける防災関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第12節 医療救護体制の整備

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、防災関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護を行う。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、健康福祉課（健康づくりグループ）

1 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設（下表参照）は、次の業務を行う。

被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。又は被災地へ医療救護班を派遣する。
①町が設置する医療救護所 ②一般医療機関 ③災害拠点病院 ④その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設 ⑤DMAT 指定病院・DPAT 指定病院	①災害拠点病院 ②一般医療機関 ③DMAT 指定病院・DPAT 指定病院 ④災害拠点精神科病院 ⑤救急告示病院

(1) 医療救護所

医療救護所は、町が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方医療機関への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般医療機関

一般医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院は、重症傷病者等の受入や広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入やトリアージ対応、患者の広域搬送の調整、DPAT 活動を指揮・統括する拠点本部の設置及び他機関との連絡調整等を行う。

(6) DMAT 指定病院

DMAT 指定病院は、県の要請により、DMAT を被災地内外に派遣する。派遣されたDMAT は、県の要請等により県外から派遣された DMAT とともに、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬

送及び広域医療搬送を行う。

(7) DPAT 指定病院

DPAT 指定病院は、県の要請により、DPAT を被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣された DPAT は、県の要請等により県内外から派遣された DPAT とともに、被災地内外での精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援等を行う。

2 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

町、医療施設及び医療関係団体は、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設及び長時間停電対策等の設備等の整備を図る。

(2) 医療救護所設置場所の確保

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬期間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

ウ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、概ね人口 5,000～6,000 人に 1 ヲ所、小学校の学区程度に 1 ヲ所程度を目安とする。

(3) 山形県医療機関情報ネットワークを活用した災害時の情報収集体制の整備

町、医療施設、医療関係団体は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

(4) 非常用通信手段の確保

県、町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- (4) 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

4 医薬品、医療資器材等確保体制の整備

災害時における医療救護活動の実施に備え、平時から町内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品、医療資器材等を備蓄しておく。

また、町は県と協力し、医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

5 医療体制等の整備

(1) 防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

(2) 災害時医療救護マニュアルの整備

町、医療機関及び関係団体等は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

町は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合のヘリコプターによる搬送の要請など、防災関係機関との調整を行う。なお、医療施設については、資料編P215を参照のこと。

また、防災関係機関の協力を得て、本計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

第13節 緊急輸送活動対策

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達とあわせて災害応急対策活動の中心を成すものであり、輸送路と輸送手段が確保されて始めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町は防災関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、産業振興課（産業振興グループ）、建設課（建設整備グループ）

1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握、点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2 緊急輸送道路の設定

(1) 緊急輸送ネットワーク計画の策定

町は、防災関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、地域の緊急輸送ネットワークとの整合を図りながら、事前に特に重要となる主要防災拠点を結ぶ緊急輸送ネットワークの形成を図る。なお、町は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(2) 緊急輸送路の整備

緊急輸送路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について防災関係機関と連携し、整備に努める。

(3) 連携体制の強化

緊急輸送ネットワークにおいて指定された輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平時から情報交換を行い相互の連携体制を整えておく。

3 物資拠点の環境整備等

(1) 町及び県は、集積配分物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国と連携して以下の環境整備を図る。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資拠点にすることも検討する。

ア 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化

イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進

ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(2) 町及び県は、地域の社会的・地理的状況、災害による被害想定、指定避難所の配置状況等を考慮し、物資拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定する。

(3) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の

運送等)については、あらかじめ、町及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

4 臨時ヘリポートの設定

町は、輸送施設等の管理者及び県と協議し、陸上輸送との連携を考慮して臨時ヘリポート候補地を選定する。本町の候補地は以下のとおり。

臨時ヘリポート候補地	最上川東村山地区河川防災ステーション 住所：中山町あおば 26 TEL：023-663-1621（防災センター事務室）

5 緊急輸送用車両等の確保・整備

町は、車両等の必要予定数及び調達先並びに物資の集積場所を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

6 緊急通行車両確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章（資料編 P214 参照）の交付を受ける。

(3) 自動車運転者のとるべき措置

自動車運転者に対し、災害発生時のとるべき措置について、警察機関と協力して次の事項を周知徹底する。

ア 走行中のとき

(ア) 落石やその兆候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに警察又は町に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。

(イ) 停車する際は、安全な方法により車両を道路左側に寄せること。ただし、山道などでは地盤がゆるんでいることがあるので路肩により過ぎないように注意すること。

(ウ) 停車後はカーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(エ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われたとき

- (ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は道路外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
- (イ) 速やかに移動することが困難なときは、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第 1 4 節 避難収容対策

大規模な災害発生時における避難者の収容のため、町は事前に、緊急に避難する場所としての避難所、また、ある程度の設備が整っている公民館等の避難所、及び避難所へ向かう避難路について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、総合政策課（まちづくり推進グループ）、住民税務課（住民グループ、税務グループ）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ、介護支援グループ、健康づくりグループ）、教育課（学校教育グループ、生涯学習グループ）

1 避難地等の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設を対象に、その管理者（設置者）の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（公園、緑地、グラウンド等）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）（以下「指定避難所等」という）をあらかじめ指定し、町地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は指定避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たしかつ地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

災害による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を学校、公民館等既存の建物内に収容し、保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ町地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

指定避難所等の指定（資料編 P 2 0 7 参照）に当たっては、次の事項に留意する。

ア 指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

イ 指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定すること。

- ・避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する

第14節 避難収容対策

- ・速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する
- ・避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有する
- ・災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある
- ・水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、または、災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

ウ 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。また、一旦避難した指定避難所にさらに危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用ヘリコプター離着陸等）を考慮した避難圏域を設定すること。

エ 発生が予想される地区の避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて収容できる面積を確保すること。また、観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。（避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で4～5㎡/人程度を目安とする。）

オ 延焼及び地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ 避難所等の指定に当たっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ 危険物を取扱う施設等が周辺にないように配慮すること。

ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチの確保に努めること。

ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

コ 指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。但し、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に指定避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。

サ 学校を避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

シ 指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ス 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

セ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 避難路の安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等に至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と

第14節 避難収容対策

延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や構造物等が災害発生時の避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。特にスクールゾーンにおける危険箇所の調査を行い、危険要因の排除に努める。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

イ 広報紙、ハザードマップ、チラシ配布、ホームページへの掲載

ウ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること

(ウ) 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること

(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 公共用地の活用

町は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

2 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保が発令できるようあらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

(2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込

第 1 4 節 避難収容対策

むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

町は、避難指示等を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(4) 避難指示等の発令基準の設定

ア 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項 目	洪 水	土 砂 災 害
①対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水氾濫等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域及びその周辺
②避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（避難行動要支援者に関する情報）	土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮）
③避難指示等の発令の判断基準等	1) 指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握 2) 避難すべき区域ごとに避難指示等の発令基準や考え方を策定	大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布）、近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定
④避難指示等の伝達方法	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定 （伝達手段の整備や自主防災の体制等）	1) 伝達文の内容の設定 2) 伝達手段や伝達先の設定 （伝達手段の整備や自主防災の体制等）
⑤災害特性等	外水氾濫、内水氾濫（水門操作のタイミングや水路の状況）など	1) 局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 2) 深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難指示等の発令を判断する。

イ 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルの作成

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の

第 14 節 避難収容対策

河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布（気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県の土砂災害危険度情報をまとめた呼称、以下同じ）を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の 2 階等に緊急的に避難するなどの行動や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

ウ 避難指示等の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ・町長が不在時の発令代行の順位
- ・発令の判断に必要となる気象情報等の確実な入手体制の整備
- ・災害種別に応じた指定避難所等・避難経路の事前の選定

3 避難所等に係る設備・資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 断水でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送施設等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (2) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用の資機材、炊き出し用具（燃料）及び、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房機の配備や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備
- (3) 要配慮者、女性及び子どもに配慮した資機材等の整備
- (4) 要配慮者に配慮した、指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備。
- (5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (6) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備

(7) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

4 要配慮者の避難支援計画

町は、要配慮者の避難支援体制を整備するため、要配慮者避難支援プランを作成するものとする。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）については、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

5 避難誘導体制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

町は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育園、医療施設及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を定めておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町及び県が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災情報の入手体制

イ 町指定の指定避難所等及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等の協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 施設利用者の受入に関する災害協定を締結した施設等

カ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

スーパー、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- イ 利用者の施設外への安全な誘導
- ウ 避難所に係る町との事前調整

7 福祉避難所の指定

町長は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。

- (1) 相談等にあたる介助員等の配置（概ね 10 人の対象者に 1 人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、社会福祉施設や受入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

8 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

9 新型コロナウイルス感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対策のほか、「山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（令和 2 年 8 月改訂）」に基づく対策を講ずるものとする。

(1) 宿泊施設等の活用

ア 宿泊施設等を避難所として開設する必要性の検討

(ア) 町は、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討したうえで、なお不足が予測される場合は、宿泊施設等の活用を検討する。

(イ) 避難所としての宿泊施設等の活用の検討に当たっては、町は県の関係部局との調整を行う。

なお、宿泊施設等が、町、県のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の対応を事前に協議しておくものとする。

イ 宿泊施設等の借上げに係る調整

(ア) 町は、検討の結果、宿泊施設等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等から情報提供された受入可能な宿泊施設等のリストも参考にしながら、宿泊施設等の立地の状況等を踏ま

第 1 4 節 避難収容対策

え、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われる宿泊施設等との間で借上げに係る調整を実施する。

(イ) 町のみでは対応が困難な場合は、県に調整を要請する。

(ウ) 調整に当たっては、各宿泊施設等との間で借上げ開始時期、期間、費用等具体的な借上げ条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておく。

ウ 宿泊施設等の避難所としての開設に向けた準備

(ア) 町において、災害発生時において宿泊施設等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ定めるものとする。また、町のみでは十分な体制を構築できない場合は、県等から応援職員の派遣を検討する。

(イ) 町は、宿泊施設等の活用が必要となる可能性がある場合は、宿泊施設等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成する。検討結果については、県と共有するものとする。

(ウ) 町は、宿泊施設等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどの宿泊施設等に避難すべきか事前に検討しておくものとする。

(2) 避難所開設・運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等を確認するに当たって有効であるため、感染拡大防止に配慮のうえ、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を参考としつつ、積極的に実施する。

第15節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活必需品、医療品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、防災資機材等の整備を推進する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、住民税務課（住民グループ）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ、介護支援グループ、健康づくりグループ）、産業振興課（産業振興グループ）

1 基本的な考え方

- (1) 町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (2) 町は、住民が各家庭や職場で平時から食料等の備蓄について、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- (3) 町及び応急対策にかかわる他の防災関係機関は、必要に応じ、町及び県職員等に係る食料等の備蓄に努める。
- (4) 町は、住民の備蓄を補完するため、関係調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を推測し、その人数に相当する食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）することを基本とし、要配慮者に考慮して分散型の公的備蓄を行う。
- (5) 町は流通備蓄を行うため、あらかじめ町内又は近隣の関係業者と協定を締結し、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるようにするとともに、平時から当該業者の食料等の供給可能量の把握に努める。
- (6) 町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の住民生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平時から次の措置を行う。

(1) 食料の品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保を行う。

ア 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食
イ 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

(2) 生活必需品の品目

高齢者や乳幼児等の要配慮者、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保を行う。

区 分	品目例（特に重要な品目）

区 分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
医薬品	常備薬、救急箱 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング、大人用おむつ ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
季節用品	（冬期）防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか （夏期）扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

(3) 燃料

ア 品目

ガソリン、灯油等

イ 方法

(ア) 県は、石油協同組合等と連携して、災害時にも対応可能な中核給油所や小口燃料配送拠点の整備等を促進するなど、災害時における石油等の安定供給を確保するための体制を構築する。

(イ) 町は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

(4) 物資の備蓄（資料編P218参照）

被害者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、町は、備蓄場所を確保し、緊急に必要な物資を計画的に備蓄しておく。

広域的な災害が発生した場合、復旧体制が整うには約3日かかることを想定し、本町では当面、1,200人分の食料を3日×3食分備蓄することとする。

また、炊き出しに必要な食器類、避難時に必要となる毛布、テント等もあわせて必要数を備蓄する。

さらに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄を行う。

(5) 物資の調達先の確保

公的備蓄とあわせ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び分配計画を作成する。

(6) 住民への啓発

住民及び自主防災組織に対し、以下のことを啓発・指導する。

ア 7日程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日程度の非常食を含む非常持ち出し品の常備に努める。

イ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

3 飲料水等の確保

(1) 1人1日3リットルの水を確保することを目安に、関係調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水

に必要な体制を整備する。また、町は飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

- (2) 災害時における応急給水計画を作成する。その際、医療機関や社会福祉施設・要配慮者関連施設等、早急に応急復旧の必要な施設をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。
- (3) 給水車、給水タンク、トラック等応急給水資材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について以下のことを啓発・指導する。

ア 住民における貯水

- (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを目安とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - (ウ) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。
- (5) 取水、送水、配給水施設は、速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。
 - (6) 日頃から、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水について、県及び他市町村等と相互応援体制の整備に努める。

4 医薬品等の確保

- (1) 町は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び後方医療機関の行う医療救護活動に必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 町は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

5 防疫対策

- (1) 防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。
- (2) 防疫作業のため防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、町職員、医師、衛生技術者、保健師及び看護師等をもって編成する。

6 し尿処理対策

- (1) 必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。
- (2) 日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理について、相互応援体制の整備に努める。

＜防災行動力強化の促進＞

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、住民や防災関係機関と連携し防災知識の普及啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や災害ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

第16節 防災訓練の実施

災害発生時に、県・防災関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、向上を図ることを目的として、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施する。

担当課（担当グループ）	各課（各グループ）

1 訓練の実施及び参加

- (1) 町長は、法令及び地域防災計画に定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。

なお、町は、地域における第一次の防災関係機関として災害対策活動の円滑を期するため、以下の点に留意して県に準じた各種訓練を実施する。

ア 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティアなど等多様な主体と連携した訓練を実施すること。

イ 自主防災組織等を始めとする地域住民の参加に重点を置くこと。

ウ 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。

エ 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。

オ 年に一回以上、総合的な防災訓練の開催に努めること。

カ 図上訓練等を実施するように努めること。

キ 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。

ク ペット同行避難者の受入を想定した訓練実施に努めること。

ケ 緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。

コ 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。

サ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。

シ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

- (2) 防災訓練は、町及び他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。

2 訓練の種類及び内容の整備

突発的な災害に備え、町内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施する。

(1) 基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

町又は水防団は、大雨等による出水や洪水による災害を未然に防止するため水防技術を練磨し、水防工法を習得しあわせて水防資材の点検充実を図るため、水防法第35条の規定に基づき概ね年1回水防訓練を行う。

イ 火災防ぎょ訓練

消防団は、強風下あるいは水利難等あらゆる状況下における火災に対処するため、建物火災、林野火災等を想定し、概ね年1回火災防ぎょ訓練を行う。

ウ 避難訓練

(ア) 保育園・小中学校の管理者は、消防法第8条第1項の規定に基づき、各々の計画により園児・児童・生徒を対象に避難訓練を行う。

(イ) 町又は消防団は、町内の関係事業所、施設の管理者に対し、避難計画の樹立及び訓練の実施について指導協力を行う。

(ウ) 通信訓練

町は、災害が発生した場合に、防災行政無線が十分な効果を発揮できるよう、平時からその訓練を行っておく。

(エ) 山形市消防本部は、消防法第8条第1項の規定に基づき、町内の施設の管理者に対し、消防計画に基づく避難計画の樹立及び訓練の実施について指導を行う。

(2) 総合防災訓練の実施

町は、災害時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制の強化及び地域住民の防災意識の向上を図るため、年1回以上、次の訓練内容を包含した総合的な訓練を実施する。

・ 自主防災組織による初期対応訓練	・ 非常召集訓練
・ 避難誘導訓練	・ 災害情報収集伝達訓練
・ 救出訓練	・ 救急救護訓練
・ 非常無線通信訓練	・ 緊急道路確保訓練
・ 災害対策本部設置運営訓練	・ 初期消火訓練
・ 自衛隊要請訓練	・ 給食給水訓練
・ 災害ボランティア受入訓練	・ 救援物資輸送訓練
・ 気象予報伝達訓練	・ 水防訓練
・ 要配慮者避難誘導訓練	・ 山形市消防本部と連携した訓練
・ その他必要な訓練	

3 訓練方法の検討

町は、防災関係機関と相互に連携を図りながら、単独若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別又は合同で最も効果的な方法で行う。

4 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

町は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

5 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、町が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災関係機関相互における被害情報の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

6 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

町及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童生徒等の避難誘導を実施すること。
- (3) 保護者への引渡し訓練を実施すること。
- (4) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (5) できる限り地域との連携に努めること。

7 防災上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設、医療機関及び商業施設等不特定多数の者が利用する施設や、防災対策上特に注意を要する施設の管理者は、災害が発生した場合の職員の対応について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

また、山形市消防本部は防災対策上特に注意を要する施設に対し、防火管理選任事業所に準じた避難計画の樹立及び訓練の実施について指導、援助を行うものとする。

特に、医療機関には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防団等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取入れた訓練を実施する。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

町は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

8 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県及び防災関係機関は、訓練を行うに当たって、訓練の目的を具体的に設定したうえで、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第17節 防災知識の普及

町は、職員に対しマニュアルの作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。普及啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、防災意識の向上を図るものとする。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、教育課（学校教育グループ）

1 職員に対する防災教育

職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

町は、職員に対し、防災関係法令、関係条例、町地域防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

このため町では、職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特徴
- (3) 中山町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所属事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

2 学校教育における防災教育

町は、地域の防災力を高めるとともに学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教職員に対する防災教育

ア 新任者研修、経験者研修等において、防災対策の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性、気象状況に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を行う。

(2) 児童生徒等に関する防災教育

防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ 児童生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等の教材を活用し指導する。

ウ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

3 住民に対する防災意識の普及

町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

なお、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 住宅の補強等安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

(カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握

(キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

(ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ケ) 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

(コ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

(サ) 新型コロナウイルス感染症対策として、避難所へ避難する際に持参する持出品等（食料〔最低1日分〕、マスク、体温計等）の事前準備

イ 災害予想区域図の周知

想定される被害の危険区域及び避難所、避難路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）の作成に努め、住民等に周知する。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明

示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (サ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

エ 啓発の方法

- (ア) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用、ホームページの活用、@InfoCanalの活用
- (イ) 映画、DVD等の視聴覚教材の利用
- (ウ) 広報車・防災行政無線の利用
- (エ) 山形市市民防災センターの活用
- (オ) 講演会、講習会、防災セミナー等の実施
- (カ) 防災訓練の実施

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

(2) 社会教育を通じての啓発

町及び教育委員会は、女性団体、PTA、芸術文化・スポーツ振興団体、ボランティア活動団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、各種団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 企業の啓発

町は、企業職員の防災意識の向上を図るための啓発活動を行うとともに、地域防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、企業自らも防災意識の啓発や防災訓練の積極的な実施を働きかける。

(4) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に対する防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害の備えについての啓発事項

- (ア) 施設の安全点検
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (カ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (キ) 地域住民との協力体制の構築

イ 災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）を事業所等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、事業所が所在する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
- (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急応急救護の方法
- (カ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

町は関係機関と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災DVDの貸出し、山形県防災学習館の利用、ホームページの活用、研修会等の開催等により防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、医療機関並びに商業施設等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物品の保安管理施設等）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 医療機関等における防災教育

医療機関は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平時から要配慮者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施するなど十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 宿泊施設等における防災教育

宿泊施設においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

商業施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動をとれるよう避難経路等の表示を行う。

6 要配慮者への配慮

防災意識等の普及に当たっては、外国人、高齢者、障がい者等要配慮者にも配慮し、次の項目について実施に努める。

- (1) 外国人パンフレット等の作成・配布
- (2) 高齢者、障がい者の災害常備品等の点検
- (3) 介護者の役割の確認
- (4) 避難訓練等への積極的な参加の呼びかけ

7 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

県は、町長が必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて町等へ水位や浸水想定を提供するよう努める。

町は、洪水予報又は洪水特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第18節 自主防災組織等の育成

大規模災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐためには、町はもとより消防団、地域住民、事業所の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、町は、地域住民、事業所による自主防災組織等の組織化・育成に努める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）

1 消防団の活動

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、防災活動において重要な役割を担っている。その活動として、平時においては、担当地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導・広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。

2 自主防災組織の組織化・育成

- (1) 町は、災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。町及び県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

特に、災害の危険度の高い、次の地域に重点を置き推進を図る。

- ア 人口の密集している地域
- イ 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している住宅地等
- エ 土砂災害危険地域
- オ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- カ 消防水利、道路事情等により、消防活動の困難な地域
- キ 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

- (2) 自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して組織化を図る。

- ア 自治会等の単位で、住民が連帯感をもって防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 同一の避難所の区域、小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。
- ウ 災害時等に、消防団と連携した活動ができる地域であること。

- (3) 育成強化対策

- ア 町は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の向上を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

- ① 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- ② 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- ③ 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- ④ 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。
- b 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。
- c 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。
- d 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。
- e 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）。
- f 救出及び救護に関すること（活動内容、消防機関等への連絡）。
- g 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）。
- h 給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。
- i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）。

イ 自主防災リーダーの育成

町は、県、町消防団と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会、防災訓練等を開催し、地域における自主防災活動の推進及び防災資機材の使用方法について指導し、育成を図る。

なお、町は、次の事項に留意して、自主防災リーダーの育成に努める。

- (ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。
- (イ) 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブ・リーダーも同時に育成すること。
- (ウ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮に入れ、その職務を代行しうる者を育成すること。
- (エ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

ウ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を習得強化するよう努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 自主防災組織連絡協議会の連携

町は、自主防災組織間の連携・交流を推進する。

オ 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (ア) 自発的な防災活動の推進

町内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

(イ) 地区防災計画の設定

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

3 自主防災組織の活動

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平時及び災害時において次の活動を行う。

(1) 平時

ア 防災に関する知識の普及

イ 防災訓練の実施

(ア) 情報の収集・伝達訓練

(イ) 消火訓練（消防水利の確認）

(ウ) 避難訓練（避難地、避難経路の確認）

(エ) 救出・救護訓練（医療救護施設の確認）

ウ 要配慮者の所在確認

エ 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の安全点検

オ 防災用資機材等の整備・点検・備蓄・管理

カ 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

キ 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認

ク 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

ケ 地域内における情報の収集・伝達体制の確立

コ 火気使用設備・器具等の点検

(2) 災害発生時

ア 情報の収集・伝達

被害状況を町へ報告し、各種情報を住民に知らせるため、あらかじめ次の事項を決めておく。

(ア) 地域内の被害情報の収集方法（地域住民の安否の確認）

(イ) 連絡をとる防災関係機関

(ウ) 防災関係機関との連絡のための手段

(エ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

イ 出火防止及び初期消火活動の実施

ウ 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

エ 地域住民に対する避難指示等の伝達

オ 避難誘導活動の実施

(ア) 避難誘導責任者の安全確認事項

- a 住宅密集地・・・・・・・・・・火災、落下物、危険物
- b 山間部、起伏の多いところ・・・・・・がけ崩れ、地すべり
- c 河川・・・・・・・・・・決壊、浸水
- d 代替避難経路の検討

(イ) 携帯品のチェック

(ウ) 要配慮者への配慮

カ 避難生活の指導、避難所の運営への協力

キ 給食・救護物資の配給及び、町の給水・救援物資の配給活動への協力

ク 他地域への応援等

(3) その他

自主防災組織は、次により、女性防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

ア 女性防火クラブとの一体的な活動体制づくり

イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力

ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施

4 企業（事業所）等における防災の促進

企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備に努める。また、企業は、事業継続計画（BCP）の策定に努める。

町は、事業所等における自衛消防組織の整備促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

(1) 事業所等における自衛消防組織等

ア 育成の方針

次の施設において自衛消防組織の整備を促進する。

(ア) 学校等、多数の者が出入りし、又は居住する施設

(イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱い所

(ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

イ 育成強化対策

(ア) 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき消防計画の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(イ) 自衛消防組織の整備促進に向けた理解の確保

消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解の確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解の確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織等の主な活動

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

(ア) 平時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救援、救助活動の実施等

(2) 企業における事業継続計画の策定促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(3) 町等における事業継続力強化支援計画の策定促進

県、町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町及び県は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

5 地域住民及び事業者の共同による地区内の防災活動の推進

大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、地域住民、企業（事業所）等が連携

し、迅速かつ的確な行動をとることが必要である。そのため、町内の一定の地区内の地域住民及び当該地区に企業（事業所）を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第19節 要配慮者の安全確保

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

担当課（担当グループ）	住民税務課（住民グループ）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ、介護支援グループ）

1 在宅の要配慮者対策

(1) 要配慮者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成

迅速な避難行動が困難な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。このため、町は、地域の自主防災組織、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による在宅の避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難行動要支援者情報の把握・共有

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(ア) 町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。生活状況の把握に当たっては、民生委員・児童委員及び自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

(イ) 町は、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ウ) 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(エ) 町は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓

練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(オ) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

(ア) 防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地区防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

(イ) 避難行動要支援者名簿及び個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

(ウ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 自主防災組織、自治会及び消防団等の協力のもとに要配慮者ごとの伝達方法及び誘導担当者を配備するなど、きめ細かな実効性のある情報伝達、避難誘導體制の確立を図る。

イ 指定避難所や避難路の指定は、地区の要配慮者の実態にあわせ利便性や安全性に十分配慮する。

ウ 避難支援者の明確化

町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

エ 災害発生時における要配慮者への情報伝達、避難誘導等においては、家族、避難支援者とともに、近隣住民等の果たす役割が大きいことから、町は、自治会、自主防災組織、福祉関係者及びボランティア組織等と協力し、要配慮者と近隣住民等との共助意識の向上に努める。また、要配慮者の支援活動の中心となるヘルパー等の福祉活動に従事する者や、近隣の地域住民、ボランティア組織、自治会等の地域組織の育成に努める。

オ 情報伝達機器、標識の整備等

町、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進する。

また、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急通報システムの整備等に努めるとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定避難所等への誘導標識等の設置に努める。

(3) 要配慮者に適した避難地等の確保

町は、指定避難所等を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極カバリアフリー化された施設の選定に努める。町は、役場、学校を含む公共施設のバリアフリー化に努める。

また、町は、要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、特定の障がいを持つ者を対象とする福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練の実施に努める。

- ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による災害知識の普及
- イ 広報紙による災害発生時における避難行動要支援者の啓発、知識の普及等
- ウ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

町は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全性を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災機材等の整備

町は、実情に応じ、要配慮者の家庭、自治会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品を収める緊急避難セット等の防災機材等の整備が促進されるよう取り組む。

(7) 町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班の設置に努める。

2 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日、訪日外国人が増加しており、町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

町は、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

ア 外国語対応の防災に関するパンフレット、防災マップ・行動マニュアルを作成・配布することにより、避難所・避難路等の周知に努める。

イ 避難所までの案内板等に外国語の併記に努める。

ウ 地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努める。

(2) 日本赤十字社を通じて、外国から照会のある在日日本人の安否調査について、各関係機関との連絡や、ボランティアの協力を得て住所、安否の確認を行い、回答する。

(3) 案内標示板等の整備

町は、避難所や避難経路の標示、災害に関する案内板等について、外国語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

町及び県は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 社会福祉施設等の管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険

法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町及び県が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 自衛防災組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 避難体制の確立

要配慮者関連施設の入（通）所者等の避難については、誘導担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

エ 情報連絡、応援体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

(2) 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

町は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災にともなう転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

社会福祉施設等の管理者は、近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

(3) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防団等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練の実施に努める。また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

(4) 施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。また、日頃から備品の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検を行い、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

(5) 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄

するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

(6) 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(7) 町及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(8) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

県（要配慮者利用施設所管部）及び町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、町は、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町はその旨を公表することができる。

第20節 ボランティア受入体制の整備

大規模災害発生時において、自発的に応援活動を行うボランティアの存在が災害発生直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになるため、町ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。

担当課（担当グループ）	健康福祉課（福祉子育て支援グループ）

1 ボランティアの定義と位置づけ

ボランティアは、自らの意思により、無償で様々な活動を行うものであり、町としては、災害時にはボランティアの意思を尊重し、町の災害状況などの情報や必要な物資等を提供するなど、側面からの積極的な支援を行い、応急活動がすべての人たちの協力により円滑に行われるよう努める。

2 一般ボランティアの役割及び受入体制の整備

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は、次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 支援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片付け、がれきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受入体制の整備

町及び県は、災害時におけるボランティアの受入等が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO等と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ア 町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- イ 町災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ウ 町災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- エ 町災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- オ 地域における防災意識の普及啓発
- カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

3 専門ボランティアの役割及び受入体制の整備

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は防災関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣され

る専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必 要 な 資 格 等
医療ボランティア	発生直後の医療活動や医療機関等における医療支援活動	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動を行う。	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
建築危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等の落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定	建築物応急危険度判定士
宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定する。	宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

(3) 受入体制の整備

社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、NPO、その他のボランティア防災関係機関・団体、県等と連携し、専門ボランティアの受入体制を整備するため、次の取組を進める。

ア ボランティア活動の広報・普及啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの組織化（事前登録、協定締結等）

ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等の体制を整備する。

ウ ボランティアの養成（訓練、研修）

ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア保険加入の普及啓発

ボランティア保険への加入について、広報等を通じて呼びかけるなど、普及啓発を行う。

オ ボランティア受入の調整及び体制整備

ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入や調整を行う体制の整備を図る。

4 活動環境の整備

町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方法等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

＜風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進＞

第21節 気象等観測体制整備計画

災害発生時における迅速な初動態勢の構築に資するため、町及び防災関係機関が整備する気象等観測体制について定める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）

1 町の気象観測体制の現状

町は、役場本庁舎及び学校等において気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等を随時観測し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用している。

2 観測体制の充実

山形地方気象台、町等防災関係機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステム構築の推進に努める。また、観測施設の信頼性の確保に当たり、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、その旨を気象庁長官（受付は山形地方気象台）に届け出る。なお、山形地方気象台は必要に応じ、観測の実施方法について指導することや、気象観測の成果について報告を求めることができる。

第2章 災害応急対策計画

＜活動体制の確立＞

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の防災関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の地方団体への広域応援や自衛隊への災害派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

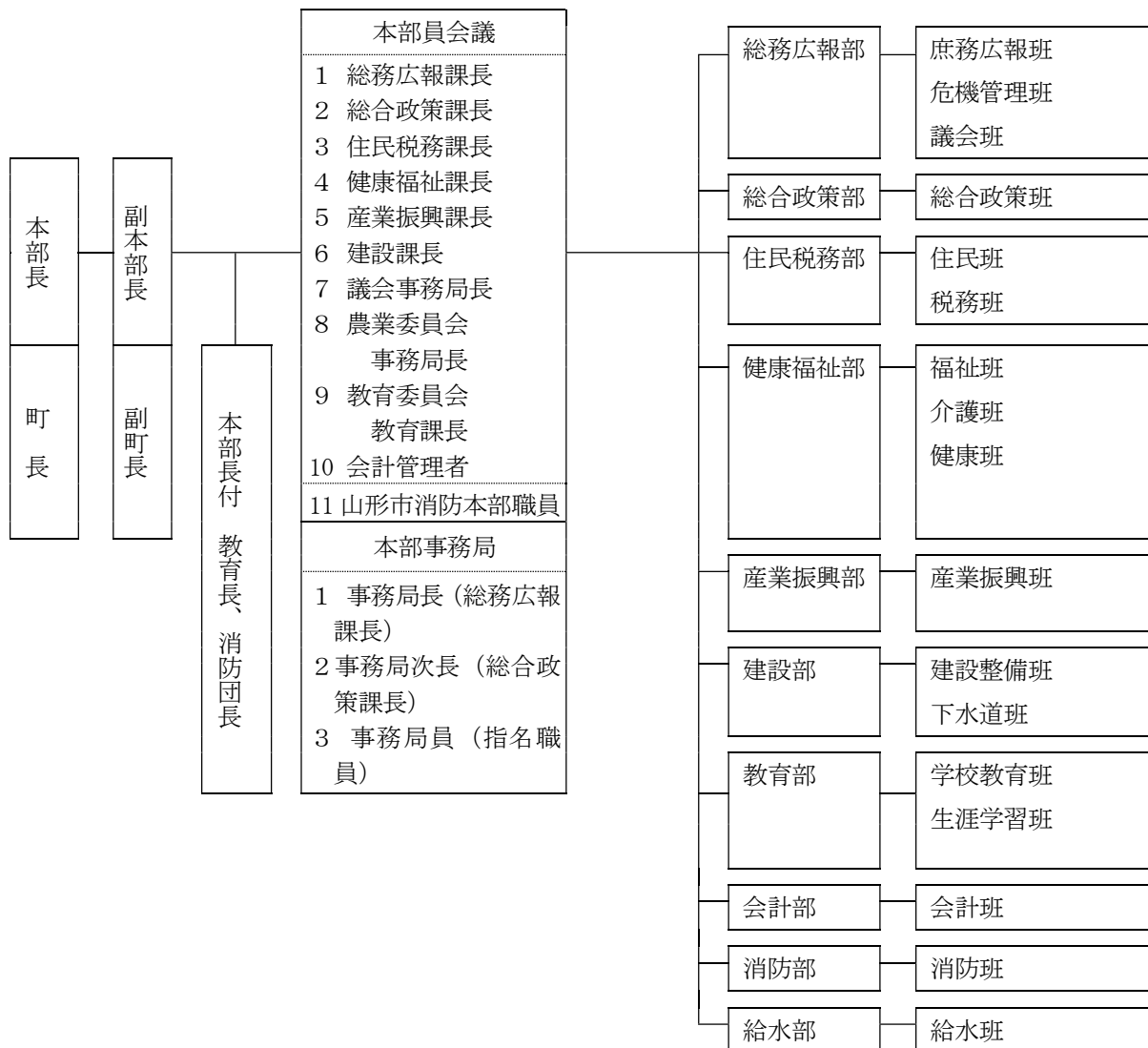
町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い初動体制を確立するとともに、緊密な連帯を図りつつ災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、国土交通省東北地方整備局から提供された「台風の接近・上陸及び前線等に伴う洪水を対象とした中山町の避難指示の発令等に着眼したタイムライン【防災行動計画】（案）」（資料編 P209 参照）を参考に、台風上陸までの準備体制を確保する。

担当課（担当グループ）	各課（各グループ）

1 災害対策本部

町長は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、町域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、中山町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。



ア 設置及び廃止基準

設置基準	・ 特別警報発表時（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報） ・ 町内で震度 6 弱以上の地震が観測されたとき ・ 災害が、町全域の大半に発生し、又は発生するおそれがある場合 ・ 災害が、町全域の数箇所に発生し、又は発生するおそれがある場合 ・ 災害救助法による救助を適用する災害が発生し、特にその対策を要する場合 ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が町行政上特に応急対策等の措置を必要と認めた場合
廃止基準	・ 災害応急対策が概ね完了したとき ・ 町長が特に必要がなくなったと認めたとき

第2編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

イ 設置場所

本部は、役場庁舎大会議室に設置する。万が一、役場が被災し使用不能になった場合は、中山町中央公民館又は中山町防災センターに設置する。

ウ 設置権限者

町長は、設置基準により本部を設置するが、町長に事故あるときは副町長が、町長、副町長ともに事故あるときは教育長が本部を設置するものとする。

エ 本部を設置又は廃止した場合の通知等

本部を設置又は廃止した場合には、次の区分により、その趣旨を通知及び公表する。また、本部を設置した場合には、本部の表示を役場正面玄関に掲示する。

通知及び公表先	方 法	担 当
町本部各班	庁内放送・電話・口頭	庶務広報班長
町防災会議委員	電話又は文書	庶務広報班長
町議会議員	電話又はファクシミリ	総務広報部副部長
県、村山総合支庁	防災行政無線	庶務広報班長
山形市消防本部	電話	危機管理班
報道機関	電話又はファクシミリ	庶務広報班長
自治会、自主防災組織の長	電話	庶務広報班長
住 民	広報車、報道機関を通じて	消防班

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県(防災危機管理課)に対し報告するとともに、県警察及び消防機関等に通報する。

(3) 本部の組織、運営等

本部は、本部員会議、本部事務局、部及び班からなる。

ア 本部員会議

(ア) 組織

- a 本部長 町長
- b 副本部長 副町長
- c 本部員 教育長、総務広報課長、総合政策課長、住民税務課長、健康福祉課長、産業振興課長、建設課長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育課長、消防団長

(イ) 開催

- a 本部員会議は、本部長が召集し、開催するものとする。
- b 本部員は、それぞれの分掌事項について、会議に必要な資料を提供しなければならない。
- c 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部事務局長にその旨を申し出るものとする。
- d 本部長は、必要と認める場合は、防災関係機関を会議に出席させるものとする。

(ウ) 協議事項

本部員会議において協議する事項は、概ね次のとおりとする。

- a 災害情報の分析とそれにとりあう対策活動の基本方針に関すること。
- b 非常配備体制の切換え及び閉鎖に関すること。
- c 関係団体に対する応急対策の要請又は避難指示等に関すること。

第2編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

- d 応急災害救助に関すること。
- e 自衛隊の派遣要請に関すること。
- f 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援要請に関すること。
- g 災害対策に関する経費に関すること。
- h その他、災害対策に関する重要な事項

イ 本部事務局

(ア) 組織

- a 事務局長 総務広報課長
- b 事務局次長 総合政策課長
- c 事務局員 事務局長が総務広報課、総合政策課職員の中から指名する者(不足する場合は、関係各課職員の中から指名する者)

(イ) 事務処理事項

- a 災害対策に関する本部長の命令伝達に関すること。
- b 本部員会議と部及び班相互の連絡調整に関すること。
- c 被害並びに災害対策活動に関する情報及び資料の収集整理に関すること。
- d 防災関係機関との連絡等に関すること。
- e その他、本部長が必要と認めたこと。

ウ 部及び班

各部及び班の編成及び事務分掌は、次のとおりである。

部名（部長） 〔副部長〕	班名（班長）	分 担 事 項
各部・各班に共通する事務		1 職員・来庁者の救助・搬送に関すること。 2 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること。 3 所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関すること。 4 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること。 5 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること。 6 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること。 7 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること。 8 住家被害状況の調査、り災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成への協力に関すること。 9 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 10 各課（他部・班）との総合調整（応援・協力）に関すること。 11 その他本部長の命ずる事項に関すること。

第2編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

部名（部長） 〔副部長〕	班名（班長）	分 担 事 項
総務広報部 （総務広報課長） 〔議会事務局長〕 〔総務広報課統括等〕	庶務広報班 （庶務広報グループ統括等）	1 職員の動員に関する事。 2 所管する施設の被害調査及び災害対策に関する事。 3 災害情報のとりまとめ及び県、国等への報告に関する事。 4 自動車等輸送の確保に関する事。 5 災害時の輸送計画の作成並びに輸送の調査に関する事。 6 災害復旧資材等の輸送に関する事。 7 各部の連絡調整に関する事。 8 報道機関との連絡に関する事。 9 自治会長、自主防災組織の長との連絡調整に関する事。 10 災害統計に関する事。 11 災害情報・被害情報の収集及び広報に関する事。 12 被災者の広聴に関する事。 13 被災者の苦情、陳情の受付に関する事。 14 被災写真の撮影、収集及び記録に関する事。 15 応急公用負担に関する事。 16 渉外に関する事。 17 部内の協力に関する事。 18 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関する事。
	危機管理班 （危機管理グループ統括等）	1 所管する施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 避難指示等の発令に関する事。 3 本部員会議の庶務に関する事。 4 本部の開設及び閉鎖に関する事。 5 本部の運営に関する総合調整に関する事。 6 災害対策本部の庶務に関する事。 7 災害救助法に関する事。 8 気象情報・地震情報の収集、伝達に関する事。 9 地震情報、気象情報の受理及び関係機関、各部への伝達に関する事。 10 県災害対策本部、指定公共機関、指定地方公共機関等の連絡調整に関する事。 11 無線局の統制に関する事。 12 優先通行標識、身分証明の交付に関する事。 13 消防、警察、防災関係機関との連絡調整に関する事。 14 県及び自衛隊の災害派遣要請に関する事。 15 広域応援要請に関する事。 16 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関する事。

第2編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

部名（部長） 〔副部長〕	班名（班長）	分 担 事 項
		こと。 17 人、住宅被害等の被災者の実態調査、被害状況の調査、集計及び評価に関すること。 18 危険物保安全般に関すること。 19 水防作業の技術指導に関すること。 20 水防活動に係る応急復旧資材の調達及び保管に関すること。 21 部内の協力に関すること。 22 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関すること。
	議会班 (議会事務局長)	1 議会との連絡調整に関すること。 2 部内の協力に関すること。 3 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関すること。
総合政策部 (総合政策課長) 〔総合政策課統括等〕	総合政策班 (まちづくり推進グループ統括等)	1 災害応急策の予算措置に関すること。 2 国、県に対する要望、陳情等資料作成に関すること。 3 災害復旧事業に係る総合調整に関すること。 4 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 5 所管する施設の被害調査及び災害対策に関すること。 6 鉄道、電話、電力施設被害の収集、整理に関すること。 7 受援に関すること。 8 災害ボランティアセンターへの協力に関すること。 9 部内の協力に関すること。 10 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関すること。
住民税務部 (住民税務課長) 〔住民税務課統括等〕	住民班 (住民グループ統括等)	1 所管する施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 り災者台帳の作成に関すること。 3 被災者名簿（台帳）等の作成に関すること。 4 避難所開設・運営補助に関すること。 5 死体埋火葬に関すること。 6 大規模災害時における他市町村からの避難者名簿の作成整理に関すること。 7 被災者に対する国民年金保険料の免除に関すること。 8 被災者に対する各種手数料、医療保険の一部負担金の減免調査に関すること。 9 物資集積所の管理及び救援物資の仕分け・配分に関すること。 10 簡易水道施設の応急対策に関すること。 11 災害廃棄物、し尿、死亡獣畜等の処理に関すること。 12 がれき処理に関すること。 13 仮設トイレの確保に関すること。

第2編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

部名（部長） 〔副部長〕	班名（班長）	分 担 事 項
		14 災害時のペット対策に関する事。 15 部内の協力に関する事。 16 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関する事。
	税務班 （税務グループ統括等）	1 避難所開設・運営補助に関する事。 2 被害家屋・土地等固定資産の被害調査に関する事。 3 固定資産の被害判定に関する事。 4 り災証明書に関する事 5 災害にともなう諸税の減免措置及び期限延長に関する事。 6 被災者に対する延滞金の免除及び滞納処分の執行猶予に関する事。 7 災場所の公簿確認に関する事。 8 被災地の位置図作成に関する事。 9 部内の協力に関する事。 10 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関する事。
健康福祉部 （健康福祉課長） 〔健康福祉課統括等〕	福祉班 （福祉子育て支援グループ統括等）	1 避難行動要支援者に関する事。 2 老人福祉施設を除く社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 幼稚園等における被害調査及び応急対策に関する事。 4 母子世帯及び身体障がい者の安否の確認、保護及び災害対策に関する事。 5 被災者に対する保護及び援護対策に関する事。 6 日赤県支部との連絡調整に関する事。 7 災害ボランティアセンターへの協力に関する事。 8 福祉関係団体への協力要請に関する事。 9 福祉避難所の開設・運営に関する事。 10 災害弔慰金、災害義援金、生活復興支援資金、災害見舞金及び生活福祉資金貸付制度等に関する事。 11 保育施設の被害状況調査及び復旧対策に関する事。 12 保育園児の避難及び保護に関する事。 13 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事。 14 部内の協力に関する事。 15 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関する事。
	介護班 （介護支援グループ統括等）	1 老人福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 老人福祉施設の受入者の安全確保に関する事。 3 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関する事。

第2編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

部名（部長） 〔副部長〕	班名（班長）	分 担 事 項
		4 介護関係団体への協力要請に関する事。 5 部内の協力に関する事。 6 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関する事。
	健康班 （健康づくりグループ統括）	1 所管する施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 救護所の開設に関する事。 3 医療救護班の編成に関する事。 4 医療救護及び助産に関する事。 5 臨時予防接種に関する事。 6 被災者の保健指導に関する事。 7 被災地における応急救護及び医薬品の確保に関する事。 8 被災地における防疫対策及び感染症の患者に対する医療に関する事。 9 被災者の保健サービスについての連絡調整に関する事。 10 部内の協力に関する事。 11 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関する事。
産業振興部 （産業振興課長） 〔産業振興課統括等〕	産業振興班 （産業振興グループ統括等）	1 所管する施設の被害調査及び災害対策に関する事。 2 農作物及び農業生産施設、農業用施設の被害調査及び災害対策に関する事。 3 家畜及び家畜施設の被害調査及び災害対策に関する事。 4 農作物に対する病虫害発生予防及び防除、家畜の防疫に関する事。 5 森林被害の調査に関する事。 6 治山施設、林道施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 7 地すべり、がけ崩れ等危険防止対策及び応急復旧に関する事。 8 食料関係の調達確保及び輸送に関する事。 9 被災農家の営農指導に関する事。 10 種苗等の確保に関する事。 11 農業災害資金の融資に関する事。 12 農業関係団体（土地改良区等）との連絡調整に関する事。 13 被災商工業者の被害調査と災害対策に関する事。 14 被災商工業者の経営相談及び指導並びに融資に関する事。

第2編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

部名（部長） 〔副部長〕	班名（班長）	分 担 事 項
		15 生活必需品の調達に関すること。 16 物資の流通及び安定に関すること。 17 観光施設の被害調査及び観光客の保護に関すること。 18 被災者の労務対策に関すること。 19 死亡獣畜等の処理に関すること。 20 部内の協力に関すること。 21 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関すること。
建設部 （建設課長） 〔建設課統括等〕	建設整備班 （建設整備グループ統括等）	1 所管する施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 建設業者との連絡調整及び応援要請に関すること。 3 建設機械器具及び建設資材並びに災害対策のための労務者の確保に関すること。 4 国土交通省及び県との連絡調整に関すること。 5 道路、河川、橋りょう等の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 石子沢川古川水門及び石子沢川排水機場操作に関すること。 7 河川水位及び流量並びに河川情報センターの雨量情報の収集、伝達に関すること。 8 公園緑地等都市計画施設の被害調査及び応急対策に関すること。 9 被災住宅の応急修理等に関すること。 10 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 11 災害救助用仮設住宅の建設、入居者選定に関すること。 12 被災住宅等の資材の調達・斡旋及び建設に関すること。 13 被害建築物及び被災宅地の復旧指導、相談に関すること。 14 災害復興住宅資金の融資相談に関すること。 15 部内の協力に関すること。 16 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関すること。
	下水道班 （下水道グループ統括等）	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 部内の協力に関すること。 4 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関すること。
教育部 （教育課長） 〔教育課統括等〕	学校教育班 （学校教育グループ統括等）	1 教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 避難所開設・運営に関すること。 3 県教育委員会及び町教育委員会内部の連絡調整に関すること。 4 被災児童生徒園児の被害調査及び保健管理に関するこ

第2編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

部名（部長） 〔副部長〕	班名（班長）	分 担 事 項
		と。 5 災害時の応急教育に関すること。 6 被災児童、生徒の保護及び教科書、学用品等支給に関すること。 7 災害時における学校給食の対策に関すること。 8 学校給食センターの被害調査及び災害対策に関すること。 9 災害時における炊き出しの実施に関すること。 10 部内の協力に関すること。 11 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関すること。
	生涯学習班 （生涯学習グループ 統括等）	1 所管する施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 3 避難所開設・運営に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関すること。
会計部	会計班 （会計室室長）	1 災害救助金の出納に関すること。 2 災害義援金の保管に関すること。 3 災害時の出納に関すること。 4 災害時の用度に関すること。 5 指定金融機関の連絡調整に関すること。 6 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関すること。
消防部 （消防団長または 山形市消防本部職員）	消防班 （消防団指導員長） （危機管理グループ 統括）	1 現地本部に関すること。 2 災害の警戒及び防ぎよの実施に関すること。 3 水防作業の実施に関すること。 4 火災対応に関すること。 5 消防団の動員に関すること。 6 被災者の救出、避難誘導に関すること。 7 被害調査への協力に関すること。 8 その他関係事項及び本部長の命ずる事項に関すること。
給水部	給水班 （企業団業務係長） 最上川中部水道企業 団からの応援による 体制	1 被災地に対する飲料水の供給に関すること。 2 水道施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 断水広報及び応急給水の実施に関すること。 4 断水時における水質検査及び水質管理に関すること。 5 災害時における水利の確保（消火栓）に関すること。 6 その他本部長の命ずる事項に関すること。

オ 現地本部の設置

（ア） 本部長は、災害応急対策を推進するため、必要があると認めたときは、現地対策本部を設置することができる。

第2編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

(イ) 現地対策本部の組織、その他現地対策本部に関して必要な事項はそのつど本部長が定める。

(4) 災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の配置

町は、国土交通省東北地方整備局と「災害時の情報交換に関する協定」（平成21年12月22日締結）を締結しており、国土交通省東北地方整備局より派遣される災害対策現地情報連絡員（リエゾン）を町災害対策本部に受入れ、活動場所を確保するものとする。なお、派遣及び受入の内容については、国土交通省東北地方整備局と調整を図るとともに、担当の連絡窓口を明確にしておく。

2 災害対策連絡本部

町長は、町域に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策本部の設置基準に達しない場合には、中山町災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を閉鎖し、災害対策本部を設置する。

(1) 連絡本部の設置

ア 設置及び廃止基準

設置基準	・相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・町内で震度5強の地震が観測されたとき ・町長が特に必要と認めたとき
廃止基準	・災害応急対策が概ね完了したとき ・災害対策本部を設置したとき ・町長が特に必要がなくなったと認めたとき

イ 設置場所

連絡本部は、役場庁舎大会議室に設置する。

ウ 連絡本部を設置又は廃止した場合の通知等

災害対策本部に準じて行う。

(2) 連絡本部の組織、運営等

連絡本部の組織は、災害対策本部に準ずるが、その構成は、連絡本部員室、部及び班からなり、災害対策本部の本部事務局に相当するものは設置しない。

3 職員の動員配備体制

(1) 配備基準

区分	職員配備基準	活 動 内 容
第1次配備 班 災害対策警戒	○大雨、暴風、洪水等気象警報が発表されたとき ○台風が接近しているときに、大雨洪水注意報が発表されたとき ○竜巻注意情報が発表され、被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	○被害情報の災害関連情報の収集、伝達等を実施する。

第2編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

区分		職員配備基準	活 動 内 容
第2次配備		○台風が接近しているときに、大雨洪水警報が発表されたとき ○最上川、須川、石子沢川の各水位観測所で、氾濫注意水位（警戒レベル2水位）に達したとき ○大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「注意」が表示されたとき	○被害情報の災害関連情報の収集、伝達等及び応急対策を実施する。
第3次配備	災害対策連絡本部	○相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○最上川、須川、石子沢川の各水位観測所で、避難判断水位（警戒レベル3水位）に達したとき ○大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「警戒」が表示されたとき ○高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき ○町長が特に必要があると認めたとき	○町長を本部長とする災害対策連絡本部を設置し、関係課等においても災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 ○災害の状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制をとる。
第4次配備	災害対策本部	○大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○特別警報が発表されたとき ○最上川、須川、石子沢川の各水位観測所で、氾濫危険水位（警戒レベル4水位）に達したとき ○大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「非常に危険」「極めて危険」が表示されたとき ○避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき ○災害救助法を適用すべき災害が発生し、その対策を必要とするとき ○町長が特に必要があると認めたとき	○町長を本部長とする災害対策本部を設置し、全職員は地域防災計画に定める事務分掌に基づき、災害に関する情報収集、伝達及び応急対策を実施する。

(2) 職員動員配備体制の一般基準

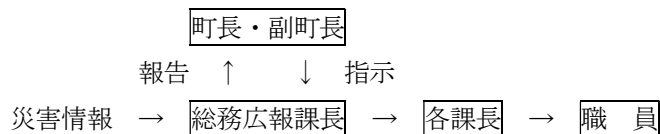
町内の災害時における職員の動員配備体制は、次のとおりとする。ただし、災害の種類、規模、発生時期等によっては、一般的な基準と異なる配備体制をとることがある。

課 名	グループ名	第1次配備	第2次配備	第3次配備	第4次配備
総務広報課	庶務広報グループ	全員待機	全員	全員	全職員
	危機管理グループ	全員	全員	全員	

第2編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

課 名	グループ名	第 1 次配備	第 2 次配備	第 3 次配備	第 4 次配備
総合政策課	まちづくり推進グループ		全員待機	全員	
住民税務課	税務グループ		統括等	全員	
	住民グループ		主査等	全員	
健康福祉課	福祉子育て支援グループ		統括等	主任等	
	介護支援グループ		統括等	主任等	
	健康づくりグループ		統括等	全員	
産業振興課	産業振興グループ	全員待機	統括等	全員	
建設課	建設整備グループ	全員	全員	全員	
	下水道グループ	全員	全員	全員	
会計室			統括等	主任等	
議会事務局			全員待機	主査等	
農業委員会			全員待機	主査等	
教育課	学校教育グループ		主査等	主任等	
	生涯学習グループ		全員	全員	
消防団	団長・副団長・本団員・関係分団	別に定める消防団の動員規定による。			

(3) 動員指令系統図



(4) 動員の方法

ア 勤務時間内

(3)の系統図に従い、口頭、電話、行政イントラネット又は庁内放送により、必要な職員を動員する。

イ 勤務時間外及び休日

(ア) 総務広報課長は、県からの気象予警報の通知その他により災害が発生し又は発生しようとしていることを知ったときは、町長及び副町長に報告し、本部設置及び配備体制の指示を受け、各課長及び関係職員等に緊急連絡する。

(イ) 連絡を受けた各課長及び関係職員は直ちに登庁し、所要の配備体制につくものとする。

(ウ) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を課長に連絡するとともに、家族の避難及び医療機関への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

(エ) 道路が寸断され登庁することが困難な場合は、その地域に残り被災状況の収集等に当たり、常に本部と連絡をとるものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

災害等により、通信・放送設備が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替機能を確保する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 通信設備の確保

防災行政無線など、通信手段の確保に努め、災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は施設の復旧を行う。

また、防災関係機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

2 災害時の通信手段の確保・運用

災害時の町の通信手段としては、町防災行政無線を基幹的な通信系統にするほか、一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話）を効果的に運用できるよう、防災関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

(1) 町防災行政無線の活用

町は、災害発生時に情報の収集、伝達を迅速かつ円滑に行うため、町防災行政無線を活用する。

また、必要により町防災行政無線の通信統制を行う。

ア 回線統制：全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ 通話統制：任意の話中回線に緊急割込み通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

(2) 災害時優先電話の利用

災害発生時には輻輳等による通信障害が予想されるため、あらかじめ東日本電信電話(株)等に申請を行い承諾を得た災害時優先電話を活用する。（資料編 P 2 0 4 参照）

(3) 緊急速報メール

町は災害の発生のおそれがあり、避難指示等を伝達する手段として緊急速報メールを活用する。

(4) ホームページやツイッター

ホームページによる情報提供及びツイッター等ソーシャルメディアを使用した情報提供を行う。

(5) アマチュア無線

防災行政無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。（資料編 P 2 0 4 参照）

(6) 他機関の通信施設の利用

町、消防機関は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第41条、水防法第27条又は災害救助法第11条に基づき、東日本電信電話(株)山形支店等の電気通信事業者、他市町村、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、山形地方気象台、東日本旅客鉄道(株)山形支店又は東北電力ネットワーク(株)山形電力センター等の所有する通信設備を利用することができる。

(7) 非常通信の利用

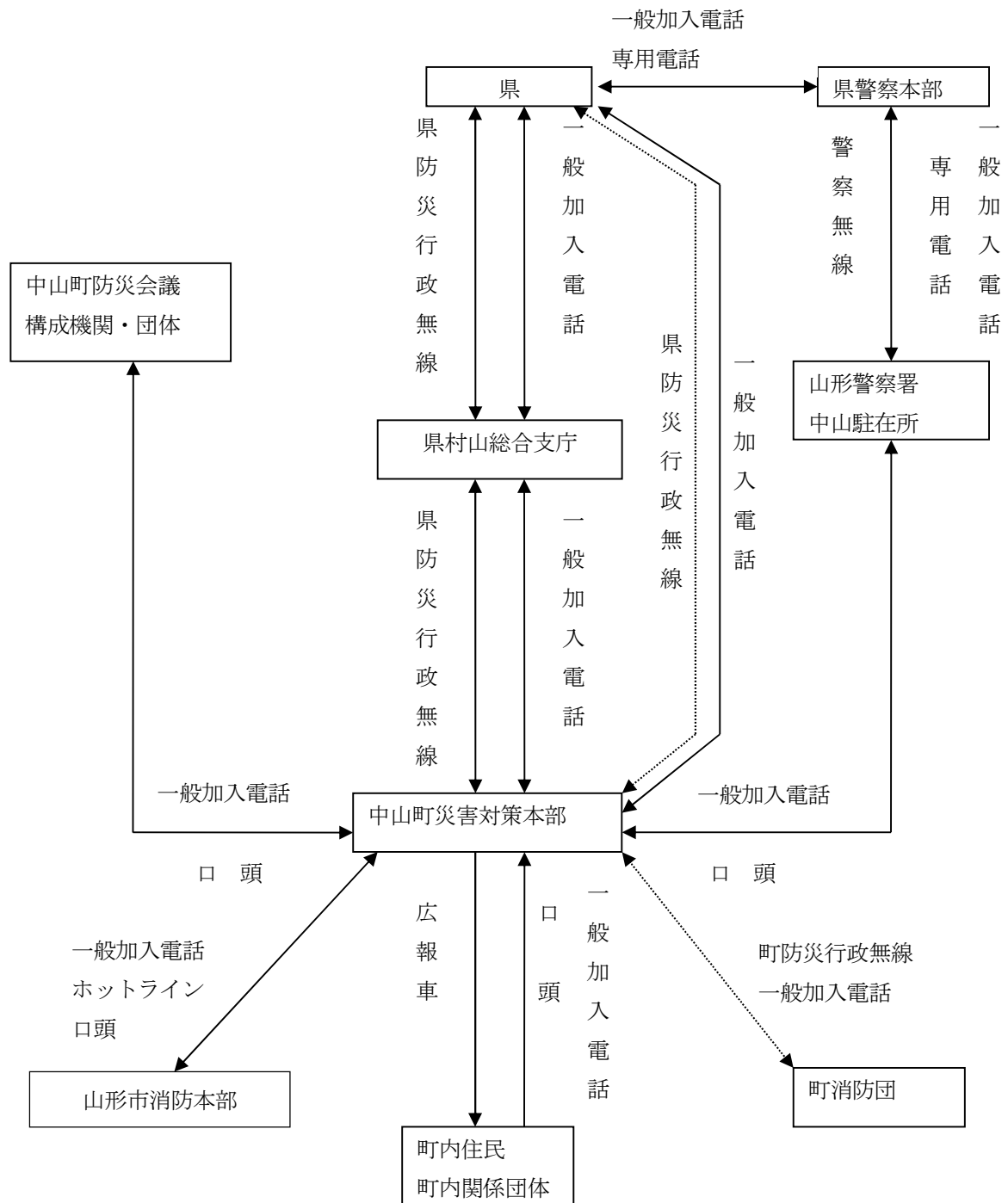
ア 町、県及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他

第2編 第2章 第2節 情報伝達体制の確立

に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

イ 町、県及び防災関係機関は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

災害通信系統図



4 通信機器の応急調達

町は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）

1 災害救助法の適用基準

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は、本節3「適用の手続」の手続きを行う。

- (1) 法適用は市町村単位とする。
- (2) 原則として同一の原因による災害によるものであること。
ただし、この例外として、
ア 同時点又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合
イ 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害が発生した場合においても、
前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取扱う。
- (3) 町又は県の人口に応じた一定以上の住家の滅失があること。
- (4) 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。
- (5) 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、山形県における具体的適用基準は次のとおりである。

- ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ、別表の1号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。（本町の場合、40世帯）
- イ 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が別表の2号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。（本町の場合、20世帯）
- ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第1条第1項第3号前段）。
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって、内閣府に定める基準に該当するとき（法施行令第1条第1項第4号）。

2 被害状況等の判定基準

- (1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住

家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取扱う（法施行令第1条第2項）。

滅失世帯数＝（全壊、全焼、流失）＋（半壊、半焼）×1／2＋（床上浸水等）×1／3

(2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

（ア） 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

（イ） 住家の主要構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

（ア） 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの（半壊のうち、「大規模半壊」は、50%以上70%未満、「その他の半壊」は、20%以上50%未満）

（イ） 住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの（半壊のうち、「大規模半壊」は、40%以上50%未満、「その他の半壊」は、20%以上40%未満）

ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（準半壊）

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたものであって、次のものをいう。

（ア） 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの

（イ） 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

エ 住家が床上浸水又は土砂や竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

（ア） 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

（イ） 土砂や竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

（ア） 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

（イ） マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取扱う。

（ウ） 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

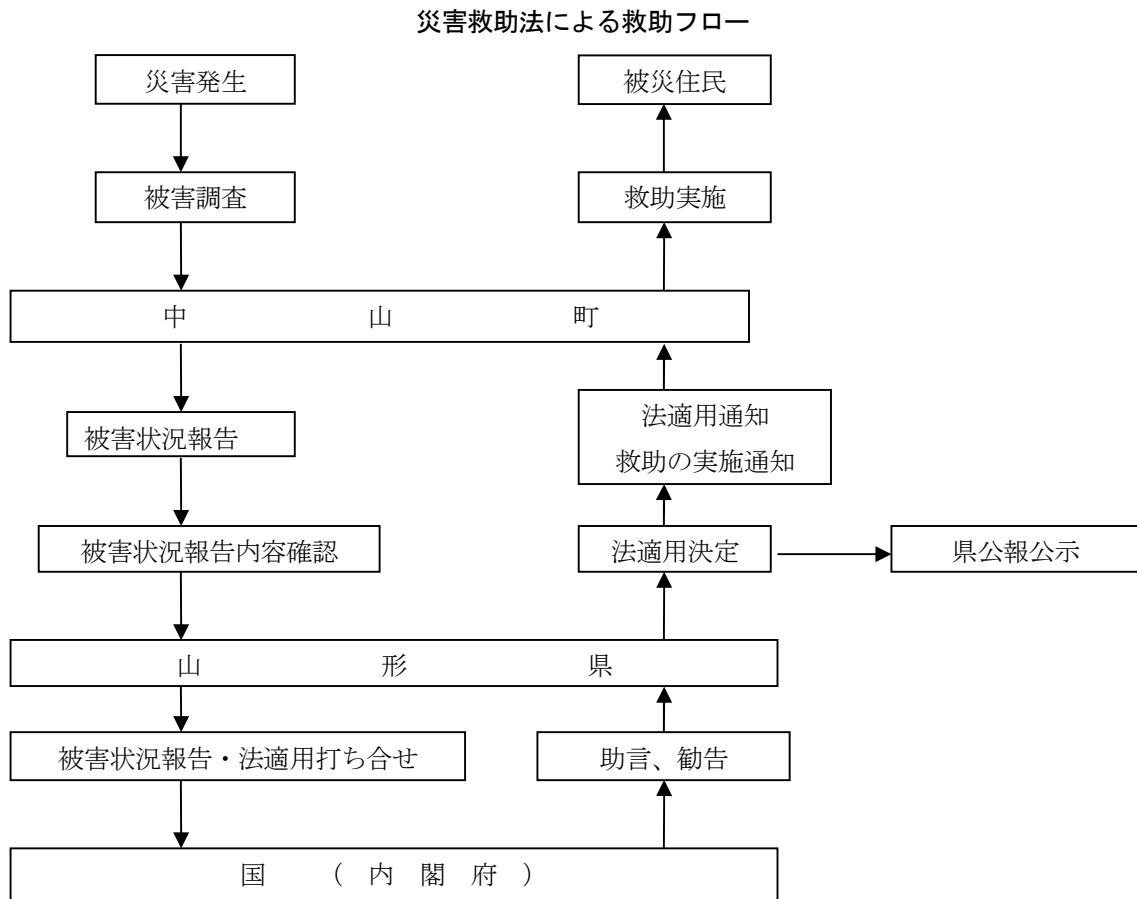
イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

- (ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。
- (イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。
- (ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として扱う。

3 適用の手続

災害に際し、町における被害が前記の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。



4 災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

法による救助の種類は次のとおりである（災害救助法第23条第1項及び施行令第9条）。なお、本県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は市町村長が行うこととしている（法第30条第1項及び災害救助法施行細則第1条第1項）。

- ア 収容施設の供与（避難所の設置、応急仮設住宅の供与）
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 遺体の搜索及び処理
- コ 障害物の除去

災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

- (2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第4条第2項）。

5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は、資料編P60を参照のこと。この基準については、内閣府において適宜改定が行われる。

(2) 特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期することが困難な場合があるので、知事は、町長の要請等に基づき、災害の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて内閣総理大臣と協議する。

第4節 広域応援及び避難受入計画

大規模災害等発生時において、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、町と防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、

1 他の市町村に対する要請

災害応急対策を実施するため必要な人員、資機材の確保及び連絡調整等は、町長が行う。

- (1) 町が被災した場合、町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めたときは、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等本編第1章第9節「相互応援体制・受入体制の整備」に掲げた相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するとともに、県に報告するものとする。
- (2) 応援を求められた場合、町長は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。なお、応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。
- (3) 町長は、市町村相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。
- (4) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点
 - ア 町は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
 - イ 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
 - ウ 町は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。
 - エ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
 - オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

2 県への要請

(1) 県への応援要請

町が被災した場合、町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し次により応援（斡旋を含む。）を求め、又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

ア 連絡先及び方法

県防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）へ、口頭、防災行政無線、電話又はファクシミリにより連絡する。

口頭又は防災行政無線、電話で要請した場合は、事後速やかに、ファクシミリ等で関係文書を送付する。

(ア) 応援要請事項

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする場所
- c 応援を必要とする期間
- d その他応援に関し必要な事項
- (イ) 災害応急対策実施要請事項
 - a 災害応急対策の内容
 - b 災害応急対策の実施場所
 - c その他災害応急対策の実施に関し必要な事項
- イ 知事は、被災市町村長から応援要請等を受けたときは、県が実施する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。
- (2) 知事への職員派遣の斡旋要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）の職員の派遣について斡旋を求める。

 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項

3 指定地方行政機関等に対する要請

- (1) 町が被災した場合、町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、町長から職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

4 民間団体等に対する要請

町が被災した場合、町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

5 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（第5節参照）

- (1) 町が被災した場合、町長は、災害の発生に際し町の住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。
- (2) 町が被災した場合、町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

6 消防相互応援活動

大規模災害により、通常の消防力だけでは対応できない場合には、町及び山形市消防本部は災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して「山形広域市町災害時相互応援に関する協定」（資料編P78参照）、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき応援要請を速やかに行う。

応援要請を行う場合は、町長と山形市長が協議し、要請を行う。町長は、他の消防機関の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入体制を整備する。また、出動した消防機関は、迅速かつ適切な消火、救助活動等を実施する。

具体的な要請方法や、経費の分担方法等については「山形広域市町災害時相互応援に関する協定」、「山形県広域消防相互応援協定」等の定めるところによる。

7 緊急消防援助隊の応援要請

町長と山形市長が協議し、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、県知事に対し他都道府県への応援要請を依頼する。緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、消防本部緊急消防援助隊受援計画及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

8 複合災害への対応

- (1) 町及び県、防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実する。
- (2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含め連携方策を検討する。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。
- (3) 町及び県、防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- (4) 町及び県、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

9 広域応援・受援体制

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

町、県及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展

開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

町は、国・県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

10 応急対策職員派遣制度の活用による対口（たいこう）支援の受援

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の町職員が被災し、災害対応にあたれない等の理由で、本町の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「応急対策職員派遣制度に関する要綱」（総務省通知）により他自治体からの受援を受ける。

(1) 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

(2) 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

ア 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本町の災害マネジメントを総括的に支援する。

イ その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、本町の災害応急対策業務（避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務）を行う。

11 他の自治体への広域避難

(1) 広域避難

町は、災害の規模、避難者数、避難の長期化等にかんがみ、町内で可能な応急対策をとっても、町の区域外への広域的な避難及び指定避難場所の提供への収容が必要であると判断した場合は、次により広域避難の協議を行う。

ア 避難受入要請

(ア) 県内他市町村への避難については、当該市町村に対し直接受入要請を行う。

(イ) 他の都道府県の市町村への避難が必要となった場合については、山形県に対し当該他の都道府県への避難要請を行うほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

イ 避難の決定及び情報伝達

県内又は県外他市町村への避難が決定したときは、防災行政無線及び広報車等複数の手段により住民に情報を伝達する。

(2) 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、当町内の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

ア 県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接、受入を要請する。

イ 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

(3) 広域避難者への配慮

(ア) 町は、他市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難者の所在地等の情報を避難先の自治体と共有するようにする。

(イ) 町は、避難者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況等の公共施設等の復旧状況に係る情報、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、避難者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等それぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。

(4) 広域避難に係る事前の備え

町は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

12 他市町村からの避難受入要請への対応

県内他市町村から避難者の受入要請があった場合または山形県より他都道府県内市町村の避難者の受入要請があった場合、広域一時滞在について、山形県と協議する。

ア 町の受入施設

町における避難者の受入施設は町内の指定避難所等とする。

イ 避難者への配慮

(ア) 町は、本町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難者の所在地等の情報を避難元市町村と町が共有するようにする。

(イ) 町は、他市町村避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等それぞれの広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

第5節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているときは、住民の生命、財産の確保のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認めた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、もって効果的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

2 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用する）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付け又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付けし、又

救援活動区分	内容
	は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

3 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 知事に対する派遣要請依頼

町長は、知事に対して法第 68 条の 2 第 1 項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし県（防災危機管理課）に文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊にともなう、う回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

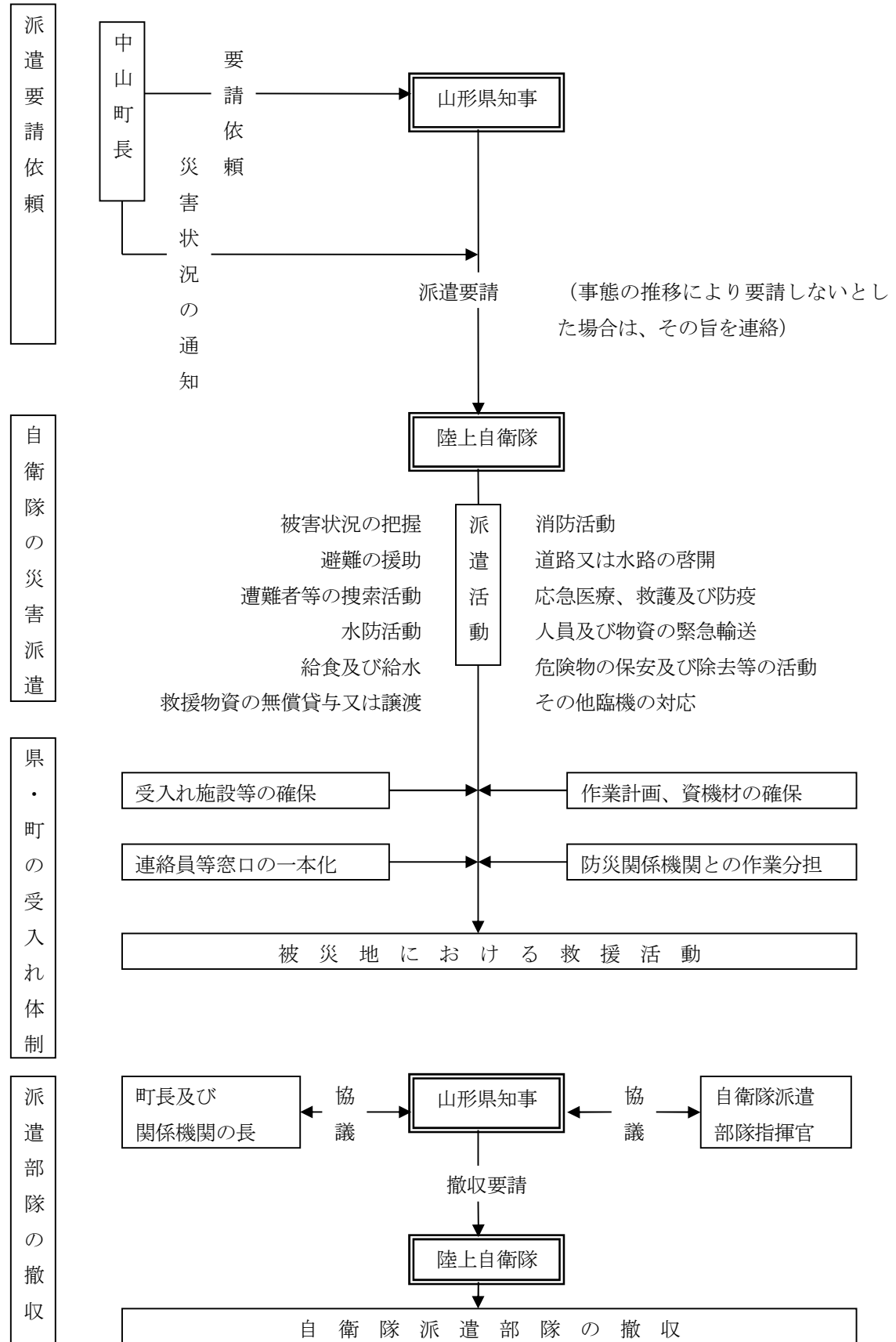
(2) 町長の自衛隊に対する緊急通知

ア 町長は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合には、災害対策基本法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

イ 町長は、アの通知を行ったときは、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。

(3) 要請依頼の手続

ア 派遣計画フロー



イ 要請（連絡）先

災 害 派 遣 の 要 請 先	電 話 番 号 等
陸上自衛隊第六師団 (第3部防衛班)	電 話 0237-48-1151 (内線 5075) (夜間・休日 当直 内線 5207・5019) ファクシミリ 0237-48-1151 (内線 5754)

4 自衛隊の自主派遣

- (1) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第 83 条第 2 項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。
 - ア 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
 - エ その他、上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (2) 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。
- (3) 自衛隊は、知事等の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。
- (4) 知事等の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事等が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

5 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

- (1) 各自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を防災行政無線、電話又はファクシミリ等で速やかに県（防災危機管理課）に連絡する。
 - ア 派遣部隊名及び人員等の派遣規模
 - イ 指揮官の官職及び氏名
 - ウ 部隊の受入に必要な体制
 - エ その他必要な事項
- (2) 県（防災危機管理課）は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに派遣地である町にその内容を連絡する。

6 自衛隊との連絡調整

- (1) 自衛隊の連絡調整要員の派遣

災害発生時、自衛隊は、県及び防災関係機関との連絡調整等に当たるため、必要に応じ町災害対策本部に連絡員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。
- (2) 連絡調整員は、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を実施する。

7 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

災害派遣が決定・実行された場合、町長は速やかに次の事項について処理し、派遣部隊の受入体制を整備する。

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、町長は知事及び他の防災関係機関の長と緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、十分な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊の連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入施設等の確保

町は、自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設等を確保する。

ア 事務室

イ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

ウ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

学校、公民館等を宿舍施設に充てるときは、あらかじめその管理責任者等の承諾を得ておく。また、公園等を幕営地に指定する場合についても同様とする。

エ 受入候補地

自衛隊派遣部隊受入候補地	a 中山公園（山形県野球場等）
	b 最上川中山緑地（最上川せせらぎ公園等）

(4) 臨時ヘリポートの設定

本編第1章第13節「緊急輸送活動対策」を参照のこと。

(5) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

8 派遣部隊の撤収要請

(1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通じて要請する。

(2) 撤収要請は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書（資料編P248参照）をもって要請（提出）する。

(3) 災害派遣隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等との協議のうえ、派遣部隊を撤収する。

9 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

第6節 県消防防災航空隊・ 県ドクターヘリコプターの活用

機動性に優れた県消防防災航空隊・県ドクターヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、健康福祉課（健康づくりグループ）

1 活動範囲の把握

災害時には、県消防防災航空隊・県ドクターヘリコプターの機動性等を活用し、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) 救出・救助活動
- (3) 救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 住民に対する避難指示等の広報活動
- (8) その他県消防防災航空隊・県ドクターヘリコプターにより対応すべき活動

2 県消防防災航空隊の派遣要請

町長及び山形市消防長は、災害応急活動の実施に当たり必要があると判断したときは、山形県消防防災ヘリコプター応援協定（資料編P96参照）の定めるところにより知事に対して応援を要請する。

3 活動拠点の確保

- (1) 災害時における県消防防災航空隊・県ドクターヘリコプターの活動を円滑に行うため、防災関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

災害時において県消防防災航空隊・県ドクターヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート候補地は以下のとおりとする。

臨時ヘリポート候補地	最上川東村山地区河川防災ステーション 住所：中山町あおば26 TEL：023-663-1621（防災センター事務室）

- (2) ヘリポート等が被災した場合は、県消防防災航空隊・県ドクターヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

第7節 労働力の確保

災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務になった場合の必要な労働力及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円活化を図る。

担当課（担当グループ）	健康福祉課（福祉子育て支援グループ）、産業振興課（産業振興グループ）

1 労働力の確保

- (1) 災害応急対策を実施する際に不足する労務は、日赤奉仕団、女性団体等の民間団体の協力を求め、又は労務者の雇用を行い、確保を図る。
- (2) 奉仕団の編成及び活動
 - ア 奉仕団の編成
奉仕団は、日赤奉仕団、女性団体等民間団体の協力を得て編成する。
 - イ 奉仕団の活動内容
奉仕団の活動内容は、次のとおりとし、労働力の種別により適宜協力を求める。
 - (ア) 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること。
 - (イ) 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。
 - (ウ) 救援物資支給の奉仕に関すること。
 - (エ) 清掃及び防疫の奉仕に関すること。
 - (オ) その他災害応急措置の応援に関すること。
- (3) 労働者の雇用
 - ア 労働者の雇用の範囲
 - (ア) 被災者の避難
 - (イ) 医療救護における移送
 - (ウ) 被災者の救出
 - (エ) 飲料水の供給
 - (オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分
 - (カ) 遺体の搜索及び処理
 - イ 労働者の雇用は、原則として公共職業安定所を通じて行う。
地域内において、労働者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は近隣市町長に対し、奉仕団の派遣斡旋を依頼する。
 - ウ 労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。
 - (ア) 労働者の雇用を要する目的
 - (イ) 作業内容
 - (ウ) 所要人員
 - (エ) 雇用を要する期間
 - (オ) 従事する地域
 - (カ) 輸送、宿泊等の方法
 - エ 労働者の宿泊場所は、災害状況により必要に応じて町内宿泊施設等を充てる。
 - オ 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、町の定める標準賃金とする。

2 従事命令等による応急措置

災害応急対策を実施するため人員が不足し緊急の必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を執行する。

(1) 従事命令等の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。

対象作業	種 類	根拠法律	執 行 者
災害救助作業（救助法に基づく救助）	従事命令 協力命令	救助法第24条 救助法第25条	知 事 知 事
災害応急対策作業 （救助法に基づく救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	基本法第71条第1項 基本法第71条第2項	知 事 町 長（委任を受けた場合のみ）
災害応急対策作業 （災害応急対策全般）	従事命令	基本法第65条第1項	町 長
		基本法第65条第2項	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官（災害派遣の際、その場に警察官がいない場合のみ）
	措置命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消 防 作 業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長

(2) 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分	作業対象	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	災害応急対策並びに救助作業	ア 医師、歯科医師又は薬剤師 イ 保健師、助産師又は看護師 ウ 土木技術者又は建築技術者 エ 大工、左官、とび職 オ 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者 カ 鉄道業者及びその従事者 キ 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	災害応急対策並びに救助作業	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長、警察官の従事命令	災害応急対策全般	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の措置命令	災害緊急対策全般	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防作業	消防作業	火災現場付近にある者

第2編 第2章 第7節 労働力の確保

命令区分	作業対象	対 象 者
防団員の従事		
水防法による水防管理者、 水防団長、消防機関の長の 従事命令	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第8節 ボランティアとの連携

大規模な災害時には、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間ボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき迅速な受入ができるよう受入・調整体制を確立する。

県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

担当課（担当グループ）	健康福祉課（福祉子育て支援グループ）

1 町ボランティア支援本部の設置

町は、大規模な災害が発生した場合、社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて町災害対策本部内に町ボランティア支援本部を設置する。

2 町ボランティア支援本部の活動

町は、次によりボランティア支援本部を運営する。

(1) ボランティアの受付窓口の設置

駆けつけたボランティアの受入及び登録を行うため、ボランティア受付窓口を設置する。

(2) ボランティアの要望の把握

町災害対策本部の各部は、それぞれの担当分野における災害状況や被災者の要望等を調査し、ボランティアの要望について町ボランティア支援本部に報告する。その際、一般分野（避難所の運営、救援物資の仕分け、清掃活動、炊き出し等）と専門分野（医療、介護、外国語通訳、情報通信等）とは区別する。

(3) ボランティア活動の調整及び派遣要請等

ア 把握したボランティアの要望やボランティアの登録状況を踏まえて需給調整を行うとともに、登録ボランティアへの情報提供及び協力要請を行う。

イ 登録ボランティアのみでは対応できない、又は対応できないおそれがあると判断される場合は、必要に応じて、県ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

(4) ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対して、活動拠点を提供し、必要な物資を確保する等必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

(5) NPO、ボランティア防災関係機関・団体等との連携

町ボランティア支援本部の運営に当たっては、日本赤十字社、NPO、その他のボランティア防災関係機関・団体及びボランティア・コーディネート組織（ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ組織）等と連携を図り、被災地における様々な要望の効果的な対処に努める。

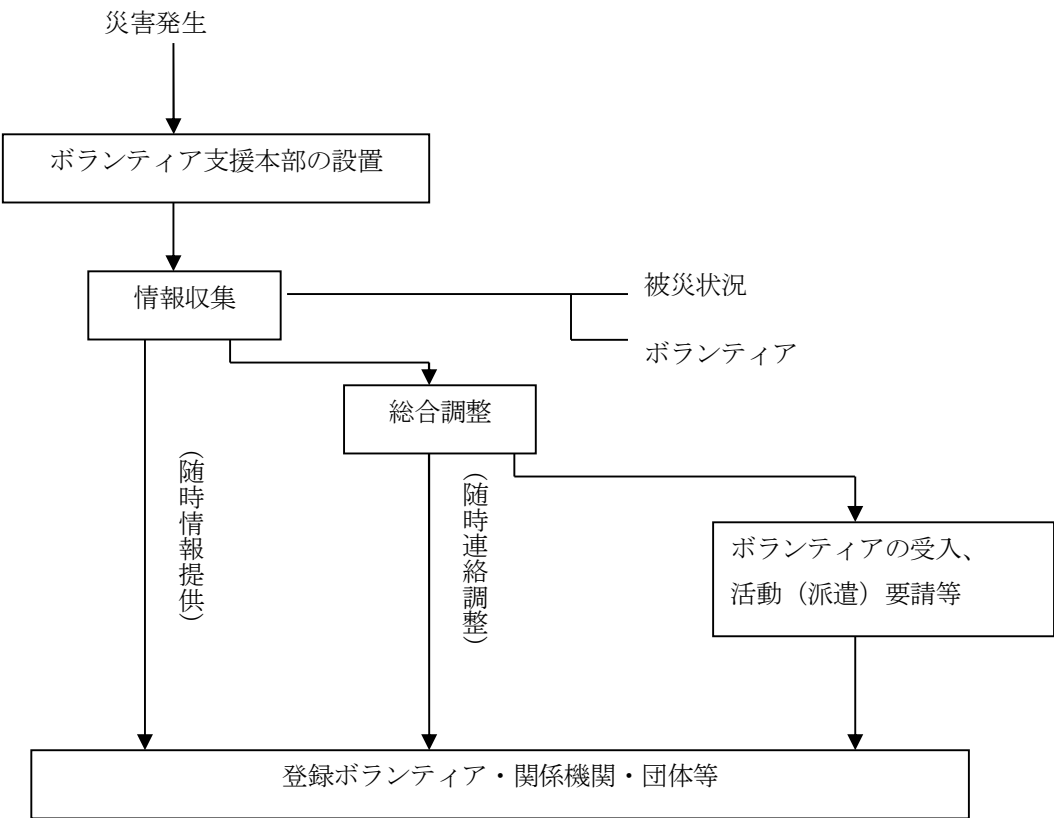
3 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイド

ライン」(令和2年6月1日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD))、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」(令和2年6月1日、社会福祉法人全国社会福祉協議会)の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。

- (2) ボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要となる費用等、町が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討する。

災害ボランティア活動計画フロー



＜警戒避難期の応急対策＞

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第9節 気象予警報等の収集・伝達

気象・地象・水像等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は各種防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、と避難情報等をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとるものとする。

2 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・注意報・警報等の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに明示される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下のとおりである。具体的な発表基準は「特別警報・警報・注意報発表基準一覧表」及び別表1から別表5に示す。

ア 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報情報等

(ア) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。（中山町は非該当）
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。（中山町は非該当）
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（中山町は非該当）
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。（中山町は非該当）

種 類	概 要
注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。（中山町は非該当）
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険の場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。（中山町は非該当）
	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台	暴風が吹くと予想される場合
高潮	風や同程度の温帯低気圧	高潮になると予想される場合（中山町は非該当）
波浪	により	高波になると予想される場合（中山町は非該当）
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

警報・注意報発表基準一覧表

中山町における基準は以下のとおりである。

令和3年9月30日現在 発表官署 山形地方気象台

中山町	府県予報区		山形県	
	一次細分区域		村山	
	市町等をまとめた地域		東南村山	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	105
		流域雨量指数基準	石子沢川流域=5.7	
		複合基準*1	－	
		指定河川洪水予報による基準	最上川上流〔長崎〕、須川下流〔鮎洗〕	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	5
			土壌雨量指数基準	
		流域雨量指数基準	石子沢川流域=4.5	
		複合基準	石子沢川流域=（5，4.2）	
		指定河川洪水予報による基準	最上川上流〔長崎〕、須川下流〔鮎洗〕	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪等により浸水等の被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度 30%、実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上		
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 30cm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上 ②山形地方気象台の日平均気温 5℃以上で肘折（アメダス）の積雪 180cm 以上 ③山形地方気象台の日最高気温 5℃以上で肘折（アメダス）の積雪 300cm 以上 ④12 月は日降水量 30mm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上		
	低温	夏期：最高・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速 5m/s 以上のとき ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき		
	霜	早霜，晩霜期に概ね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

（注1） 警報、注意報の発表は災害の発生状況、気象条件等を考慮して行うことがあり、必ずしもこの基準によらない場合がある。

（注2） 有義波高とは、ある地点を連続して通過する波のうち、高い方から順に 1/3 の個数までの波について平均した波高をいう。これは、目視観測による波高に近いといわれている。

（注3） 警報や注意報は、気象要素が基準に達すると予想した区域に対して発表されるが、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害発生に関わる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準（暫定基準）で運用することがある。

（注4） 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に

含めて行う。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

（注5） 山沿いとは標高が概ね300m以上のところをいう。

（注6） 別表1～4に示す表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

イ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

種 類	概 要
	・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

ウ 町の対応

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表する。町は、下表の例のように、避難指示等の判断材料などに活用するほか、直ちに住民に対し、防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図る。

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類				
		大雨		暴風	大雪	暴風雪
		(土砂災害)	(浸水害)			
- 担当職員の連絡態勢確立 - 気象情報や雨量の状況を収集 - 注意呼びかけ - 警戒すべき区域の巡回	- 気象情報に気をつける - テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 - 窓や雨戸など家の外の点検 - 避難所の確認 - 非常持出品の点検	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報
- 警報の住民への周知 - 避難所の準備、開設 - 必要地域に高齢者等避難 - 応急対応態勢確立 - 必要地域に避難指示 - 避難の呼びかけ	- 避難の準備をする - 危険な場所に近づかない - 日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 - 暴風警報については、安全な場所に退避 - 直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）（緊急安全確保）	土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	大雪警報
- 特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 - 直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ（緊急安全確保）			大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	大雪特別警報
						暴風雪特別警報

エ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

オ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

カ 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名を特定して警戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常を発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

キ 記録的短時間大雨情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中の市町村において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

ク 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加して情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ケ 指定河川洪水予報

山形、酒田、新庄の各河川（国道）事務所、又は県と山形地方気象台が共同して、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒

		レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

コ 酒田河川国道事務所又は県が発表する水位到達情報（水位周知河川）

酒田河川国道事務所又は県が、河川の増水や氾濫などに対する住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する水位到達情報で、下表の標題により発表する。

標 題	概 要
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫警戒情報	避難判断水位に達したときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避

	難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※氾濫発生情報、氾濫注意情報は酒田河川国道事務所のみ発表

サ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、法第10条及び気象業務法第15条の規定に基づき、山形県内の水防上必要な予報及び警報を山形県知事に通知する。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

シ 降雪量予想

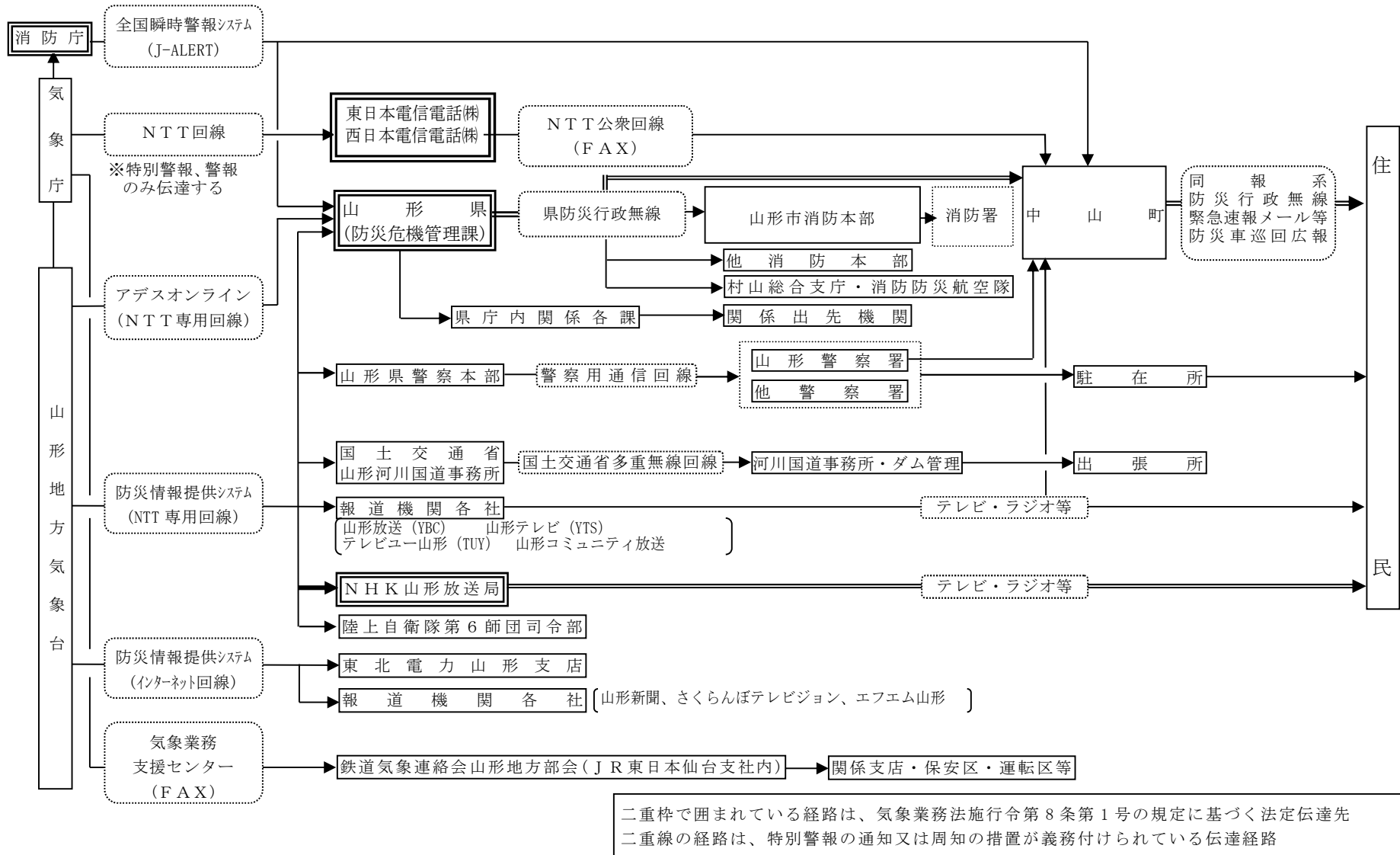
山形地方気象台は降雪に対する防災効果を上げるため、12月から3月までの期間、県内4地点（山形、米沢、新庄及び酒田）での降雪量予想を発表する。

(2) 注意報・警報等の伝達方法

ア 気象予報及び警報等の伝達系統は、概ね次のとおりとする。

第2編 第2章 第9節 気象予警報等の収集・伝達

気象特別警報・警報・注意報等の伝達経路図



(3) 特別警報・警報・注意報等の伝達

ア 気象予報及び警報等の受領及び伝達方法

町は、警報等について、県、消防庁、N T Tから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）及び広報車等により住民へ周知する。

(ア) 防災関係機関から通報された気象予報等は、勤務時間内は総務広報課長が、勤務時間外は宿日直員が受領する。

(イ) 宿直員が受領した場合は、直ちに総務広報課長に伝達する。

(ウ) 気象予警報等を受領した総務広報課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て防災関係機関及び一般住民に、防災行政無線及び巡回広報車等により速やかに周知する。

(エ) 防災関係機関等への通報は、次のとおりとする。

責任者	通 報 先	伝 達 方 法		通 報 内 容
		勤務時間内	勤務時間外	
総務広報課長	庁 内 各 課	庁内放送	担当課長へ電話	特に必要と認める予警報
	庁 外 各 課	電 話	電 話	
	関係地区委員等	電 話	電 話	
	消 防 団 長	電 話	電 話	
	山形警察署・中山駐在所・豊田駐在所	電 話	電 話	
	最上川中部水道企業団	電 話	電 話	
産業振興課長	最上堰土地改良区	電 話	電 話	
	山形農業協同組合	電 話	担当者への電話	
	山形地方森林組合	電 話	担当者への電話	
建設課長	石子沢川排水機場	電 話	電 話	
教育課長	各 学 校	電 話	担当者への電話	
	社会教育施設	電 話	担当者への電話	

(オ) 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

責任者	周知先	周 知 方 法	通 報 内 容
総務広報課長	一般住民	防災行政無線、 広報車（消防車両）	特に必要と認める予警報

3 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

本県においては、山形地方気象台が村山、置賜、庄内及び最上を対象に、火災気象通報を行う。通報は、県防災危機管理課を通じて町及び消防本部に伝達される。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。

臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の

通報を行う。

イ 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

県（防災危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに町、消防本部に通報する。

(2) 火災警報

ア 火災警報の概要

町長は、県知事から火災気象情報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発表することができる。

イ 火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県防災危機管理課に通報する。

第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達

本計画は、町（災害対策本部）が災害情報及び被害情報を迅速、確実に収集し、県及び防災関係機関に通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

収集に当たっては、特に、住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

担当課（担当グループ）	各課（各グループ）

1 被害状況等情報の収集活動の概要

町長は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他の防災関係機関に通報報告する。

(1) 災害情報収集体制

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期するため、自治会長、自主防災組織の長の協力を得て職員をもって状況把握に当たらせる。

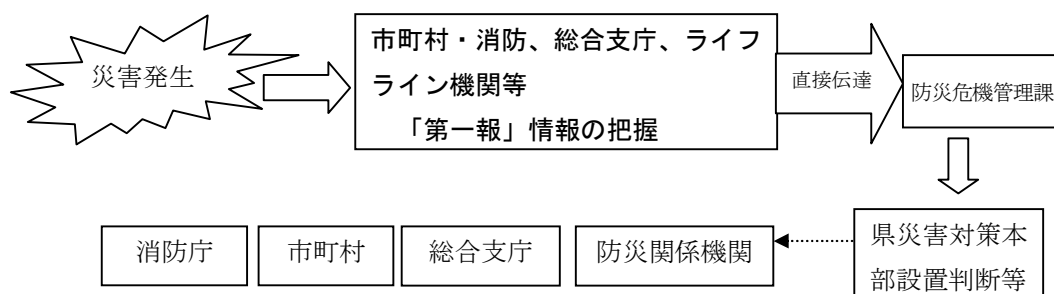
消防機関と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、管内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。

2 災害発生直後の情報収集・伝達

(1) 県本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供

大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、町、各防災関係機関は直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を提供するものとする。（大きな状況変化時も同じ。）

ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合



イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 町における情報収集・伝達

ア 町は、当該地域において震度4以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、総合支庁に報告する。ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接消防庁に報告する。

イ 町（消防機関を含む。）は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）及

び消防庁に報告する。

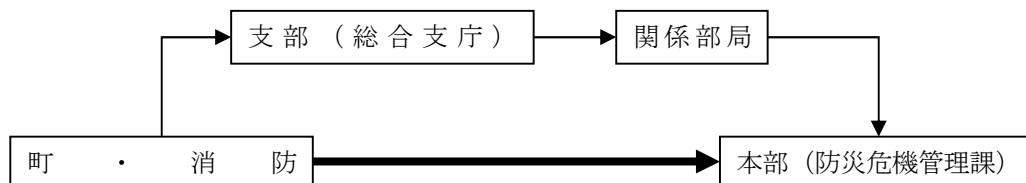
3 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

(1) 県本部（防災危機管理課）への直接の情報伝達等

県本部において、迅速に被害状況を把握し応急対策を決定していくため、災害対策本部活動期間を通して、次のとおり情報提供（防災情報システム及び電話またはFAXによる）を行うものとする。なお、図中の太矢印は主要な情報の伝達ルートを示す。

(2) 町・消防が次の情報を把握した場合

人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、町管理の庁舎、公の施設、町立の社会福祉施設、町管理の土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る被害



(3) 町における活動

ア 県出先機関及びその他の関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。

イ 把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について県支部（総合支庁）を通じて県本部（防災危機管理課）に報告する。

ウ 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

4 防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

5 被害関連情報の発信

町は、収集された災害関連情報等を集約し、県、自衛隊、ライフライン・公共交通機関及びその他の災害応急対策にかかわる防災関係機関に随時伝達する。（報道機関に対する報道要請は、本章第11節「広報」による。）

(1) 収集すべき災害情報等の内容

ア 人的被害（死傷者数、生埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）

イ 住家被害（全壊・半壊・床上浸水等）

ウ 土砂災害

エ 出火件数又は出火状況

オ 二次災害危険箇所（土砂災害の危険判断、高圧ガス漏洩事故など）

カ 輸送機関施設被害（道路、鉄道）

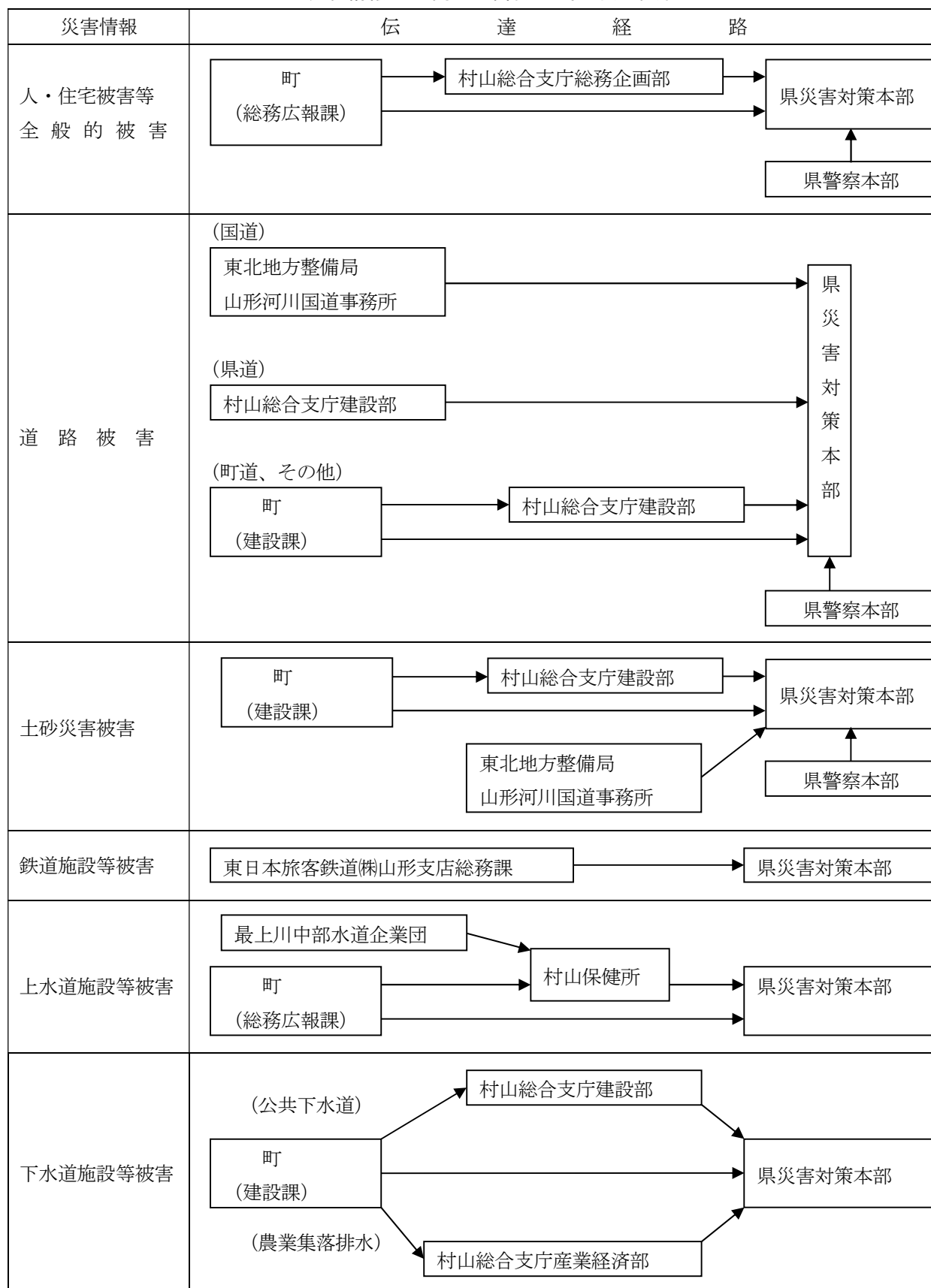
キ ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道等施設被害）

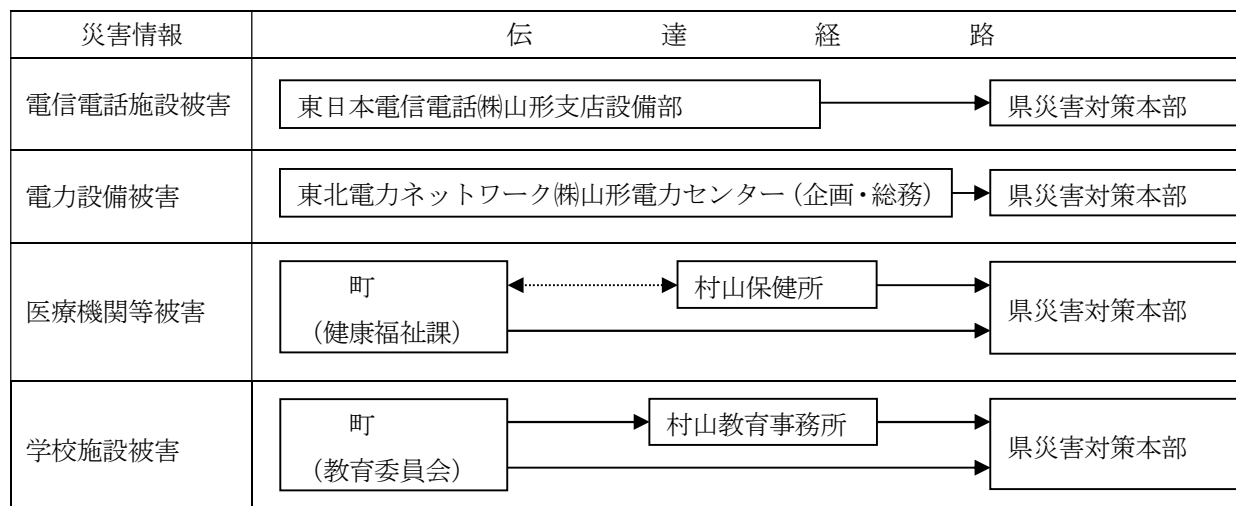
ク 避難状況、救護所開設状況

ケ 町災害対策本部設置等の状況

コ 被害の状況及びその及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

主な災害情報の収集担当部署及びその伝達経路





災害の被害判定基準

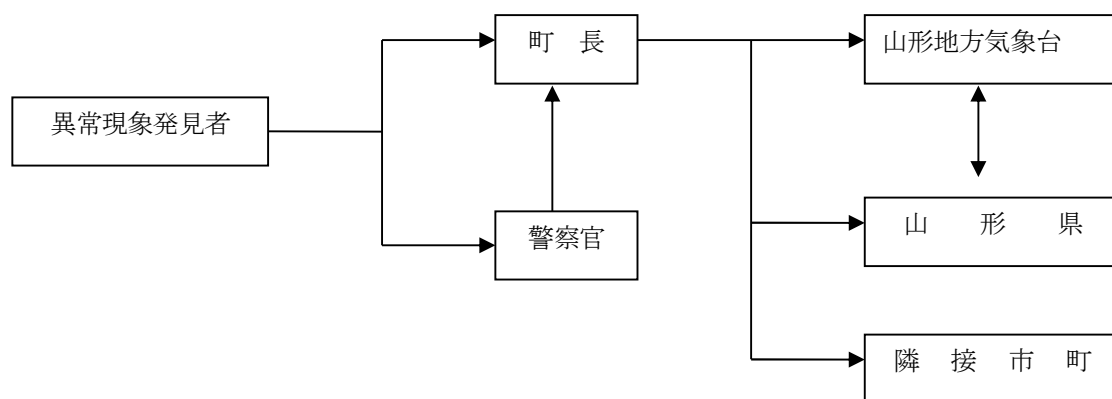
分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	負傷者 重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヵ月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヵ月未満の治療を要する見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物を言い、社会通念上の家屋であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位を言うが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舍、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。
	全壊、全焼又は流失	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊、焼失が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難のもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊又は半焼	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊、焼失が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。

分類	用語	被害程度の判定基準
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	一部損壊	半壊、半焼に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
非住家の被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの。
被災畑	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
その他の被害	道路決壊	高速自動車道路、一般国道、県及び市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ。）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を言う。ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流失	市町村道以外の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいはため池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	列車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話回線数のうち最も多く通話不能となった時点における電話回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯数	り災世帯	災害によって被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設を言い、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの

分類	用語	被害程度の判定基準
その他の用語解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	がけ崩れ	がけ地の崩落をいうものとする。
	土石流	河床勾配が20分の1以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設を言い、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設を言い、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
	その他の公共施設等	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設を言い、役場庁舎、学校、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害を言い、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害を言い、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害を言い、家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
	電力施設被害	電力施設の被害とする。

6 異常現象を発見した者の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。
- (2) 警察官が通報を受けた場合は、速やかにその旨を町長に通報するものとする。
- (3) 町長は、通報を受けた場合は本計画又は町水防計画の定めるところにより、山形地方气象台、県の機関、隣接市町に連絡するものとする。



第11節 広 報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心の安定を図るため、災害の情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

広報活動により提供される被災地の情報を最も求めているのは、直接的な被災者である被災地の住民及び滞在者であるが、被災地外の被災地関係者もその情報を求めていることに留意する必要がある。

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する必要がある。

2 広報担当者の確認

町が行う災害広報に関する担当者は、次のとおりとする。

広報担当区分	責 任 者	連 絡 方 法
住 民 担 当	総務広報課長	広報車、口頭、文書、テレビ、ラジオ
報 道 機 関 担 当		
防災関係機関担当		無線電話、庁内放送、庁内電話
庁 内 担 当		

3 災害広報の概要

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 町の実施する広報は、すべての広報総括者（総務広報課長）に連絡する。

4 広報活動における町の役割分担

町、防災関係機関は、災害時の情報ニーズに応えるため、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車など多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動に当たって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。

(1) 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

(2) 手段

- ア 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- イ 自治会、町内会等を通じた情報伝達
- ウ 住民相談所の開設
- エ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- オ 地域防災行政無線、町登録制メール、緊急速報メール及びインターネットの活用（ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）
- カ 避難所への町職員の派遣

(3) 項目

- ア 安否情報
- イ 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- ウ 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- オ 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）
- カ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

5 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

町は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

町は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 住民への的確な情報伝達

町は、住民全体に対し災害の状況に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

6 警戒段階・災害発生後の各段階における広報

町は防災関係機関が実施する広報を調整し、防災関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切・継続的に提供する。

(1) 警戒段階

- ア 気象予警報
- イ 雨量に関する情報
- ウ 河川水位に関する情報
- エ 災害危険箇所等に関する情報

(2) 災害応急対策初動期

- ア 安否情報
 - イ 住民に対する避難指示等
 - ウ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
 - エ 避難所の開設状況
- (3) 災害応急対策本格稼働期
- ア 消毒、衛生及び医療救護情報
 - イ 小中学校の授業再開予定
 - ウ 応急仮設住宅への入居に関する情報
- (4) 復旧対策期
- ア り災証明の発行
 - イ 生活再建資金の貸付け
 - ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - エ その他生活再建に関する情報

7 安否情報の提供

町、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

町、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

- (1) 町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て広報する。
- (2) 通信事業者は、風水害等により通信設備が被害を受け電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害伝言ダイヤル（局番 1 7 1）や災害用伝言板等を開設することとなっており、町は利用方法等についての広報を行う。

8 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連携を図り資料の作成を行う。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

9 広報活動実施上の留意点

障がい者や高齢者などの要配慮者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。なお、特に以下の点に留意する。

- (1) 避難所等において視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通

訳者、誘導員等の配置の措置を講ずる。

- (2) 外国人被災者のために、防災関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語と外国語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

10 広聴活動（相談窓口の設置）

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、総合相談窓口を災害対策本部に設置する。また、自主防災組織や自治会等からの相談に対応する。なお、相談の内容に応じて、災害対策本部の各担当へ振り分ける。窓口を設置したときは、前項の広報実施方法により、住民等へ周知する。

11 放送機関への発表

- (1) 県は、緊急を要しかつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、災害対策基本法第57条及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、テレビ、ラジオなどの放送機関へ放送要請を行う。町は、放送機関に対して放送要請を行うときは、原則として県を通じて行う。また、要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。
- (2) 報道機関関係者との記者会見は、災害対策本部で行う。

各放送機関の連絡先

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送（YBC）	山形市旅籠町2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
		023-622-6161（夜間電話）	
山形テレビ（YTS）	山形市城西町5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
テレビ・ユー・山形（TUY）	山形市白山1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン（SAY）	山形市落合町85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山3-14-69	023-625-0804	023-625-0805
山形コミュニティ放送	山形市本町2-4-14	023-634-0762	023-633-7622

第12節 水防活動

風水害時は、河川の増水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施することにより、被害の軽減を図る。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 監視・警戒活動

洪水・大雨のおそれがある注意報及び警報が発令されたときは、その管轄する水防区域において、河川の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。
なお、町内の主な河川の水防区域及び担当水防団は次のとおりとする。

水 防 区	河 川 名	担当分団
第1水防区	最上川（大字長崎地内・石子沢川合流付近まで）、古川 石子沢川中流以降左岸、その他区域内河川	第1分団
第2水防区	須川（大字達磨寺地内）、新堀川上流、その他区域内河川	第2分団
第3水防区	最上川（大字長崎地内・石子沢川合流付近から下流） 須川（大字長崎地内）、新堀川下流、石子沢川下流右岸 沢田排水路、その他区域内河川	第3分団
第4水防区	最上川（大字小塩地内）、不動沢川、その他区域内河川	第4分団
第5水防区	石子沢川上流、その他区域内河川	第5分団

2 通報・連絡

町は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(1) 水防信号

水防団（消防団）等の召集及び住民への避難等を知らせる水防信号は、次による。

	警 戒 信 号	サイレン信号	内 容
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約5秒 約5秒 ○ — 休止 ○ — 約15秒 休止	警戒水位に達したことを知らせるもの
第2信号	○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○	約5秒 約6秒 約5秒 ○ — 休止 ○ — 約6秒 約5秒 休止 ○ —	水防団員及び消防機関に属するものが全員出動すべきことを知らせるもの
第3信号	○ — ○ — ○ — ○ ○ — ○ — ○ — ○	約10秒 約5秒 約10秒 ○ — 休止 ○ —	当該水防管理者団体の区域に居住するものが

	警 戒 信 号	サイレン信号	内 容
	○－○－○－○		出動すべきことを知らせるもの
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○－ 休止 ○－	必要と認める区域内の 居住者に避難のため、 立ち退くべきことを知らせるもの

備 考 1 信号は適宜の時間継続する。

2 必要があれば警戒信号及びサイレンを併用する。

3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

3 水防資機材の確保

(1) 町は防災倉庫を設置し、水防に必要な資機材を年次計画により逐次整備しておく。

ア 防災倉庫の位置は次のとおりとする。

- ・石子沢川排水機場東堤防上
- ・石子沢川・最上堰交差点堤防上（柳沢地内）
- ・中山町大字長崎3129-1（最上堰土地改良区内）

イ 防災倉庫に備蓄する資機材は、概ね次のとおりとする。

品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
スコップ	100 丁	ツルハシ	20 丁	かけや	20 丁
木ぐい	1,000 本	丸太	200 本	土のう	6,000 枚
ビニールシート	100 枚	ざら板	100 枚	ビニール波板	100 枚
ベニヤ板	100 枚	鉄線	50 kg	鉄くい	100 本
木対応チェーンソー	2 台	金属対応チェーンソー	2 台	発電機及び投光機	5 台
一輪車	20 台	のこぎり	10 丁	なた	10 丁
ペンチ	10 丁	トンカチ	10 丁	ワイヤーカッター	5 丁
麻ロープ	20 本	ビニール紐	50 巻	各種釘	一式
軍手	500 双				

ウ 河川防災ステーションの備蓄

河川防災ステーションでは、水防活動に必要な資材を備蓄している。

土 砂-----約 7,500m³

大型ブロック（3t型）-----600 個

(2) 資機材の確保と補充

町は、資機材の確保のため水防区域近在の資機材業者を登録し、常に手持資材量の把握に努め、緊急時の補給に備える。また、使用又は損傷により機材に不足を生じた場合は、直ちに補充しなければならない。

4 水防活動の充実と水防団の安全の確保

損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び資機材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

また、町は、水防管理団体として、危険を伴う水防活動に従事する者（水防団等）の安全の確保を図るものとする。

5 防災センターの活用

本町には、最上川東村山地区河川防災ステーション内に、防災センターが整備されている。災害時には、現地対策本部や水防団の待機所、住民の避難所等として、平時には、地域の方々のコミュニティ施設として利用されており、また、水防団員や避難者のため非常用厨房施設や、河川水位、降雨状況等の河川情報がリアルタイムで入手できる装置等を整備している。今後も、地域における防災活動基地として積極的な活用を図っていくものとする。

6 応援による水防活動の実施

(1) 町は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測されるなど緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請を本章第4節「広域応援及び避難受入計画」及び本章第5節「自衛隊災害派遣要請依頼計画」により行う。

(2) 町は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第6節「県消防防災航空隊・県ドクターヘリコプターの活用」により要請する。

7 浸水想定区域内の高齢者等利用施設における取組み

浸水想定区域内の高齢者等利用施設においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

なお、山形河川国道事務所は、高齢者等利用施設等に対し、避難確保計画・浸水防止計画作成、訓練実施等の技術的助言を行う。

第13節 土砂災害等の防止対策

風水害時は、斜面崩壊等のため、土砂災害等の防止対策を行う事態が予測される。このため、町は、消防団等の出動により警戒体制をとり、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、土砂災害防止対策を実施する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、建設課（建設整備グループ）

1 土砂災害防止体制の確立

町は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町、土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流におけるがけ崩れ、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの事態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努めるとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

さらに、防災上緊急を要する場合は、これらの情報を防災関係機関に速やかに提供するとともに、応急措置及び二次災害防止対策等に係る専門的な助言及び指導に努める。

3 住民の安全確保

町、施設管理者は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域を警戒区域に設定し、関係住民の立ち入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。また、防災関係機関等へ通報する。

4 被害拡大防止措置

町、施設管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や災害が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講ずるほか、次により二次災害による住民への被害を防止する措置をとるとともに、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

災害情報に配慮するとともに大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 危険箇所の応急対策

県は、地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ 監視の継続

町は県と連携して、災害発生後の一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、市町村は、避難地・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被害が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ 地すべり防止施設

地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて立ち退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土、蛇籠の設置等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、巡回し又は状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

砂防ダムに生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土砂災害危険箇所等の応急措置

土砂災害危険箇所等における被害拡大を防止するため、国、県及び防災関係機関と連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

町は必要に応じ、警戒、監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

5 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

6 土砂災害警戒区域等の避難体制

(1) 地域住民への周知

町は、県土砂災害警戒情報の伝達方法、避難所に関する事項等、土砂災害警戒区域等における円滑な避難を行うために必要な事項について地域住民に周知を行う。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨等により土砂災害が発生するおそれのあるときに、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、山形県と山形地方気象台が共同して発表する防災情報であり、町は、速やかな避難対策に活用する。

(3) 住民による自主避難

気象状況によって土砂災害の危険性があると判断した場合、または土砂災害の兆候を発見した場合、町からの避難指示等がなくとも自主避難を行う。自主避難を行った場合は、町に連絡し、町は、職員

等を派遣する。

(4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者関連施設

町は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合、当該地域内にある要配慮者関連施設を整理し、土砂災害警戒情報等の災害情報の伝達体制を確立する。

(5) 屋内における避難

避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

（屋内での待機の場合、住民は、河川や土砂災害危険箇所等から離れた場所で安全確保の措置をとる。〔水平避難及び垂直避難措置〕）

第14節 河川施設災害応急計画

災害により被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

担当課（担当グループ）	建設課（建設整備グループ）

1 被害状況調査

施設管理者は、大雨や洪水等が発生した場合、必要に応じて巡回等を実施し、管理施設の被災概要を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

2 住民の安全確保等

施設管理者は、施設が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、直ちに立ち入り禁止措置をとるとともに、町、県警察等へ通報し、警戒避難体制をとる等必要な措置を実施する。

3 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、防災関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、その後の出水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 内水氾濫のおそれがある地域の浸水対策

内水氾濫のおそれがある地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険箇所については、人的な事故の発生を防止するため立ち入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占有者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次被害の防止に努める。

オ 危険物、油流出事故対策の実施

危険物の流出や油流出等の事故については、二次災害を防止するため、その状況を速やかに防災関係機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防

止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

災害発生時は、応急対策又は復旧活動等にもなう多種多様な河川区域使用の要請が予測されるため、河川管理に関する事項の調整にあつては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

4 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第15節 消防活動

火災が発生した場合、町、山形市消防本部及び消防団を中心に、住民、自主防災組織、各種事業所の自衛消防隊組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町、山形市消防本部及び消防団は、現有の消防力（装備・車両・水利等）で総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 初期消火

(1) 住民等による初期消火

火災が発生したとき、家庭、職場等においては、次により初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に119番通報する。

ア 自身の安全を確保しながら、近隣住民等の協力も求めて初期消火に努める。

イ 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）する。

ウ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による初期消火

地域、職場の自主防災組織は、自身の安全を確保しながら、山形市消防本部、消防団が到着するまでの間、あらかじめ定められた班編成により、防火水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火に当たり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

2 火災防ぎょ活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、山形市消防本部及び町消防団の全機能を挙げて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

(1) 常備消防

山形市消防本部は、火災に当たって、速やかに消防活動体制を確立し、消火活動を行う。

(2) 消防団による火災防ぎょ活動

消防団は、火災が発生した場合、消防団長の指揮のもと次の火災防ぎょ活動を行う。

ア 消防団員の参集

消防団員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材を準備する。なお、参集途上において可能な限り、周囲の被害状況の情報収集に努める。

イ 初期消火の広報

消防団は、出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 情報の収集、伝達

消防団は、現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等防災関係機関

へ連絡する。

エ 火災防ぎょ活動

消防団は、地域住民や自主防災組織等と協力し、迅速かつ効果的な火災防ぎょ活動に当たる。幹線避難路確保のための火災防ぎょ活動等人命の安全確保を最優先に行う。なお、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動する。

オ 避難誘導

避難の指示、勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、防災関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

カ 救急救助活動

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

3 応援要請

大規模な災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。このような場合、市町村長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地域以外の消防本部は、大規模な災害の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請の手続き

町長と山形市長が協議し、必要と判断した場合は、山形県広域消防相互応援協定等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他県への応援要請

ア 町長は、県内市町村等による応援をもってしても防ぎよし得ないと認めるときは、県に対して他都道府県に対する応援要請の依頼を行う。

イ 大規模火災により大規模な被害が発生し、町長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第29条）を求めた場合、知事から消防庁に対して、速やかに「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づく緊急消防援助隊の出動要請、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行い、その結果は直ちに町長に連絡される。

(3) 応援隊の受入体制

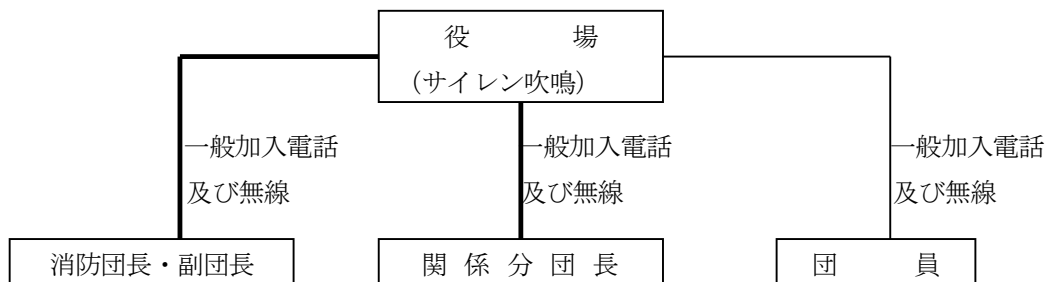
知事又は町長、山形市消防本部は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づく応援隊等の円滑な受入を図る。町は、連絡員を定めるなど受入体制を整えておく。

(4) 県消防防災航空隊の応援要請

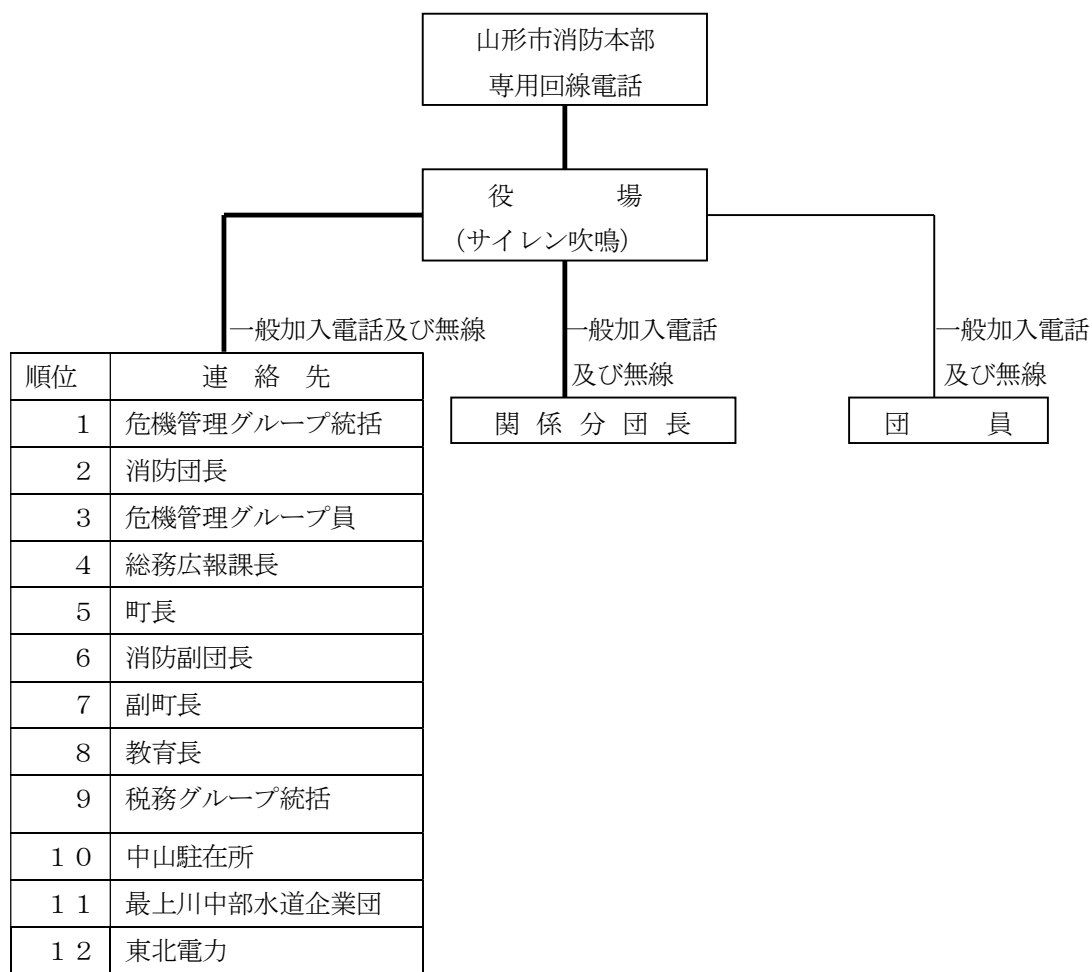
火災が発生し、町長及び山形市消防長が災害応急活動の実施にあたり必要であると判断したときは、山形県消防防災ヘリコプター応援協定の定めるところにより県知事に対して県消防防災航空隊の緊急出動を要請する。

4 中山町内火災発生時の連絡体制

(1) 職員の勤務時間内



(2) 職員の勤務時間外及び休日



第16節 避難指示、誘導

大規模災害発生時には、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予測されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ、介護支援グループ）、教育課（学校教育グループ）

1 避難行動

(1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。住民は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

ア 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか

イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先〔町外の知人、親戚、宿泊施設、最寄りの高台・高速道路・盛土等による緊急避難場所等を含む〕、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）

ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保	洪水等 土砂災害
~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校・公民館・高台（高速道路・盛土等による緊急避難場所等への避難を含む）） ・安全な自主避難先（町外の親戚・知人宅、宿泊施設等）	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 土砂災害
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動[垂直避難] ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 （土砂災害は立退き避難が原則）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

2 住民等の自主避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。町は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

町は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに町へ避難先、避難人数等を連絡するよう努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 住民自らの判断による「町外広域自主避難」の実施

本町においては、大規模洪水災害になった場合には町内のほとんどが浸水する想定のため、「高齢者等避難」が発令された場合は、住民自らの判断で、町外の知人、親戚、宿泊施設、高台・高速道路・盛土等による緊急避難場所等へ避難する「町外広域自主避難」を実施できるよう、住民への周知を図るとともに、台風接近時や集中豪雨等のおそれがある場合には、町防災行政無線等により広く繰り返し呼びかけるものとする。

(3) 町の支援措置

町は、住民が自主的避難を開始した場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらうなど、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

また、町内避難所での避難者の受入が困難な状況が想定される場合は、県及び協定締結団体等に、町外避難所・宿泊施設等への町外広域避難の受入を要請する。

3 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

町、県及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

町、県及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。なお、町は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

また、土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示等の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示等を発令するものとする。

(2) 避難実施の決定となる必要な措置

ア 高齢者等避難発表の実施者

町長は、管轄区域内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発表し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて山形警察署長及び消防団長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

要配慮者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難を避難指示に準じる扱いとし、避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難指示等の実施者

避難指示等は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、原則として町長が行う。町長は、管轄区域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを指示し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて山形警察署長及び消防団長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町長が避難避難指示を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次のとおり警察官等が避難の指示等を行うことができる。この場合、警察官等は、避難の指示等を行った旨を速やかに町長に通知する。

なお、町長は、避難のための立ち退きを指示、屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、県知事は、必要な助言をするものとする。

	警戒 レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	町長	・ 高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・ 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・ 高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける
避難指示	4	町長	・ 立ち退きの指示 ・ 立ち退き先の指示	・ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 町長→（報告）→知事
		知事	・ 立ち退きの勧告 ・ 立ち退き先の指示	・ 町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示

	警戒 レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
緊急安全確保	5	町長	命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき
				※町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	立退きの指示	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第29条)
				水防管理者→(通知)→警察署長
		知事又はその命を受けた県職員	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき (地すべり等防止法第25条)
				知事又はその命を受けた県職員→(通知)→警察署長
		警察官	立退き先の指示	町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合 (災害対策基本法第61条)
				警察官→(通知)→町長→(報告)→知事
		警察官	避難等の措置	重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第4条)
				警察官→(報告)→公安委員会
		海上保安官	- 立退きの指示 - 立退き先の指示	町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合 (災害対策基本法第61条)
				海上保安官→(通知)→町長→(報告)→知事
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	避難等の措置	警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置 (自衛隊法第94条)
				自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者

なお、町は、避難指示等の発令の際には、指定避難所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、町は、災害の状況に応じて避難指示等が発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

ウ 避難情報と居住者等がとるべき行動

	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

エ 住民等への伝達と避難の実施

避難情報の発令は、警戒レベル及び次の事項を明示して行う。

(ア) 高齢者等避難の内容

a 要避難準備対象地域

- b 避難準備理由
 - c 避難先
 - d 避難経路
 - e 避難時の注意事項等（戸締まり、携帯品、服装等）
- (イ) 避難指示の内容
- a 要避難対象地域
 - b 避難理由
 - c 避難先
 - d 避難経路
 - e 避難時の注意事項等（戸締まり、携帯品、服装等）
- (ウ) 緊急安全確保の内容
- 災害発生区域、災害概況、命を守るための最善の行動をとることを発令する。
- (エ) 避難の広報
- a 町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、L アラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等に対して迅速に周知・徹底する。特に、夜間や早朝に突発的・局地的な豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達方法について、実情に応じて、エリアを限定することの有効性や課題等を考慮した上で検討する。
 - b 町は、避難行動要支援者への避難指示等に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団及び自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
 - c 町は、住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
 - d 町は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (オ) 避難誘導
- 町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- 町、消防機関及び県警察による誘導に当たっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。
- また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。
- a 町は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。
 - b 消防機関は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、

避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

- c 県警察は避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

(カ) 避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

(3) 避難指示等の時期・基準

町長及び水防管理者が実施する避難指示等の実施時期は、次のとおりとする。

- ア 知事から豪雨、台風等の災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。
- イ 気象台や防災関係機関から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
- ウ 河川が警戒水位に達し、洪水が生ずるおそれがあるとき。
- エ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
- オ 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害が予想されるとき。
- カ 火災が拡大するおそれのあるとき。
- キ 豪雪なだれ等により著しい危険が切迫しているとき。
- ク その他住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要と認められるとき。

また、河川の氾濫及び土砂災害時の避難指示等の基準は、概ね次のとおりとする。

【河川の氾濫等に係る避難指示等の発令判断基準】

河川の氾濫等については、最上川、須川、石子沢川の水位等を参考情報として町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする

区分	判 断 基 準
【対象地域の考え方】 ○洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本 ○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。） ○立ち退き避難が必要な区域 ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね1.5m～3mを超える区域の2階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。 1：次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ・最上川の長崎観測所（国）：避難判断水位 15.50m ・須川の鮎洗観測所（国）：避難判断水位 15.90m

区分	判 断 基 準
	・ 石子沢川の柳沢観測所（県）：避難判断水位 1.20m 2：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・ 最上川の長崎観測所（国）：氾濫注意水位 13.30m ・ 須川の鮎洗観測所（国）：氾濫注意水位 14.00m ・ 石子沢川の柳沢観測所（県）：氾濫注意水位 1.10m ①上記の上流の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（気象庁））で町内河川に「警戒」（赤）が表示された場合 5：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁））により、町域内に「警戒」（赤）が表示された場合 6：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。
【警戒レベル4】 避難指示	1～8のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 1：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達した場合 ・ 最上川の長崎観測所（国）：氾濫危険水位 15.80m ・ 須川の鮎洗観測所（国）：氾濫危険水位 16.30m ・ 石子沢川の柳沢観測所（県）：氾濫危険水位 1.30m 2：次の水位観測所の水位が一定の水位（避難判断水位（警戒レベル3水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・ 最上川の長崎観測所（国）：避難判断水位 15.50m ・ 須川の鮎洗観測所（国）：避難判断水位 15.90m ・ 石子沢川の柳沢観測所（県）：避難判断水位 1.20m ①上記の上流の水位が急激に上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 5：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布（気象庁））で町内河川に「非常に危険」（うす紫）が表示された場合

第2編 第2章 第16節 避難指示、誘導

区分	判断基準
	6：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁））により、町域内に「非常に危険」（うす紫）が表示された場合 7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 8：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※2については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法の一つ又は複数選択すること。 ※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） 1：次の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ・最上川の長崎観測所（国） ・須川の鮎洗観測所（国） ・石子沢川の柳沢観測所（県） 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4：中山町へ大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 （災害発生を確認） 5：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要

区分	判 断 基 準
	がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

【土砂災害に係る避難指示等の発令判断基準】

土砂災害については、県が「山形県河川・砂防情報システム」で提供している土砂災害警戒情報等を参考情報として、町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

区分	判 断 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討する。
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。

区分	判断基準
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） (災害発生を確認) 2：土砂災害の発生が確認された場合 ※1を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

(4) 避難指示等の発令対象地域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多く、避難指示等は一定の地域からなる発令地域毎に発令されることが多いが、次に記す土砂災害警戒区域・危険箇所等が避難指示等の対象となる。

なお、適時適切な避難行動をとるためには、平時から自宅が土砂災害警戒区域・危険箇所等に該当するか否かを住民自身が把握しておくことが必要である。

ア 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」（県が指定）

土砂災害防止法に基づき住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

(ア) 土砂災害警戒区域 土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

(イ) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

イ 土砂災害危険箇所（県が調査）

土砂災害危険箇所は、都道府県が調査し、都道府県の出先事務所、市町村にも配布されており、インターネット上でも都道府県別に閲覧することが可能である。

以下にそれぞれの危険区域判定の基準を示す。

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

(イ) 土石流危険渓流の被害想定区域：渓流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される区域

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっており、避難指示等の対象は、土砂災害警戒区域が基本となる。なお、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない地域においては、基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域や土砂災害危険箇所の調査結果を準用する。

ウ その他の場所

土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるので、これら土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、山間部等の地域では、避難の必要性について検討する必要がある。

4 地域における避難誘導

(1) 避難誘導の実施

町は、災害時に河川の増水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導の実施に努める。

ア 避難誘導体制の確立

- (ア) 避難所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険がともなう場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ自治会又は職場等を単位とした集団で避難する。
- (イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。
- (ウ) 町は、自治会単位に避難集団を形成するため、山形警察署及び消防団の協力を得て、あらかじめ指定している避難地等に誘導員を配置し、住民を誘導する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

イ 避難経路

- (ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、あらかじめ定めておいた避難施設への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所をさける。
- (ウ) 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難路上にある障害物を排除する。
- (エ) 町は、必要に応じて、車両及びヘリコプター等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難の優先に努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯

品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

(ア) 避難所の開設に当たって、町長は、避難所の管理者や応急危険度判定士等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置したりするなどの危険防止に努める。

(2) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的な避難に心掛ける。また、避難した旨を町へ連絡する。

(3) その他避難誘導に当たっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導に当たっては、事前に把握された要配慮者の事態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織の力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉施設及び要配慮者関連施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難所への収容を図る。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

原則として、住民を保護するための警戒区域設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域設定はそれぞれ消防法又は水防法に基づき実施される。なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第 63 条第 1 項に定める警戒区域設定の全部又は一部を代行する（法第 73 条第 1 項）。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種別	設定権者	実施の基準	根拠法令
災害全般	本部長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条第 1 項
	警察官	本部長又はその委任を受けて本部長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条第 2 項
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	本部長又は本部長の職権を行うことができる者がその場にいないときに限る。	災害対策基本法第 63 条第 3 項

災害種別	設定権者	実施の基準	根拠法令
火 災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定	消防法第23条の2
	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定	消防法第28条
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。	消防法第28条
水 害	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定	水防法第21条
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	水防法第21条

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が、現場においてバリケードや規制ロープ張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去については、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、町長は、必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受入れる。

6 浸水想定区域内の避難体制

本町の浸水想定区域における、情報伝達体制の整備、住民への周知、要配慮者施設の把握、情報伝達体制については、以下のとおりとする。

(1) 洪水予報の発表

本町における国土交通大臣及び山形県知事が指定した河川、区域は以下のとおり。この河川については国土交通省山形河川国道事務所及び山形県と気象庁山形県地方気象台が共同して洪水予報を発表する。（水防法第10条）

なお、平成25年6月の水防法の改正により、洪水予報については、避難指示等の発令にあたり特に緊急を要する情報として、山形河川国道事務所よりホットラインで町への直接伝達が行われている。

ア 洪水予報の種類

洪水予報の種類には、洪水注意報、洪水警報があり、発表する際の表題には、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警報情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報がある。

洪水予報の種類	予報文の表題	該当する条件
洪水注意報	氾濫注意情報	予報基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
洪水警報	氾濫警報情報	予報基準地点の水位が、避難判断水位に達したとき。あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達すると見込まれたとき。
洪水警報	氾濫危険情報	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき。
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

イ 予報基準地点となる水位観測所

所管事務所名	洪水予報 河川名	観測所名	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位 （洪水特別警戒 水位）
山形河川 国道事務所	最上川上流	長崎	13.30m	15.50m	15.80m
	須川（下流）	鮎洗	14.00m	15.90m	16.30m

ウ 河川名・指定区域及び担当水防管理団体

水系	河川	実施区域		担当水防管理団体
最上川	最上川上流	自左岸	山形県米沢市大字中田町字堀立川向1-21番地の乙地先	米沢市、高島町 川西町、南陽市
		自右岸	山形県米沢市大字花沢字八木橋西上3616番地	
		至左岸	山形県村山市大字田沢字小野原907番65	長井市、白鷹町 朝日町、大江町 中山町 、寒河江市 河北町、天童市 東根市、村山市
		至右岸	山形県村山市土生田字高橋1515番地の2	
川	須川（下流）	自左岸	山形県山形市大字飯塚字中河原1629番地先	山形市、山辺町 中山町 、天童市
		自右岸	山形県山形市大字飯塚字中河原165番地先	
		至左岸	最上川合流点	
		至右岸	最上川合流点	

(2) 国土交通大臣の発する水防警報

ア 水防警報の対象とする河川の水位観測所

所轄事務所名	河川名	観測所名	観測市町村	水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
山形河川 国道事務所	最上川	長崎	中山町	12.80m	13.30m	15.50m	15.80m
	須川（下流）	鮎洗	山形市	13.00m	14.00m	15.90m	16.30m

(3) 浸水想定区域の住民への情報伝達体制

ア 洪水予報等の伝達方法

洪水予報等の伝達に当たっては、次のとおり地域住民に対して伝達するとともに、自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

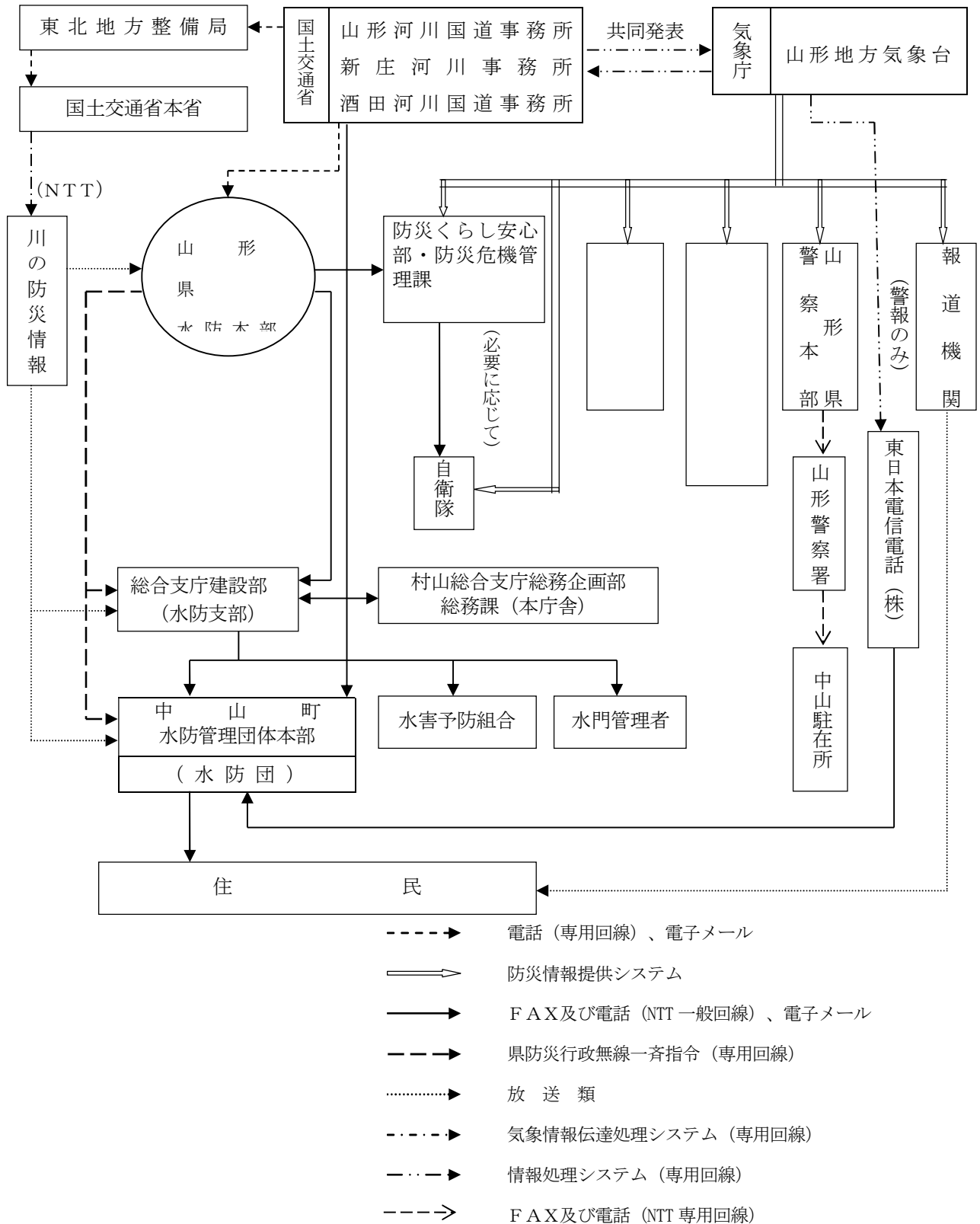
イ 避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

町は、浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた「中山町洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」を作成し公表している。今後も、洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立など、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

ウ 洪水予報等の連絡系統

洪水予報等の連絡系統は以下のとおり。

最上川洪水予報情報連絡系統図



(4) 浸水想定区域内の要配慮者施設への対応

浸水想定区域内に高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合は、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、洪水予報等の伝達を以下のとおり行う。

ア 伝達情報

伝達情報は、国・県からの洪水予報、水防警報とする。

イ 伝達方法

伝達方法は、電話ファクシミリ、町防災行政無線等で速やかに伝達する。

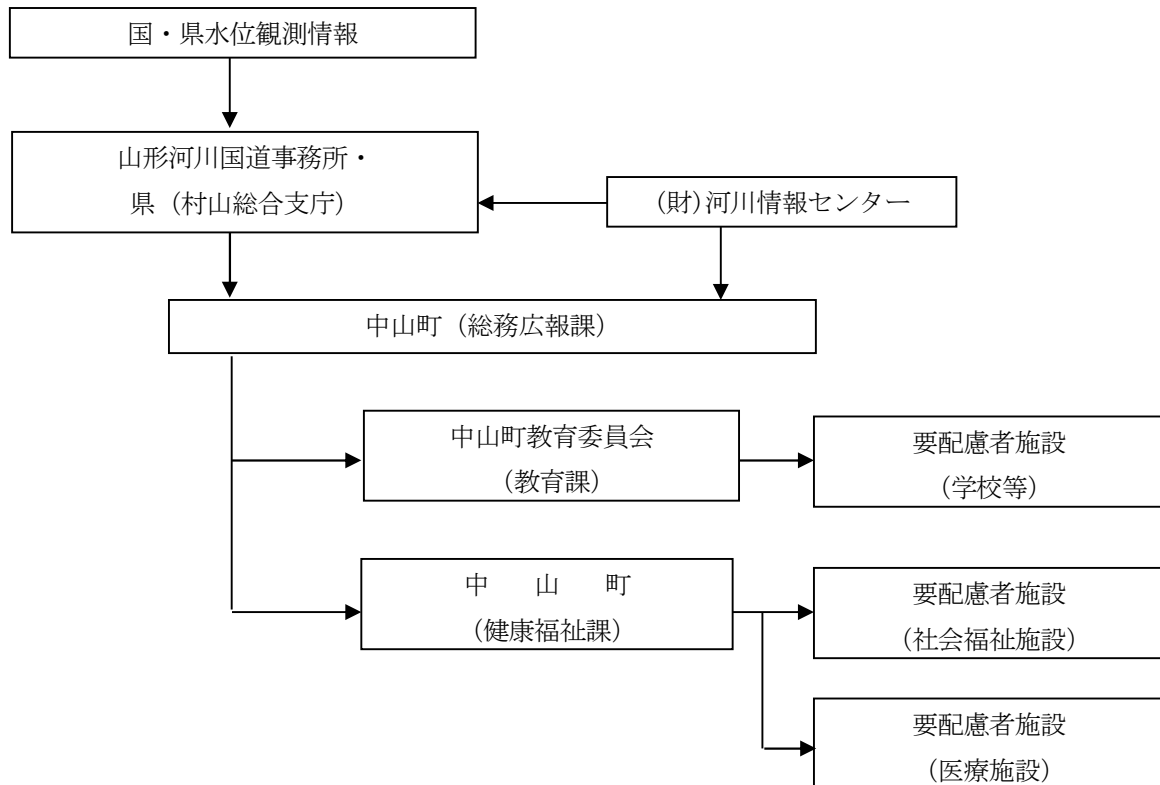
ウ 浸水想定区域内にある要配慮者関連施設

浸水想定区域内にある要配慮者関連施設は以下のとおり。

No	施設名	所在地	電話	洪水浸水				土砂災害	防災行政無線	戸別受信機
				石子沢川	最上川	須川	最大浸水深			
1	長崎小学校	長崎 1092	662-2226		○	○	0.5～3.0		○	
2	豊田小学校	土橋 645	662-2058					○	○	
3	中山中学校	長崎 4880	662-2129		○	○	0.5～3.0		○	
4	ながさき幼稚園	長崎 4259-1	662-2345	○	○	○	3.0～5.0			○
5	ぴーすこども園	長崎 4259-1	662-2345	○	○	○	3.0～5.0			
6	なごみ保育園	長崎 3055-7	090-1399-7530	○	○	○	3.0～5.0			○
7	たかとりクラブ	土橋 576	090-4632-6230					○		○
8	ながさきクラブ1・2	長崎 1092	080-9254-2323		○	○	0.5～3.0			○
9	ながさきクラブ3	あおば 13-1	090-7073-7580		○	○	3.0～5.0			○
10	グループホーム支援センター なかやま雨宿館	長崎 96	665-5507	○	○	○	3.0～5.0			○
11	グループホーム支援センター なかやまサニーハウス	長崎 97-1	665-4116	○	○	○	3.0～5.0			
12	障害福祉サービス事業所 あめ・はる	長崎 3062-1	665-5432	○	○	○	3.0～5.0			○
13	グループホーム ライト ステーション中山	土橋 22-17	663-1125					○		○
14	ケアセンター とこしえ長崎	あおば 16-11	662-6577		○	○	3.0～5.0			○
15	あっとほーむ太陽 なかやま南ハウス	長崎 4666-3	665-1657	○	○	○	0.5～3.0			○
16	パワーランド	長崎 303-6	663-1070		○	○	0.5～3.0			○
17	ケアガーデン ゑびす邸	長崎 454	666-3755		○	○	0.5～3.0			○

(5) 洪水予報の伝達体制の整備

町は、国・県からの洪水予報等に基づき、要配慮者施設に対し、ファクシミリ、電話、メール等により情報を伝達する。要配慮者施設への伝達経路は次のとおりとする。



7 土砂災害警戒区域等の避難体制

「本章第13節 土砂災害等の防止対策」の「5 土砂災害警戒区域等の避難体制」を参照する。

8 学校、社会福祉施設等における避難対策

(1) 保育所、学校等における避難対策

保育所、学校の児童生徒等を集団避難させる必要があるときは、次の事項を定めた避難に関する要領により実施する。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順序及び編成等
- ウ 避難誘導責任者及び補助員
- エ 避難誘導の要領、措置
- オ 避難者の確認方法
- カ 児童生徒等の保護者等への引渡し方法

(2) 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設等の入所者を集団避難させる必要があるときは、次の事項を定めた避難に関する要領により実施する。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置（車の活用による搬送等）

オ 避難所の設定及び収容の方法

カ 避難者の確認方法

キ 家族等への引渡し方法

(3) 在宅障がい者及びひとり暮らしの高齢者世帯における避難対策

在宅障がい者及びひとり暮らしの高齢者等いわゆる要配慮者を避難させる必要があるときは、町及び防災関係機関が自主防災組織等と連携を密にして迅速な対応を実施する。

9 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町、県及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等、帰宅手段に関する情報を提供するように努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町、県及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な手段を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等、帰宅手段に関する情報を提供するように努める。

10 応援協力要請

(1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(2) 町は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に対し避難所の開設の応援を要請する。

11 中山町の避難指示の発令等に着目したタイムライン【防災行動計画】（案）

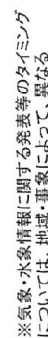
(1) 目的

町は、大規模な台風等が接近した場合に、事前に関係機関等が実施すべき内容を定めておき、経験したことがないような事象が生じた場合においても判断に躊躇することなく、防災行動をとることができるようにする。

(2) 内容

町長による避難指示等の発令に関連する関係機関の対応項目について、時間軸（気象、水位の状況等）に応じた対応の整理を行って作成している。また、現行の実施内容を時間軸に応じて整理しており、出水時において新たな業務、作業が生じるものではない。

対応した時間軸については、既往最大洪水（昭和42年8月：羽越水害）を参考として設定している。なお、タイムライン【防災行動計画】（案）の策定後においては、より実践的な計画に見直す上で、避難判断水位を超える出水となった場合には、実際に実施した対応の時刻を記録し、課題及び改善策について整理・分析する等の検証を行い、適宜、見直しを行うものとする。



第17節 救助・救急

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また自主防災組織、住民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、健康福祉課（健康づくりグループ）

1 要救助者の通報・捜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに町、県警察、山形市消防本部等次の機関のいずれかに通報する。特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨もあわせて連絡する。

機 関 名	担 当 課	所 在 地	電 話 番 号
中山町役場	総務広報課	中山町大字長崎120	662-4899
山形警察署中山駐在所		中山町大字長崎5041-1	662-2227
山形市消防本部		山形市緑町4丁目15-7	634-1198

(2) 要救助者の捜索

町及び県警察、山形市消防本部等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て、地域を分担し被災地内の生理め者を捜索する。道路が損壊している場合には、バイクや自転車による機動的な捜索を行う。

2 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

大規模災害のため、救出を必要とする者が発生した場合において、山形市消防本部の規程に基づき、救助隊を直ちに編成するものとする。また、救助に当たっては、救助隊の指揮のもと、場合に応じて消防団員、自主防災組織等の協力も得て行う。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

町は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。必要な場合には、県を通して自衛隊による医療救護所の開設を要請する。

(2) 防災関係機関との協力

ア 町は、山形市消防本部、県及び県警察と密接な連携のもとに救助活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

イ 自らの救助活動の実施が困難な場合、県又は他市町村へ救出の実施及びこれに要する要員、資機材等の応援を要請する。

ウ 災害による被害が甚大な場合、又は火災が同時に多発した場合等において、町と山形市消防本部のみでは救出活動が困難な場合は、山形県広域消防相互応援協定により、被災地ブロック幹事消防機関又はブロック幹事消防機関へ応援要請を行うものとする。

エ 町長は状況に応じ、自衛隊の救助活動を県に要請する。

オ 町は、必要と判断した場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を用いて、生埋め者の救助活動への協力を要請する。

(3) 救助資機材の調達

救助活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ防災関係機関等に要請し、調達する。

(4) 職員の健康管理

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

3 救助活動の実施

災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救助活動に当たり、生埋め者等の救出、負傷者の保護に当たらなければならない。また、災害の現場で山形市消防本部など救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じなければならない。

自主防災組織は、通行人等とも協力して速やかに救助活動を実施する。

消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見したときは、地域住民や自主防災組織を指導し、その協力を得て救助活動を実施する。

県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力も得ながら、連携して迅速な救助活動を展開する。救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

4 活動調整

災害対策本部設置時は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、山形市消防本部と連携し、総合調整を行うものとする。

5 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を救急告示病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

(2) 搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

第18節 交通の確保及び規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、建設課（建設整備グループ）

1 災害の未然防止

道路管理者は、風水害等により被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主に点検を実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

2 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

道路管理者等は、県警察、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

(2) 交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

3 情報の収集・伝達

道路管理者は、道路情報を収集し、速やかに町災害対策本部に伝達する。救急・救助活動及び消火活動等、他に優先する応急対策活動に関係する道路情報については、直ちにその応急対策業務を実施する防災関係機関に伝達する。

道路管理者は、管理する道路について、あらかじめ定めた点検マニュアル等に基づき、緊急輸送道路を優先に、直ちに点検を実施し被災実態を把握する。

また、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、これらの団体と密接な連携を図りながら点検を実施する。また、道路情報モニター等道路情報管理機器を活用し幅広く情報を収集する。

道路管理者は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。この際、CCTV（監視カメラ）等を活用して幅広く情報を収集するとともに、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。

4 交通規制の実施

警察は、災害が発生した場合は、交通混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、収集した情報に基づき交通規制を実施する。道路管理者等は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

(1) 基本方針

ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

(ア) 一般車両の走行を抑制するとともに被災区域内への流入を原則的に禁止する。

(イ) 被災地外への流出は原則として無制限とする。

イ 避難路及び緊急通行路への流入抑制

原則として緊急車両以外の一般車両は通行を禁止又は制限する。

ウ 被災地に通ずる幹線道路に対する交通規制の実施

(ア) 緊急自動車及び緊急通行車両の通行確保のための交通規制又は指導を行う。

(イ) 一般車両の走行は極力抑制する。

エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

オ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請

(2) 緊急通行路確保のための措置

ア 交通安全施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報版、信号機等の交通安全施設の機能回復に努めるとともに、これを活用する。

イ 放置車両の撤去

緊急通行路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は前記イ、ウの措置をとることができる。

オ 防災関係機関等との連携

交通規制に当たっては、町は他の道路管理者と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者に対して、交通誘導の実施等の協力を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的に所定の標識を設置して行い、緊急を要するため所定の標識を設置するいとまがないとき、又は標識を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要により応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制の実施者は、規制の実施に際し、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、あらかじめ定めた連絡系統により防災関係機関に通報等を行うとともに、地域住民、自動車運転者等に規制内容の周知徹底を図る。

5 道路の啓開

- (1) 町長は他の道路管理者、公安委員会等と連携し、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
- (2) 町長は他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。
なお、道路啓開等に当たっては、近接する幹線道路と被災地内の防災拠点等、その他公共施設等とのアクセス道路の機能確保を優先する。
- (3) 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、町は他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。
- (4) 道路管理者は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

6 緊急通行車両の確認等

町長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

7 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、自動車運転者のとるべき以下の措置について広報を行う。

- (1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車することができる。

8 道路交通施設の応急復旧

応急復旧工事は、施設の重要性や被災状況等を勘案し、道路啓開の後、迅速かつ的確に順次実施する。

第19節 災害警備計画

災害発生時に住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、町は、県警察と連携しながら災害警備活動を行う。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 災害警備活動の実施

(1) 被災者の搜索救助

被害の規模が大規模かつ広範囲な場合は、県警察、消防機関及び自衛隊等と連携し、被災者の救助及び行方不明者の搜索活動にあたる。

なお、被災者のうち死者については、実況見分、検視等により身元を確認し、遺族に引き渡す。

(2) 避難誘導

二次災害が発生する危険箇所を把握した場合は、町災害対策本部と県警察が連携し、避難指示等避難誘導等を行うとともに、被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(3) 交通規制

本章第18節「交通の確保及び規制」により、交通規制を実施する。

(4) 現場警戒

町は県警察と連携し、被災地における犯罪、混乱及びトラブル等を防止するため、被災地域及びその周辺におけるパトロールを強化し、混乱の早期回復等秩序の維持に努める。

(5) 社会秩序の維持

町は県警察と連携し、被災者の不安を和らげるため、定期的に避難所等の巡回を行うほか、地域住民等の生活に必要な情報収集を行い、被災者に対する地域安全情報の提供及び相談所の開設等に努める。

また、災害に便乗した犯罪の取締り被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(6) 関係機関等との連携

町災害対策本部は、県、県警察及び関係機関と連携し、被災情報、警備状況等に関する情報の相互連絡を行う。

第20節 緊急輸送

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を優先的にを行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 緊急輸送の実施体制

大規模災害発生時の救助活動、救急輸送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

2 輸送の緊急度の優先順位

緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

(1) 応急対策活動期

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
- (イ) 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者
- (エ) 食料及び水等避難生活に必要な物資
- (オ) 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
- (カ) 自治体の職員等及びライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策要員並びに物資
- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

- (ア) 上記(1)の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員・物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

3 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

町長は、各道路管理者及び警察等防災関係機関と協議のうえ、県の「緊急輸送路」に指定されている道路及びそれらと町内の拠点施設（庁舎、避難施設、消防施設、医療施設、駐在所等）を結ぶ道路を緊急輸送路とし、災害対策を進める。

イ 車両の確保

- (ア) 町所有車両等の確保

車両等の把握、管理は、総務広報課が行う。

町所有車両等は、資料編P210のとおりである。

(イ) 町所有車両以外の輸送力の確保

町所有車両等による応急措置の輸送力を確保できないときは、企業所有の車両を借上げるなど、町所有車両以外の輸送力確保に努める。町内事業所、陸上輸送事業所の保有機械及び車両については、資料編P212参照のこと。

(2) 鉄道輸送力の確保

道路の被害により自動車による輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切な場合、鉄道機関（東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)）に要請し、輸送力を確保する。

(3) 航空輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急にヘリコプターによる輸送が必要となったときは、「山形県消防防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「自衛隊災害派遣要請依頼計画」により県に要請依頼する。

ア ヘリコプター輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

(ア) ヘリコプター使用の目的及びその状況

(イ) 期間及び活動内容

(ウ) 発着地点及び目標地点

イ ヘリコプター発着場所を定めておく。（資料編P213参照）

(4) 人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第7節「労働力の確保」による。

4 応援要請

町は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達の斡旋を依頼する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集積場所及び日時
- (5) その他必要な事項

5 輸送力の配分

- (1) 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務広報課長に輸送力供給の要請を行う。
- (2) 総務広報課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

6 物資拠点の確保

被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、県及び町は物資拠点を確保する。

拠点の選定に当たっては、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対して物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得ながら、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該輸送拠点施設の規模等を勘案

し、最も適切な施設を開設する。町は、拠点施設を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図るものとする。

(1) 広域物資輸送拠点

県は、運営責任者等の職員を派遣し、国や他都道府県等から届く支援物資（救援物資）等を受入れ、地域内輸送拠点等へ送り出す広域物資輸送拠点を設置する。

(2) 地域内輸送拠点

町は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く物資等を受入れ避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

(3) 物資拠点設置の判断

被害の状況や物資需要の規模等によっては、関係機関等と協議の上、広域物資輸送拠点又は地域内輸送拠点のみを設置する場合があることに留意する。

(4) 協定に基づく応援要請

県は、あらかじめ締結した協定に基づき、物資拠点の運営に必要な人員及び資機材等について派遣・供給するよう協定締結団体等に要請する。

7 取扱物資

(1) 広域物資輸送拠点

各地から寄せられる義援物資

(2) 地域内輸送拠点

ア 町からの救援要請を受けて他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）

イ 食料、生活必需品等の応急生活物資

ウ 義援物資集積配分拠点等から町に配送される義援物資

エ 医薬品

8 実施業務

(1) 広域物資輸送拠点

ア 義援物資の集積、分類及び保管

イ 地域内輸送拠点等の物資情報の提供

ウ 配送先別の仕分け

エ 車両への積み替え、発送

(2) 地域内輸送拠点

ア 緊急物資、救援物資の一時集積、分類及び保管

イ 避難所等の物資需要情報の集約

ウ 配送先別の仕分け

エ 小型車両への積み替え、発送

9 物資拠点の運営体制と運営要領

(1) 広域物資輸送拠点

県及び公益社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

(2) 地域内輸送拠点

イ 運営体制

応急物資の供給を受ける町及び県、公益社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

ウ 運営要領

県及び物資の供給を受ける町は次により地域内輸送拠点を運営する。

(ア) 地域内輸送拠点への職員等の派遣

県及び町は、職員を地域内輸送拠点に派遣する。公益社団法人山形県トラック協会及び山形県倉庫協会は、県の要請を受け、物流専門家及び輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する人員を地域内輸送拠点に派遣する。

(イ) 避難所等の物資需要情報の集約

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ県災害対策本部及び関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。

(ウ) 物資配送用車両の確保

県は、町が物資配送用車両を確保できない場合は、町からの要請を受けて必要な車両を確保する。

(エ) ボランティアの活用

地域内輸送拠点における業務は、多くの人員が必要とされるのでボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

10 地域内輸送拠点までの輸送

原則として救援物資については町から要請を受けた者が、食料、生活必需品等の応急物資についてはこれら物資の取扱業者が、実施する。町から要請を受けた者及び取扱業者等が輸送できない場合は、県が輸送を確保する。

11 避難所等への輸送

原則として物資の供給を受ける町が実施する。

第21節 医療救護

災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

担当課（担当グループ）	健康福祉課（健康づくりグループ）

1 医療機関情報の把握

町は、災害発生時、又は災害の発生が予想されるときにおいては、迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療機関から次の事項について情報収集を行うものとする。

- (1) 医療機関の施設、設備の被害状況
- (2) 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送医療スタッフの状況

2 医療救護の実施

- (1) 医療救護の対象者
 - ア 医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者
 - イ 助産の対象者は、災害発生の日前後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
- (2) 医療救護の範囲
 - ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他治療及び施術
 - エ 医療機関への収容
 - オ 看護
 - カ 助産（分べん介助等）
- (3) 医療救護の期間
 - ア 医療
災害発生の日から原則として14日以内とする。
 - イ 助産
分べんした日から7日以内とする。

3 医療救護班の編制

医療救護の実施は、医療機関の協力を得て、次のとおり医療救護班を編制し行う。

医 師	看護師又は町保健師	自動車運転手	計
1 人	3 人	1 人	5 人

4 医療救護班の派遣要請

- (1) 町長は、町の能力のみでは対応できないときは、県に対して医療救護班の派遣を要請する。

- (2) 町長は、派遣された医療救護班に対し、救護活動が効果的に行われるよう適切な指揮をとる。
- (3) 重症患者等で医療救護班では人的、物的の設備又は薬品衛生資材等の不足のため医療を実施できない場合には、医師会、自治体医療機関等の協力を得て被害の少ない医療機関又は被害の少ない地域の医療機関に移送して治療をする。

5 医療救護班の活動

医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- (2) 重傷者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

6 医療救護所の設置

航空機及び鉄道の多数の死傷者をともなう大規模な事故・災害等が発生した場合に、町は、予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、事故現場付近に医療救護所（資料編 P217 参照）を設置する。

医療救護所に必要な医療従事者については、協定等に基づき確保するほか、県に対し、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行うことにより確保する。

7 医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、県、町、医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

県は、市町村、医療機関並びにDMAT、DPAT及び医療救護班等の行う医療救護活動の調整にあたり、町の担当能力を超えた場合の応援・補完を行う。

- (1) 各医療関係施設等における活動

ア 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口になる。

また、救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ 被災地内の一般の医療機関

(ア) 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施等の対応を図る。

(イ) 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、天童市・東村山郡医師会等を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

(ウ) 歯科診療所においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供

するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ 被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

(ア) 24 時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること

(イ) 傷病者等の二次医療圏内での受入の拠点となること

(ウ) 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること

(エ) 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと

(オ) 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

(2) 要配慮者への対応の調整

県は、関係医療機関及び患者団体と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

8 医薬品・医療資機材等の調達

(1) 医療救護の実施のため必要な医薬品・医療資機材等が不足する場合は、町内の関係業者から調達する。（資料編P217参照）

(2) 町内において医薬品・医療資機材等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達斡旋を要請する。

9 傷病者等の搬送

(1) 傷病者等を医療機関へ搬送する方法は、概ね次のとおりとする。

ア 山形市消防署救急車による搬送

イ 町公用車による搬送

ウ 前記において、対応能力に限界がある場合は、防災関係機関へ応援を要請する。

エ 道路損壊、交通途絶等の場合又は遠隔地への搬送が必要となった場合は、ヘリコプター等による空輸を県及び防災関係機関に要請する。

(2) 負傷者等の搬送に当たっては、受入医療機関との連絡を密に行う。

第2.2節 要配慮者への緊急支援

大規模な災害の発生には、特に高齢者、障がい者、あるいは外国人等要配慮者に対する様々な応急対策が必要となる。このため、町は防災関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、住民税務課（住民グループ）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ、介護支援グループ）

1 在宅の要配慮者対策

(1) 風水害等が発生するおそれがある場合の対応

町は、風水害等が発生するおそれがあるときは、高齢者等避難を発表し、町が定める避難行動要支援者避難支援プランに基づき、要配慮者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難

町は、要配慮者の避難が必要となった場合、避難誘導等が要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援プランに基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は要配慮者の避難行動の協力に努める。

また、避難の誘導に当たっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(3) 災害発生直後の安否確認

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認に努める。

(4) 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に、保健師等の職員を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）の被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具（品）の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

イ 相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助の要望を把握するため、相談体制を整備

する。

その場合、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子使用者については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅要配慮者の被災状況等に応じて、保健師等の職員の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 事前避難

ア 施設長は、町等から避難指示等があった場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。また、避難の誘導に当たっては、入（通）所者に不安を抱かせないように配慮する。

イ 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難の誘導を行う。

ウ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設の被災により入（通）所者の避難が必要となった場合は、上記(1)に準じ避難を実施する。

(3) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋する。

3 福祉避難所における要配慮者対策

町は、必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。その際、相談にあたる介助員を配置すること等により、要配慮者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、要配慮者の健康状態の把握を行う。また、被災した要配慮者の福祉避難所での生活におけるニーズを把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。実施に当たっては、必要に応じて関係機関へのケアにあたる人材等の派遣について協力を要請する。

なお、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うとともに、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

4 外国人の援護対策

(1) 外国人の援護

町は、広報車等により、外国語による広報を行うとともに、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

町は、報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談窓口の開設

町は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等の要望を把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談窓口を開設する。

第23節 竜巻・突風対策

特殊な気象条件下において、竜巻突風等が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域については次の予防策を推進する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、産業振興課（産業振興グループ）

1 竜巻・突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、災害が発生するおそれがあるときは、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 住民への啓発

町及び関係機関は、竜巻災害のメカニズム、突風災害の特徴、過去の被害の実績、個人の身の守り方を広報し、住民への啓発を図る。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
・ 窓を開けない ・ 窓から離れる ・ カーテンを引く ・ 雨戸・シャッターをしめる ・ 地下室や建物の最下階に移動する ・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る	・ 車庫・物置・プレハブを避難所にしない ・ 橋や陸橋の下に行かない ・ 近くの頑丈な建物に避難する ・ （頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・ 飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

(4) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

2 竜巻・突風に対する対策

(1) 竜巻注意情報等気象情報の取得

竜巻等の発生のメカニズムについては未だ研究段階であるが、気象庁では、竜巻等突風が発生しやすい気象状況となった場合に、局地的な「竜巻注意情報」を発信している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意情報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域（概ね一つの県）を対象に発表されるもので、この情報は気象庁より防災機関に伝達される。町は、これら気象情報を取得し、災害に備える。

(2) 家屋・農作物等の被害防止対策

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

イ 風速 50m/s 以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置

ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

＜事態安定期の応急対策＞

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。

第24節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所の適切な管理運営を実施する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、住民税務課（住民グループ、税務グループ）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ、介護支援グループ、健康づくりグループ）、教育課（学校教育グループ、生涯学習グループ）

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

町は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難した住民が、家屋の倒壊等によりさらに避難所へ受入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

- ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。
- ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。
- エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。）を取る必要がある。

(2) 開設の方法

ア 避難所は、(3)避難所開設場所のとおり、あらかじめ指定している公共施設等を応急的に整備して使用する。また、災害の状況に応じ、民間施設等の借上げによる多様な避難所の確保を図る。

ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、季節を考慮し、野外受入施設を仮設し、又は天幕を借上げて開設する。野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。ただし、野外受入施設は、一時的な施設であり、その開設期間は、原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

イ 町長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、受入れるべき者を誘導し保護する。また、速やかに町職員を避難所に派遣し、混乱を防止するとともに、円滑な運営に努める。

ウ 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設及び要配慮者関連施設等を福祉避難所として開設し受入れる。福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに県に連絡する。

(3) 避難所開設場所

ア 指定緊急避難場所

No.	施設名	所在地	地震	洪水(内水氾濫含む)	土砂災害	面積 (㎡)
1	長崎小学校グラウンド	大字長崎 1092	○	×	○	11,180
2	豊田小学校グラウンド	大字土橋 645	○	○	×	8,232
3	中山中学校グラウンド	大字長崎 4880	○	○	○	26,737
4	総合体育館駐車場	いずみ 2	○	○	○	3,890 [153 台]
5	中央公民館	大字長崎 6010	○	×	○	
6	なかやま保育園	大字柳沢 2322-1	○	○	○	
7	勤労文化センター駐車場	大字長崎 4655-5	○	×	○	1,000
8	豊田地区農業集落 多目的利用施設	大字土橋 576	○	○	×	
9	町民グラウンド	大字長崎 6010	○	×	○	12,100
10	交流広場	いずみ 1	○	×	○	3,350
11	屋外ゲートボール場及び駐車場	大字長崎 5861-6	○	×	○	4,000
12	中山公園	大字長崎 5081	○	×	○	100,000
13	新町住宅団地公園	大字長崎 251-1	○	×	○	2,300

イ 指定避難所

指定避難所における一人当たりの必要面積は、原則として、2㎡/人以上、やむを得ない場合は、1㎡/人以上」となっている。

各施設の受入人数を算出する場合、施設には一般に廊下やトイレなど、受入出来ない部分が存在するので、一般的に延床面積の70%を有効延床面積としている。

No.	施設・場所名	所在地	電話番号	延べ床面積 (㎡)	収容可能面積 (㎡)	収容可能人数 (人)	地震	洪水(内水氾濫含む)	土砂災害
1	長崎小学校体育館 (アリーナ)	大字長崎 1092	662-2226	750	525	140	○	×	○
2	豊田小学校体育館	大字土橋	662-2058	675	472	120	○	○	×

第2編 第2章 第24節 避難所の運営

No.	施設・場所名		所在地	電話番号	延べ床 面積 (㎡)	収容可能 面積 (㎡)	収容可能 人 数 (人)	地 震	洪水 (内 水氾濫含 む)	土砂 災害
	(アリーナ)		645							
3	中山中学 校体育館	アリーナ	大字長崎	662-2129	1,198	838	260	○	○	○
		柔剣道場	4880		467	326	100	○	×	○
4	総合体育 館	アリーナ	いずみ2	662-2300	1,344	940	320	○	○	○
		武道館			327	228	60	○	○	○
5	中央公民館 (大ホール)		大字長崎 6010	662-2235	310	217	140	○	×	○
6	豊田地区農業集落 多目的 利用施設		大字土橋 576	662-2990	299	209	48	○	○	×

ウ 福祉避難所

No.	施設名	所在地	電話番号	FAX	地震	洪水(内水 氾濫含む)	土砂 災害
1	特別養護老人ホーム 中山ひま わり荘	大字柳沢 2333	662-6633	662-6632	○	○	○
2	グループホーム ライトステー ション中山	大字土橋 22-17	663-1125	663-1135	○	×	×
3	ケアセンター とこしえ長崎	あおば 16-11	662-6577	662-6578	○	×	○
4	保健福祉センター	柳沢 2336-1	662-2836	662-2065	○	○	○

エ 公民館・集会場等を避難所にした場合 (自治会等管理)

施設名	所在地	電話番号	延べ床面 積 (㎡)	受入可能 面積 (㎡)	受入可能 人 員	備 考
向新田公民館	大字向新田 32		122	85	28	木造平屋
達磨寺4公民館	大字達磨寺 501-1		51	36	12	鉄骨平屋
達磨寺向新田地区農村集落多 目的共同利用施設	大字達磨寺 1396-4		450	315	105	鉄骨平屋
新田町公民館	大字長崎 5-1	662-5303	121	85	28	木造2階
上町コミュニティセンター	大字長崎 3002-1	662-5593	300	210	70	木造平屋
元町公民館	大字長崎 225-5		107	75	25	木造平屋
柳町公民館	大字長崎 143		54	38	12	木造平屋
東部地区多目的交流センター 「あさひ」	大字長崎 2617-17		234	164	54	木造平屋
中原団地集会所	大字長崎 881-1		44	31	10	木造平屋
川端公民館	大字長崎 518		77	54	18	木造平屋
下川公民館	大字長崎 566		83	58	19	木造平屋
桜町公民館	大字長崎 8035-36		151	106	35	木造平屋
北小路公民館	大字長崎 396-1		202	141	47	木造平屋
西小路公民館	大字長崎 360		104	73	24	木造平屋
梅ヶ枝町公民館	大字長崎 4649-4	662-8720	111	78	26	木造平屋
西町公民館	大字長崎 299-1		100	70	23	木造平屋
南小路公民館	大字長崎 260-2		118	83	27	木造平屋
三軒屋公民館	大字長崎 1821-3		128	90	30	木造平屋
落合構造改善センター	大字長崎 1701-1		187	131	43	木造平屋
文新田生活改善センター	大字長崎 2289-4		258	181	60	木造平屋
小塩構造改善センター	大字小塩 343-9		257	180	60	木造平屋

第2編 第2章 第24節 避難所の運営

施設名	所在地	電話番号	延べ床面積 (㎡)	受入可能面積 (㎡)	受入可能人員	備考
岡文化交流センター	大字岡 74		143	100	33	木造平屋
土橋公民館	大字土橋 94		127	89	29	木造平屋
柳沢集落センター	大字柳沢 403-1		285	200	66	木造平屋
西部地区公民館	大字金沢 132-6		446	312	104	鉄骨 2 階
計					995	

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、気象情報等により災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、町長は、県と協議のうえ、設置期間を決める。

(5) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者に係る情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

町は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられる。なお、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。

(ア) 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることができるもの）

(イ) 毛布

(ウ) 日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）

(エ) 医薬品（常備薬、救急箱 等）

(オ) 生理用品

(カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

(キ) 簡易トイレ

(ク) 飲料水

(ケ) 燃料

(コ) 発電機

エ 通信手段の確保

町は、避難所と災害対策本部等との通信手段を確保する。また、電気通信事業者に特設公衆電話の設置を要請し避難者の通信手段を確保する。

オ 避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活

環境の確保が図られるよう努める。

(6) 開設に関する周知及び報告

町は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、山形警察署、消防機関及び他の防災関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県（村山総合支庁経由）に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

2 避難所の運営管理

町は、避難所となった学校の施設管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 管理運営体制の確立

避難施設の管理者及び避難所のリーダーと協力し、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、聴覚障がいを持つ避難者等に配慮し、掲示板の設置やチラシの配布、手話等により情報を提供する。また、特設公衆電話やテレビを避難所に設置する。

(3) 物資・サービス等の提供

避難所の運営管理チームを通じて避難者の要望を把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社から派遣された奉仕団とも協力し、物資・サービスの提供に努める。

3 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入人員に余裕のある他の避難所又は新たに開設する避難所で受入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地以外の市町村に被災者の受入を要請し、又は県に斡旋を依頼する。

(2) さらに危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼するなど、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難地等へ再避難させる。また、必要に応じ自衛隊の派遣を県に要請する。

(3) 危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通じて避難者に連絡するとともに、避難指示等を発令していた場合は、その解除について、防災関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また、避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次町に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテルや旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

4 避難所運営に係る留意点

(1) 町のとるべき措置

ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。

ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

エ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

オ 町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営に当たって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者及び病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。

また、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

(ア) 被災者の栄養、健康等

被災者のニーズに応じた生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(イ) 衛生、給食及び給水対策

- a 入浴、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- b 炊き出し施設を設けるなど、応急的な食料供給体制を確保する。
- c トイレの確保に十分配慮する。

(ウ) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

(エ) 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- a 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- b 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- c 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。

d 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

(オ) 避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

(カ) 男女のニーズの違いに配慮

町は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(キ) 各機関への協力要請

避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県栄養士会及びNPO・ボランティア等防災関係機関の協力について要請を行う。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

(ク) 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心がけるよう努める。

ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守

ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

5 新型コロナウイルス感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対策のほか、「山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（令和2年8月改訂）」に基づく対策を講ずるものとする。

第25節 食料の供給

大規模災害等発生時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、給食の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため町は、防災関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

担当課（担当グループ）	健康福祉課（福祉子育て支援グループ、介護支援グループ、健康づくりグループ）、産業振興課（産業振興グループ）、教育課（学校教育グループ）

1 食料の調達及び配分

(1) 調達

町は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料（資料編 P 2 1 8 参照）の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定を締結している町商工会、JA やまがた、流通関係業者等からの調達を実施する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 「大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定」（資料編 P 7 2 参照）に基づき、被災市町村応援調整市（寒河江市）を通じて応援要請を行う。

イ 被害が広範囲に及び他の市町村から応援が困難な場合、又は他の市町村からの応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

ウ 応援要請を行う際は、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(イ) 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

(2) 調達食料品目例

町は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じて可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾燥うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(3) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(4) 炊き出し

ア 炊き出しは原則として、指定避難所又はその付近の公共施設等において行う。

このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

イ 炊き出しは必要に応じ、自主防災組織、女性団体等に協力を求める。

ウ 炊き出し施設、器材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。

エ 大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本

赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(5) 配分

被災住民への食料配分は、自主防災組織、女性団体等の協力を得て行う。実施に当たっては、次の事項に留意する。（避難所ごとに食料を配給する場合には、各避難所の管理責任者等に対して徹底を図る。）

ア 避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

2 食料の輸送

(1) 食料集積地（物資拠点）の指定及び管理

ア 中山町総合体育館及び中山町立中山中学校を集積地として活用し、調達した食料の集配拠点とする。

イ 集積地（物資拠点）には管理責任者及び警備員を配置し、食料管理に万全を期する。

(2) 輸送

町有車両及び民間車両の借上げ等による陸上輸送をはじめ、必要に応じてヘリコプター等による空中輸送を県に対して要請する。

3 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本章第28節「防疫・保健衛生対策」による。

4 国によるプッシュ型支援

国は、県及び町において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第26節 給 水

大規模災害発生時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

担当課（担当グループ）	住民税務課（住民グループ）

1 活動体制の確立

- (1) 町は、最上川中部水道企業団等防災関係機関と連絡を図り、応急体制を確立する。
- (2) 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。
- (3) 町のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、「災害時相互応援協定」に基づき、（社）日本水道協会山形県支部に対し、人員及び資機材の応援要請を行う。

2 被災状況の把握

次により迅速かつ的確に水道施設、追跡等の被災状況を把握する。

- (1) 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

3 緊急対策

被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

- (1) 二次災害の防止策
 - ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
 - イ 塩素ガス等の薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講ずる。
 - ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。
- (2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

4 応急対策

町は、被災施設や被災住民数を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

- (1) 応急給水

衛生対策、積雪等の気象条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

 - ア 応急給水の準備

- (ア) 既存水源及び緊急代替水源の確保
- (イ) 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- (ウ) 配水池及び貯水槽等の貯水施設の確保
- (エ) 給水車等による応急給水の確保
- (オ) 水質の衛生確保
- (カ) 備蓄飲料水の量の確認

イ 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水及び仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

(ア) 拠点給水

配水池、貯水槽及び避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水機等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(イ) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓数を増減させる。

ウ 優先順位

医療施設、福祉施設、高齢者施設及び避難所へ優先的に給水する。

エ 飲料水及び応急給水用資材の確保

(ア) 飲料水の確保

被災直後は配水池や貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

(イ) 応急給水用資材の確保

水道事業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

オ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、泥水混入等による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し、又は消毒剤を添加した上で飲用に供する。

カ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底した上で応急給水する。

キ 生活用水の確保

区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水に消毒剤を添加した水を、水洗トイレの流し水や手洗水等に利用する。

ク 地域性及び積雪期への配慮

積雪期において、給水車の運搬給水が困難な場合は、必要により消雪用井戸等による給水を行う。

ケ 要配慮者に対する配慮

高齢者等の要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力を得て、負担がかからないよう配慮する。

(2) 応急復旧

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、その他の給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、福祉施設、高齢者施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、防災関係機関と連絡調整を行う。

カ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう消毒を強化する。

キ ライフライン防災関係機関相互の情報交換

電気及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。

(3) 住民への広報

町は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策について広報車、広報紙等を利用して広報し、住民の不安の解消に努める。

ア 被災直後の広報

(ア) 局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

(イ) ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的な広報に努める。

イ 長期的復旧計画の広報

長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報紙、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

ウ 情報連絡体制の確立

町及び水道事業者は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第27節 生活必需品の給与

大規模災害発生時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ、介護支援グループ、健康づくりグループ）、産業振興課（産業振興グループ）

1 生活必需品の給与

(1) 調達

町は、生活必需品等の供給対象者数を確認し供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通業者（資料編P143参照）等からの調達を実施する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 「大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定」（資料編P70参照）に基づき、被災市町村応援調整市（寒河江市）を通じて応援要請を行う。

イ 被害が広範囲に及び他の市町村から応援が困難な場合又は他の市町村からの応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。県及び町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

ウ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(2) 生活必需品等物資調達品目例

避難所の設置状況や要配慮者の状況等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ 光熱器具・材料（マッチ、ろうそく、コンロ、液化石油ガス等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク 生理用品

ケ 暖房器具

(3) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分は、自主防災組織、女性団体の協力を得て行う。実施に当たっては、次の事項に留意する。（避難所ごとに物資を配給する場合には、各避難所の管理責任者等に対して徹底を図る。）

- ア 避難所等における生活必需品等物資の受入確認及び需給調整
- イ 住民への事前周知等による公平な配分
- ウ 要配慮者への優先配分

2 物資の輸送

(1) 物資集積地（物資拠点）の指定及び管理

- ア 中山町総合体育館を集積地として活用し、調達した物資の集配拠点とする。
- イ 集積地には管理責任者及び警備員を配置し、管理に万全を期する。

(2) 輸送

町有車両及び民間車両の借上げ等による陸上輸送をはじめ、必要に応じてヘリコプター等による空中輸送を県に対して要請する。

3 燃料の供給

県は、災害応急対策や生活の維持に必要な燃料を供給するため、町及び関係機関等と連携して燃料の需要を把握するとともに、次により燃料の確保、供給を図る。

(1) 重要施設に対する燃料供給

- ア 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、避難所等の重要施設から燃料供給の要請があった場合、県石油協同組合と締結している「災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定」に基づき、燃料供給を要請する。
- イ 県内での調達が困難な場合は、国の政府本部に燃料供給を要請する。

(2) 緊急車両等に対する燃料供給

- ア 県石油協同組合と締結している優先給油の対象となる「災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定」に基づき、緊急車両等へ優先的に給油するよう要請する。
- イ 災害時でも給油が可能な中核給油所の営業状況について、緊急車両等を有する関係機関に情報提供し、積極的な活用に配慮する。

第28節 防疫・保健衛生対策

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化にともない、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫対策等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

担当課（担当グループ）	住民税務課（住民グループ）、健康福祉課（健康づくりグループ）

1 被災者状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するために、町は、次の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び受入状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 集団給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

2 活動体制の確立

町は、保健所と連携して、保健師を中心として、必要に応じ医師、管理栄養士、精神保健相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

3 防疫及び保健衛生資機材の確保

防疫及び保健衛生資機材は町内の関係業者から調達するが、不足する場合は、保健所に確保を要請する。

4 保健衛生対策の実施

町及び県は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

- イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
- ウ 赤痢、インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安除去等メンタルヘルスの対応
- カ 口腔保健指導
- キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、各避難所の管理責任者・運営担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

- ア 食生活の状況（食中毒の予防）
- イ 衣料、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、トイレ等の清潔
- キ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

ア 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

- (ア) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食べ物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ及び家の周りの清潔、消毒方法を指導する。
- (イ) 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に防疫対策を実施する。
なお、実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。
- (ウ) 県の指示により、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒等を実施する。
- (エ) 県の指示により、ねずみ族や昆虫等の駆除を行う。

イ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

- (ア) 直ちに保健所に報告し、その指示に従って、感染症患者等の入院措置及び感染症患者等と接触した者に対する疫学調査・健康診断等の対応をとる。
- (イ) 県の指示により、感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

ウ 臨時予防接種の実施

町は、県の指示により、感染症まん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を実施する。

(4) 栄養調査、栄養相談

保健所の協力を得て、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要

な指導を行う。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

(5) 食品衛生監視活動

町及び保健所は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸水等の水質検査や食品関係営業施設などの監視、指導を行う食品衛生班の派遣を保健所に要請する。

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

町の被災地区への緊急食品の監視指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

保健所と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

(ア) 包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導

(イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取り扱い状況の監視

(ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

オ 食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

(6) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化にともない、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合がありますことから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが予想されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

5 被災動物対策

動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、県等防災関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 飼い主とともに避難した動物の適正飼養等

町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

(3) 被災地域における動物の保護

町は、保健所等防災関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第29節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集・運搬・処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。次の対策のほか、中山町災害廃棄物処理計画（令和2年6月策定）に基づいて、除去対策を図るものとする。

担当課（担当グループ）	住民税務課（住民グループ）産業振興課（産業振興グループ）、建設課（建設整備グループ）

1 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、近隣市町等との連携・協力のあり方等について、中山町災害廃棄物処理計画（令和2年6月策定）において具体的に示す。

(2) 災害廃棄物の処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 町は、国及び県とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

イ 町は、国及び県とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

ウ 町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計したうえで、災害廃棄物の処理計画を随時適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

エ 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに近隣市町等への協力要請を行う。

オ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

カ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

キ 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面の

ほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

ク 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

ケ ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

コ 特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の市町村長は、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって国が行うよう、要請する。

サ 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

2 ごみの収集・処理

町は、次によりごみ処理を実施する。

(1) 情報の収集及び排出量の推計

町は、避難所等の避難人員及び場所を速やかに確認し、避難所等におけるごみの排出量を推計する。

(2) 廃棄物処理施設の応急復旧の確認

町は、速やかに廃棄物処理施設の処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかな復旧を要請する。

(3) ごみの収集

町は、避難者の生活に支障を生ずることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

(4) 一時保管場所の確保

町は、生活ごみ等を早急に処理できない場合は、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生上十分な配慮を行う。

(5) 県、近隣市町等への応援要請

ア 町は、生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設（資料編 P 223 参照）が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

イ 町は、近隣市町等に応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

3 し尿の収集・処理

町は、次によりし尿処理を実施する。

(1) 情報の収集及び排出量の推計

町は、避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。

(2) し尿処理施設の応急復旧の確認

町は、速やかにし尿処理施設の処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかな復旧を要請する。

(3) し尿の収集

町は、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

(4) 避難所等への仮設（簡易）トイレの設置

町は、上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用の自粛を地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。

なお、町は、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

(5) 県、近隣市町等への応援要請

ア 町は、し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設（資料編 P224 参照）が不足する場合、また、し尿処理施設の処理能力を超える場合近隣市町等に応援要請を行う。

イ 町は、近隣市町等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

4 農業集落排水処理区域の排水及びし尿処理

(1) 使用制限

町は、災害により農業集落排水施設に被害が生じたときは、使用者に対しその使用の制限を要請し、必要な場合共同仮設トイレ等を設置する。

(2) 排水施設、処理場

町は、災害により排水施設、処理場に被害が生じたときは、早急に被害状況を調査し、関係業者と密接な連携をとりながら応急的な措置を講ずる。

5 死亡獣畜等の処理

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、原則として山形県中央家畜保健衛生所と協議のうえ、死亡獣畜処理場に搬送し処理する。処理できない場合は、町長の指示を受け環境衛生に支障がない場所で焼却等の処理をする。

第30節 行方不明者の捜索及び遺体の処理等

町は防災関係機関と連携し、行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、住民税務課（住民グループ）

1 行方不明者等の捜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対する捜索は、町職員、警察官、消防団員等により捜索班を編成して行う。

なお、捜索に際しては、遺体の検視等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機関と綿密な連絡をとる。

- (2) 町は、県に対して、捜索の人員及び捜索地域等、捜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊に捜索活動への応援要請を行うよう県知事に依頼する。

2 遺体の処置等

町は、死亡した者について、次の範囲内において、遺体に関する処置を行う。なお、大規模な災害により、遺体の搬送者及び棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに在庫情報等を収集し、確保に努める。

(1) 遺体の安置

ア 町は、遺体を搬送し一定の場所に安置するとともに、県及び県警察と連携の上うえ、検視・検案業務を行える体制を整備する。

イ 遺体の安置所は、被災現場付近の体育館及び公民館等の公共建築物の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。なお、設置等に際しては以下の事項を考慮する。

(ア) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所

(イ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容安置所、身元確認のためのDNA型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

名称	所在地	管理者	電話番号
すばーく中山	大字長崎 5, 861 番地 6	町教育委員会	662-2300（町総合体育館）

(ウ) 遺体安置場所に適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保する。

(2) 遺体の検視（検案）・処置等

ア 町は、山形県医師会等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

イ 町は、県及び警察本部と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容安置状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

(3) 身元不明遺体の処置

ア 身元不明の遺体については、町が警察他の防災関係機関に連絡し、その取扱いについて協議す

る。

イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱う。また、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着した場合）のうち、身元が判明しない者の遺体も行旅死亡人として取扱う。

ウ 遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA 鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡す。

3 遺体の埋葬・火葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋葬を行う。

死亡者が多数のため、通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等による公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、町は火葬許可手続を簡素化できる方法について、県を通じて内閣府と協議する。

また、遺体の埋葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町が埋葬を行う。

(2) 町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援する。

(3) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つば等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

(4) 火葬場及び埋葬場所

ア 火葬場

名 称	所在地	管理者	電話番号	収容最大能力
中山町斎場	中山町大字小塩 4 3 4 番地 1	町 長	662-2449	1 日 6 遺体

イ 埋葬場所

埋葬場所は、各地区の寺院の墓地とする。

4 広域応援体制

町は、自らのみによる遺体の捜索、処理及び埋葬に実施が困難な場合は、近隣市町等又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

第31節 住宅の供給確保

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数発生する事態が考えられる。これらの被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の建設を始め、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、建設課（建設整備グループ）

災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 3 年 3 月）及び改正被災者生活再建支援法（令和 2 年 12 月 4 日改正）に基づき実施する。

1 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の認定基準は、下表のとおり。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもとする。
中規模半壊（世帯）	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯。 具体的には、住宅の損害割合が 30%以上 40%未満又は損壊割合が 30%以上 50%未満の被災世帯
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年 4 月 1 日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）第2条第2号ホ」による。

※準 半 壊：「災害救助法事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

2 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

町は、県の協力を得て災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災の応急処理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

ア 被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）

エ 被災建築物応急危険度判定

（ア）被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

（イ）町は、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

（ウ）なお、判定の実施に当たっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、町は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

カ 被害認定

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）及び改正被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）に基づき被災建築物の被害認定を行う。

また町は、家屋の被害認定の担当者のための研修機会へ参加し、災害時の家屋被害認定を迅速に行えるようにする。

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、災害で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

コ 住宅に関する県への要望事項

サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 応急仮設住宅の必要戸数の把握

町は、被害認定の状況、住民からの要望等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

(3) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

町は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、町営住宅等を使用させることの可否

について調査を実施し、県に報告する。

3 応急仮設住宅の確保

県は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、被害及び避難所等の状況調査を実施したうえで、応急的な仮設住宅を建設する。町は、暫定的な生活の安定を図る。なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(1) 規模及び費用

1戸当たりの規模及び費用は、県災害救助法施行細則の定める範囲内とする。

(2) 設置戸数

ア 応急仮設住宅の設置戸数は、本町が災害救助法の適用を受けた場合、原則として、本町における全壊、全焼及び流失世帯の合計数の3割以内とする。

イ ただし、被災の程度その他の事情から、市町村ごとに画一的に3割以内とすることが不合理な場合は、県内の法適用市町村全体の全壊、全焼及び流失世帯数の合計の3割以内であれば、当該市町村間で設置戸数を融通できる。

ウ また、町の被害の程度、住民の経済的能力及び住宅事情等により必要な場合は、内閣総理大臣の承認を得て、設置戸数の限度を引き上げることができる。

(3) 建設着工及び供与期間

ア 災害発生の日から20日以内に着工する。

イ 供与期間は、その建築工事が完了した日から2年以内の期間とする。

(4) 設置予定場所の選定

県から建設予定地の選定について依頼があった場合、次の事項に十分留意して建設予定地を選定し、県に報告する。

ア 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。

イ 降雨等による二次災害を受けることがないように、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。

ウ 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議のうえ、2ヵ年程度の土地使用契約書を取り交わす。

エ 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(5) 入居者の選定

ア 入居者の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、被災地における住民登録の有無は問わない。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失した者であること。（大規模半壊・中規模半壊・半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む。）

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

a 生活保護法の被保険者及び要保護者

b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

c 前各号に準ずる者

(エ) 応急修理をする被害者のうち応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難なもの

イ 入居者の選定

(ア) 応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行い、選定結果を県に報告する。

(イ) 選定に当たっては、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員関係者等の意見を参考にする。

(6) 応急仮設住宅の管理

町は、応急仮設住宅の管理について県に協力する。

4 被災住宅の応急修理

町は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を、応急的に補修する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図ることとする。

(1) 修理戸数

ア 被災住宅の応急修理の対象戸数は、本町が災害救助法の適用を受けた場合、原則として、本町における半壊及び半焼世帯の合計数の3割以内とする。

イ ただし、被災の程度その他の事情から、市町村ごとに画一的に3割以内とすることが不合理な場合は、県内の法適用市町村全体の半壊及び半焼世帯数の合計の3割以内であれば、当該市町村間で修理戸数を融通できる。

ウ また、町の被害の程度、住民の経済的能力及び住宅事情等により必要な場合は、内閣総理大臣の承認を得て、修理戸数の限度を引き上げることができる。

(2) 範囲及び費用

修理対象は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限度の部分とし、費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(3) 応急修理期間

原則として災害発生の日から1ヵ月以内とする。

(4) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の実施機関である町が、建設関係業者直接契約するなどして、応急修理を実施する。

(5) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次の事項に該当する者とする。

(ア) 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者〔半壊〕

(イ) 大規模又は中規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者〔大規模半壊・中規模半壊〕

(ウ) 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者〔準半壊〕

(エ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保険者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者、障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

町が、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

5 公営住宅の活用

必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅の建設、公営住宅への特定入居等を行う。
また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、及び既設公営住宅等の空き家の活用を図るため、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋ができるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

6 建設関係障害物の除去

町は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 対象戸数

ア 障害物除去の対象戸数は、本町が災害救助法の適用を受けた場合、原則として、本町における半壊及び床上浸水世帯の合計数の1.5割の範囲内とする。

イ ただし、被災の程度その他の事情から、市町村ごとに画一的に1.5割以内とすることが不合理な場合は、県内の法適用市町村全体の半壊及び床上浸水世帯数の合計の1.5割以内であれば、当該市町村間で障害物除去の世帯数を融通できる。

ウ また、町の被害の程度、住民の経済的能力及び住宅事情等により必要な場合は、内閣総理大臣の承認を得て、障害物除去の世帯数の限度を引き上げることができる。

(2) 範囲及び費用

ア 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(3) 障害物除去の実施期間

原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日期間内に除去を完了することができない場合には、事前に承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(4) 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である町が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(5) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保険者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者、障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

町が、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第32節 文教対策

大規模災害発生時における学校施設の被災及び幼稚園児、児童生徒等の被災により、通常の教育を行うことができない場合、町教育委員会は応急教育を実施する。

担当課（担当グループ）	教育課（学校教育グループ、生涯学習グループ）

1 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

2 児童生徒等の安全確保

(1) 災害発生前の事前措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

町教育委員会及び校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童生徒等を保護者の元に帰す。

下校措置に当たっては、中学生以上の生徒については集団下校、幼稚園児・小学生・（特別支援学校、学級）については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童生徒等の安全を確保したうえ、本校に連絡し、校長と協議して防災関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

(2) 災害発生時の安全確保

ア 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ、保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保したう

えで直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は帰宅経路等の安全を確認したうえ、児童生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。

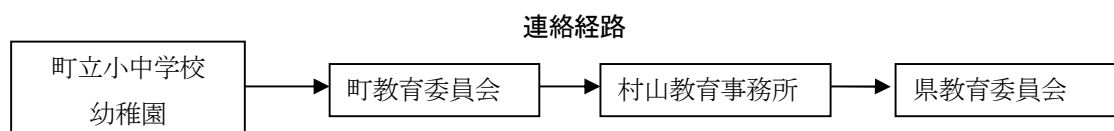
また、児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

オ その他

被災状況、措置内容について、町（災害対策本部）への連絡及び応援要請を行う。

3 被災状況等の報告

学校長は、幼稚園児、児童生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う。）。



4 応急教育の実施

(1) 学校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずる。

- ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
- イ 校区の通学路や交通手段等の確保
- ウ 児童生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
- エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

(2) 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

- ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
 - 例 公民館、体育館等
- イ 授業料の免除の活用
- ウ 災害発生時における児童・生徒等の転校手続等の弾力的運用
- エ 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- (ア) 複式授業の実施
- (イ) 昼夜二部授業の実施
- (ウ) 県及び近隣市町等に対する人的支援の要請
- (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
- (オ) 教育委員会事務局職員等の応援

5 学用品等の給与と調達

(1) 給与

町長は、児童生徒等が学用品を喪失し、又はき損し就学上支障があると認めるときは、災害救助法

が適用された場合に準じ、次により学用品を給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学に支障をきたした小・中学校の児童生徒等とする。

イ 学用品の種類等

（ア）教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

（イ）文房具及び通学用品で、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 給与の方法

（ア）教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配布する。

（イ）教科書及び教科書以外の教材については1ヵ月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給を完了する。

（ウ）学校長は、配布計画を作成し、親権者の受領書を徴し、配布する。

（2）調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対し斡旋を依頼し、確保する。

6 学校給食対策

（1）学校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、町長と協議し速やかに復旧措置を講ずる。

（2）学校給食物資は、（財）山形県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合、県教育委員会に対し斡旋を依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

7 学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

（1）町長は、施設の管理者、教育委員会等と協議の上うえ、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。

（2）避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

（3）当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

8 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、

保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

9 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び県警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する（被害がなくても報告を行う）。
- (5) 町から指示があったとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

10 文化財の応急対策

- (1) 町指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。なお、本町における文化財については、資料編P225を参照のこと。

ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた保管場所に搬出する。

- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第33節 ライフライン施設等の応急対策

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン関係事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応急体制をとるよう努める。

担当課（担当グループ）	総合政策課（まちづくり推進グループ）、建設課（建設整備グループ、下水道グループ）

1 水道施設対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第26節「給水」による。

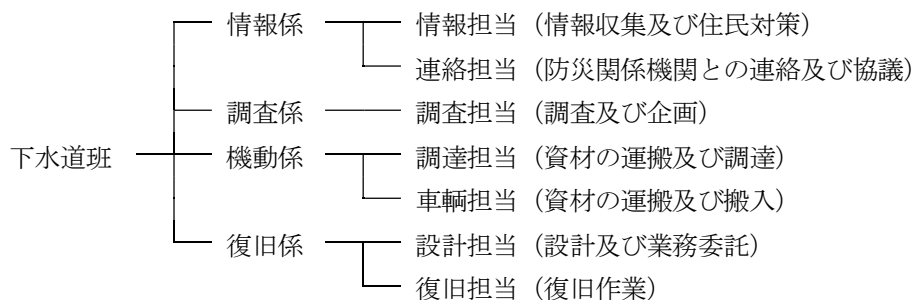
2 下水道施設対策

下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

(1) 活動体制の確立

ア 対策組織の設置

町は、町災害対策本部の中に、次の組織構成例を参考として、下水道対策組織を設ける。



(2) 被災状況の把握及び広報

ア 段階ごとの被災調査

町は、被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等をもとに、被害状況の的確な把握に努めるため、浸水による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

(ア) 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠については、主に地表からの目視により、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、下水道本来の機能よりも道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

(イ) 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被

第2編 第2章 第3.3節 ライフライン施設等の応急対策

害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

（ウ） 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

イ 広域応援要請

災害による被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

ウ 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、住民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能が停止したり、処理場の処理機能が低下したりすることにより、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。また、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は、下水道防災関係機関への通報をあわせて呼びかけを行う。

（3） 応急対策

ア 管渠

（ア） 管渠、マンホール内部の砂のしゅんせつ、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急排水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

（イ） 工事施行中の箇所においては、被害を最小にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難所に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

（4） 被害箇所の応急復旧

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、浸水被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度及び健全度等を検討のうえ、実施する。

町内下水道指定業者と連絡を取合い、応急的な復旧を早急に進める。

（5） 資材等の調達

応急資材等は、町内及び近隣市町の関係業者から調達するが、状況によっては知事に対し資材及び技術者の斡旋を要請する。

3 電力供給施設対策

（1） 計画の概要

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

ア 組織体制の確立

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、災害が発生した場合は防災体制に入る

ことを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

イ 要員の確保

(ア) 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

(イ) 山形支店・支社のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

ウ 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする判断される場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、町災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

イ 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

(3) 応急対策

ア 復旧資材の確保

(ア) 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- a 現地調達
- b 災害対策組織相互の融通
- c 他電力会社からの融通

(イ) 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

(ウ) 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、町の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

イ 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、町、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

ウ 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、緊急的にその緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の融通（応援融通）を行う。

エ 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

(4) 復旧対策

ア 復旧計画の策定

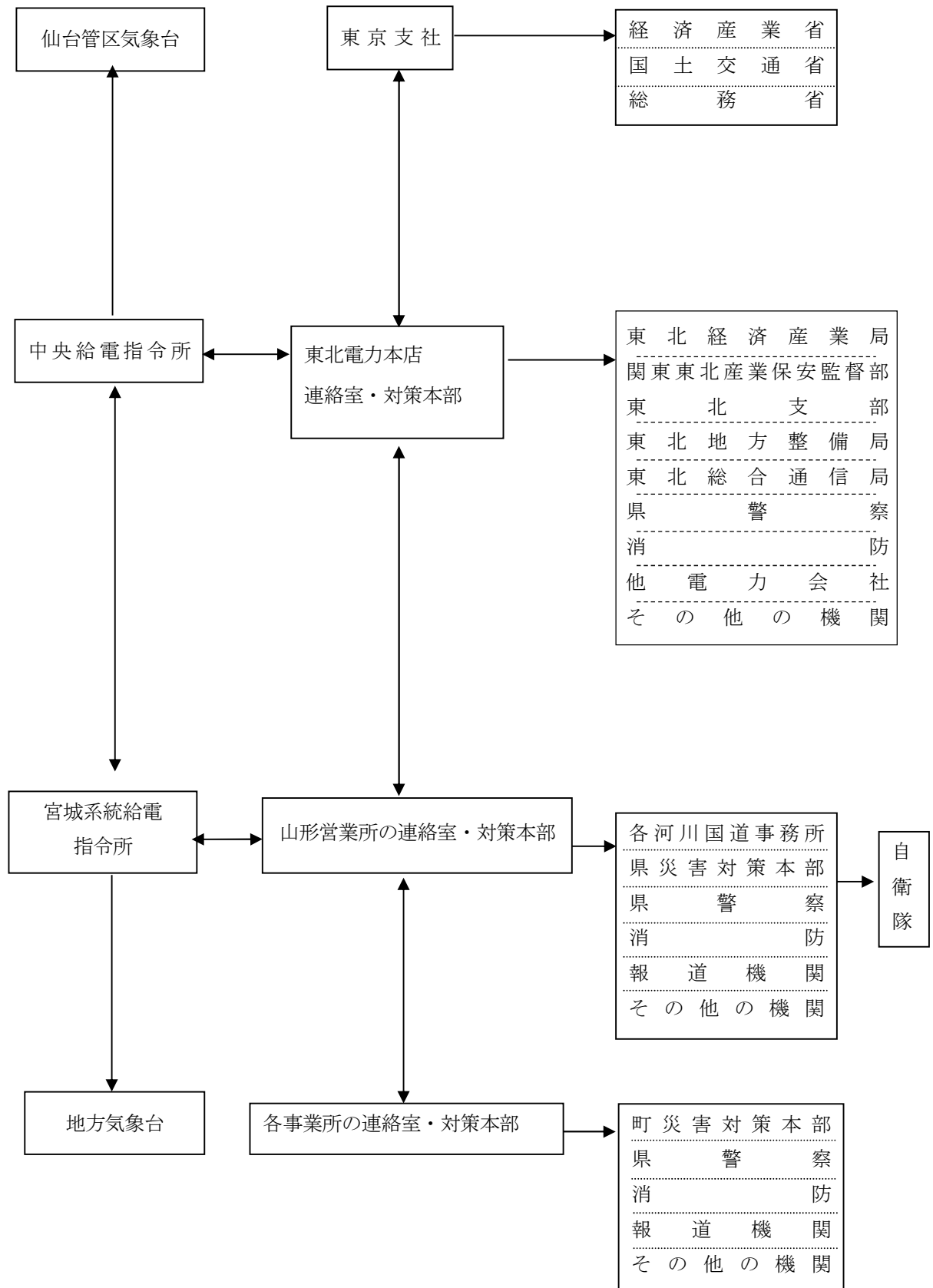
各電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

- (ア) 復旧応援要員の必要の有無
- (イ) 復旧要員の配置状況
- (ウ) 復旧資材の調達
- (エ) 復旧作業の日程
- (オ) 仮復旧の完了見込み
- (カ) 宿泊施設、食料等の手配
- (キ) その他必要な対策

イ 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、医療機関、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

<東北電力株式会社と関係機関の情報連絡経路>



4 電気通信施設対策

(1) 計画の概要

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

(2) 応急対策

ア 被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制ぎょ及び音声案内等の措置を行う。

イ 災害時組織体制の確立

災害等により災害発生又は発生するおそれのある場合、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

ウ 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を非常招集し、確保する。

エ 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

オ 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

カ 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

(ア) 非常用衛星通信装置

(イ) 非常用無線通信装置

(ウ) 非常用電源装置

(エ) 応急ケーブル

(オ) その他応急復旧用諸装置

キ 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、予め定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

(3) 復旧計画

ア 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

イ 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

ウ 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

5 液化石油ガス施設対策

(1) 実施責任者

液化石油ガス販売事業者、簡易ガス供給者

(2) 実施内容

災害が発生した場合、液化石油ガス販売事業者は、次により応急措置等を行うものとする。

ア 応急対策

各供給先における被災状況を速やかに調査点検し、容器、供給設備及び消費設備への応急措置を実施する。

イ 保安の確保

ガス設備が火災等により危険な状態になった場合は、容器を撤去し、爆発、流失等のない安全な場所へ一時保管する。

ウ 通報及び警報

県警察及び消防機関へ災害発生を直ちに通報するとともに、必要があるときは付近の住民に避難を警告する。

エ 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、町、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 応援協定関係

液化石油ガス販売業者は、応急措置の実施が困難な場合は、他の販売事業者、(社)山形県L Pガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協会に応援を要請し、又は県に要員の確保について応援を要請する。

第34節 義援金品の受入・配分

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被害者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

担当課（担当グループ）	住民税務課（会計室）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ）

1 義援金

(1) 受入体制の周知

町は、県、他の市町村及び日本赤十字社山形県支部と協力して、義援金の受入が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入

町は、次により義援金を受入れる。

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者に領収書を発行する。

(3) 配分

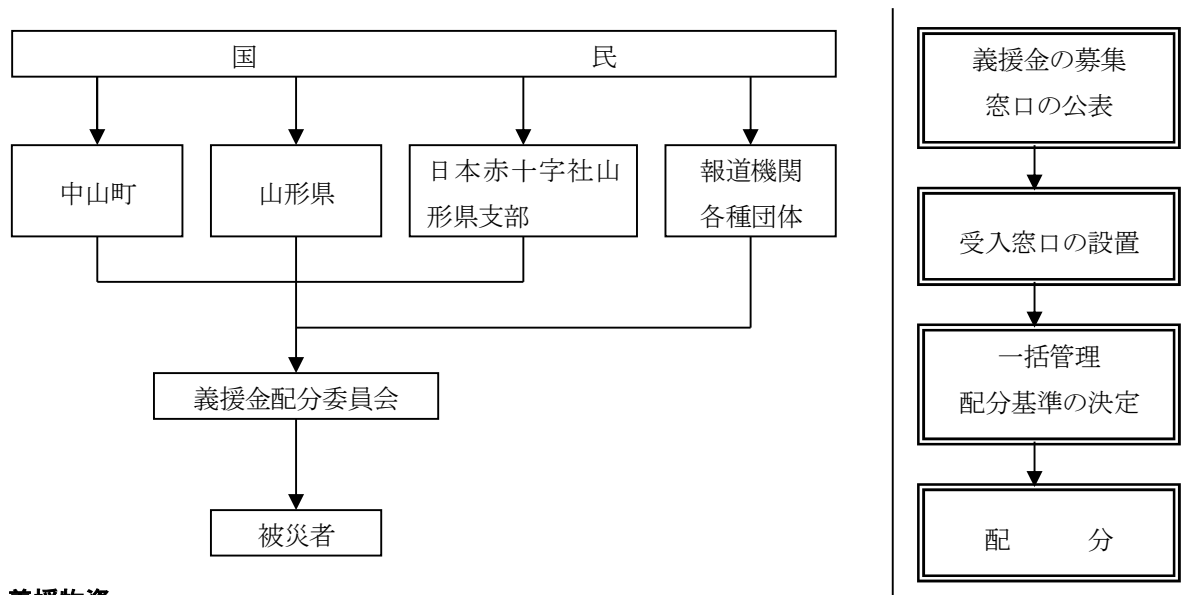
ア 町は、県、他の市町村及び支援関係団体と協力して、義援金配分委員会を組織する。義援金配分委員会は、各窓口で募集した義援金を一括管理し、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適正かつ速やかに配分する。義援金配分委員会の委員は、県、町、関係市町村、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、日本赤十字社山形県支部、報道機関及び義援金受付団体等で構成する。

イ 日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに義援金配分委員会に送付される。

なお、義援金配分委員会が組織されていない場合は、日本赤十字社山形県支部と町が協議のうえ、配分する。

ウ 報道機関及び各種団体等が募集した義援金については、町、県又は他の市町村に寄託があった場合も、義援金配分委員会において適正かつ速やかに配分する。

義援金の受入、配分計画フロー



2 義援物資

(1) 受入の基本方針

町は、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するもの及び希望しないものを把握し、必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入とは別ルートにするよう配慮する。

(2) 受入体制の周知

町及び県は、義援物資の受入が必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間について県又はホームページや報道機関等を通じ、支援を要請する品目や送り先等を公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、義援物資受入の必要がなくなった場合も、必要に応じその旨公表する。

(3) 受入及び保管

町は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入窓口を開設するとともに、物資を受入れ、（一時的に）保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

町は、次により義援物資を受入れる。

ア 受入・照会窓口を開設する。

イ ボランティア等の協力を得て、受入要員を確保する。

ウ 義援品輸送、保管、仕分け作業に適した集積場所を確保する。

(3) 配分

町は、受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。義援物資の仕分け、配布に当たってはボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

自己調達物資及び応援要請物資等を調整し、被災地におけるニーズに配慮した義援物資の効率的な配分を行う。

第35節 農林漁業災害の応急対策

大規模災害により、農作物等の被害、農業用施設の損壊のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、また、燃料、電気の途絶による花き等のハウス作物被害等における水産関係被害が予想される。このため、町は防災関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

担当課（担当グループ）	産業振興課（産業振興グループ）

1 被害状況の把握

町は、県、農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合等の農林水産業関係団体と連携し、国の防災関係機関の協力を得て、山形県農林水産業関係被害報告取りまとめ要領（資料編P253）に基づき、速やかに被災状況を把握する。

2 二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業関係施設

農家及び農業協同組合に対し、浸水等にもなう農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、土砂崩れ等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合や林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

(4) 水産物及び水産施設

漁業協同組合等及び漁家に対し、次の指導又は指示を行うとともに、必要な場合は、県、県警察及び消防機関と連携し、必要な措置を講ずる。

ア 船舶の座礁等により油の流出が生じた場合の油拡散防止措置、油回収及び無害化措置並びに防災関係機関への協力要請

イ 流失した船舶等の早期回収措置並びに防災関係機関への協力要請

ウ 洪水等により流出した流木等漂流物の早期回収措置

3 農林漁業の災害応急対策

(1) 農作物の農業用施設

町は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

ア 農家及び農業協同組合等に対し、冠水・浸水したほ場の揚・排水対策、倒木・枝折れした場合の樹勢回復措置、農作物の病虫害発生予防措置等、被害の拡大を防ぐために適切な措置を講じるよう指導する。

- イ 防災関係機関・団体が連携して、農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導の徹底を図る。
- ウ 被害状況に応じて、応急対策用農業用資機材、農薬、種苗等の円滑な供給が図られるよう関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

町は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ、又は防災関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受入体制の確保
 - (イ) 家畜死体の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - (エ) 家畜廃用認定（山形中央農業共済組合）
 - (オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商協同組合）
- イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - (ア) 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
- ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
- エ 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給（J A全農山形、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 林産物及び林産施設

ア 町は、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

- (ア) 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆うなどその拡大を防止する措置
- (イ) 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
- (ウ) 病虫害発生予防用薬品の円滑な供給
- (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
- (オ) 林産物の生育段階に対する生産管理技術指導
- イ 林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材の供給・確保及び火災の拡大防止等について防災関係機関に対し協力を要請する。

(4) 水産物及び水産施設

ア 町は、漁業協同組合と連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するとともに、防災関係機関に対して協力要請を行う。

- (ア) 水質の悪化、水温の急激な低下等が想定される場合の取水方法の改善又は水産物の移送
- (イ) 生育に影響を与えられとされる場合の養殖池等に付着した泥の除去
- (ウ) 土砂又は流木により機能の低下した河川工作物に設置した魚道の機能回復措置
- (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
- イ 町は、施設被害の復旧に急を要する場合は、県の指導を得て、漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・焼失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早急に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。

担当課（担当グループ）	総合政策課（まちづくり推進グループ）

1 災害復旧・復興の基本方向の決定

被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 復興対策組織の体制の整備

復旧・復興は、町及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期するため、町内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画について配慮する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、他の市町村、県、国及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

3 公共施設等災害復旧計画

(1) 基本方針

災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

(2) 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町又は県に対し速やかに報告する。

また、町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県に対し報告する。

(3) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設等に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立に当たっては、防災関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把

握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

(4) 事業の実施

町は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連絡をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配置、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

(5) 国、県による復旧工事の代行の要請

町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度による支援を、国及び県に要請する。

(6) 災害復旧事業計画の種類

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

- (ア) 河川災害復旧事業計画
- (イ) 砂防施設災害復旧事業計画
- (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (エ) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- (オ) 急傾斜崩壊防止施設災害復旧事業計画
- (カ) 道路災害復旧事業計画
- (キ) 下水道災害復旧事業計画
- (ク) 公園災害復旧事業計画

イ 農林水産業施設等災害復旧事業計画

ウ 文教施設等災害復旧事業計画

エ 厚生施設等災害復旧事業計画

オ 都市施設災害復旧事業計画

カ 公営住宅等災害復旧事業計画

キ その他の災害復旧事業計画

(6) 災害復旧事業にともなう財政援助

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定を受けられるよう県と協議しながら適切な措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。法律に基づく主な事業は次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

ウ 公営住宅法

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

カ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

キ 農林水産施設災害復旧事業費国庫援助の暫定措置に関する法律

ク その他（激甚法）

4 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を

作成し、計画的な復興事業を推進する。

(1) 復興対策組織体制の整備

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期するため、町内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織をあわせて設置する。

また、復興対策の遂行に当たり必要な場合は、県、国、他の市町村及び防災関係機関に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

(2) 復興基本方針の決定

町は、被災の状況、地域特性、関係公共施設等の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

(3) 復興計画の策定

ア 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

町は、災害防止と快適な都市環境を目指し、総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民の協力を得るため、都市計画決定を行う。

イ 特定大規模災害時における復興対応

特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

町は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

国土交通省及び県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

町及び県は、必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

国及び都道府県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。

(4) 復興事業の実施

町及び公共施設等の管理者は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、防災関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全地区」の整備についても留意する。

ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設の整備

イ 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐水・耐震化

ウ 建築物及び公共施設等の耐震・不燃化

(5) 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

5 国等に対する支援要請

復興事業の推進に関し、国等に対し必要な財源確保や特別の立法措置、あるいは職員の派遣等について要請を行う。

6 民間活力の積極的活用

公共事業のみならず、民間部門による住宅建設など、積極的に民間活力の導入を促進するための支援措置や規制緩和等について、国や県の協力を得ながら推進する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

町は、県及び防災関係機関の協力を得て、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置を講ずる。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、住民税務課（住民グループ、税務グループ、会計室）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ）、産業振興課（産業振興グループ）、建設課（下水道グループ）

1 支援の体系

項 目	概 要
被災者のための相談	相談所の開設、運営 相談事項 り災証明書の発行 被災者台帳の整備
見舞金等の支給及び生活資金の貸付	災害弔慰金の支給 災害傷害見舞金の支給 被災者生活再建支援金の支給 災害援護資金の貸付 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付 母子寡婦福祉資金の償還猶予 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長
雇用対策	特別相談窓口の設置等 離職者の早期再就職の促進 雇用保険の失業等給付に関する特例措置 未払賃金立替払事業に関する措置 労災保険給付等に関する措置 労働保険料の納付に関する特例措置
応急金融対策	通貨供給の確保 非常金融措置
生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供	調査、監視及び情報の提供 物資の指定等
住宅対策	住宅資金の貸付 被災者入居のための公営住宅建設 住宅復旧のための資材調達
租税の特例措置	町の特例措置 国・県の特例措置
公共料金の特例措置	郵政事業 電気通信事業

	電気事業
被災住民への各種措置の周知	

2 被災者のための相談

(1) 相談所の開設、広報

ア 町は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、県及び他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

町の設置する相談所：町役場及び避難所等

イ 住民に対し、掲示板、広報車、広報紙等を活用し広報を行う。

ウ 報道機関の協力のもとに放送により周知を図る。

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要介護者への対応、租税の特例措置及び公共料金の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

(3) り災証明書の発行

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ア 発行の手続き

町は、災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき、被災者のリスト及び被害状況を取りまとめた書類等を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、「被災者台帳」により確認のうえ、発行するものとする。なお、作成した書類により確認できないときでも申請者の立証書類をもとに客観的に判断できるときは、「り災証明書」を発行するものとする。ただし、火災については、申請書受理から発行まで山形市消防本部が行う。

窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項の感染防止対策等を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施する。

イ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

なお、り災証明書の様式は、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号）、り災証明書の交付枚数や代理申請は、「罹災証明書の交付に係る運用について」

(令和2年3月30日付け事務連絡)を参考とし、り災証明書の適切な交付に努める。

住家、住家以外の 建造の被害	☐ 全壊（全焼） ☐ 流失 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊（半焼） ☐ 準半壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水
人的被害	☐ 死亡 ☐ 行方不明 ☐ 負傷

ウ 発行手数料

火災に関するり災証明書については、山形市の条例に定めるところによる。ただし、その他の災害に関するり災証明書については、手数料を徴収しない。

(4) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

3 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

各種支給・貸付制度の概要は、資料編P233のとおりである。

4 雇用対策

町は、県及び国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、山形公共職業安定所の協力を得て職業の斡旋に努める。

5 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付（資料編P239）

(2) 災害公営住宅の建設

町は県と連携し、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施

が得られるよう努める。

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

6 租税の特例措置

町及び県は、災害により被災者の納付すべき地方税について、災害の状況に応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

7 被災住民への各種措置の周知

町及び防災関係機関は、それぞれが行う租税や公共料金の特例措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

8 被災者への精神的ケア

町は、保健所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、要配慮者への適切な対応に努める。

- (1) 被災者は、災害に伴い様々な症状に陥ることがある。これらの症状に対し、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう県や各関係機関との協力のうえ、的確な対策を講じるものとする。
- (2) 被災者が陥る心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県や各関係機関、専門医等の協力を得て、次のような対策を講じるものとする。
 - ア 精神科医師、保健師等による巡回相談
 - イ 保健所等による精神保健相談
 - ウ 広報誌やチラシ等による被災者への情報提供
 - エ 避難所等における避難者向けの講演会の実施
 - オ 小・中学校での子どもへの精神的カウンセリング
 - カ 専門施設での相談電話の開設

9 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

- (1) 調査、監視及び情報の提供

町は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、県の実施する需給及び価格状況の調査並びに監視に協力し、その結果を住民等に情報提供する。

- (2) 物資の指定等

- ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し若しくはそのおそれがあると認める場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。
- イ 町は、県に協力し、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入り調査や、適正な価格での売買の指導、必要に応じての勧告及び公表を行う。

第3節 産業復興の支援

被災した中小企業者及び農林業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずる。

担当課（担当グループ）	産業振興課（産業振興グループ）、建設課（下水道グループ）

1 中小企業金融対策

振興資金等融資制度の充実を図るほか、国、政府系金融機関・県・信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び防災関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

(1) 被災中小企業の資金需要の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、商工会、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金等の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めた時は、災害対策資金制度を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認めた場合は、国に対してセーフティネット保証の要請を行うとともに、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

(3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に関して、商工関係各種融資制度の活用について要請する。

災害復旧に関係する商工業関係の融資制度としては、次の制度を活用することができる。

ア 山形県商工業振興資金(災害対策資金、経営安定資金第4号)

イ 日本政策金融公庫(国民生活事業)による災害復旧貸付

ウ 日本政策金融公庫(中小企業事業)による災害復旧貸付

エ 商工組合中央金庫による災害復旧貸付

(4) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(5) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた

中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(6) 中小企業者への各種措置の周知

ア 各種広報手段を活用した周知

町及び県は、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

町及び県は、被害の状況に応じ、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

2 農林業金融対策（資料編P244参照）

(1) 農業関係

被害農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図る。

また、日本政策金融公庫資金の積極的な活用を図り、農地等の災害復旧資金として土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

(2) 林業関係

被害林業者に対し、天災融資法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にし、林業経営の安定を図るよう推進する。また、早期復旧を図るため日本政策金融公庫による融資制度の活用を図り、災害復旧資金としての林道その他林業用施設等長期低利資金の積極的な導入を指導する。

(3) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

町及び県は、天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林水産業者（以下「被害農林水産業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

町及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林水産業者」という。）に対し、低利の経営資金を融通する。

(4) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林水産業者に対し、農林水産関係施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

(5) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡

便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林水産業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(6) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

町及び県は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林水産業者に対する既貸付資付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(7) 農林水産業者への各種措置の周知

町及び県は、農林水産業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林水産業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林水産業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

第4節 激甚災害の指定

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、役場、学校を含む公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、総合政策課（まちづくり推進グループ）

1 激甚災害に関する調査

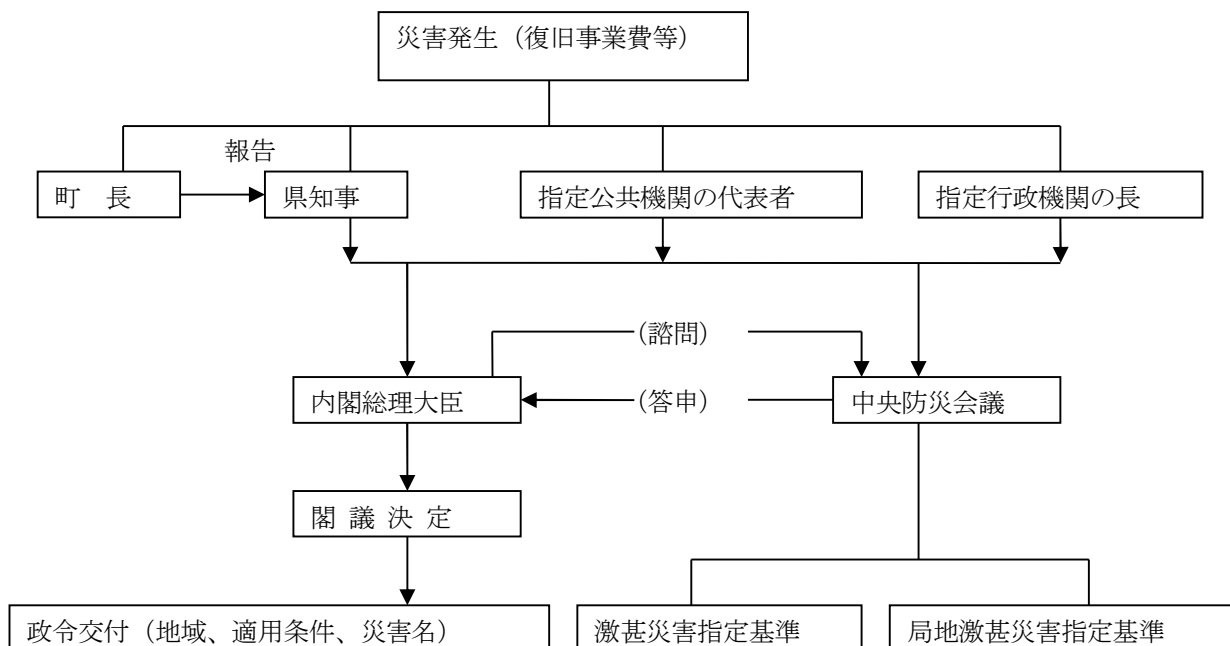
町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、町からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに激甚法に基づく調査を実施する。

2 激甚災害指定の手続

県は国の機関と連絡を取り、激甚災害指定の手続をとる。

激甚災害の指定手続



（注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続を行う。

3 特別財政援助の交付（申請）手続

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

県は、事業の種類ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金の交付手続を行うものとする。

4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は資料編P245のとおりである。

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

<震災に強い施設等の整備>

震災等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 地震に強いまちづくり

大規模地震の被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼす。

この地震災害を最小限に食い止めるためには、個々の建築物等の耐震化、不燃化の推進に加え、住宅密集地などの面的な視点からの取組も必要となる。

こうした観点から、住宅密集地の整備を行う際にも地震災害対応を考慮しながら事業を実施することとし、土砂崩れ等の災害に備えて実施する、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業や砂防、治山事業についても、緊急度、重要度を考慮し展開することとする。また、地震にともない生ずる液状化現象を防止するための対策を計画的に推進する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、産業振興課（産業振興グループ）、建設課（建設整備グループ、下水道グループ）

1 耐震性の確保

- (1) 建築物、土木構造物、通信設備、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。
- (2) 耐震設計における基本的な考え方
 - ア 供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。
 - イ 直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。
- (3) 代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。
- (4) 主要な鉄道、道路との基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

2 保全事業の充実

- (1) 地震に強い町の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。
- (2) 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震発生時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

3 地震に強いまちの形成

- (1) 町は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の推進を図る。
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進し、災害発生時においても機能する十分な幅員を確保する。
- (3) 老朽木造住宅密集市街地等、防災上の危険解消を図るため、土地区画整理、市街地再開発による面的な整備を図る。
- (4) 道路、公園等の施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を土地区画整備事業等により整備する。
- (5) 防災地域等の活用を図り、避難地、避難路、延焼遮断帯等防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。
- (6) 飲料水兼用の耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。

4 地震防災資機材等の整備

(1) 消防施設の整備

町は、地震が発生した場合に、消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されるので、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の基準等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

町等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

町は、総務省消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 町における防災資機材の整備

町は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

- (ア) コミュニティ防災拠点へ配置する資機材
- (イ) 消防団等が使用する救助用資機材
- (ウ) 水防用資機材

5 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくとも、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

(1) 災害危険箇所の周知

町は、平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備に関する事項について定め、地域住民に周知徹底を図る。

(2) 地盤沈下の防止

地下水の過剰採取により地盤が不等沈下した地域では、地震による被害が拡大するので、町は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図る。

(3) 災害防止対策工事の推進

町は、法指定を受けた危険箇所について、災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 緊急連絡体制の確立

町は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(5) 緊急用資機材の確保

町は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

(6) 地盤液状化現象の調査研究

町は、地盤の液状化現象に関する調査研究に努めるとともに、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

(7) 法令遵守の指導

建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災や東日本大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少なくないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を行う。

(8) 地盤改良の推進

市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

(9) 構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

(10) 液状化対策手法の周知

将来発生のおそれがある液状化の被害実態や、それらを防止又は軽減させるための具体的な工法を含め、技術的対応方法等について住民や関係方面への周知に努める。

(11) 危険住宅等の移転推進

町は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(12) 被災宅地危険度判定体制の確立

町は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

6 土砂災害予防対策

(1) 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

ア 防災体制の整備

震災時に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、操作・点検マニュアル及び情報連絡体制等を整備するとともに、関係団体等と連携・協力体制を強化する。

イ 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

ウ 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

エ 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

オ 応急復旧用資機材の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び団体から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなどにより、応急復旧用資機材の確保に努める。

カ 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等による危険地区（資料編 P195 参照）を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

(2) 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

斜面崩壊にともなう災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については防災関係機関と協力し重点的に観察を行う。

(3) 所有者等に対する防災措置の指導

被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。

また、当該地域の居住者に対しても平時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

崩壊危険区域の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次、急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の指定区域とあわせて、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

(5) 地すべり防止事業

地すべりによって流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山、治水事業の促進を図る。

(6) 宅地造成事業

宅地造成事業については、住宅造成等規制法など法に基づく防災措置を講ずるよう指導する。

(7) 雨量観測体制の整備

危険区域の住民等に対し、早期に適切な措置がとれるよう雨量観測体制の整備を推進する。

(8) 土砂災害特別警戒区域住宅移転等について

中山町土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規則や住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）等を積極的に適用し、安全な地帯へ移転を促進する。

(9) 治山施設等災害予防

町は、国及び県の協力を得て次により山地、治山の災害予防対策を講ずる。

ア 保安林の指定及び整備

(ア) 森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

(イ) 指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山施設の整備

(ア) 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

(イ) 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(10) 砂防施設の災害予防

現在荒廃している溪流又は将来荒廃のおそれのある溪流について、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、砂防ダム、床固工、流路工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流の整備を進める。

(11) 被災宅地危険度判定体制の確立

町は、被災した宅地による二次災害の発生のおそれや、安全性の調査等を図るために、県と連携して宅地危険度判定士の養成を図るものとする。

7 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の整備

本町では、令和2年度末時点で、土砂災害警戒区域7箇所、土砂災害特別警戒区域4箇所が指定されている。指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒体制に関する事項について定めるものとする。

(1) 住民への周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布や地域の危険箇所・避難所等を示した防災マップを作成し、住民へ周知を図っている。

(2) 要配慮者対策

土砂災害警戒区域内に高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合は、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の伝達を以下のとおり行う。

ア 伝達情報

伝達情報は、県・山形地方気象台から発表される土砂災害警戒情報があるが、要配慮者は、避難に時間を要するため、高齢者等避難での避難や、気象状況によって土砂災害の危険性があると判断した場合など、町からの避難指示等がなくとも自主避難に努めるものとする。

イ 伝達方法

伝達方法は、電話、ファクシミリ、町防災行政無線等で速やかに伝達する。

(3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転

町は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域又は建築基準法第40条（地方公共団体の条例による制限の附加）の適用区域に存する危険な不適格住宅の移転にかかる補助事業の推進を図る。

8 水害予防対策

(1) 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

ア 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

イ 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

ウ 災害危険地区の調査及び住民への周知

浸水等による危険地域を定期的に調査し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、災害危険箇所について住民へ周知する。

エ 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

オ 復旧資機材の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び民間団体から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなどにより、応急復旧用資機材の備蓄体制の整備に努める。

(2) 河川管理施設等の災害予防

点検要領に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。また、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を指導する。

9 農地、農業施設の災害防止

(1) 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

ア 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

イ 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

ウ 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

エ 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

オ 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

- (2) 土砂災害、浸水等に対して、農地、農業施設等を防衛するため、農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる区域の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震対策の万全を期する。

第三次山形県地震防災緊急事業五箇年計画のうち、本町に関するものは次のとおりである。

項 目	事 業 名	事業量 (箇所)	概算事業費 (百万円)	実施予定年度
消防用施設	消防団拠点施設整備事業	2	50	R5～7
消防車両	消防防災施設整備事業 (消防ポンプ自動車)	1	30	R4～7

第2節 建築物等の予防対策

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

担当課（担当グループ）	建設課（建設整備グループ）、教育課（学校教育グループ、生涯学習グループ）

1 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

町は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時には、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準・対津波計画基準（平成25年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

- ア 災害対策本部が設置される施設（役場本庁舎等）
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設（医療機関等）
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（町の出先機関等）
- エ 避難施設（学校、体育館、公民館等）
- オ 社会福祉施設等

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町は、「山形県建築物耐震改修促進計画」（平成19年1月策定。以下「県促進計画」という。）及び「中山町耐震改修促進計画」に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を中心に、町内全域において耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等の推進に努め、実施する場合は「住宅・建築物安全ストック形成事業」の活用を図り耐震化を推進する。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性の強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システムの耐震性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面を整理保管するとともに、法令点検の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

2 公共建築物の耐震化の推進

町は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針（平成17年3月策定）」及び「中山町耐震改修促進計画」に基づき、所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修）を計画的かつ効果的に推進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避

難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部を設置する施設、警察署、医療機関、避難所となる施設、学校、社会福祉施設などの災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するに当たり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(2) 広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く住民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

(4) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導

耐震診断・耐震改修のための技術的な指導は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行う。

(5) 防火管理者の設置

学校、医療機関等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

3 教育施設の耐震化の推進

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充を推進する。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、地震時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

震災時における防災用水及び飲料水を確保するため、水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

4 一般建築物等の耐震化の推進

一般建築物についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の推進を図る。

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

商業施設等不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(2)に掲げる一般建築物の耐震化に努める一方、電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策を指導する。

ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導に当たる施設従業員の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の

徹底

- エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- カ 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

(2) 住宅・建築物の耐震化

ア 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

- (ア) 町は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）（第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。
- (イ) また、耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格建築物についても、県促進計画及び県実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。
- (ウ) 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震改修促進法第7条の要安全確認計画記載建築物に指定することで、耐震化を促進する。
- (エ) 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

イ 耐震診断・改修に関する知識の普及啓発

町は、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及啓発に努める。

- (ア) 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及啓発を図る。
- (イ) 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。
- (ウ) 専門家の協力による指導・啓発
 - a 建築士、建築事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施設を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制の整備を図る。
 - b 地震により被災した建築物の安全性を判定し、また余震等による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定体制の整備を図る。体制の整備に当たっては、山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度を活用する。

(3) がけ地近接等危険住宅移転事業計画

がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(4) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(5) 窓ガラス等二次部材の落下防止

町は、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(6) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

町は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

5 耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断・改修技術者の育成・登録

町は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、県及び建築関係団体と連携し、技術者を対象として構造（木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造）別に耐震診断・改修の講習を行う。また、受講者の名簿を備え付け、住民からの問い合わせに際して、閲覧に供する等、活用を図るものとする。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、町は、県の実施する、以下の被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に協力する。

ア 応急危険度判定士の確保

イ 判定コーディネーターの養成・登録

ウ 判定資機材等の整備

町は、県と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

エ 防災関係機関における協力体制の確立

町は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

(3) 被災宅地の危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

6 建築物の火災耐力の向上促進

※風水害対策編第1章第2節建築物等の予防対策「1 建築物の火災耐力の向上促進」に準ずる。

7 地震保険の普及啓発

地震保険は、地震若しくは噴火を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないで、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、町は、県、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及啓発を図る。

8 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、町が平常時より状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小

第3編 第1章 第2節 建築物等の予防対策

限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第3節 都市防災計画

※風水害対策編第1章第3節 都市防災計画に準ずる。

第4節 地盤災害予防計画

地震により発生する崖崩れや地すべり等に起因する土砂災害について、災害を未然に防止し又は被害の軽減を図るために災害予防対策を進める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、産業振興課（産業振興グループ）建設課（建設整備グループ）

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知

風水害対策編第1章第4節 地盤災害予防計画「1 土砂災害警戒区域等の調査・周知」に準ずる。

2 山地災害危険地区の調査・周知

風水害対策編第1章第4節 地盤災害予防計画「2 山地災害危険地区の調査・周知」に準ずる。

3 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限し、町はこれに協力する。

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域

(2) 地盤沈下の防止

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

町、国及び県は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

町は県と連携し、危険箇所の巡視・点検を行うとともに、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

町は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

町及び県は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

4 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤液状化現象の情報収集

町は、県、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する情報収集を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の把握に努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

町及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

5 災害防止に配慮した土地利用の誘導

風水害対策編第1章第4節 地盤災害予防計画「4 災害防止に配慮した土地利用の誘導」に準ずる。

6 被災宅地危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

7 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

風水害対策編第1章第4節 地盤災害予防計画「5 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立」に準ずる。

第5節 ライフライン施設等の予防対策

上下水道等ライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。このため、耐震性の高い施設を整備するとともに、地震が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の地震対策を推進する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、建設課（建設整備グループ、下水道グループ）

1 水道施設の予防対策

水道事業者（最上川中部水道企業団）は、地震が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるため、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

※風水害対策編第1章第5節 ライフライン施設等の予防対策「1 水道施設の予防対策」に準ずる。

- (1) 防災体制の整備 ※「1 水道施設の予防対策」に準ずる。
- (2) 防災広報活動の推進 ※「1 水道施設の予防対策」に準ずる。
- (3) 水道施設の被害想定

水道事業者は、構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震化の目標設定を行う。

ア 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

イ 水道システムの被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別に実施する。

- (ア) 管路の被害想定
- (イ) 構造物及び設備の被害想定
- (ウ) 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口
- (エ) 断水期間

ウ 耐震化の目標設定

水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

- (ア) 水道施設ごとの応急復旧期間
- (イ) 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
- (ウ) 医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

(4) 上水道施設の災害予防措置

水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

ア 重要施設の耐震化の推進

地震による耐震化を推進するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施

し、耐震化を促進する。

(ア) 浄水場、配水池等の構造物の耐震化

(イ) 軟弱地盤における地盤改良

(ウ) 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

(エ) 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

(オ) 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震化

(カ) 老朽管路の計画的な更新。基幹配水管並びに医療機関及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震化

(キ) 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

イ 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ウ バックアップシステムの構築

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

(ア) 重要施設の複数配置による危険分散の強化

(イ) 非常用電源の整備（2回線受電、自家発電設備）

(ウ) 隣接水道事業者施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築

(エ) 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

エ 機械設備や薬品管理における予防対策

(ア) 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

(イ) 塩素ガス漏出時の中和施設の整備、中和剤の常備

(ウ) 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

(エ) 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

(5) 災害対策用資機材等の整備 ※「1 水道施設の予防対策」に準ずる

(6) 生活用水水源の確保 ※「1 水道施設の予防対策」に準ずる

2 下水道施設の予防対策

町は、地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、污水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするため、次の災害予防対策を講じる。

※風水害対策編第1章第5節 ライフライン施設等の予防対策「2 下水道施設の予防対策」に準ずる。

(1) 防災体制の整備 ※「2 下水道施設の予防対策」に準ずる。

(2) 広報活動 ※「2 下水道施設の予防対策」に準ずる。

(3) 下水道施設の災害予防対策

町は、次により下水道施設の耐震性及び安全確保対策を実施するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

ア 耐震性の確保

(ア) 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

(イ) 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

- a 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手等を採用する。
- b 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継手を採用する。

(ウ) 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、ほとんどすべての被害形態が複合して発生する傾向がある。したがってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずることに努める。

イ 安全確保対策

(ア) 管理図書の整理

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、これらの基本的図書の整理保管に努めるとともに、そのバックアップを設けて安全性の向上を図る。

(イ) 施設の点検パトロール

漏水や湧水等何らかの変化が発生している箇所は、地震発生時に被災する危険性が高いことから、日常の点検パトロールにおいて把握し、未然防止に努める。

(ウ) 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(エ) 維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として5年に1回以上の点検を実施する。また、腐食のおそれの大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

ウ 長時間停電対策

(ア) 非常用発電機（可搬式）の活用

町は、平成23年度に非常用発電機を整備しており、下水道施設の停電対策として、最低必要台数を備品として確保しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定を提携することを検討する。

(イ) 燃料の確保

非常用電源及び緊急車両用の燃料を確保する。また、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。

- (4) 災害復旧用資機材等の確保 ※「2 下水道施設の予防対策」に準ずる。

3 電力供給施設の予防対策

※風水害対策編第1章第5節 ライフライン施設等の予防対策「3 電力供給施設の予防対策」に準ず

る。

4 電気通信設備の予防対策

電気通信事業者（東日本電信電話株）は、災害発生時においても、重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の設計・設置を行うとともに、設備自体を物理的に強固にする。また、被災地とそれ以外の地域間の通信が途絶し又は麻痺しないよう、次によりシステムとしての信頼性の向上を図る。

※風水害対策編第1章第5節 ライフライン施設等の予防対策「4 電気通信設備の予防対策」に準ずる。

(1) 防災体制の整備

ア 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制ぎょ及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

イ 地震発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じて予め定めておく。

ウ 対策要員の確保

大規模な地震が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、応急復旧要員の非常招集及び受け入れ体制を確保する。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

地震発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

(ア) 社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を充実する。

(イ) 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。

(ウ) 町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(2) 広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び、災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

(3) 電気通信設備の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

ア 電気通信設備の耐震性等

(ア) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(イ) 耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

(4) 公衆通信設備等の高信頼化

地震又は火災に備えて、主要な公衆通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

第3編 第1章 第5節 ライフライン施設等の予防対策

- (5) 公衆通信システムの高信頼化 ※「4 電気通信設備の予防対策」に準ずる。
- (6) 災害対策用機器及び車両等の配備 ※「4 電気通信設備の予防対策」に準ずる。
- (7) 災害対策用資機材等の確保と整備 ※「4 電気通信設備の予防対策」に準ずる。

第6節 文教施設における災害予防計画

※風水害対策編第1章第6節 文教施設における災害予防計画に準ずる。

第7節 積雪期の地震災害予防計画

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、町、県及び防災関係機関が実施する総合的な雪対策について定める。

担当課（担当グループ）	建設課（建設整備グループ）、総務広報課（危機管理グループ）

1 除排雪体制・施設整備等の推進

(1) 道路の雪対策

ア 道路除排雪体制の強化

(ア) 一般国道、県道、町道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(イ) 町、国及び県は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備

町、国及び県は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。

(2) 除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、地域住民が除排雪活動に必要な除雪機械等を整備することを進める。

(3) 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

町及び県は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、町は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要配慮世帯に対する助成等

町は、県及び防災関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性の確保に努める。

町は、自力による屋根の雪おろしが困難な要配慮世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度の整備に努める。

(4) 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保が困難となるので、町は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備に努める。

2 緊急活動対策の整備

(1) 冬期緊急道路確保路線網図の整備

町、国及び県の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を整備する。

(2) 通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進する。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 避難所体制の整備

町は、積雪寒冷期の使用をも考慮して避難所を指定するとともに、その運営に関し、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(4) 積雪期用資機材の整備

積雪期においては、特に避難所等における暖房等の需要が増大するので、町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スコップ及び救出用スノーボード等）の整備に努める。

3 総合的雪対策の推進

積雪期の震災対策においては、雪対策の総合的長期的推進が重要であることから、町は、県の「山形県雪対策基本計画」に基づき、県及び防災関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

＜迅速かつ円滑な震災応急対策への備え＞

地震災害に対しては、迅速かつ円滑な地震応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような地震応急対策への事前の備えについて対策を講ずる。

第8節 職員の配備体制

※風水害対策編第1章第7節 職員の配備体制に準ずる。

第9節 情報通信連絡網の整備

※風水害対策編第1章第8節 情報通信連絡網の整備に準ずる。

第10節 相互応援体制・受入体制の整備

※風水害対策編第1章第9節 相互応援体制・受入体制の整備に準ずる。

第11節 消防体制の整備

※風水害対策編第1章第11節 消防体制の整備に準ずる。

第12節 救助・救急体制整備計画

※風水害対策編第1章第11節 救助・救急体制整備計画に準ずる。

第13節 医療救護体制の整備

※風水害対策編第1章第12節 医療救護体制の整備に準ずる。

第14節 緊急輸送活動対策

※風水害対策編第1章第13節 緊急輸送活動対策に準ずる。

第15節 避難収容対策

大規模地震発生時における避難者の収容のため、町は事前に、緊急に避難する場所としての避難所、また、ある程度の設備が整っている公民館等の避難所、及び避難所に向かう避難路について、地震発生の際速やかに開設、運営できるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ、介護支援グループ、健康づくりグループ）、教育課（学校教育グループ、生涯学習グループ）

1 避難地等の指定と事前周知

※風水害対策編第1章第14節 避難収容対策「1 避難地等の指定と事前周知」に準ずる。

2 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難指示等ができるようあらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

(2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

町は、避難指示等を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 避難所等に係る設備・資機材等の整備

※風水害対策編第1章第14節 避難収容対策「3 避難所等に係る設備・資機材等の整備」に準ずる。

4 要配慮者の避難支援計画

※風水害対策編第1章第14節 避難収容対策「4 要配慮者の避難支援計画」に準ずる。

5 避難誘導体制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

※風水害対策編第1章第14節 避難収容対策「6 防災上特に注意を要する施設の避難計画」に準ずる。

7 福祉避難所の指定

※風水害対策編第1章第14節 避難収容対策「7 福祉避難所の指定」に準ずる。

8 近隣市町における指定緊急避難場所の指定

※風水害対策編第1章第14節 避難収容対策「8 近隣市町における指定緊急避難場所の指定」に準ずる。

9 新型コロナウイルス感染症対策

※風水害対策編第1章第14節 避難収容対策「9 新型コロナウイルス感染症対策」に準ずる。

第16節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

※風水害対策編第1章第15節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備に準ずる。

＜防災行動力強化の促進＞

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災関係機関職員の防災知識の普及啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や災害ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

第17節 防災訓練の実施

災害発生時に、県・防災関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、向上を図ることを目的として、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施する。

担当課（担当グループ）	各課（各グループ）

1 訓練の実施及び参加

※風水害対策編第1章第16節 防災訓練の実施「1 訓練の実施及び参加」に準ずる。

2 訓練の種類及び内容の整備

突発的な地震災害の発生に備え、町内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施する。

(1) 基礎防災訓練の実施

ア 火災防ぎょ訓練

消防団は、強風下あるいは水利難等あらゆる状況下における火災に対処するため、建物火災、林野火災等を想定し、概ね年1回火災防ぎょ訓練を行う。

イ 避難訓練

(ア) 保育園・小中学校の管理者は、消防法第8条第1項の規定に基づき、各々の計画により園児・児童・生徒を対象に避難訓練を行う。

(イ) 町及び消防団は、町内の関係事業所、施設の管理者に対し、避難計画の樹立及び訓練の実施について指導協力を行う。

ウ 通信訓練

町は、災害が発生した場合に、防災行政無線が十分な効果を発揮できるよう、平時からその訓練を行っておく。

エ 山形市消防本部は、消防法第8条第1項の規定に基づき、町内の施設の管理者に対し、消防計画に基づく避難計画の樹立及び訓練の実施について指導を行う。

(2) 総合防災訓練の実施

町は、災害時における防災活動の円滑化と防災関係機関相互の協力体制の強化及び地域住民の防災意識の向上を図るため、年1回以上、次の訓練内容を包含した総合的な訓練を実施する。

- ・ 自主防災組織による初期対応訓練
- ・ 非常招集訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 災害情報収集伝達訓練
- ・ 救出訓練
- ・ 救急救護訓練

- ・非常無線通信訓練
- ・災害対策本部設置運営訓練
- ・自衛隊要請訓練
- ・災害ボランティア受け入れ訓練
- ・水防訓練
- ・山形市消防本部と連携した訓練
- ・緊急道路確保訓練
- ・初期消火訓練
- ・給食給水訓練
- ・救援物資輸送訓練
- ・要配慮者避難誘導訓練
- ・その他必要な訓練

3 訓練方法の検討

※風水害対策編第1章第16節 防災訓練の実施「3 訓練方法の検討」に準ずる。

4 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

※風水害対策編第1章第16節 防災訓練の実施「4 隣接市町等が実施する防災訓練への参加」に準ずる。

5 防災関係機関の防災訓練

※風水害対策編第1章第16節 防災訓練の実施「5 防災関係機関の防災訓練」に準ずる。

6 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

町及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童生徒等の避難誘導を実施すること。
- (3) 保護者への引渡し訓練を実施すること。
- (4) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (5) できる限り地域との連携に努めること。

7 防災上特に注意を要する施設における防災訓練

※風水害対策編第1章第16節 防災訓練の実施「7 防災上特に注意を要する施設における防災訓練」に準ずる。

8 実践的な訓練の実施と事後評価

※風水害対策編第1章第16節 防災訓練の実施「8 実践的な訓練の実施と事後評価」に準ずる。

第18節 防災知識の普及

町は、職員に対しマニュアルの作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。また、住民に対しても「自らの身は自らで守る。」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等を積極的に実施し、普及啓発に努める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、教育課（学校教育グループ）

※風水害対策編第1章第17節 防災知識の普及に準ずる。

1 職員に対する防災教育

職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

町は、職員に対し、防災関係法令、関係条例、町地域防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

このため町では、職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 地震災害に関する基礎知識
- (2) 地震災害の特性
- (3) 中山町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

2 学校教育における防災教育

※風水害対策編第1章第17節 防災知識の普及「2 学校教育における防災教育」に準ずる。

3 住民に対する防災知識の普及

町は、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図る。また、毎年防災の日（9月1日）を中心とした防災週間中には広く住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

- (1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 中山町地域防災計画の概要
- (イ) 地震災害に関する一般的知識

- (ウ) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の耐震診断、家具等の転倒防止対策
- (キ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ク) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症対策として、避難所へ避難する際に持参する持出品等（食料〔最低1日分〕、マスク、体温計等）の事前準備
- (コ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (サ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄。
- (シ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (ス) 起震車や県防災学習館等による地震疑似体験
- (セ) 応急手当等看護に関する知識
- (ソ) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (タ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え。
- (チ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (テ) 危険区域図の周知
想定される被害の危険区域及び避難所、避難路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）の作成に努め、住民等に周知する。
- (ト) 災害時の通信手段
災害時の通信手段として「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」の周知に努める。
- (ナ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (ニ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ヌ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (ネ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

イ 啓発の方法

- (ア) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用、ホームページの活用
- (イ) 映画、ビデオテープの利用
- (ウ) 広報車の利用
- (エ) 山形市市民防災センターの活用
- (オ) 講演会、講習会、防災セミナー等の実施
- (カ) 防災訓練の実施

自主防災組織の活動を通じた普及啓発活動の展開を図る。また、必要に応じて指定避難所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(2) 社会教育を通じての啓発

町及び教育委員会は、女性団体、PTA、芸術文化・スポーツ振興団体、ボランティア活動団体等

を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、各種団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 企業の啓発

町は、企業職員の防災意識の向上を図るための啓発活動を行うとともに、地域防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行うよう努める。また、企業自らも防災意識の啓発や防災訓練の積極的な実施を働きかける。

(4) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合に備え、事業所等に対する防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害の備えについての啓発事項

- (ア) 施設の安全点検
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄（ローリングストックの活用）
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 保険・共済等の再建に向けた事前の備え
- (カ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (キ) 地域住民との協力体制の構築

イ 災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）を事業所等に周知する。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 応急救護の方法
- (イ) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (ウ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (エ) ライフライン途絶時の対策
- (オ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (カ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

町は関係機関と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災DVDの貸出し、山形県防災学習館の利用、ホームページの活用、研修会等の開催等により防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定避難所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

※風水害対策編第1章第17節 防災知識の普及「5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」に準ずる。

6 要配慮者への配慮

※風水害対策編第1章第17節 防災知識の普及「6 要配慮者への配慮」に準ずる。

第19節 自主防災組織等の育成

※風水害対策編第1章第18節 自主防災組織等の育成に準ずる。

大規模地震災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、消防団、地域住民、事業所の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、町は、地域住民、事業所による自主防災組織等の育成・指導に努める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）

1 消防団の活動

※風水害対策編第1章第18節 自主防災組織等の育成「1 消防団の活動」に準ずる。

2 自主防災組織の組織化・育成

※風水害対策編第1章第18節 自主防災組織等の育成「2 自主防災組織の組織化・育成」に準ずる。

3 自主防災組織の活動

※風水害対策編第1章第18節 自主防災組織等の育成「3 自主防災組織の活動」に準ずる。

4 企業（事業所）等における防災の促進

※風水害対策編第1章第18節 自主防災組織等の育成「4 企業（事業所）等における防災の促進」に準ずる。

なお、以下を加える。

(5) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

5 地域住民及び事業者の共同による地区内の防災活動の推進

※風水害対策編第1章第18節 自主防災組織等の育成「5 地域住民及び事業者の共同による地区内の防災活動の推進」に準ずる。

第20節 要配慮者の安全確保

※風水害対策編第1章第19節 要配慮者の安全確保に準ずる。

第21節 ボランティア受入体制の整備

※風水害対策編第1章20節 ボランティア受入体制の整備に準ずる。

＜地震に関する調査研究及び観測等の推進＞

第2.2節 地震に関する調査研究計画

震災対策を効果的に推進するため、町が実施する地震及び震災に関する調査研究について定める。

担当課（担当グループ）	各課（各グループ）

1 防災関係機関との情報交換等の実施

(1) 他市町村との防災資料交換

地域防災計画、その他個別対策項目ごとの応急対策要領等の防災資料に関し、他市町村との交換に努める。

(2) 県・国等関係機関との情報交換

県各機関、国等関係機関との情報交換・資料収集等に努める。

2 防災に関する図書・資料等の収集等

(1) 過去の災害等の資料整理・公開

過去の大規模災害関連の研究報告書、出版物、資料等の収集等を行う。

(2) 各種データの保存

道路、橋梁等の公共土木施設が被災した際に、円滑な応急復旧及び改良復旧等が施工できるよう施設台帳等を作成し、各種データの資料整理や複製等の保存に努める。

3 町の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

(1) 直下型大規模地震対応に関する調査等

直下型大規模地震対応に関する調査等に努める。

(2) 土砂災害との複合災害に関する調査等

土砂災害の多い地域防災特性にかんがみ、地震により引き起こされる可能性のある土砂災害についての調査等に努める。

第23節 地震観測体制の整備計画

地震災害発生時における迅速な初動体制の構築に資するため、町及び防災関係機関は、地震情報収集体制の整備を推進する。

担当課（担当グループ）	各課（各グループ）

1 町の地震観測体制の整備・強化

(1) 町の地震観測体制

町は、役場庁舎に震度計を設置しており、大規模地震が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

(2) 観測体制の充実

県、山形地方气象台、町等防災関係機関は、震度情報ネットワークの機能・信頼性の向上に努める。

また、防災や観測成果の公表を目的として気象観測施設を設置した時は、設置の日から30日以内に山形地方气象台長に届け出る。また、観測精度を維持するため、気象観測に用いる気象測器は気象業務法で定める技術上の基準に従い、検定に合格したものを使用する。

第2章 災害応急対策計画

<活動体制の確立>

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の防災関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の地方公共団体への広域応援や自衛隊への災害派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

町域に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、防災関係機関と緊密な連帯を図りつつ地震災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

担当課（担当グループ）	各課（各グループ）

1 災害対策本部

※風水害対策編第2章第1節 応急活動体制の確立「1 災害対策本部」に準ずる。

2 災害対策連絡本部

※風水害対策編第2章第1節 応急活動体制「2 災害対策連絡本部」に準ずる。

3 職員の動員配備体制

(1) 配備基準

区分	職員配備基準	活 動 内 容
第1次配備	○町内で震度4の地震が観測されたとき	○被害情報の災害関連情報の収集、伝達等を実施する。
第2次配備	○町内で震度5弱の地震が観測されたとき	○被害情報の災害関連情報の収集、伝達等及び応急対策を実施する。

第3編 第2章 第1節 応急活動体制の確立

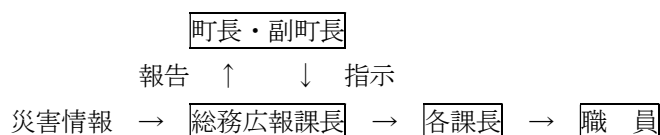
区分		職員配備基準	活 動 内 容
第3次配備	災害対策連絡本部	○相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○町内で震度5強の地震が観測されたとき ○町長が特に必要があると認めたとき	○町長を本部長とする災害対策連絡本部を設置し、関係課等においても災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 ○災害の状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制をとる。
第4次配備	災害対策本部	○大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき ○災害救助法を適用すべき災害が発生し、その対策を必要とするとき ○町長が特に必要があると認めたとき	○町長を本部長とする災害対策本部を設置し、全職員は地域防災計画に定める事務分掌に基づき、災害に関する情報収集、伝達及び応急対策を実施する。

(2) 職員動員配備体制の一般基準

地震発生時における職員の動員配備体制は、次のとおりとする。ただし、災害の規模、発生時期等によっては、一般的な基準と異なる配備体制をとることがある。

課 名	グループ名	第 1 次配備	第 2 次配備	第 3 次配備	第 4 次配備
総務広報課	庶務広報グループ	全員待機	全員	全員	全職員
	危機管理グループ	全員	全員	全員	
総合政策課	まちづくり推進グループ		全員待機	全員	
住民税務課	税務グループ		統括等	全員	
	住民グループ		主査等	全員	
健康福祉課	福祉子育て支援グループ		統括等	主任等	
	介護支援グループ		統括等	主任等	
	健康づくりグループ		統括等	全員	
産業振興課	産業振興グループ	全員待機	統括等	全員	
建設課	建設整備グループ	全員	全員	全員	
	下水道グループ	全員	全員	全員	
会計室			統括等	主任等	
議会事務局			全員待機	主査等	
農業委員会			全員待機	主査等	
教育課	学校教育グループ		主査等	主任等	
	生涯学習グループ		全員	全員	
消防団	団長・副団長・本団員・関係分団	別に定める消防団の動員規定による。			

(3) 動員指令系統図



(4) 動員の方法

ア 勤務時間内

(3)の系統図に従い、口頭、電話、行政イントラネット又は庁内放送により、必要な職員を動員する。

イ 勤務時間外及び休日

(ア) 警備員等は、県からの地震情報を受けた場合は、直ちに総務広報課長に報告し指示を受ける。

(イ) 総務広報課長は、町長及び副町長に報告し、本部設置及び配備体制の指示を受けるとともに、その措置をとる。

(ウ) 総務広報課長及び警備員等は、各課長及び関係職員等に緊急連絡をとる。

(エ) 連絡を受けた各課長及び関係職員は直ちに登庁し、所用の配備体制につくものとする。

(オ) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を課長に連絡するとともに、家族の避難及び医療機関への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

(カ) 道路が寸断され登庁することが困難な場合は、その地域に残り被災状況の収集等に当たり、常に本部と連絡をとるものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

※風水害対策編第2章第2節 情報伝達体制の確立に準ずる。

第3節 災害救助法の適用及び運用

※風水害対策編第2章第3節 災害救助法の適用及び運用に準ずる。

第4節 広域応援及び避難受入計画

※風水害対策編第2章第4節 広域応援及び避難受入計画に準ずる。

第5節 自衛隊災害派遣要請依頼計画

※風水害対策編第2章第5節 自衛隊災害派遣要請依頼計画に準ずる。

第6節 県消防防災航空隊・ 県ドクターヘリコプターの活用

※風水害対策編第2章第6節 県消防防災航空隊・県ドクターヘリコプターの活用に準ずる。

第7節 労働力の確保

※風水害対策編第2章第7節 労働力の確保に準ずる。

第8節 ボランティアとの連携

※風水害対策編第2章第8節 ボランティアとの連携に準ずる。

＜初動期の応急対策＞

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救急・救助、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第9節 地震情報等の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。このため、町は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、住民に伝達する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（危機管理グループ）

1 地震に関する情報の種類及び発表の流れ

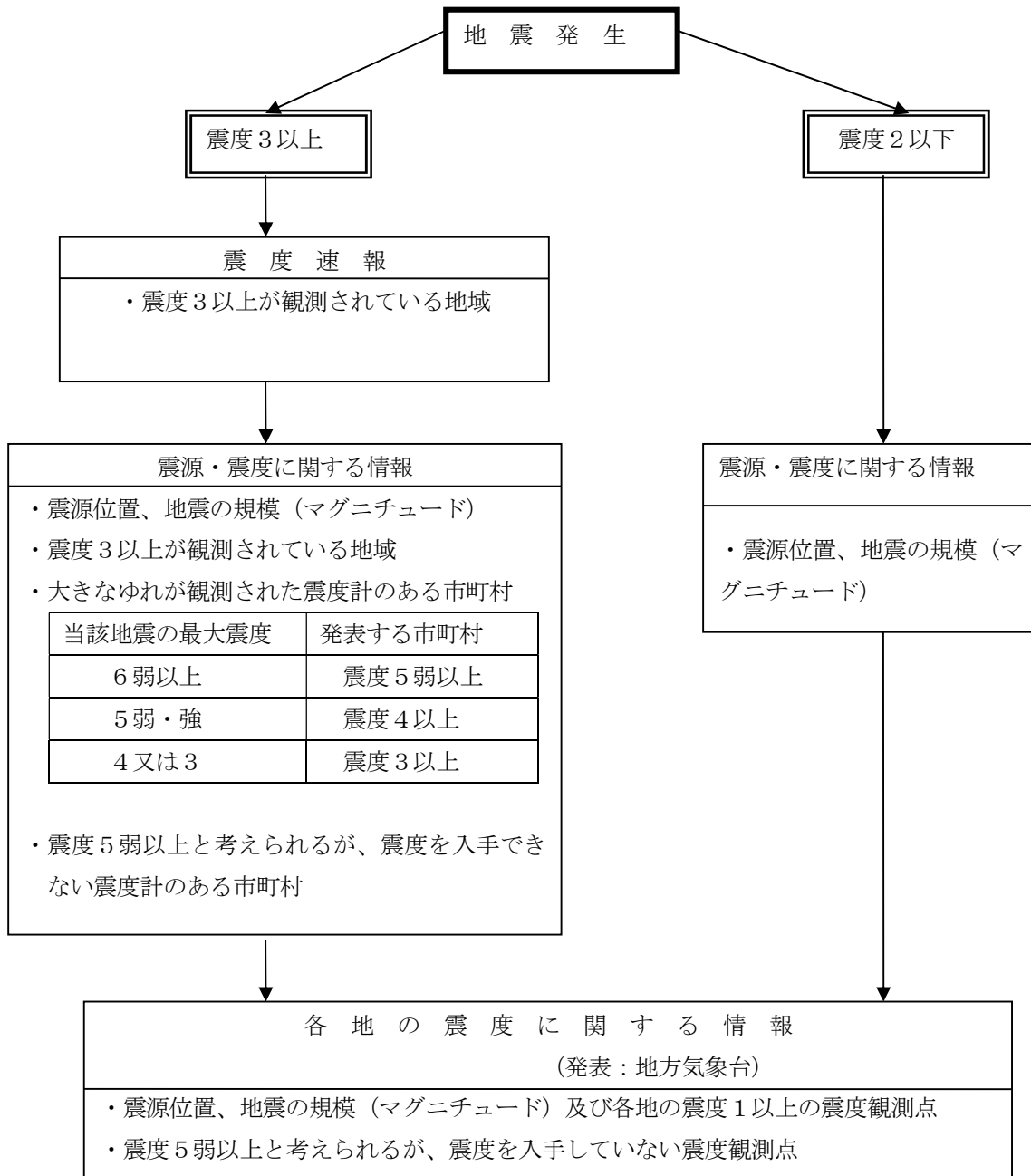
気象庁から発表される、地震に関する情報については次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 (中山町は津波は非該当)
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 (中山町は津波は非該当)
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

第3編 第2章 第9節 地震情報等の収集・伝達

地震情報の種類	発表基準	内 容
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

地震に関する情報等の発表の流れ

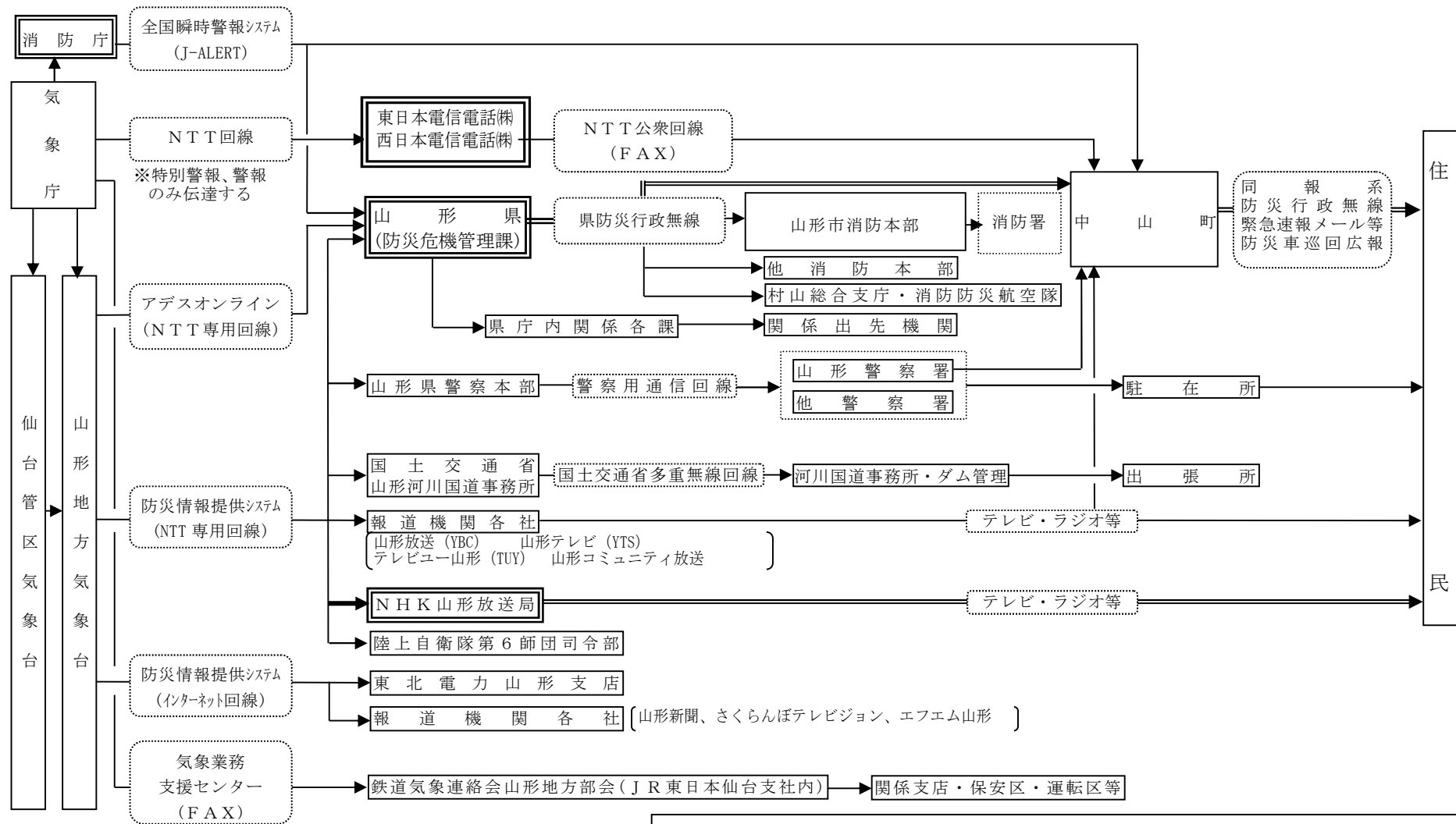


2 地震に関する情報の伝達

山形県にかかわる地震に関する情報は、気象業務法第15条に基づき、気象庁又は仙台管区气象台から発表され、山形地方气象台を経由して、山形県、防災関係機関、各市町村及び住民へと伝達されるが、その経路は次のとおりである。

町及び消防本部は、伝達された地震に関する情報を、サイレン吹鳴装置及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

地震等情報の伝達系統図



二重枠で囲まれている経路は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
二重線の経路は、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

3 緊急地震速報の伝達

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）経路による町の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

町は、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達

※風水害対策編第2章第10節 災害情報・被害情報の収集・伝達に準ずる。

第11節 広報

地震災害が発生した場合において、社会秩序の維持及び民心の安定を図るため、災害の情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 基本方針

※風水害対策編第2章第11節 広報「1 基本方針」に準ずる。

2 広報担当者の確認

※風水害対策編第2章第11節 広報「2 広報担当者の確認」に準ずる。

3 災害広報の概要

※風水害対策編第2章第11節 広報「3 災害広報の概要」に準ずる。

4 広報活動における町の役割分担

※風水害対策編第2章第11節 広報「4 広報活動における町の役割分担」に準ずる。

5 被災者等への情報伝達活動

※風水害対策編第2章第11節 広報「5 被災者等への情報伝達活動」に準ずる。

6 災害発生後の各段階における広報

町は防災関係機関が実施する広報を調整し、防災関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切・継続的に提供する。

(1) 災害応急対策初動期

- ア 安否情報
- イ 住民に対する避難指示等
- ウ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- エ 避難所の開設状況

(2) 災害応急対策本格稼働期

- ア 消毒、衛生及び医療救護情報
- イ 小中学校の授業再開予定
- ウ 応急仮設住宅への入居に関する情報

(3) 復旧対策期

- ア り災証明の発行
- イ 生活再建資金の貸付け
- ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- エ その他生活再建に関する情報

7 安否情報の提供

※風水害対策編第2章第11節 広報「7 安否情報の提供」に準ずる。

8 広報資料の作成

※風水害対策編第2章第11節 広報「8 広報資料の作成」に準ずる。

9 広報活動実施上の留意点

※風水害対策編第2章第11節 広報「9 広報活動実施上の留意点」に準ずる。

10 広聴活動（相談窓口の設置）

※風水害対策編第2章第11節 広報「10 広聴活動（相談窓口の設置）」に準ずる。

11 放送機関への発表

※風水害対策編第2章第11節 広報「11 放送機関への発表」に準ずる。

第12節 水防活動

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動を行う事態が予想される。
このため、町は、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 通報・連絡

※風水害対策編第2章第12節 水防活動「2 通報・連絡」に準ずる。

2 水防資機材の確保

※風水害対策編第2章第12節 水防活動「3 水防資機材の確保」に準ずる。

3 水防活動の充実と水防団の安全の確保

損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び資機材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

また、町は、水防管理団体として、危険を伴う水防活動に従事する者（水防団等）の安全の確保を図るものとする。

(1) 地震時の護岸破損等による浸水防止

地震動にともない破損・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

4 防災センターの活用

※風水害対策編第2章第12節 水防活動「5 防災センターの活用」に準ずる。

5 応援による水防活動の実施

※風水害対策編第2章第12節 水防活動「6 応援による水防活動の実施」に準ずる。

第13節 土砂災害等の防止対策

※風水害対策編第2章第13節 土砂災害等の防止対策に準ずる。

第14節 河川施設災害応急計画

※風水害対策編第2章第14節 河川施設災害応急計画に準ずる。

第15節 消防活動

※風水害対策編第2章第15節 消防活動に準ずる。

第16節 避難指示、誘導

大規模地震発生時には、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予測されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、健康福祉課（福祉子育て支援グループ、介護支援グループ）、教育課（学校教育グループ）

1 住民等の自主避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに町へ避難先、避難人数等を連絡するよう努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 町の支援措置

町は、住民が自主的避難を開始した場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらうなど、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

2 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

ア 町及び防災関係機関は、所管区域内のパトロールを強化して住民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努め、避難指示について早めの実施に留意する。

国及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

イ 余震による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに災害発生のおそれがある場合は速やかに避難対策を実施するものとする。

(2) 避難実施の決定となる必要な措置

ア 避難指示等の実施者

避難指示等は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、原則として町長が行う。

町は、避難指示等を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

町長は、管轄区域内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかにその旨を

知事に報告する。また、必要に応じて山形警察署長及び消防団長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫する等急を要する場合で、町長が避難指示を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次のとおり警察官等が避難の指示等を行うことができる。この場合、警察官等は、避難の指示等を行った旨を速やかに町長に通知する。

なお、町長は、避難のための立退き指示等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、県知事は、必要な助言をするものとする。

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難指示	町長	立ち退き及び立ち退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるとき。 ・避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。 町長 → (報告) → 知事
	知事	立ち退き及び立ち退き先の指示	・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合。 ・避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。
避難の指示等	警察官	立ち退き及び立ち退き先の指示	・町長が立ち退きの指示を行うことができないと認めるとき、又は町長から要求があった場合。 警察官 → (通知) → 町長 → (報告) → 知事
		避難等の措置	・重大な被害が切迫したと認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難等の措置。 警察官 → (報告) → 公安委員会
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合に限り、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置をとる。
			自衛官 → (報告) → 防衛大臣の指定するもの

イ 住民等への伝達と避難の実施

(ア) 避難指示の内容

- a 要避難対象地域
- b 避難理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等（戸締まり、携帯品、服装等）

(イ) 避難の広報

- a 町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、L アラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等に対して迅速に周知・徹底する。
- b 町は、避難行動要支援者への避難指示等に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団及び自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 町は、住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

3 地域における避難誘導

(1) 避難誘導の実施

町は、地域に避難指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導の実施に努める。

ア 避難誘導体制の確立

- (ア) 避難所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険がともなう場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ自治会又は職場等を単位とした集団で避難する。
- (イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。
- (ウ) 町は、自治会単位に避難集団を形成するため、山形警察署及び消防団の協力を得て、あらかじめ指定している避難地等に誘導員を配置し、住民を誘導する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。
- (エ) 消防機関は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。
- (オ) 県警察は避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

イ 避難経路

- (ア) 避難誘導に先立ち、危険地域別に、あらかじめ定めておいた避難施設への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所をさける。
- (ウ) 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難路上にある障害物を排除する。
- (エ) 町は、必要に応じて、車両及びヘリコプター等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

ウ 避難順位

災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者を優先して行う。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は規模、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難所の開設に当たって、町長は、避難所の管理者や応急危険度判定士等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置したりするなどの危険防止に努める。

(2) その他避難誘導に当たっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導に当たっては、事前に把握された要配慮者の事態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織の力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉施設及び要配慮者関連施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難所への収容を図る。

4 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

※風水害対策編第2章第16節 避難指示、誘導「4 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」に準ずる。

5 学校、社会福祉施設等における避難対策

※風水害対策編第2章第16節 避難指示、誘導「7 学校、社会福祉施設等における避難対策」に準ずる。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

※風水害対策編第2章第16節 避難指示、誘導「8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」に準ずる。

7 応援協力要請

※風水害対策編第2章第16節 避難指示、誘導「9 応援協力要請」に準ずる。

第17節 救助・救急

※風水害対策編第2章第17節 救助・救急に準ずる。

第18節 交通の確保及び規制

※風水害対策編第2章第18節 交通の確保及び規制に準ずる。

第19節 災害警備計画

※風水害対策編第2章第19節 災害警備計画に準ずる。

第20節 緊急輸送

※風水害対策編第2章第20節 緊急輸送に準ずる。

第21節 医療救護

※風水害対策編第2章21節 医療救護に準ずる。

第2.2節 要配慮者への緊急支援

※風水害対策編第2章第2.2節 要配慮者への緊急支援に準ずる。

＜事態安定期の応急対策＞

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、飲料水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

第23節 避難所の運営

※風水害第2章第24節 避難所の運営に準ずる。

第24節 食料の供給

※風水害対策編第2章第25節 食料の供給に準ずる。

第25節 給 水

※風水害対策編第2章第26節 給水に準ずる。

第26節 生活必需品の給与

※風水害対策編第2章第27節 生活必需品の給与に準ずる。

第27節 防疫・保健衛生対策

※風水害対策編第2章第28節 防疫・保健衛生対策に準ずる。

第28節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策

※風水害対策編第2章第29節 廃棄物の処理及び障害物の除去対策に準ずる。

第29節 行方不明者の搜索及び遺体の処理等

※風水害対策編第2章第30節 行方不明者の搜索及び遺体の処理等に準ずる。

第30節 住宅の供給確保

※風水害対策編第2章第31節 住宅の供給確保に準ずる。

第31節 文教対策

※風水害対策編第2章第32節 文教対策に準ずる。

第3.2節 ライフライン施設等の応急対策

※風水害対策編第2章第3.3節 ライフライン施設等の応急対策に準ずる。

第33節 義援金品の受入・配分

※風水害対策編第2章第34節 義援金品の受入・配分に準ずる。

第34節 農林漁業災害の応急対策

※風水害対策編第2章第35節 農林漁業災害の応急対策に準ずる。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興

※風水害対策編第3章第1節 災害復旧・復興に準ずる。

第2節 被災者の生活再建等への支援

※風水害対策編第3章第2節 被災者の生活再建等への支援に準ずる。

第3節 産業復興の支援

※風水害対策編第3章第3節 産業復興の支援に準ずる。

第4節 激甚災害の指定

※風水害対策編第3章第4節 激甚災害の指定に準ずる。

第4編 個別災害対策編

第1章 雪害対策

第1節 災害予防計画

降雪によって住民生活が著しく阻害されることを防止するため、冬期の降積雪、地吹雪等からの交通・通信の確保と、これらによる雪害を予防するため必要な事業の施行、施設の整備その他予防対策を実施し、災害を未然に防止し被害の拡大を防ぎ、住民生活の安定に寄与する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、建設課（建設設備グループ）

1 雪崩危険箇所の把握及び周知

町は、国、県等の調査結果及び現地の定期的な調査点検、聞き取り調査等により町域の雪崩発生危険箇所（資料編 P229 参照）を把握するとともに、学校や社会福祉施設、多数の住民が集まる施設等については特に留意して、地域住民への周知徹底を図る。

2 雪崩防止対策

町は、山腹面に発生するなだれによる交通の途絶、道路の決壊、家屋の倒壊等を未然に防止するため、国、県と連絡を密にし、なだれ防止林の造成、なだれ予防策等施設の整備等を推進する。

(1) 雪崩危険箇所の把握及び周知

町は、国、県等の調査結果及び現地の調査点検、聞き取り調査等により町域の雪崩危険箇所を把握するとともに、学校や社会福祉施設、多数の住民が集まる施設等については特に留意して、地域住民への周知を図る。

(2) 雪崩防止対策の整備

国、県及び町は、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

ア 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

イ 雪崩防護施設等の整備

道路及びその附属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁等の防護施設の整備に努める。

ウ 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

エ 施設の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるため、積雪前に整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、パトロール等による点検等を行う。

(3) 危険箇所の警戒

ア 道路等の危険箇所の点検

道路等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

イ 町による巡視

町は、関係機関と協力して雪崩危険箇所や雪崩危険箇所に近い民家等を対象に巡視警戒を行う。地域住民の協力のもと、雪崩発生の兆候及び雪崩に関する情報収集に努める。

ウ 県及び県警察の協力体制

県は町から応援要請があったときは、県警察と協力のうえ危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

エ 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町役場に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

(4) 事前回避措置の実施

ア 住民への雪崩情報の周知

(ア) 町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩による災害の発生の可能性がある場合は住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

(イ) 町は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の勧告又は指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受け入れ体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

イ 道路施設等の対策

道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の車両の通行を一時的に停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

3 交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、県、町及び鉄道事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、町は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

4 道路交通の確保

町及び国、県は冬期間における道路交通網の確保を図るため、相互連絡を密にして除排雪を実施し、道路交通網の確保とともに除雪資機材の整備等除雪体制の強化に努める。道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握するよう努める。

町は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップや除雪ブラシ、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

5 住民生活の安全確保

町及び関係団体は、建物の雪害防止のため、住宅や多人数を収容する建築物の維持補修及び新築等の促進に向けて対策を行う。

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

町は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根の雪おろしの指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行にともない、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、町は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 要配慮世帯に対する除雪援助

町は、高齢者世帯等の要配慮世帯に対し民生委員・児童委員、福祉団体による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。また、必要によっては、除雪業者の斡旋を行う。

(4) 屋根雪等による事故防止の啓発

町は、県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。

ア こまめな雪下ろしの励行

イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ 雪下ろし中の転落による事故防止

エ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止

オ 非常時における出入り口の確保

カ 換気口の確保

キ ガス供給配管の点検

(5) 孤立集落対策

町及び県は、豪雪のため孤立が予想される集落について、道路の除雪並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料等の整備及び備蓄並びに緊急時の救急対応等に努める。

(6) 消防水利等の対策

町は、積雪期にも配慮した消防施設等の整備を図るとともに、地域で協力して消火栓や防火水槽の除雪に取り組むよう啓発を図る。

6 農作物、農産施設の被害予防対策

町及び関係団体は、気象情報等連絡を密にし、雪害による農作物、農産施設等の被害防止・軽減を図

る。

7 JR東日本

鉄道の除雪体制の強化と列車の運転確保及び地吹雪による事故防止に努める。

8 NTT東日本

雪害による通信設備の被害を防止するため、雪害対策工法と除雪期前の巡回、点検、整備を行い雪害発生防止に努めるものとする。

9 東北電力㈱

東北電力株式会社山形支店及び東北電力ネットワーク株式会社は、雪害による電線切断等の被害を防止するため、雪害対策工法の実施と降雪期前の巡回、点検整備を行い、雪害発生防止に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

町は降雪時における交通の確保、公共建物の倒壊防止、暴風雪時の人命救助、農作物、果樹の対策等の応急措置を実施して、住民の生活が阻害されることを防止するとともに、降雪にともなう被害の軽減を図る。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、建設課（建設整備グループ）

1 豪雪対策本部の設置

(1) 設置基準

次のいずれかに該当するとき

- ア 役場前の積雪深が 60cm 以上となり、今後も積雪が増えると見込まれ、積雪により住民生活に大きな影響が発生するおそれがある場合
- イ 町に大雪特別警報、暴風雪特別警報が発表された場合
- ウ 町長が特に必要があると認めた場合

(2) 廃止基準

次のいずれかに該当するとき

- ア 雪害のおそれなくなるとともに、応急対策が概ね完了したとき
- イ 町長が特に必要がなくなったと認めたとき

2 交通の確保

(1) 主要な国・県道の除雪

主要な国・県道の除雪は、除雪車により国及び県がそれぞれ担当区間を定め、相互に協力して実施する。

(2) 町道の除雪

町は、道路除雪実施計画の定めるところにより、冬期間の交通確保を図るための除雪を行う。

ア 除雪体制

町内の道路、住宅、役場・学校を含む公共施設等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

イ 除雪区間

除雪作業を円滑に推進するため、指定路線とその他の路線に区分する。

(ア) 指定路線

異常降雪時以外は常時交通を確保することを原則として、主要路線、バス、公共・公益施設に通ずる幹線道路及び幹線道路間を連絡する主要路線が対象であり、早期作業の実施により、通勤、通学までの完了を目標にし、交通の確保を行う。

(イ) その他の路線

指定路線以外のもので、道路の積雪状況により、2月下旬以降、必要に応じて除雪を行う。

ウ 除雪期間 自 12月1日
至 翌年3月31日

エ 出動基準及び出動時間

除雪出動は、降雪量が10 cm以上に及んだときに出動し、通勤、通学の時間帯に支障がないよう交通の確保に努める。

出動時間については、積雪状況により判断の上、決定する。

3 公共建物等の積雪の除去及び通路の確保

公共建物等の積雪及び通路の確保については、概ね次により行う。

- (1) 各管理者は、当該建物の積雪の状況に応じて除去する。除雪要員については、各管理者が建設業者、付近の住民等に依頼し、確保する。
- (2) 下に降ろした雪は、建物の外壁面に力が加わらないようにし、出入口は安全な道、広場等に通ずる避難路を2つ以上つけておく。
- (3) 学校、その他大規模な建物については、道路から建物に通ずる通路、敷地内の消火栓、貯水槽、その他消防用水のそばまで自由に消防自動車が行き来できるよう確保しておく。

4 暴風雪のため避難した者の救出

暴風雪のため生命身体が危険な状態にある者、孤立状態にある者又は生死不明の状態にある者の救出は次による。

(1) 警告等

気象情報等に基づき、地吹雪の発生等が予想される場合は、状況により当該区域に対する消防団員等の警戒を強化し、関係者に必要な警告を行う。防災関係機関は相互に連絡の上、迅速な出動体制を整える。

(2) 救出

町は、事故発生の通報を受けたときは、防災関係機関と相互に協力の上、救助班を編成し救出・救助する。

5 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ 町は、住民等が被災した場合、関係機関と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ 町は、住居を失った住民について公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

(2) 道路等施設の被災時の対策

ア 道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、救助者がいる場合は直ちに119番通報及び県警察に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業にあたる。

イ 町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、道路が寸断され、通行車両中に運転者等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、

毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

ウ 県警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、もしくは集落住民の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

6 応援協力関係

町は、除雪及び救出の実施が困難な場合は、県に対しこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

第2章 道路災害対策

第1節 災害応急対策計画

大規模な道路災害が発生した場合は、近隣の市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全能力を挙げて災害応急対策を実施する。

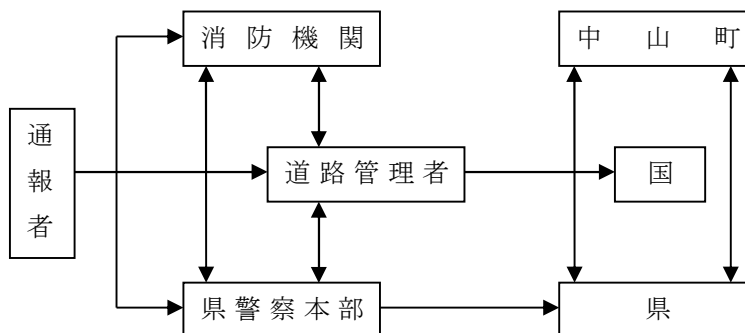
担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、建設課（建設整備グループ）

1 被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生した場合、町は、被害状況の調査を行い、県防災危機管理課に報告する。

道路管理者、県警察及び消防機関のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに防災関係機関に通報するものとする。

情報通信連絡系統図



2 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

3 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣要請依頼計画」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

4 広域応援要請

災害の規模により、町単独では十分な災害応急を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援及び避難受入計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町、県及び国への応援を要請する。

5 被害拡大防止措置

町は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 通行禁止又は制限

ア 事故災害等による道路の損壊その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ 道路の通行を禁止した場合、う回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

(2) 道路利用者及び住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、防災関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用等により広報を行う。

6 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第2編第2章第17節「救助・救急」の定めるところにより実施する。

7 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第2編第2章第21節「医療救護」の定めるところにより実施する。

8 消防活動

時における消防活動は、第2編第2章第15節「消防活動」の定めるところにより実施する。

9 危険物の流出等に対する応急対策

危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

(1) 二次災害の防止

ア 山形市消防本部は流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

ウ 有害物質が河川等公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

(2) 住民の安全確保

町は県警察等と連携し、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

第3章 鉄道災害対策

第1節 災害予防計画

鉄道事故に伴う多数の死傷者の発生等の災害を防止するため、鉄道事業者が実施する災害予防対策について定める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、建設課（建設整備グループ）

1 鉄道施設等の安全対策の推進

(1) 監督官庁による安全指導

東北運輸局は、管内で鉄道事業を営む者に対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度、立入検査、指導等を実施する。

(2) 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(3) 安全運行施設等の整備・改良

鉄道事業者は、C T C（列車集中制ぎょ装置）、A T S（自動列車停止装置）、A T C（自動列車制ぎょ装置）、踏切保安設備、防風設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良及び車両の不燃化等の安全対策を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(4) 保守・点検体制の充実

鉄道事業者は、法令並びに各社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設・設備の保守・点検体制を充実させ、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

2 防災体制の整備

(1) 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故・災害発生時の指揮系統、職員の動員計画、対応手順、災害時における事業継続に関する事等をあらかじめ定めておく。

(2) 連携体制の整備

鉄道事業者は、関係機関及び協力会社との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から連携の強化に努める。

(3) 応急対策用資機材の整備

鉄道事業者は、保安規程に基づき、事故・災害発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(4) 再発防止対策の実施

万一、鉄道事故が発生した場合には、鉄道事業者は、鉄道事故の再発防止を図るため、その原因を徹底的に究明し、その成果を速やかに安全対策に反映させるよう努める。

3 防災教育等の実施

(1) 防災教育の徹底

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため、職員に対し次の事項について防災教育を徹底する。

- ア 事故・災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等

(2) 防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故・災害発生時に適切な処置がとれるよう、事故・災害発生を想定した防災訓練を定期的に実施し、習熟に努める。

- ア 非常呼出訓練
- イ 避難誘導訓練
- ウ 消火訓練
- エ 脱線復旧訓練等

(3) 広報体制の充実

鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡網を確立し、広報体制の充実に努める。

第2節 災害応急対策計画

町内において、鉄道災害が発生した場合に、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

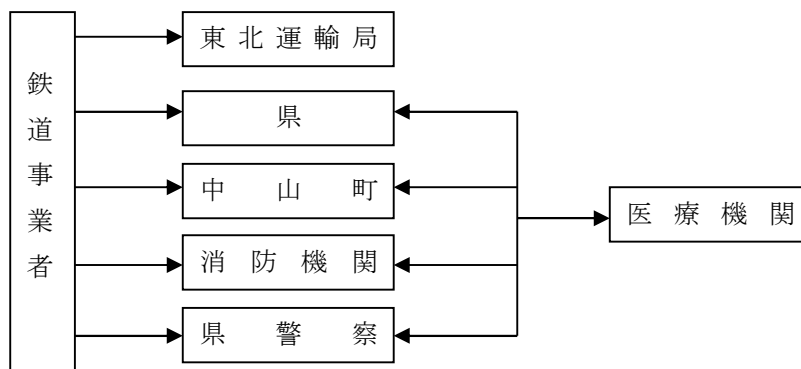
担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 事故情報等の伝達及び広報

(1) 情報の収集・伝達

乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、ＪＲ東日本から町に対して、被害（人的、施設等）状況、復旧見込み、代替交通手段等について通報される。

この場合、町は、防災関係機関と連携をとり、事故等の情報収集に当たるとともに、ＪＲ東日本が実施する応急対策について協力する。また、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、町は、通報を受けた場合、上記防災関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。



(2) 広報の実施

被災者の家族等及び旅客並びに一般住民等に対する広報は、ＪＲ東日本が実施する。

町は、ＪＲ東日本から要請があった場合又は事故等の状況から特に必要があると認めた場合は、広報車等による広報活動を実施する。

2 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整える。

3 自衛隊災害派遣要請

鉄道災害時における自衛隊災害派遣要請については、第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣要請依頼計画」の定めるところにより実施する。

4 広域応援要請

事故の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援及び避難受入計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国への応援を要請する。

5 消火及び救助に関する措置

- (1) 事故・災害等により火災が発生した場合は、ＪＲ東日本と連携して、旅客及び周辺住民等を安全な避難所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消防機関の協力のもとに消火体制を整える。
- (2) 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の損壊等により負傷者が発生した場合は、ＪＲ東日本及び消防機関と連携して、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

第4章 航空災害対策

第1節 災害予防計画

山形空港及びその周辺、もしくはそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施できるようにするため、県、町、消防、県警察、医療機関等の防災関係機関及び空港に従事する関係機関が実施する災害予防対策について定める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 防災体制の整備

(1) 連絡体制等の整備

空港管理者（空港事務所長）及び防災関係機関は、航空機事故発生時の情報連絡系統を整備するとともに、山形空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定等に基づき、応援協力体制についてあらかじめ整備する。

(2) 消火救難隊の設置

空港管理者及び空港関係機関は、空港緊急計画に基づき、事故発生時の消火救難活動にあたる消火救難隊を組織する。

(3) 空港緊急計画の作成

空港管理者は、国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画等を策定するとともに、円滑な救難活動のため、必要に応じて応急対策マニュアルを定め、訓練を実施して空港関係機関職員の習熟を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

空港管理者及び防災関係機関は、職員に対し航空機事故発生時の応急対策について防災教育を行うとともに、定期的に総合訓練を実施し、相互の連携を強化する。

また、訓練の成果を事後評価し、必要な場合は防災体制の改善を図る。

2 応急対策用資機材等の整備

空港管理者及び空港関係機関は、空港及びその周辺での災害発生に備えるため、国の基準に加え、医療機関又は消防機関の指導を受け、救急救助用資機材、消防用資機材及び医療資器材等の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

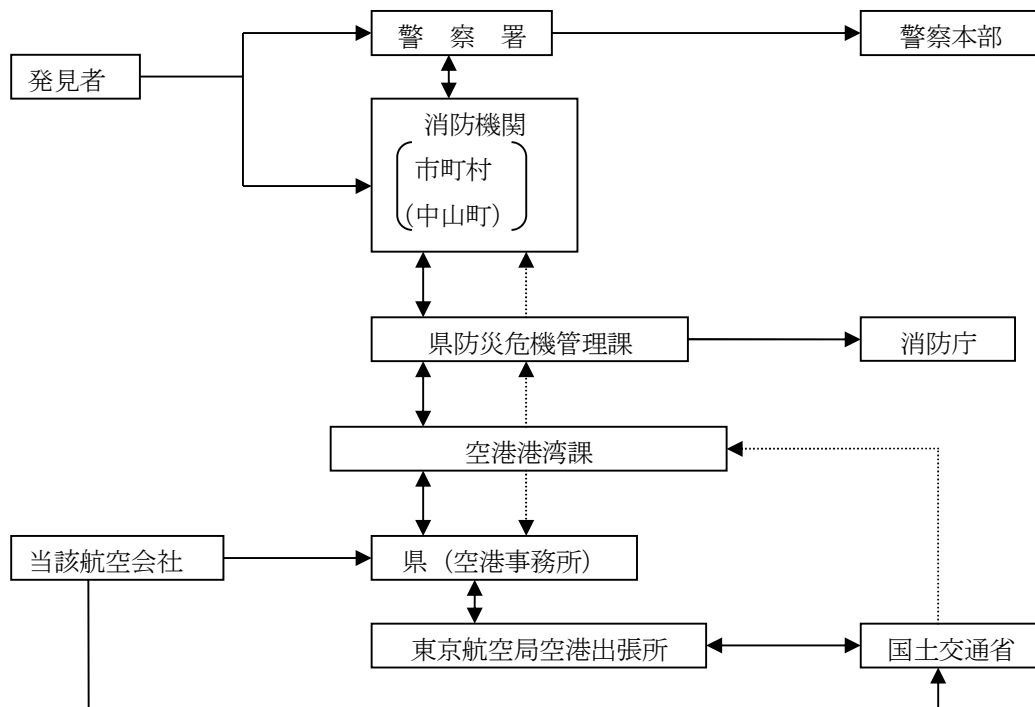
町域内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、被害の軽減を図るため、町は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

1 事故情報等の伝達及び広報

(1) 事故情報の収集

ア 情報の伝達系統

航空機事故が発生した場合、次の伝達系統により、事故情報が伝達される。



(2) 避難指示等

町で事故が発生した場合は、町又は県警察は避難指示等の指示を行う。

(3) 安否情報の提供

町で事故が発生した場合、航空会社、町、県及び県警察は、死亡者、行方不明等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、必要により報道機関の協力を得て、広報する。

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

(4) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動に当たっては、県、町、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連携を密にし、被害状況、応急対策及び避難指示等の情報を的確、迅速に伝えるよう努める。

イ 乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

ウ 周辺住民、乗客等への広報

県、町、航空会社は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

2 応急活動体制の確立

町は、防災関係機関と連携し、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整える。また、必要に応じて防災関係機関において現地対策本部が設置された場合には、協力して災害応急対策に当たる。

第5章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

災害時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の向上に努め、危険物等による災害の未然防止に努める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 危険物施設等の把握

町は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理及び自主保安体制の確立等適切な指導を行う。町内の危険物施設等については資料編P227参照のこと。

2 危険物施設の安全対策

【危険物取扱事業所等】

(1) 施設構造基準等の維持

危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び施設が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

(2) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、火災発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(3) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、常に消防、警察等の防災関係機関及び関係事業所等との連絡体制を整備しておく。

【県】

県は、山形県危険物安全協会連合会等と連携し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の向上と技術の向上を図っている。

第2節 災害応急対策計画

町域に危険物による災害が発生した場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置し、隣接する市町、県・防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 応急活動体制の確立

町は、危険物による災害が発生したことを覚知したときは、直ちに山形市消防本部及び消防団と連携し、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

2 災害拡大防止活動

- (1) 引火、爆発又はそのおそれのある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や防災関係機関と連絡を取り、立入禁止区域を設定するとともに、広報車等を利用した住民への広報や避難の指示又は勧告を行う。
- (2) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

【危険物取扱事業所等】

危険物取扱事業所は、事故発生時及び事故災害により被災した場合、町、山形市消防本部、警察及び県等防災関係機関に、事故等の状況を直ちに通報し、これらの機関との協力体制を確立する。

- (1) 危険物取扱事業所は、災害発生時には、危険物の取扱作業を停止し、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは直ちに、適切な応急措置を行う。
- (2) 危険物による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等の活用により、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (3) 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、消防本部及び警察等に連絡する。

第6章 大規模な火事災害対策

第1節 災害予防計画

火災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び防災関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、町は、山形市消防本部、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防団の育成強化の必要性

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、救助救出、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、生活圏の広域化による活動の衰退、高齢化等の問題を抱えているため、その育成強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(3) 消防団の業務

ア 通常の業務

- (ア) 火災予防活動
- (イ) 火災警防活動
- (ウ) 消防機械器具の整備点検
- (エ) 消防水利の整備点検
- (オ) その他必要な消防活動

イ 非常災害時の業務

- (ア) 災害防ぎょ活動
- (イ) 消火、警戒、情報伝達、避難誘導、救助、救出、捜査活動
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) その他災害防ぎょに必要な活動

2 出火防止対策

町は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、火災を未然に防止するために、火災予防

運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般対策

ア 町は、広報活動により火災予防意識の向上・啓発に努める。

イ 町は、火災の発生を防止するため、対震安全装置付石油暖房器具の普及、建築物の内装材料等の不燃化を指導する。

(2) 家庭に対する指導

ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時には身の安全を確保した後に火を消すこと、火気器具周辺に可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）を置かないこと等の指導を行う。

イ 対震自動消火装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれらの器具の取扱い方法について指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 地震発生後の電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切ることについて指導する。

カ 強風時の火気の使用制限又は停止及び可燃物の整理又は除去について指導する。

キ 火災発生時の初動措置の確認について指導する。

ク 特に、寝たきり高齢者、独居高齢者、身体障がい者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(3) 広報活動

町及び消防団は、広報活動により火災予防意識・知識の普及啓発に努める。

ア 広報車による広報

(ア) 各分団ごと広報車、消防ポンプ自動車等による火災予防広報を行う。

(イ) 春秋の火災予防運動期間に合わせ、広報車、消防ポンプ自動車等による火災予防広報を行う。

イ 町報等による広報

町報等により春秋の火災予防運動期間の周知を図るとともに、朝夕の定時にサイレン、警鐘を打鳴し火災予防を呼びかける。

(4) 職場に対する指導

ア 消防用設備等の維持点検と安全な取扱い方法の徹底を図る。

イ 終業時における火気点検の徹底を図る。

ウ 避難、誘導体制の総合的な整備を図る。

エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。

オ 自衛消防組織の育成指導を行う。

カ 不特定多数の者が出入する施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ 化学薬品を保持する学校・研究機関等においては、混合発火が発生しないよう適正な管理を指導する。

(5) 民間防火組織の育成

自主防災体制を確立し火災予防を徹底するため、幼年消防クラブ、女性防火クラブ等の民間防火組織の育成を促進し、防火意識の向上と安全な火気取扱の徹底を図る。

ア 民間防火組織は、火災の発生状況を、速やかに消防団、町等に通報する体制を確立する。

イ 民間防火組織は、防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

3 事業所の初期消火体制の整備・強化

(1) 消防訓練の実施

山形市消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練の実施を指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自主消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

4 初期消火対策

地震発生時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防団等と一体となった地震火災防止対策を推進するため、町は、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

イ 女性による家庭防火意識の向上徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

ウ 幼年期における防火教育を推進するため、就学前児童、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 自主防災組織の対策

ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに町等に通報する体制を確立する。

イ 自主防災組織は、消火訓練等を通じてこれらの消防施設の使用方法を習得しておく。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 地域住民による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

(4) 事業所における初期消火体制の整備

山形市消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。

5 消防施設等の整備

(1) 町及び消防団による消防施設等の整備

町は、町地域防災計画に定めるところに従い、「消防力の整備指針」を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保持する。

また、大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並び

に有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

なお、消防力の現況については、資料編P21参照のこと。

(2) 防火管理者による消防施設等の整備

防火管理者は、その消防計画の定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行うものとする。

(3) 自主防災組織における消防施設等の整備

町は、「中山町まちづくり推進事業」や「コミュニティ防災資機材整備事業」、「自主防災組織育成助成事業」等を活用し、自主防災組織における防災関連資機材及び施設等の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

大規模災害時には、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、町及び山形市消防本部、消防団は、住民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、全機能を挙げて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。また、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 初期消火

(1) 住民等による初期消火

地震など災害が発生したときは、家庭、職場等においては、次により出火防止及び初期消火に努めるとともに、火災が発生したときは速やかに町等へ通報する。

ア コンロや暖房器具等の火を消す。

イ 出火したときは、自身の安全を確保しながら、近隣住民等の協力も求めて初期消火に努める。

ウ 町等へ速やかに通報（電話、駆け込み）する。

エ 電気機器及びガス機器の接続状況を確認し、コンセントを抜き、ガスの元栓を締める等して、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織（自衛消防組織）による初期消火

地域、職場の自主防災組織は、自身の安全を確保しながら、山形市消防本部及び消防団等が到着するまでの間、あらかじめ定められた班編成等により、防災資機材を活用して初期消火に当たり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の救急及び救助活動を行う。

2 消防活動

大規模火災は、災害の大きさ、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、山形市消防本部及び消防団の全機能を挙げて、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 常備消防

山形市消防本部は、火災に当たって、速やかに消防活動体制を確立し、消火活動を行う。

(2) 消防団による火災防ぎょ活動

消防団は、火災が発生した場合、消防団長の指揮のもと次の火災防ぎょ活動を行う。

ア 消防団員の参集

消防団員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材を準備する。なお、参集途上において可能な限り、周囲の被害状況の情報収集に努める。

イ 初期消火の広報

消防団は、出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 情報の収集、伝達

消防団は、現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を防災関係機関へ連絡す

る。

エ 火災防ぎょ活動

消防団は、地域住民や自主防災組織等と協力し、迅速かつ効果的な火災防ぎょ活動に当たる。幹線避難路確保のための火災防ぎょ活動等人命の安全確保を最優先に行う。

オ 避難誘導

避難の指示、勧告が出された場合に、これを住民に伝達し、防災関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

カ 救急救助活動

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(3) 同時多発的に発生した時の対応

同時多発的に火災が発生し、また救出救護活動が必要となった場合は、次により活動を行う。

ア 人命の安全優先

イ 危険性の高い地域優先

ウ 人口密集地優先

エ 重要建築物優先

オ 消火可能地域優先

カ 救命処置を要する要救助者優先

キ 火災現場付近の要救助者優先

ク 多数の人命救助優先

3 応援要請

(1) 応援要請の手続き

町長と山形市長が協議し、必要と判断した場合は、山形県広域消防相互応援協定、緊急消防援助隊運用要綱及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づき、要請の依頼を行う。

(2) 応援隊の受入体制

山形市消防本部は山形県広域消防相互応援協定、緊急消防援助隊運用要綱及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づく応援隊等の円滑な受入を図るため、町は、連絡員を定めるなど受入体制を整えておく。

ア 応援隊の誘導方法

イ 応援隊等の人員・車両・資機材、指揮者等の確認

ウ 応援隊等に対する食事、宿泊施設等の手配

(3) 県消防防災航空隊の応援要請

火災が発生し、町長及び山形市消防長が災害応急活動の実施にあたり必要であると判断したときは、山形県消防防災ヘリコプター応援協定の定めるところにより県知事に対して県消防防災航空隊の緊急出動を要請する。

(4) 他県への応援要請

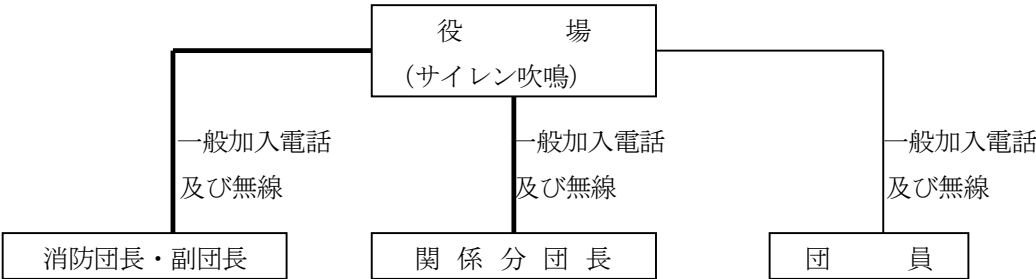
ア 町長は、県内市町村等による応援をもってしても防ぎょし得ないと認めるときは、県に対して他都道府県に対する応援要請の依頼を行う。

イ 大規模火災により大規模な被害が発生し、町長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第29条）を求めた場合、知事から消防庁長官に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動要請、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく広域航空消防応援要請等を行い、そ

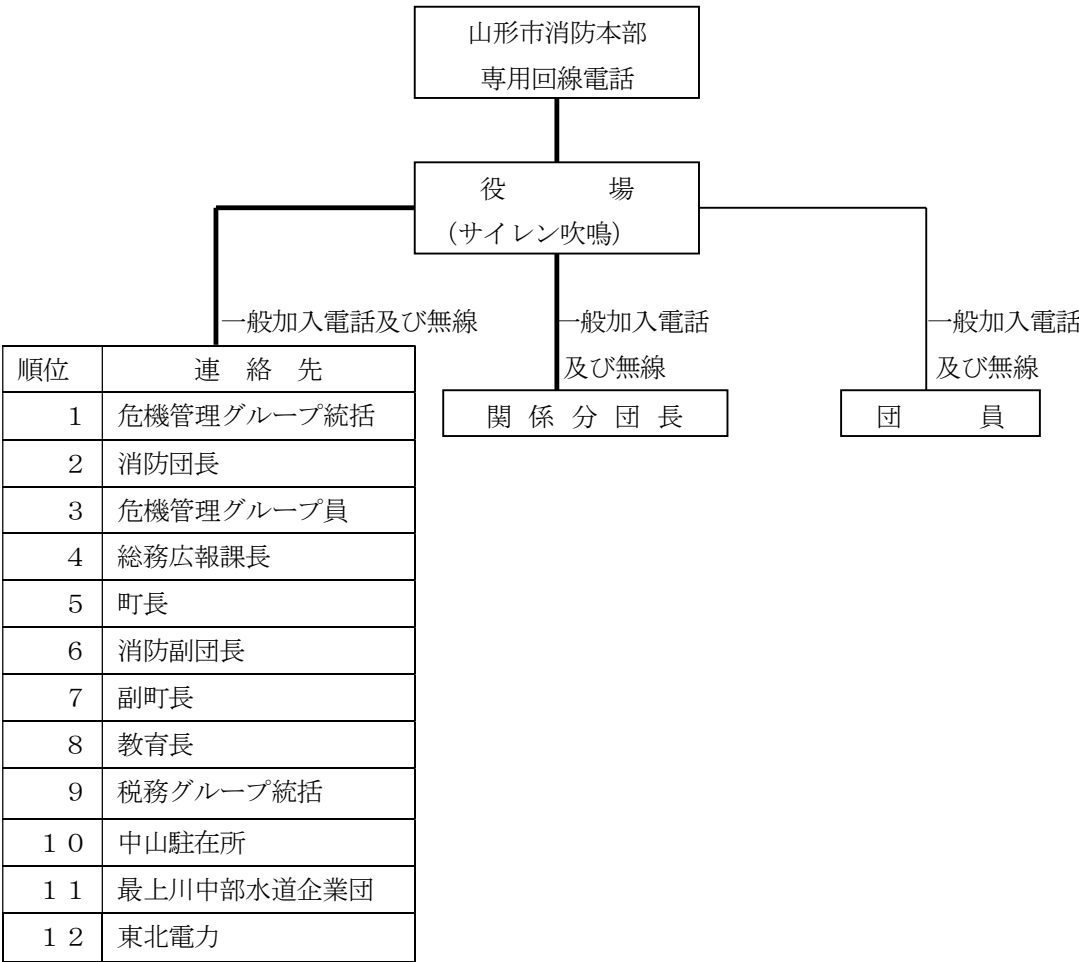
の結果は直ちに町長に連絡される。

4 中山町内火災発生時の連絡体制

(1) 職員の勤務時間内



(2) 職員の勤務時間外及び休日



第7章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、火災を未然に防止し、被害の軽減に努めなければならない。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ危機管理グループ）、産業振興課（産業振興グループ）

1 火災予防対策の整備

(1) 体制等の整備

町、県、国、森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

ア 監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

イ 防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

ウ 林道（防火道）の整備

町及び消防団は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

エ 消防水利の確保

町は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川及び砂防・治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造に努める。

オ 消防施設等の整備

町は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア 火入れ許可

町長は、森林法第21条に基づき火入れを許可する場合には、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市町に近接する場合には、当該市町に通知する。

なお、林野火災危険期間中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火をはかり、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象条件への十分な留意を指導する。

イ 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、防災関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の許可・届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令時又は気象条件の急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) ハイカー等に対し火災予防意識の啓発を図る。

(3) 危険気象等に対する警戒

林野火災は、気象条件によって延焼拡大のおそれ等が大きく左右されるため、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

ア 通常の警戒

町及び林野の所有者、管理者は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努める。

イ 火災警報発令と警戒

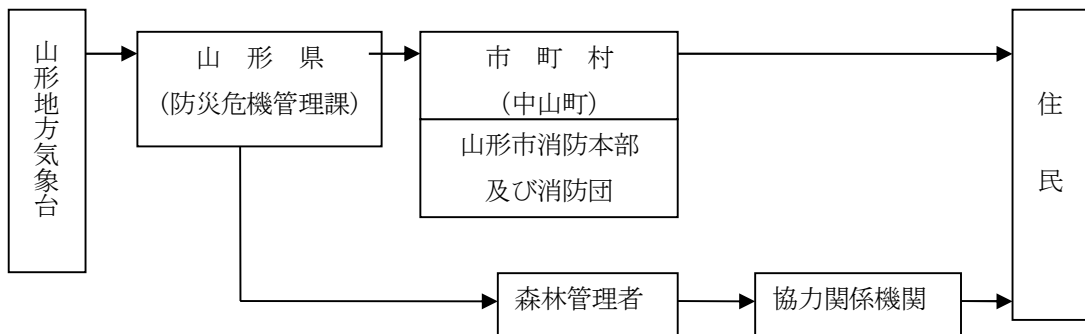
町長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。なお、火災気象通報の発表基準は、第2編第2章第9節「気象予警報等の収集・伝達」を参照のこと。

ウ 伝達系統

通報を受けた場合は、通報内容を、住民に周知徹底を図る。

また、町長は、火災気象情通報を受けたとき、また気象の状況により林野火災発生に危険性があると認めたときは、消防法第22条第3項に基づき火災警報を発表する。

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



2 防火意識の向上

(1) 一般住民に対する啓発

町、県、森林管理署その他林野防災関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、

新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

(2) 地域住民、林野関係者等に対する指導

ア 山火事防止対策連絡会議等の開催

町、県、森林管理署その他の林野防災関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

イ 地域での指導の徹底

町は、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火意識の徹底を図る。

ウ 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、消防機関の協力を得る等により、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

3 消防体制等の整備

(1) 消防資機材の整備

林野火災に対応する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(2) 消防水利の確保

火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成するなど、消防水利の一層の整備を図る。

(3) 林野火災防ぎょ訓練の実施

町は、他の防災関係機関と協力して、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と防ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

第2節 災害応急対策計画

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、防災関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援の要請、迅速かつ的確な消防活動を行う。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）

1 出火の発見・通報

森林・原野等で火災の発生を確認した者は、直ちに町等に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火力が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火に当たる。

2 応急活動体制の確立

町は、林野火災の発生を覚知したときは、「山形県広域消防相互応援協定書」に基づき、直ちに山形市消防本部に出動を要請し、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動を実施する。

3 消火・救援活動

町は山形市消防本部、消防団及び山形森林管理署と相互の連携を密にし、それぞれ、一致協力して消防活動を行う。

- (1) 森林火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、防災関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、森林火災が延焼拡大するおそれがある場合等には、第2編第2章第6節「県消防防災航空隊・県ドクターヘリコプターの活用」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- (3) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火剤の備蓄に努めるとともに、ヘリポートの適地をあらかじめ選定しておく。
- (4) 要救助者の救助

火災現場で負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

- (5) 現地指揮本部

大規模な火災の場合等は、町のほか、関係市町村、県、県警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、消防団長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに現場指揮本部を設置する。

4 避難・誘導

- (1) 森林内の滞在者の退去

町は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、

登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難経路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示等を行い、住民を安全に避難させる。

特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に要配慮者避難支援プランを作成の上、避難支援者を予め決めておくとともに、避難情報を発令するなど、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

5 自衛隊災害派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊災害派遣要請依頼計画」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

6 広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域応援及び避難受入計画」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町、また必要に応じて県及び国へ応援を要請する。

7 鎮火後の措置

町は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・傾斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、これらによる二次災害から住民を守るため措置を講ずる。

第8章 大規模土砂災害対策

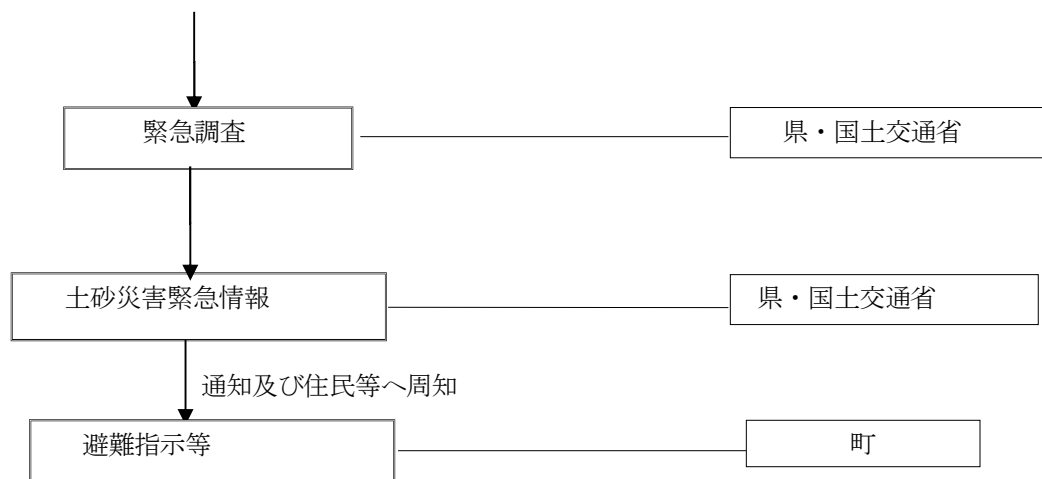
第1節 災害応急対策計画

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を守るために、町、県、国土交通省が大規模土砂災害対策を実施する。

担当課（担当グループ）	総務広報課（庶務広報グループ、危機管理グループ）、産業振興課（産業振興グループ）

1 大規模土砂災害対策フロー

※大規模土砂災害現象の発生



2 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

また、国土交通省は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について県及び町に助言を行う。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項 目	内 容	
河道閉塞による湛水 を発生原因とする 土石流	河道閉塞の高さが概ね 20m以上ある場合 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛	河道閉塞の高さが概ね 20m以上ある場合	国土交通省

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査
項 目	内 容	実施機関
水	概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が10度以上である区域の概ね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

3 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県は町に、国土交通省は県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

また、県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、町は避難判断基準により避難指示等を適切に実施するとともに、避難所等を示したハザードマップの作成や住民等への伝達方法など、警戒避難体制を整備する。

4 避難指示等の判断基準に基づいた避難指示等の発令

土砂災害が発生するおそれのある場合は、以下の避難指示等の判断基準に基づき、高齢者等避難、避難指示を発令する。避難指示等の避難情報の発令に当たっては、以下の基準をもとに、気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断する。

避難指示等の伝達は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール及び職員・消防団員による巡回等により住民へ伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他放送機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

第9章 原子力事故災害対策

第1節 総則

1 計画の目的

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を守るとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 女川原子力発電所（宮城県）

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4 万 kW	平成 30 年 12 月 21 日 運転終了
			2号	BWR	82.5 万 kW	
			3号	BWR	82.5 万 kW	

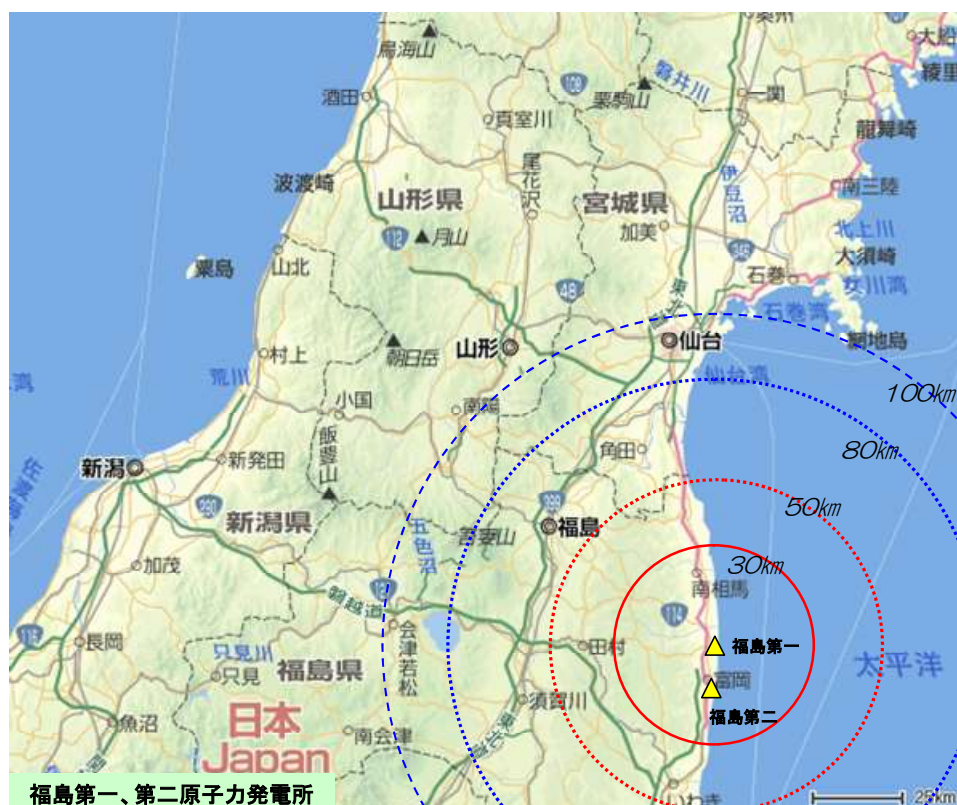
※BWR＝沸騰水型軽水炉



(2) 福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所（福島県）

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力	備考
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年4月19日廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	
			5号	BWR	78.4万kW	平成26年4月31日廃止
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡檜葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉



(3) 柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力 ホールデ ィングス 株式会社	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉、ABWR＝改良型沸騰水型軽水炉



第2節 原子力災害予防計画

1 計画の概要

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町及び県等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

2 活動体制等

町及び県は、平常時から各々の役割に応じて体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。また、活動体制や実施体制について点検しておくものとする。

3 モニタリングの実施

(1) 平常時におけるモニタリング

県は、県内における環境及び食品・水道水の放射性物質の状況を把握するため、平常時より環境中及び食品・水道水中のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

また、町は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

4 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

町は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 避難等の体制の整備

町及び県は、国が示す緊急事態等の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

ア 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る「情報収集事態」、「警戒事態」（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、「施設敷地緊急事態」（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備するものとする。

イ 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る「全面緊急事態」（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。

緊急事態区分

区分	対象事象	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる故障等）が発生した段階	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態

(3) 防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的の実施する。

5 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

町は、国や県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ウ その他必要と認める事項に関すること。

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

町は、国、県及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。
- (イ) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (エ) 避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、避難手段、避難緊急時における情報及び指示の伝達方法等）
- (オ) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。
- (カ) 指定避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (キ) 要配慮者の支援に関すること。
- (ク) その他必要と認める事項に関すること。

イ 防災教育

原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 防災業務関係者に対する教育・研修

- ア 町は、応急対策の円滑な実施を図るため、国、県及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

- (ア) 原子力防災体制及び組織に関する知識
 - (イ) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。
 - (ウ) 原子力災害とその特殊性に関すること。
 - (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - (オ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。
 - (カ) 放射線及び放射性物質の測定に関すること。
 - (キ) 緊急時医療に関すること。
 - (ク) 危機管理に関すること。
 - (ケ) その他必要と認める事項に関すること。
- (4) 住民相談体制の整備
- 町は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、県と連携し必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。
- (5) 要配慮者等への配慮
- 町は、防災知識の普及と啓発を行うに際し、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第3節 原子力災害応急計画

1 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、町及び県が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

2 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L (※)に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、災害対策本部設置の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

※＜O I L＞

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

ア 緊急時におけるモニタリング

(ア) 空間放射線モニタリング

県及び町は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、災害対策本部設置の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(イ) 放射性物質の検査

県は、災害対策本部放射線対策班のもとで、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ モニタリング結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページにポータルサイトを立ち上げるとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。

また、結果については市町村に情報提供を行う。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

町は、県による県産農林水産物等のモニタリングの結果、放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国及び県から摂取制限・出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し、摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

県は、水道水の放射性物質検査の結果、当該水道水に含まれるO I Lや放射性物質が水道事業者等の管理目標値を超えた場合は、町及び水道事業者等に対し、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を要請があったときは速やかに対処する。また、水道事業者は超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停

止の措置を講ずる。

町又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

飲食物摂取制限に関する指標

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※3} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※4}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※5}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※5 根菜、芋類を除く野菜類が対象

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、町への影響が懸念される事態が発生した場合に早い段階からの注意喚起を行うとともに、町に対して原災法第15条の規定に基づき内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられた場合は、住民に対して指示を行う。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

町及び県は、原子力災害による影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町及び県は、町への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、町に対して原災法第15条第3項の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条第3項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣から町に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示が発せられた場合は、次のことを行う。

ア 町は、住民に対する屋内退避又は避難指示を次により伝達する。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(イ) 防災行政無線等による広報

(ウ) 広報車などによる広報

(エ) 学校、保育所、社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

イ 町は、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

ウ 広域避難が必要となった場合は、県と連携し実施する。

〈原子力緊急事態〉

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

エ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

4 住民への情報伝達等

(1) 住民に対する広報及び指示伝達

ア 町が行う広報及び指示伝達

町は、住民に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

(ア) 事故の概要

(イ) 災害の現況

(ウ) 放射線の状況に関する今後の予測

(エ) 町、県及び防災関係機関の対策状況

(オ) 屋内退避、避難など住民のとるべき行動及び注意事項

(カ) その他必要と認める事項

(2) 住民相談の実施

町は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、県と連携し住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

5 自治体の区域を越えた避難者の受入活動

自治体の区域を超えた避難者の受入等活動については、第2編第2章第4節「広域応援及び避難・受入計画」に準ずる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び町が連携して受入活動にあたる。

原子力災害が発生し、自治体の区域を超え町に避難する事態となった場合は、県と連携し、町の指定避難所で可能な限り受け入れを行い、避難者に対して必要な支援及び避難元市町村からの情報提供等を行う。

第4節 災害復旧計画

1 計画の概要

住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

2 制限措置等の解除

(1) 各種制限措置等の解除

ア 各種指示の解除

町は、県から、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなり避難等の指示を解除するよう指示を受けたときは、住民に対しその旨を伝達する。

イ 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制等の解除を関係機関に対し指示する。

3 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、町においてモニタリングにより基準を超える空間放射線量が確認され、住民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、町、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

(3) 健康に関する相談への対応

町及び県は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

4 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

ア 町は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

イ 町は、国、県及び関係団体等と連携し、県産農林水産物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等

町及び県は、当該原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存しておき、時期を見て当該原子力災害を起因することとなった原子力事業者に対して、損害賠償請求等を行うものとする。